

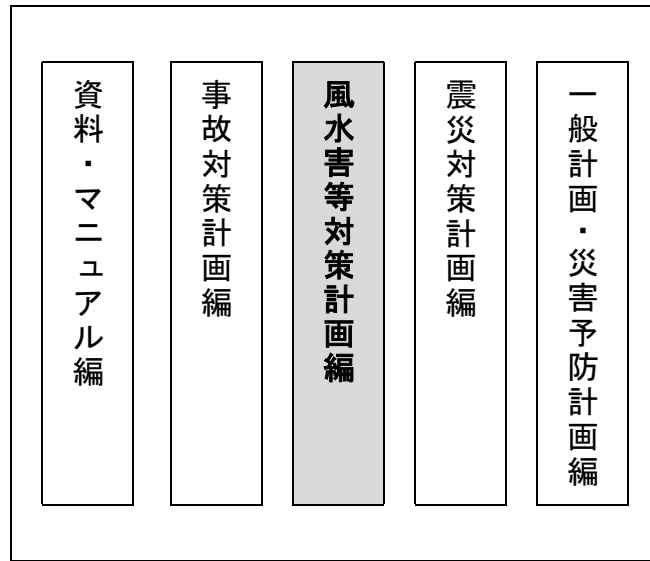
亀岡市地域防災計画

風水害等対策計画編

令和8年3月

亀岡市防災会議

亀岡市地域防災計画



一般計画・災害予防計画編

第1編 総則

第2編 災害予防計画

震災対策計画編

第1編 災害の想定等

第2編 地震災害応急対策計画

第3編 地震災害復旧計画

付編 亀岡市南海トラフ地震防災対策推進計画

風水害等対策計画編

第1編 災害の想定等

第2編 風水害等災害応急対策計画

第3編 風水害等災害復旧計画

事故対策計画編

航空機災害対策計画

鉄道災害対策計画

道路災害対策計画

危険物等災害対策計画

大規模火災対策計画

林野火災対策計画

広域停電事故対策計画

広域断水事故対策計画

原子力災害対策計画

資料・マニュアル編

資料編

震災対策マニュアル編

風水害対策マニュアル編

目 次

第1編 災害の想定等

第1章 災害の履歴

| | |
|-----------|---|
| 第1節 災害の履歴 | 1 |
|-----------|---|

第2章 災害の想定

| | |
|-----------|---|
| 第1節 災害の想定 | 5 |
|-----------|---|

第2編 風水害等災害応急対策計画

第1章 災害警戒期の活動

| | |
|------------------|----|
| 第1節 気象予警報等の収集・伝達 | 25 |
|------------------|----|

| | |
|----------|----|
| 第2節 組織動員 | 51 |
|----------|----|

| | |
|----------|----|
| 第3節 応急避難 | 67 |
|----------|----|

第2章 災害発生後の活動

| | |
|--------------|----|
| 第1節 情報の収集・伝達 | 85 |
|--------------|----|

| | |
|---------------|----|
| 第2節 災害広報・広聴対策 | 93 |
|---------------|----|

| | |
|---------------|----|
| 第3節 応援の要請・受入れ | 96 |
|---------------|----|

| | |
|-------------|-----|
| 第4節 消火・救助対策 | 106 |
|-------------|-----|

| | |
|----------|-----|
| 第5節 救急医療 | 110 |
|----------|-----|

| | |
|-------------|-----|
| 第6節 二次災害の防止 | 114 |
|-------------|-----|

| | |
|------------|-----|
| 第7節 水防応急対策 | 117 |
|------------|-----|

| | |
|------------|-----|
| 第8節 緊急輸送活動 | 120 |
|------------|-----|

| | |
|-----------------|-----|
| 第9節 ライフラインの緊急対応 | 126 |
|-----------------|-----|

第3章 応急復旧期の対策活動

| | |
|--------------|-----|
| 第1節 災害救助法の適用 | 128 |
|--------------|-----|

| | |
|---------------|-----|
| 第2節 避難所の開設・管理 | 131 |
|---------------|-----|

| | |
|-------------|-----|
| 第3節 緊急物資の供給 | 134 |
|-------------|-----|

| | |
|------------|-----|
| 第4節 保健衛生活動 | 141 |
|------------|-----|

| | |
|----------|-----|
| 第5節 福祉活動 | 144 |
|----------|-----|

| | |
|-------------|-----|
| 第6節 社会秩序の維持 | 147 |
|-------------|-----|

| | |
|-----------------|-----|
| 第7節 ライフラインの応急対策 | 148 |
|-----------------|-----|

| | |
|-------------|-----|
| 第8節 交通の機能確保 | 152 |
|-------------|-----|

| | |
|--------------|-----|
| 第9節 農林関係応急対策 | 154 |
|--------------|-----|

| | |
|-----------------|-----|
| 第10節 建築物・住宅応急対策 | 156 |
|-----------------|-----|

| | |
|-------------|-----|
| 第11節 文教応急対策 | 162 |
|-------------|-----|

| | |
|--------------------|-----|
| 第12節 遺体の収容・処理及び埋火葬 | 168 |
|--------------------|-----|

| | |
|-------------|-----|
| 第13節 廃棄物の処理 | 171 |
|-------------|-----|

| | |
|----------------|-----|
| 第14節 応急公用負担等 | 178 |
| 第15節 自発的支援の受入れ | 181 |

第3編 風水害等災害復旧計画

第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画

| | |
|--------------|-----|
| 第1節 生活確保対策計画 | 186 |
|--------------|-----|

第2章 公共土木施設復旧計画

| | |
|--------------|-----|
| 第1節 計画の方針 | 192 |
| 第2節 国土交通省の計画 | 192 |
| 第3節 京都府の計画 | 194 |

第3章 農林業施設復旧計画

| | |
|-----------|-----|
| 第1節 計画の方針 | 195 |
| 第2節 計画の内容 | 195 |

第4章 教育及び文化財等の復旧計画

| | |
|-----------------|-----|
| 第1節 計画の方針 | 197 |
| 第2節 学校等の施設の復旧計画 | 197 |
| 第3節 教育活動の再開 | 197 |
| 第4節 文化財等の復旧計画 | 198 |

第5章 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画

| | |
|---------------|-----|
| 第1節 計画の方針 | 199 |
| 第2節 市町村に対する措置 | 199 |
| 第3節 農林業関係融資 | 199 |

第6章 住宅復興計画

| | |
|----------------------|-----|
| 第1節 京都府の計画 | 202 |
| 第2節 独立行政法人 都市再生機構の計画 | 203 |

第7章 中小企業復興計画

| | |
|-----------|-----|
| 第1節 計画の方針 | 204 |
| 第2節 計画の内容 | 204 |

第8章 激甚災害の指定に関する計画

| | |
|----------------|-----|
| 第1節 計画の方針 | 205 |
| 第2節 激甚災害に関する調査 | 205 |
| 第3節 激甚災害指定の促進 | 205 |

第9章 租税の徴収猶予及び減免の措置並びに郵便関係補助

| | |
|---------------------|-----|
| 第1節 租税等の徴収猶予及び減免の措置 | 206 |
| 第2節 郵便関係補助 | 206 |

第1編 災害の想定等

第1章 災害の履歴

第1節 災害の履歴

1. 風水害

「亀岡市史」には明治時代以降の主な気象災害が記録されており、河川の氾濫、排水不良による浸水が多く記録されている。中でも、桂川の氾濫は被害の広がりから見て、本市における主要な災害であったことがうかがえる。

また、昭和26年7月の水害では平和池堤防が決壊し、下流の篠町柏原地区を中心に多くの人命を失う大惨事となった。

桂川は、亀岡盆地が生まれる過程で、盆地北東側の若丹山地で先行を形成する形で保津川峡谷となって京都市に流下しており、保津川峡谷が狭いために上流で降った雨水が流下しきれず、たびたび亀岡盆地の出口で溢れて洪水をもたらした。こうした逆流浸水被害は、篠町山本地区流域の河川狭隘部の改修工事、上流の日吉町で建設された日吉ダムの洪水調節機能により軽減しているが、近年、異常ともいわれる局地的集中豪雨が全国各地で頻発しており、改修計画規模や洪水調節能力を上回る豪雨が発生することが考えられるため、引き続き警戒を怠ることはできない。加えて、桂川の支流河川等における小規模水害や内水氾濫による水害に対しても警戒が必要である。

2. 土砂災害

(1) 山崩れ、崖崩れ

山崩れや崖崩れは、降雨や降雪、地震などを誘因として、急な斜面の表土や風化岩が崩落する現象で、本市のように広い山地を有する地域では、過去に度々崖崩れなどの被害が生じている。亀岡市災害資料集（平成7年12月）によれば、近年では昭和58年9月と10月に篠町や東別院町で山崩れにより家屋が全壊するなどの被害を生じている。また、平成24年4月には、古世町で山崩れが発生し、約4箇月間府道が通行不能となった。明治18年以降災害資料に記載（地名の分かるもの）されている土砂災害は、千代川町、宮前町、保津町、曾我部町、西別院町、東別院町、篠町など市域の山地部での記録がみられる。

また、平成30年には大阪府北部地震や7月豪雨の影響により曾我部町や西別院町で土砂崩れが発生、令和2年には7月豪雨の影響により東別院町、西別院町、篠町で土砂崩れが発生した。

(2) 土石流

土石流は山崩れと同じように、降雨や融雪・地震などを誘因として、山崩れで発生した土砂や、溪床に堆積した土砂が溪流を一挙に流下する現象で、溪流の出口には扇状地（沖積錐）を形成する場合がある。亀岡市においては、平成24年7月に曾我部町において土石流が発生し、家屋が損壊、周辺道路が長期間に渡って通行不能となる等、大きな被害が発生している。

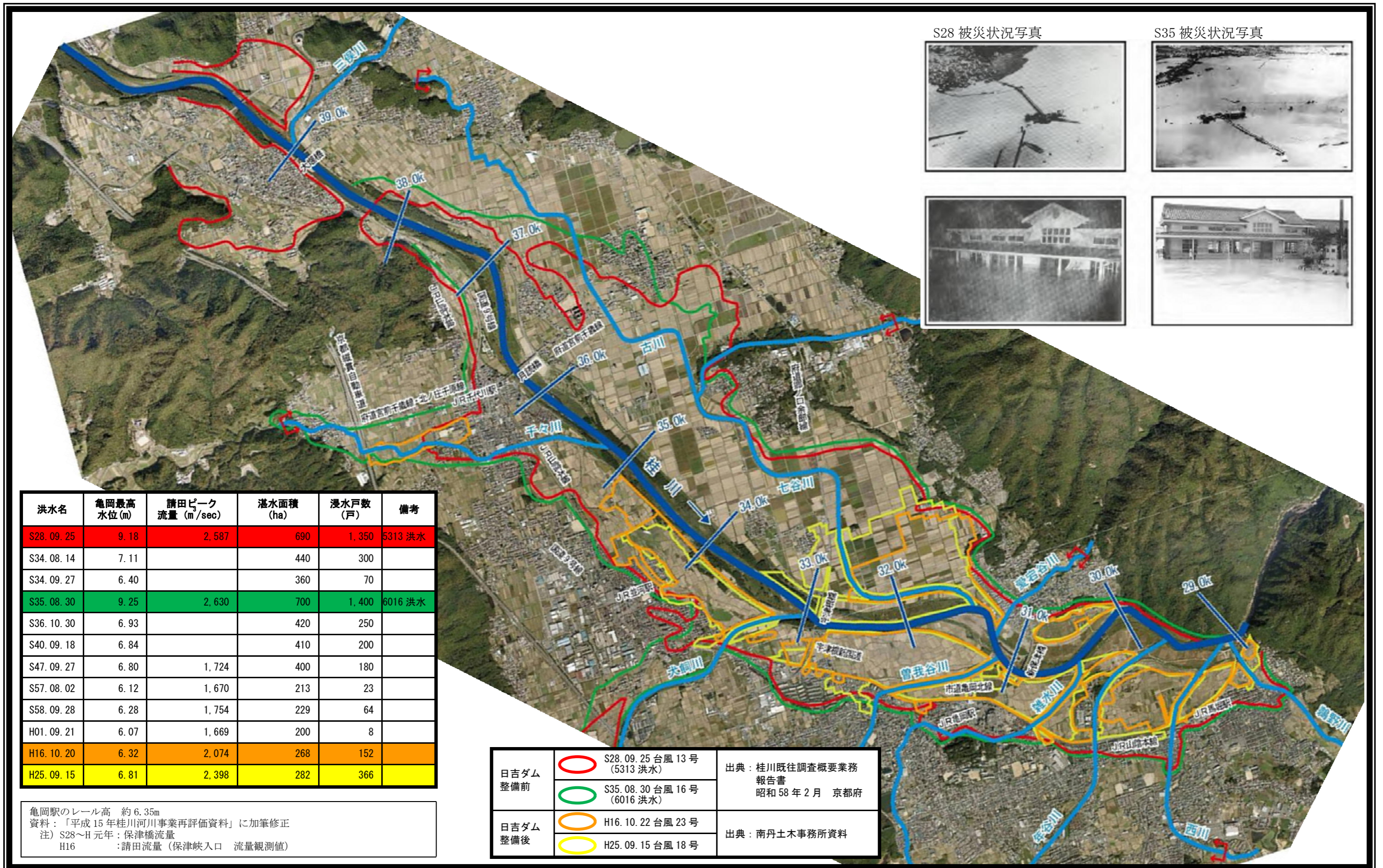
また、平成30年には7月豪雨によって畑野町にて土石流が発生した。同年9月7日から8日にかけて発生した集中豪雨では、本梅町で土石流が発生している。

第1章 災害の履歴

(3) 地すべり

亀岡市には地すべりにより被害を生じたところはないが、地形的には地すべり地形を呈する箇所がある。霊仙ヶ岳南斜面と宮前町に数箇所みられる。降雨や地震などの誘因が働くと地すべり、崩壊を生じることがあるので、日頃から注意しておく必要がある。

【過去の浸水被害状況】



| 洪水名 | 亀岡最高水位 (m) | 請田ピーク流量 (m ³ /sec) | 湛水面積 (ha) | 浸水戸数 (戸) | 備考 |
|-----------|------------|-------------------------------|-----------|----------|--------|
| S28.09.25 | 9.18 | 2,587 | 690 | 1,350 | 5313洪水 |
| S34.08.14 | 7.11 | | 440 | 300 | |
| S34.09.27 | 6.40 | | 360 | 70 | |
| S35.08.30 | 9.25 | 2,630 | 700 | 1,400 | 6016洪水 |
| S36.10.30 | 6.93 | | 420 | 250 | |
| S40.09.18 | 6.84 | | 410 | 200 | |
| S47.09.27 | 6.80 | 1,724 | 400 | 180 | |
| S57.08.02 | 6.12 | 1,670 | 213 | 23 | |
| S58.09.28 | 6.28 | 1,754 | 229 | 64 | |
| H01.09.21 | 6.07 | 1,669 | 200 | 8 | |
| H16.10.20 | 6.32 | 2,074 | 268 | 152 | |
| H25.09.15 | 6.81 | 2,398 | 282 | 366 | |

亀岡駅のレール高 約 6.35m
 資料：「平成15年桂川河川事業再評価資料」に加筆修正
 注) S28～H元年：保津橋流量
 H16：請田流量（保津峡入口 流量観測値）

| | | | |
|---------|--|--------------------------|---------------------------------|
| 日吉ダム整備前 | | S28.09.25 台風13号 (5313洪水) | 出典：桂川既往調査概要業務報告書 昭和58年2月 京都府 |
| | | S35.08.30 台風16号 (6016洪水) | |
| 日吉ダム整備後 | | H16.10.22 台風23号 | 出典：南丹土木事務所資料 |
| | | H25.09.15 台風18号 | |

S28 被災状況写真



S35 被災状況写真



3. その他災害

その他災害（人為的災害）は主として火災であるが、最近5ヵ年間における発生状況は下表に示すとおりである。

【火災発生状況】

| 区分 | | 年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|-------------|---------------|------------|-----------|---------|---------|--------|-------|
| | | 火災種別 | 建物 (件) | 26 | 16 | 32 | 20 |
| | 林野 (件) | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 車両 (件) | 3 | 4 | 5 | 4 | 5 | |
| | その他 (件) | 7 | 4 | 8 | 8 | 4 | |
| | 計 (件) | 38 | 24 | 45 | 32 | 33 | |
| 人的損害 | 死者 (人) | 1 | 1 | 2 | 3 | 2 | |
| | 負傷者 (人) | 9 | 4 | 9 | 5 | 12 | |
| | り災世帯数 (世帯) | 15 | 9 | 17 | 14 | 25 | |
| 焼損面積 | 建物 | 床面積 (㎡) | 1,434 | 599 | 3,627 | 1,619 | 3,256 |
| | | 表面積 (㎡) | 57 | 10 | 59 | 167 | 19 |
| | 林野 (a) | 280 | 0 | 24 | 0 | 1 | |
| | その他 (㎡) | 3,506 | 325 | 12,476 | 2,594 | 898 | |
| 損害額 (千円) | | 175,906 | 42,315 | 283,670 | 116,666 | 56,736 | |

資料：亀岡消防署

第2章 災害の想定

第1節 災害の想定

この計画の作成にあたっては、防災アセスメント（平成7年度亀岡市調査）、防災カルテ（平成8年度亀岡市調査）及び京都府浸水想定区域調査（平成17・18年度調査）の調査結果をもとに、市における地勢、地盤・地質特性、気象等の自然的条件に加え、人口、土地利用の現況等の社会的条件及び過去に発生した各種災害を勘案し、市において発生するおそれがある災害を想定した。

1. 災害の危険性

(1) 外水氾濫の危険性

河川水の河道外への氾濫は、水位が堤防や河岸よりも高くなった場合の越流と、堤防が決壊して溢れだす場合の破堤に大別され、一般に河道の狭小部や屈曲部、複数の河川の合流部付近、河床勾配の急減部、河川横断構造物付近において外水氾濫が生じやすい。

また、後背湿地は一旦浸水すると浸水深が大きく、湛水時間が長い。

(2) 内水氾濫の危険性

市街地における後背湿地や旧流路は内水氾濫が生じやすい。また、片方を山や崖、片方を堤防で囲まれるといった閉塞したところでも、内水氾濫が生じやすい。

(3) 土砂災害の危険性

① 山崩れ・崖崩れ

山崩れや崖崩れは、傾斜が 30° 以上の山地や丘陵の斜面で生じる可能性が高い。また、人工的な切土地や盛土地でも生じることがあり、誘因は、降雨、地震などである。一般には山地斜面で生じるため、山脚部は土砂災害を受けるおそれがある。そのため、山脚部に形成された麓層面は、土砂災害を受けやすい。また、低平な地形でも崩壊土砂が達する場合がある。市内では、急傾斜地崩壊危険区域が2箇所あるほか、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に係る急傾斜地の警戒区域として434箇所（令和6年2月27日現在）が指定されている。

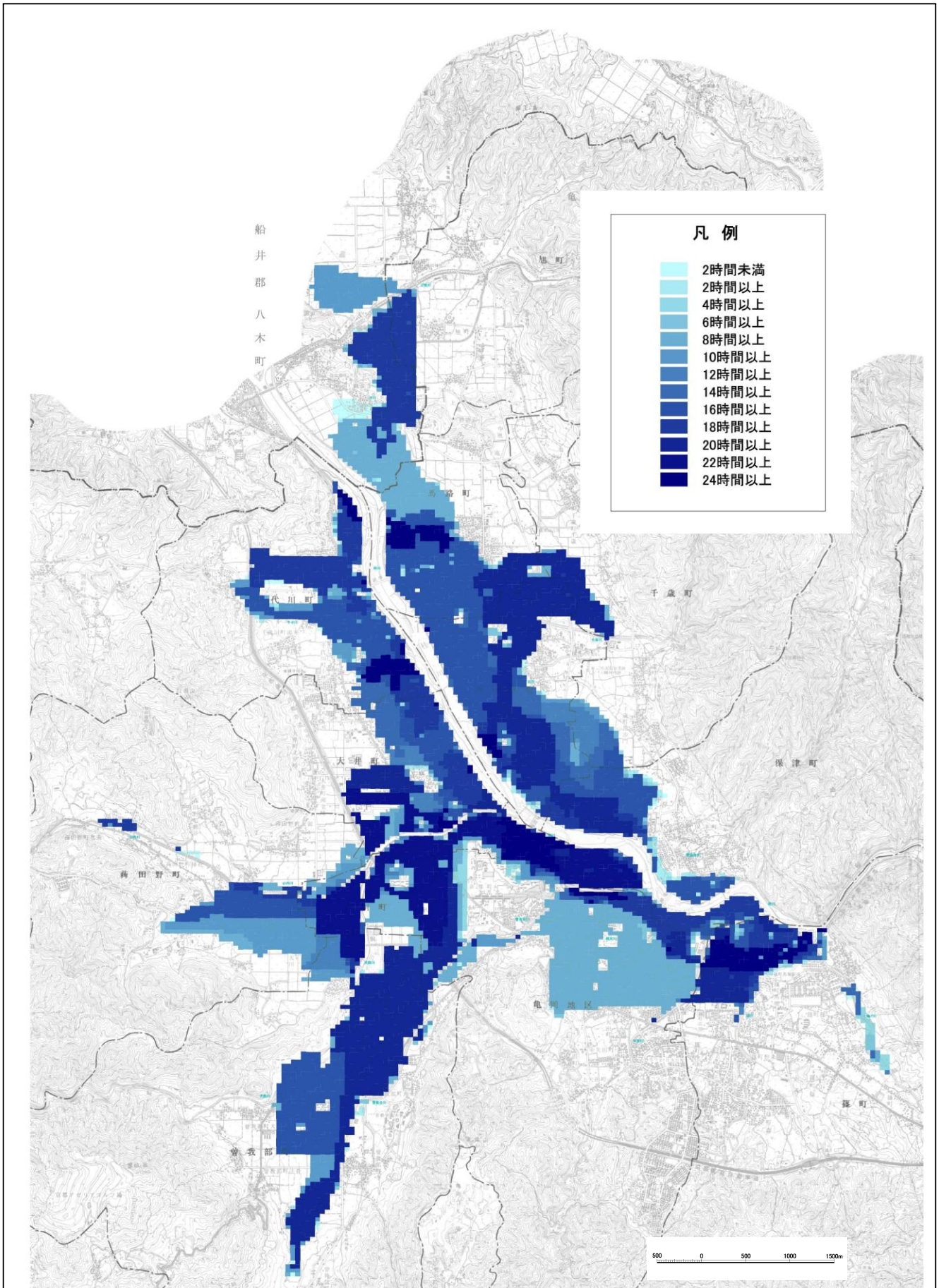
② 土石流

小さな谷の谷口付近は、土石流の発生する危険性があり、降雨や地震などでも生じることがある。市内では、砂防指定地が76箇所4,735ha、急傾斜地の影響範囲も加えて、土砂災害を被る危険性のある区域内には、推計で、約6,000人以上の人口が分布している。小谷の谷口に形成された麓層面や勾配の急な扇状地では、土石流の被害を受けやすく、一般に勾配 3° 程度で土石流は停止するとされているが、土石流に続き土砂濃度の高い後続泥流や土砂流は、さらに下流へ土砂を運搬し、被害を生じることがしばしばである。なお、土砂災害防止法に係る土石流の警戒区域として325箇所（令和6年2月27日現在）が指定されている。

③ 地すべり

地すべりは、土石流や崖崩れに比較すると移動速度が緩慢であるが、時として大きな被害をもたらす。市内には山地災害危険地区が1箇所あるほか、航空写真判読によれば、宮前町や曾我部町霊仙ヶ岳南麓地帯に地すべり地形がみられる。なお、土砂災害防止法に係る地すべりの警戒区域として1箇所（令和6年2月27日現在）が指定されている。

【淀川水系桂川たん水時間図】



【亀岡市における地形と自然災害条件の総括】

| 地 形 | | 水害に対する条件 | | 土砂災害に対する条件 | | 地震災害に対する条件 | |
|-------------------|---------------------|----------|----------------------------|------------|--------------------------|------------|-------------------------|
| 低地 (平地) | 低水敷 高水敷 | × | 洪水(外水)氾濫が起きやすい | ○ | 問題は少ない | × | 地震動が大きく、液状化しやすい |
| | 自然堤防 | △ | 微高地のため、低地の中では浸水しにくい | | | | |
| | 旧河道 | × | 洪水氾濫や内水氾濫が起きやすい | | | | |
| | 後背湿地 | × | 内水氾濫が起きやすい | × | 液状化の可能性がある | | |
| | 氾濫平野 | △ | 洪水氾濫や内水氾濫が起きることがある | | | | |
| | 谷底平野 | | | | | × | 山麓部では崖崩れ土石流災害を受けやすい |
| 低地 (山麓地) 台地 | 崖・錐 沖積錐 | △ | 土砂を伴う水災害を受けやすい | × | 崖崩れ、土石流災害を受けやすい | ○ | |
| | 扇状地 | △ | 天井川化していると特に危険 | × | 土石流災害を受けやすい | △ | |
| | 段丘面 | ○ | ほとんど問題なし | ○ | 問題は少ない | ○ | 地震動は比較的小さく、液状化の問題は少ない |
| | 侵食凹地 | △ | 問題は少ないが、豪雨時に水が集中しやすく浸水しやすい | | | | |
| | 段丘崖 | ○ | ほとんど問題なし | △ | 問題は少ないが、一部で豪雨時に崖崩れが起きやすい | △ | 急な崖は崩れることもある |
| 人口 改変地 | 盛土部 (低地部) | △ | 破堤すれば冠水することがある | ○ | 問題は少ない | × | 地震動が大きく、液状化しやすい |
| | 埋土地 盛土地 (台地部) | ○ | ほとんど問題ない | | | △ | 地震動がやや大きく、地震にクラックが起きやすい |
| | 切土 | — | | — | | — | |
| その他 | 水部 (河川、水路、ため池他) | / | | | | | |

2. 災害想定の大綱

市内各地区の災害危険度及び防災施設の現状を整理すると次のようになる。

【地区別防災評価総括表】

| No. | 地区名 | 災害に対する危険性 | 防災施設の現状 |
|-----|--|--|--|
| 1 | 亀岡地区東部 面積 5.96km ² 人口 6,209人 世帯数 2,957世帯 | 《風水害》桂川沿いの低地部は浸水の可能性が高い。住宅地のほとんどは段丘面上にあり浸水の可能性は低い、低地部の市街化が進行している。 《土砂災害》土砂災害防止法に係る土石流の警戒区域が5箇所、うち特別警戒区域が2箇所、急傾斜地の警戒区域が7箇所、うち特別警戒区域が6箇所指定されている。 | ○消防団 1箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 6箇所 ○ヘリコプター発着場 2箇所 ○公設防火水槽 24基 |
| 2 | 亀岡地区中部 面積 2.79km ² 人口 6,746人 世帯数 3,368世帯 | 《風水害》桂川沿いの低地部は浸水の可能性が高い。住宅地のほとんどは段丘面上にあり浸水の可能性は低い、亀岡駅周辺は浸水実績がある。 《土砂災害》土砂災害防止法に係る土石流の警戒区域が3箇所、うち特別警戒区域が1箇所、急傾斜地の警戒区域が17箇所、うち特別警戒区域が17箇所指定されている。 | ○消防署 1箇所 ○駐在所・交番 1箇所 ○消防団 1箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 6箇所 ○指定緊急避難場所 1箇所 ○公設防火水槽 23基 (内プール1基) ○耐震性貯水槽(100m ³)1基 ○ヘリコプター発着場 3箇所 |
| 3 | 亀岡地区西部 面積 2.38km ² 人口 6,551人 世帯数 3,280世帯 | 《風水害》桂川沿いの低地部は浸水の可能性が高い。住宅地のほとんどは段丘面上にあり浸水の可能性は低い、低地部の市街化が進行しており、浸水実績がある。 《土砂災害》土砂災害防止法に係る急傾斜地の警戒区域が2箇所、うち特別警戒区域が2箇所指定されている。 | ○警察署 1箇所 ○消防団 1箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 6箇所 ○公設防火水槽 23基 (内プール1基) ○耐震性貯水槽(100m ³)1基 ○ヘリコプター発着場 1箇所 |
| 4 | 東別院町 面積 23.75km ² 人口 901人 世帯数 536世帯 | 《風水害》川沿いの谷底平野は、浸水の可能性があるが、住宅地のほとんどは山麓斜面上にあり、浸水の危険性は低い。 《土砂災害》土砂災害防止法に係る土石流の警戒区域が76箇所、うち特別警戒区域が50箇所、急傾斜地の警戒区域が137箇所、うち特別警戒区域が136箇所指定されている。 | ○駐在所・交番 1箇所 ○消防団 3箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 4箇所 ○公設防火水槽 26基 (内プール1基) ○ヘリコプター発着場 3箇所 |
| 5 | 西別院町 面積 16.70km ² 人口 744人 世帯数 418世帯 | 《風水害》川沿いの谷底平野は、浸水の可能性があるが、住宅地のほとんどは山麓斜面上にあり、浸水の危険性は低い。 《土砂災害》土砂災害防止法に係る土石流の警戒区域が32箇所、うち特別警戒区域が23箇所、急傾斜地の警戒区域が72箇所、うち特別警戒区域が68箇所指定されている。 | ○駐在所・交番 1箇所 ○消防団 3箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 4箇所 ○公設防火水槽 20基 (内プール1基) ○ヘリコプター発着場 1箇所 |

| | | | |
|----|--|---|---|
| 6 | <p>曾我部町 面積 23.35km² 人口 3,624人 世帯数 1,776世帯</p> | <p>《風水害》低地部は浸水の可能性がある。特に旧河道部はその危険性が高いが、住宅地のほとんどは段丘面・扇状地にあり、浸水の可能性は低い。 《土砂災害》土砂災害防止法に係る土石流の警戒区域が28箇所、うち特別警戒区域が12箇所、急傾斜地の警戒区域が18箇所、うち特別警戒区域が18箇所指定されている。</p> | <p>○駐在所・交番 1箇所 ○消防団 9箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 4箇所 ○公設防火水槽 34基 (内プール1基) ○ヘリコプター発着場 2箇所</p> |
| 7 | <p>吉川町 面積 1.08km² 人口 683人 世帯数 355世帯</p> | <p>《風水害》犬飼川、山内川沿いの低地部は浸水の可能性があるが、住宅地のほとんどは段丘面・扇状地上にあるため、浸水の可能性は低い。 《土砂災害》土砂災害防止法に係る土石流の警戒区域及び急傾斜地の警戒区域はない。</p> | <p>○消防団 2箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 4箇所 ○公設防火水槽 5基 (内プール2基) ○ヘリコプター発着場 1箇所</p> |
| 8 | <p>蘗田野町 面積 14.14km² 人口 2,240人 世帯数 1,231世帯</p> | <p>《風水害》川沿いの低地部は浸水の可能性があるが、住宅地のほとんどは段丘面・扇状地上にあるため、浸水の可能性は低い。 《土砂災害》土砂災害防止法に係る土石流の警戒区域が29箇所、うち特別警戒区域が13箇所、急傾斜地の警戒区域が26箇所、うち特別警戒区域が26箇所指定されている。</p> | <p>○駐在所・交番 1箇所 ○消防団 4箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 4箇所 ○公設防火水槽 26基 (内プール1基) ○ヘリコプター発着場 2箇所</p> |
| 9 | <p>本梅町 面積 14.75km² 人口 1,291人 世帯数 645世帯</p> | <p>《風水害》低地部は浸水の可能性があるが、特に旧河道部はその危険性が高いが、住宅地のほとんどは扇状地・山麓斜面上にあり、浸水の可能性は低い。 《土砂災害》土砂災害防止法に係る土石流の警戒区域が22箇所、うち特別警戒区域が9箇所、急傾斜地の警戒区域が14箇所、うち特別警戒区域が14箇所指定されている。</p> | <p>○駐在所・交番 1箇所 ○消防団 4箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 3箇所 ○公設防火水槽 17基 (内プール1基) ○ヘリコプター発着場 1箇所</p> |
| 10 | <p>畑野町 面積 15.66km² 人口 1,647人 世帯数 951世帯</p> | <p>《風水害》川沿いの低地部は浸水の可能性があるが、住宅地のほとんどは段丘面上・山麓斜面上にあり、浸水の可能性はほとんどない。 《土砂災害》土砂災害防止法に係る土石流の警戒区域が43箇所、うち特別警戒区域が37箇所、急傾斜地の警戒区域が48箇所、うち特別警戒区域が48箇所指定、地すべりの警戒区域が1箇所指定されている。</p> | <p>○消防団 3箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 3箇所 ○公設防火水槽 10基 (内プール1基) ○ヘリコプター発着場 1箇所</p> |

| | | | |
|----|--|---|--|
| 11 | 宮前町 面積 14.88km ² 人口 1,208人 世帯数 620世帯 | 《風水害》低地部は、浸水の可能性があるが、住宅地のほとんどは山麓斜面にあるため、浸水の可能性は低い。 《土砂災害》土砂災害防止法に係る土石流の警戒区域が20箇所、うち特別警戒区域が14箇所、急傾斜地の警戒区域が14箇所、うち特別警戒区域が13箇所指定されている。 | ○駐在所・交番 1箇所 ○消防団 3箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 3箇所 ○公設防火水槽 17基 (内プール1基) ○ヘリコプター発着場 2箇所 |
| 12 | 東本梅町 面積 9.53km ² 人口 453人 世帯数 240世帯 | 《風水害》低地部は浸水の可能性があるが、住宅地のほとんどは扇状地・山麓斜面上にあり、浸水の可能性は低い。 《土砂災害》土砂災害防止法に係る土石流の警戒区域が12箇所、うち特別警戒区域が8箇所、急傾斜地の警戒区域が16箇所、うち特別警戒区域が16箇所指定されている。 | ○消防団 2箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 4箇所 ○公設防火水槽 7基 |
| 13 | 大井町 面積 4.31km ² 人口 8,469人 世帯数 4,150世帯 | 《風水害》桂川沿いの低地部は浸水の可能性が高く、また、住宅地の一部が桂川の氾濫平野にも広がっており、浸水の可能性があるが、住宅地のほとんどは段丘面上にあり浸水の可能性は低い。 《土砂災害》土砂災害防止法に係る土石流の警戒区域が4箇所、うち特別警戒区域が2箇所、急傾斜地の警戒区域が1箇所、うち特別警戒区域が1箇所指定されている。 | ○駐在所・交番 1箇所 ○消防団 4箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 5箇所 ○公設防火水槽 36基 (内プール1基) ○耐震性貯水槽(100m ³) 1基 ○ヘリコプター発着場 1箇所 |
| 14 | 千代川町 面積 6.57km ² 人口 8,489人 世帯数 3,691世帯 | 《風水害》桂川沿いの低地部は浸水の危険性が高く、また、住宅地が桂川の氾濫平野にも広がっており、浸水の可能性がある。 《土砂災害》土砂災害防止法に係る土石流の警戒区域が9箇所、うち特別警戒区域が3箇所、急傾斜地の警戒区域が10箇所、うち特別警戒区域が10箇所指定されている。 | ○駐在所・交番 1箇所 ○消防団 5箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 3箇所 ○公設防火水槽 32基 (内プール1基) ○耐震性貯水槽(100m ³) 1基 ○ヘリコプター発着場 1箇所 |
| 15 | 馬路町 面積 6.00km ² 人口 1,422人 世帯数 660世帯 | 《風水害》桂川沿いの低地部は浸水の危険性が高く、集落も氾濫平野上の盛土地や自然堤防上にあり、浸水の可能性がないとはいえない。 《土砂災害》土砂災害防止法に係る急傾斜地の警戒区域が1箇所、うち特別警戒区域が1箇所指定されている。 | ○駐在所・交番 1箇所 ○消防団 4箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 3箇所 ○公設防火水槽 18基 (内プール1基) ○ヘリコプター発着場 4箇所 |
| 16 | 旭町 面積 9.66km ² 人口 638人 世帯数 310世帯 | 《風水害》浸水の可能性はほとんどない。 《土砂災害》土砂災害防止法に係る土石流の警戒区域が7箇所、うち特別警戒区域が4箇所、急傾斜地の警戒区域が6箇所、うち特別警戒区域が6箇所指定されている。 | ○消防団 4箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 2箇所 ○公設防火水槽 15基 ○ヘリコプター発着場 1箇所 |

| | | | |
|----|--|--|---|
| 17 | 千歳町 面積 9.79km ² 人口 1,008人 世帯数 482世帯 | 《風水害》桂川沿いの低地部は浸水の危険性が高いが、住宅地のほとんどは山麓斜面上にあり浸水の可能性は低い。 《土砂災害》土砂災害防止法に係る土石流の警戒区域が15箇所、うち特別警戒区域が9箇所、急傾斜地の警戒区域が11箇所、うち特別警戒区域が11箇所指定されている。 | ○駐在所・交番 1箇所 ○消防団 4箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 3箇所 ○公設防火水槽 14基 |
| 18 | 河原林町 面積 3.58km ² 人口 950人 世帯数 529世帯 | 《風水害》桂川沿いの低地部は浸水の危険性が高く、また、集落も氾濫平野上の盛土地や自然堤防上にあり、浸水の可能性がないとはいえない。 《土砂災害》土砂災害防止法に係る土石流の警戒区域及び急傾斜地の警戒区域はない。 | ○消防団 2箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 2箇所 ○公設防火水槽 22基 |
| 19 | 保津町 面積 15.01km ² 人口 1,427人 世帯数 716世帯 | 《風水害》桂川沿いの低地部は浸水の危険性が高い。一方、住宅地のほとんどは扇状地に形成され、その多くは浸水の可能性が低い。 《土砂災害》土砂災害防止法に係る土石流の警戒区域が6箇所、うち特別警戒区域が5箇所、急傾斜地の警戒区域が8箇所、うち特別警戒区域が8箇所指定されている。 | ○駐在所・交番 1箇所 ○消防団 5箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 5箇所 ○公設防火水槽 33基 (内プール1基) |
| 20 | 篠町 面積 24.34km ² 人口 18,787人 世帯数 8,333世帯 | 《風水害》桂川沿いの低地部は浸水の危険性が高いが、住宅地のほとんどは段丘面上にあり、浸水の可能性は低い。 《土砂災害》土砂災害防止法に係る土石流の警戒区域が14箇所、うち特別警戒区域が11箇所、急傾斜地の警戒区域が10箇所、うち特別警戒区域が9箇所指定されている。 | ○消防署(分署) 1箇所 ○駐在所・交番 2箇所 ○消防団 9箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 6箇所 ○公設防火水槽 107基 (内プール2基) ○耐震性貯水槽(100m ³) 1基 ○ヘリコプター発着場 4箇所 |
| 21 | 東つつじヶ丘 面積 0.20km ² 人口 2,980人 世帯数 1,333世帯 | 《風水害》浸水の可能性はほとんどない。 《土砂災害》土砂災害防止法に係る土石流の警戒区域及び急傾斜地の警戒区域はない。 | ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 3箇所 ○公設防火水槽 10基 |
| 22 | 西つつじヶ丘 面積 0.42km ² 人口 3,313人 世帯数 1,470世帯 | 《風水害》山地斜面を造成した住宅地上にあり、浸水の可能性はほとんどない。 《土砂災害》土砂災害防止法に係る土石流の警戒区域が1箇所、うち特別警戒区域が1箇所、急傾斜地の警戒区域が3箇所、うち特別警戒区域が3箇所指定されている。 | ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 3箇所 ○公設防火水槽 7基 (内プール1基) ○ヘリコプター発着場 1箇所 |

| | | | |
|----|--|--|---|
| 23 | 南つつじヶ丘 面積 0.73km ² 人口 5,817人 世帯数 2,610世帯 | 《風水害》山地斜面を造成した住宅地上にあり、浸水の可能性はほとんどない。 《土砂災害》土砂災害防止法に係る急傾斜地の警戒区域が13箇所、うち特別警戒区域が13箇所指定されている。 | ○消防団 1箇所 ○自主防災会 1組織 ○指定避難所 3箇所 ○公設防火水槽 23基 (内プール1基) ○ヘリコプター発着場 2箇所 |
|----|--|--|---|

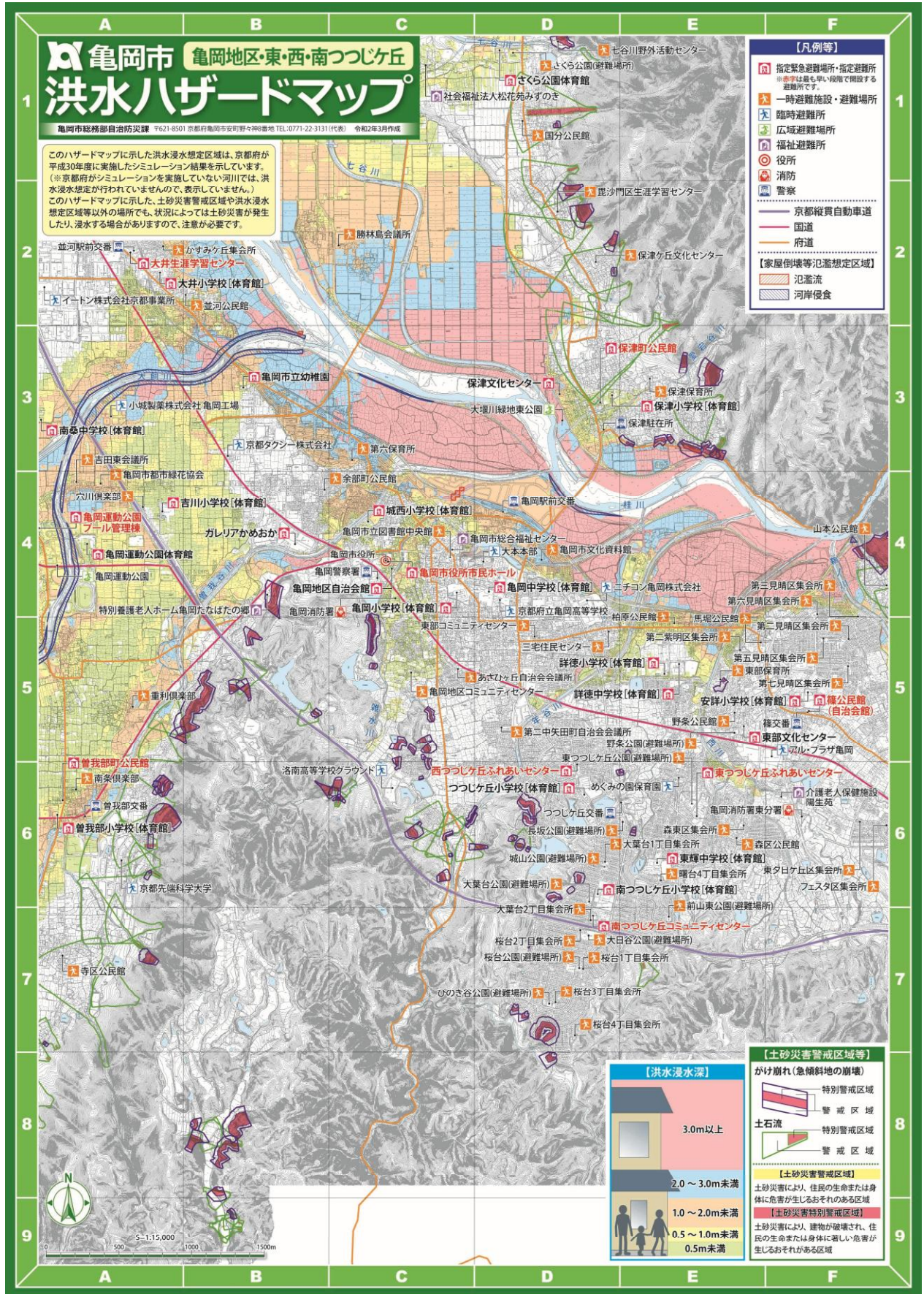
注1：人口、世帯数については令和8年1月1日現在

注2：防災施設の現状については、令和8年1月1日現在

注3：京都府管理の桂川及び支川の浸水想定区域は、1000年に1回程度の降雨による洪水のときに、複数箇所の破堤や溢水により氾濫する区域を重ね合わせたもので、想定される最大の区域と浸水を示している。(桂川…2日で327mm、支川…1時間85.8mm)

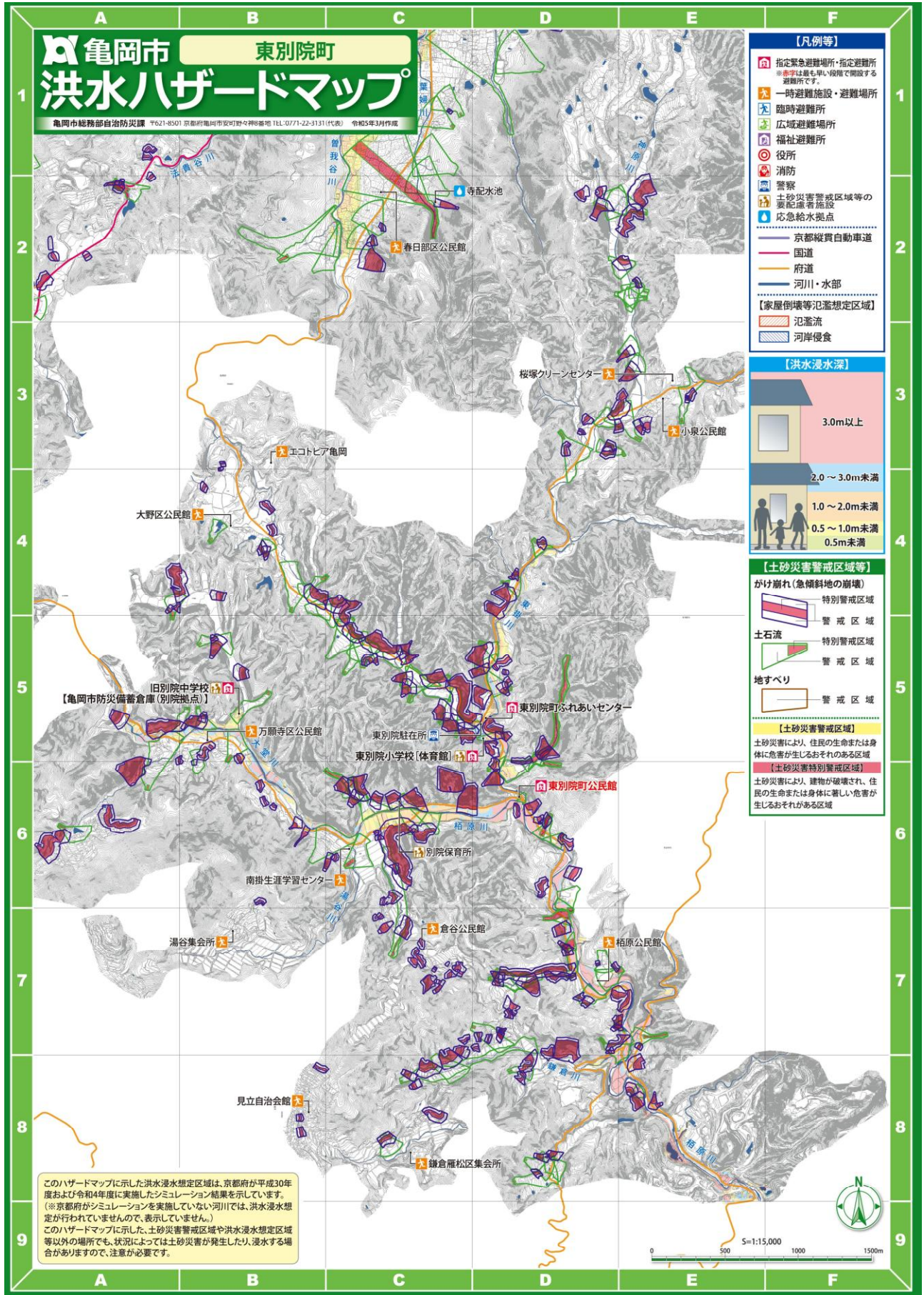
注4：土砂災害防止法による警戒区域等の箇所数は、令和6年2月27日現在

【ハザードマップ地図データ】



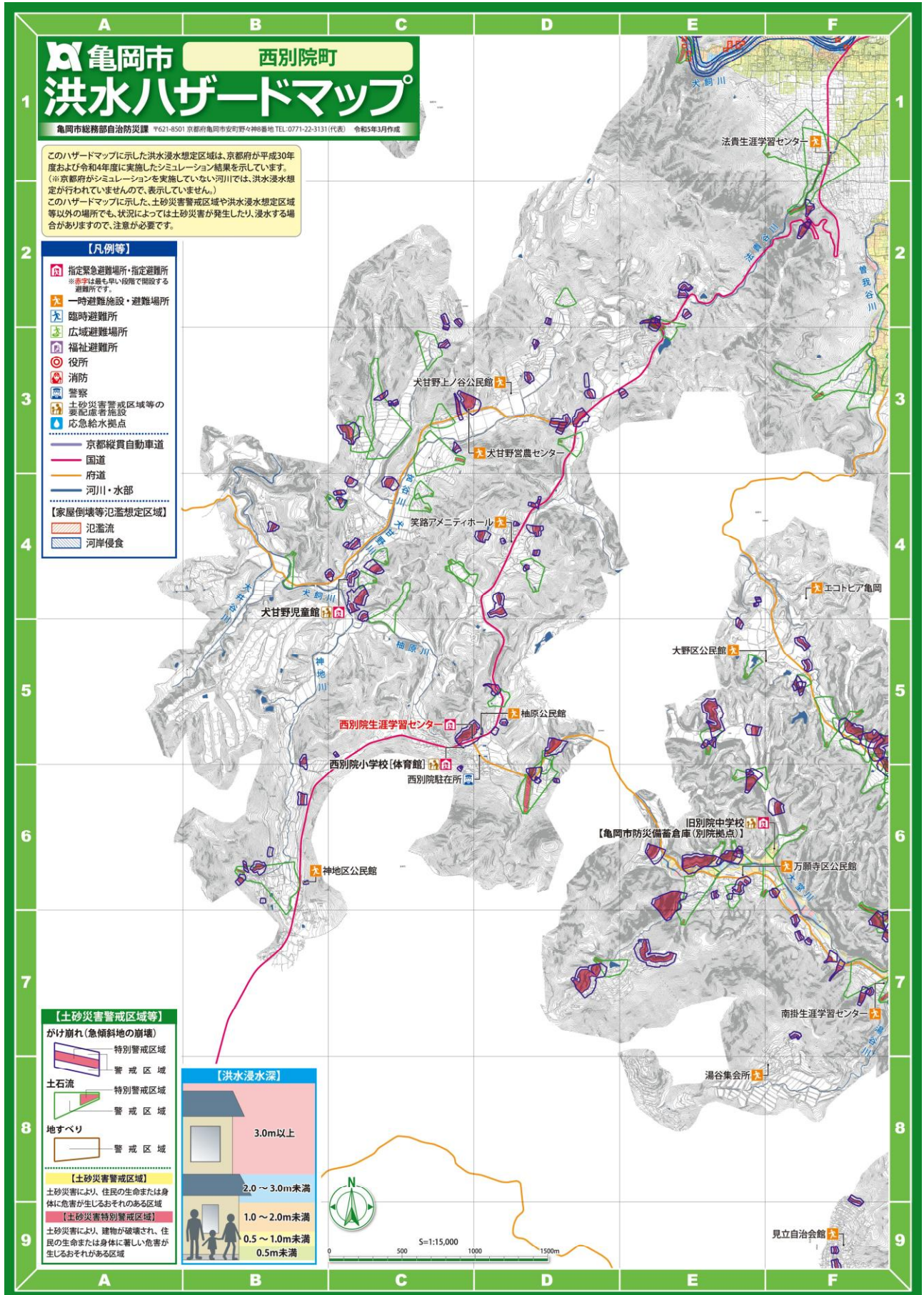
(令和2年3月作成)

【ハザードマップ地図データ】



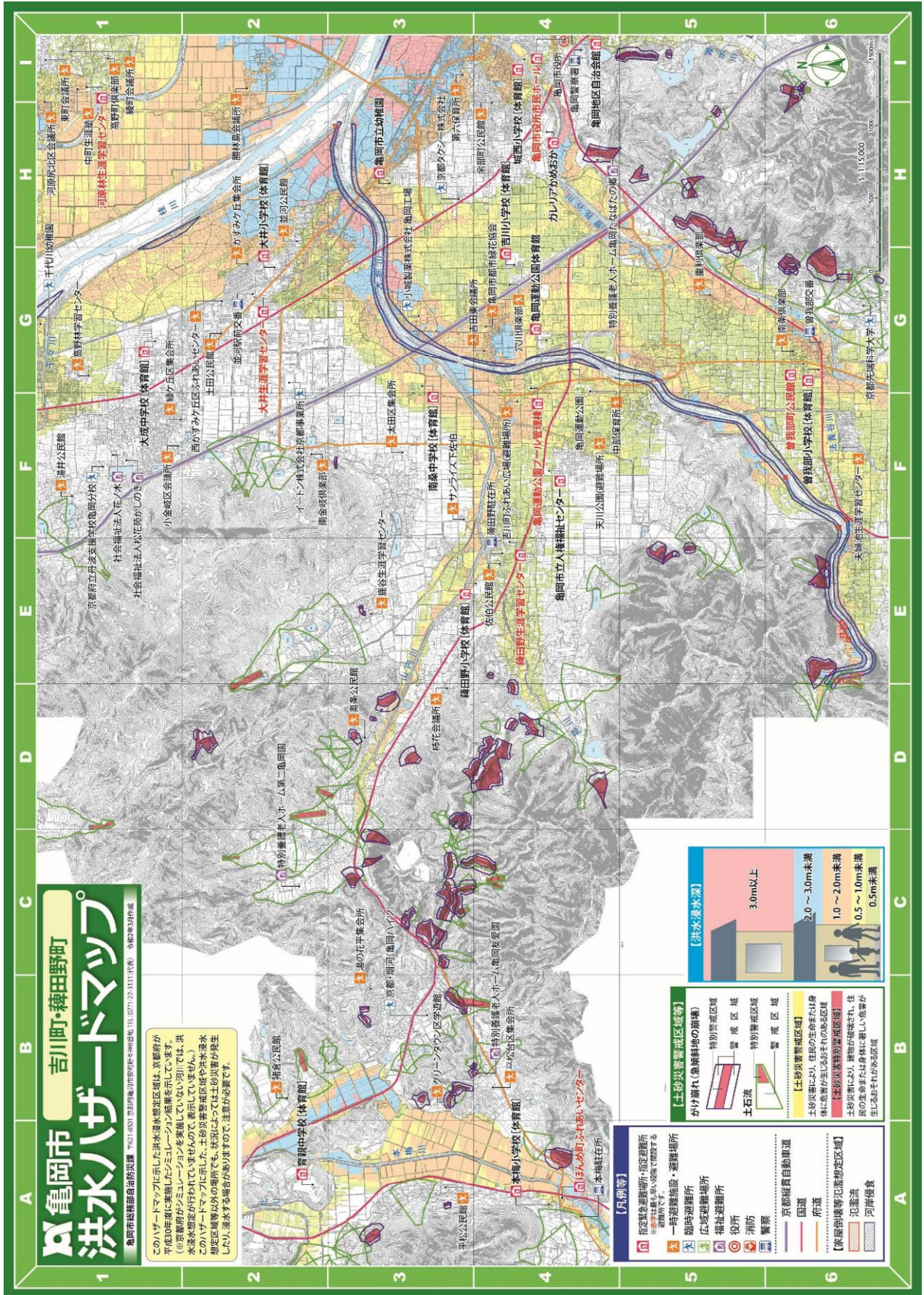
(令和5年3月作成)

【ハザードマップ地図データ】



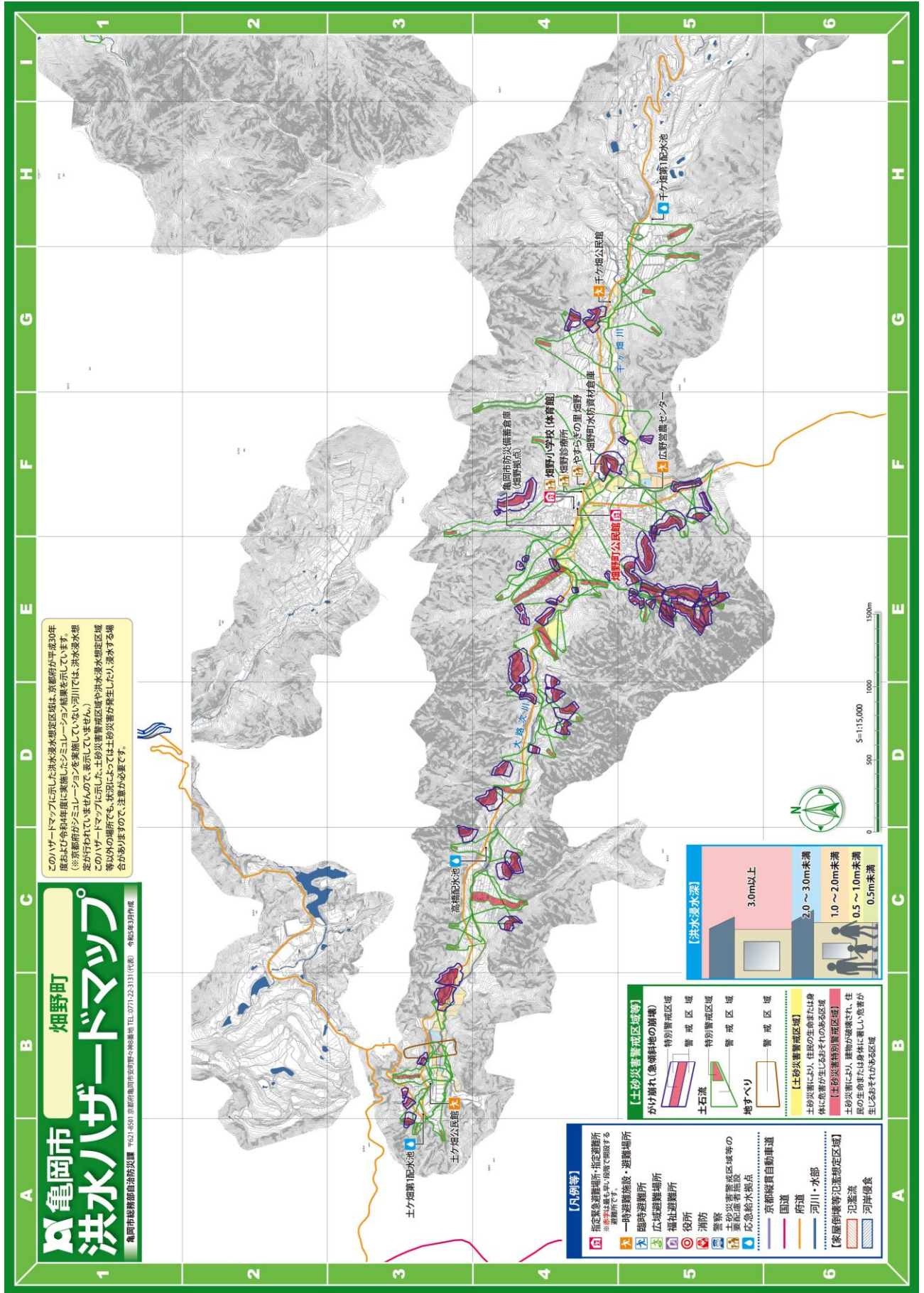
(令和5年3月作成)

【ハザードマップ地図データ】



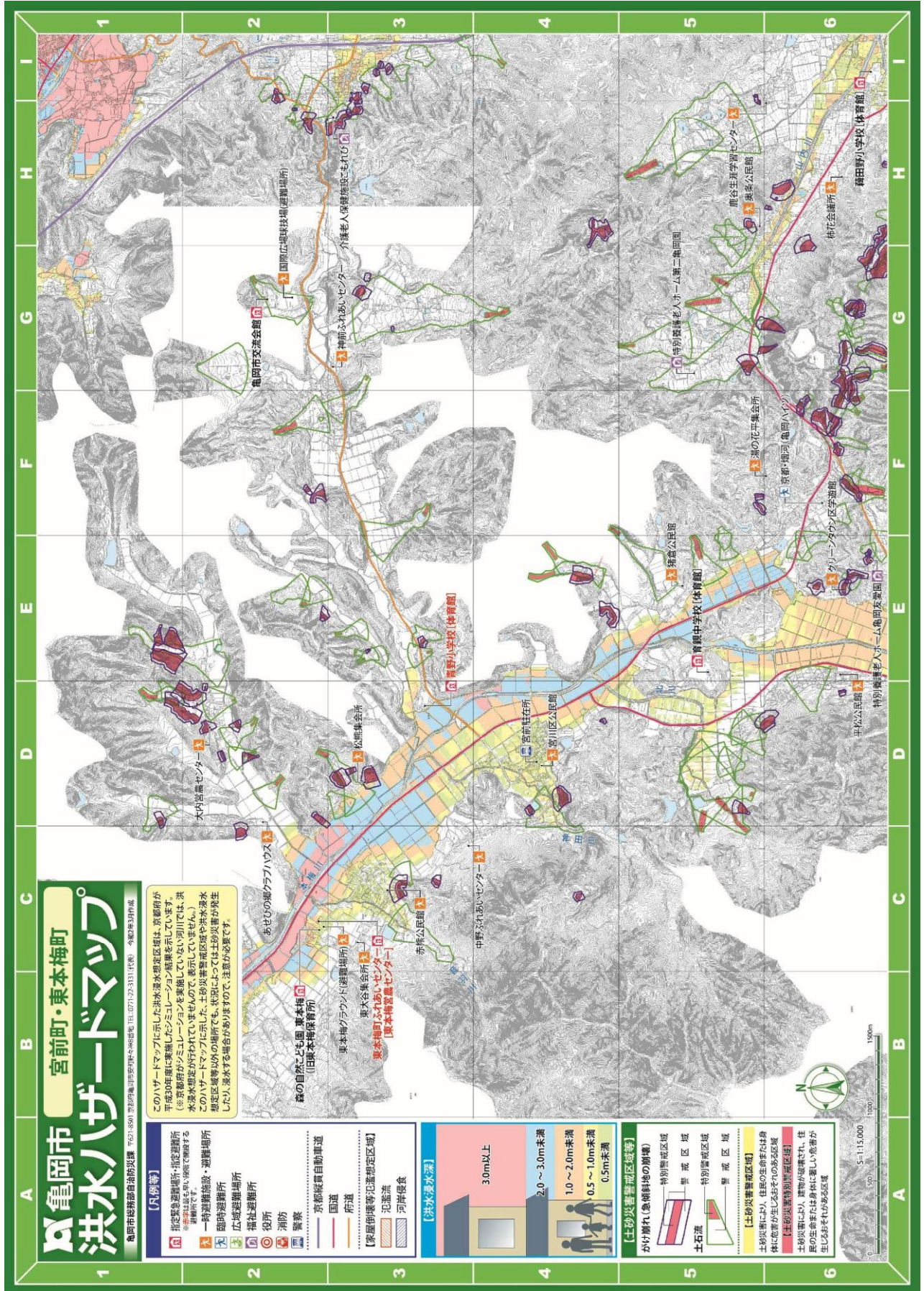
(令和2年3月作成)

【ハザードマップ地図データ】



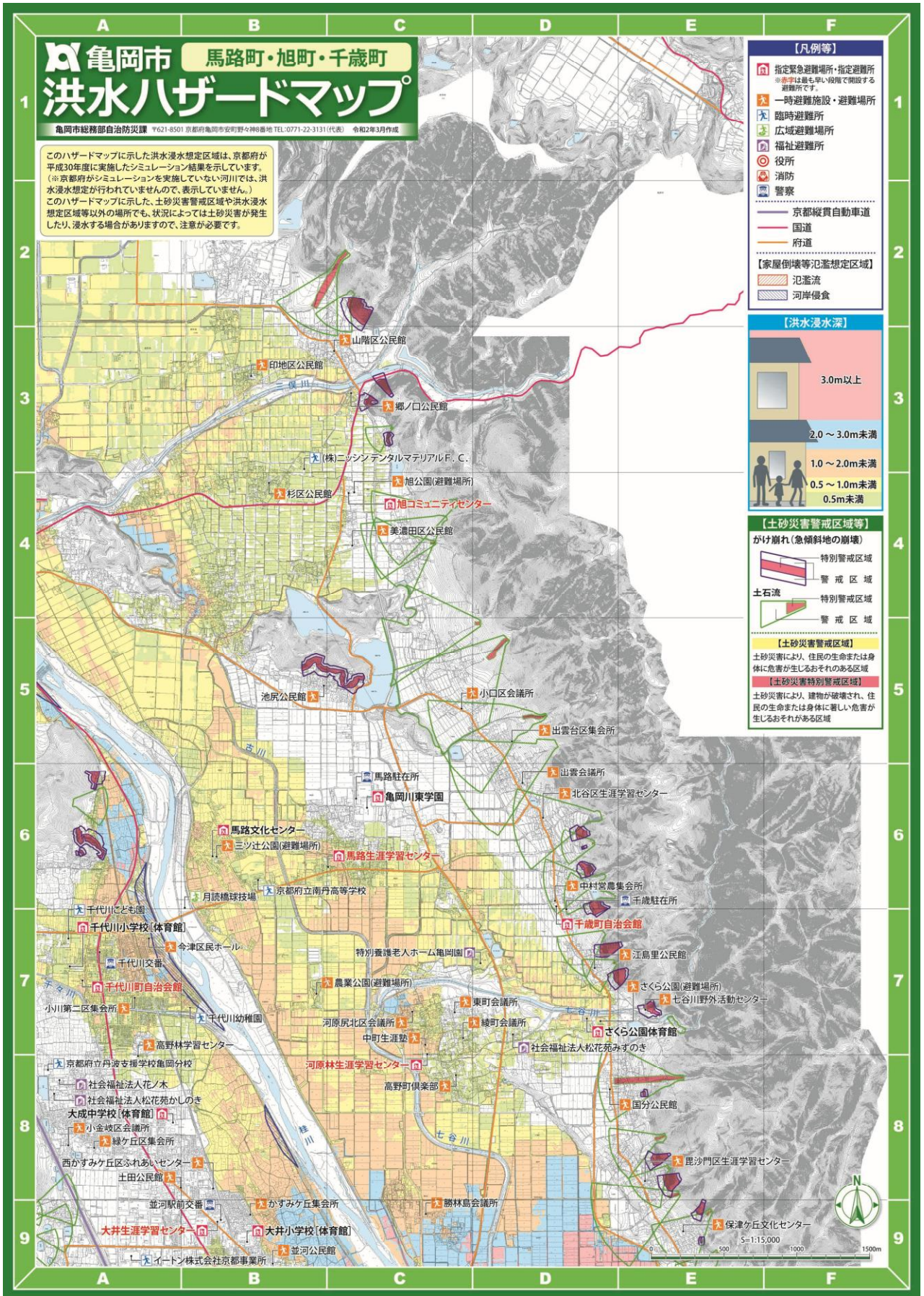
(令和5年3月作成)

【ハザードマップ地図データ】



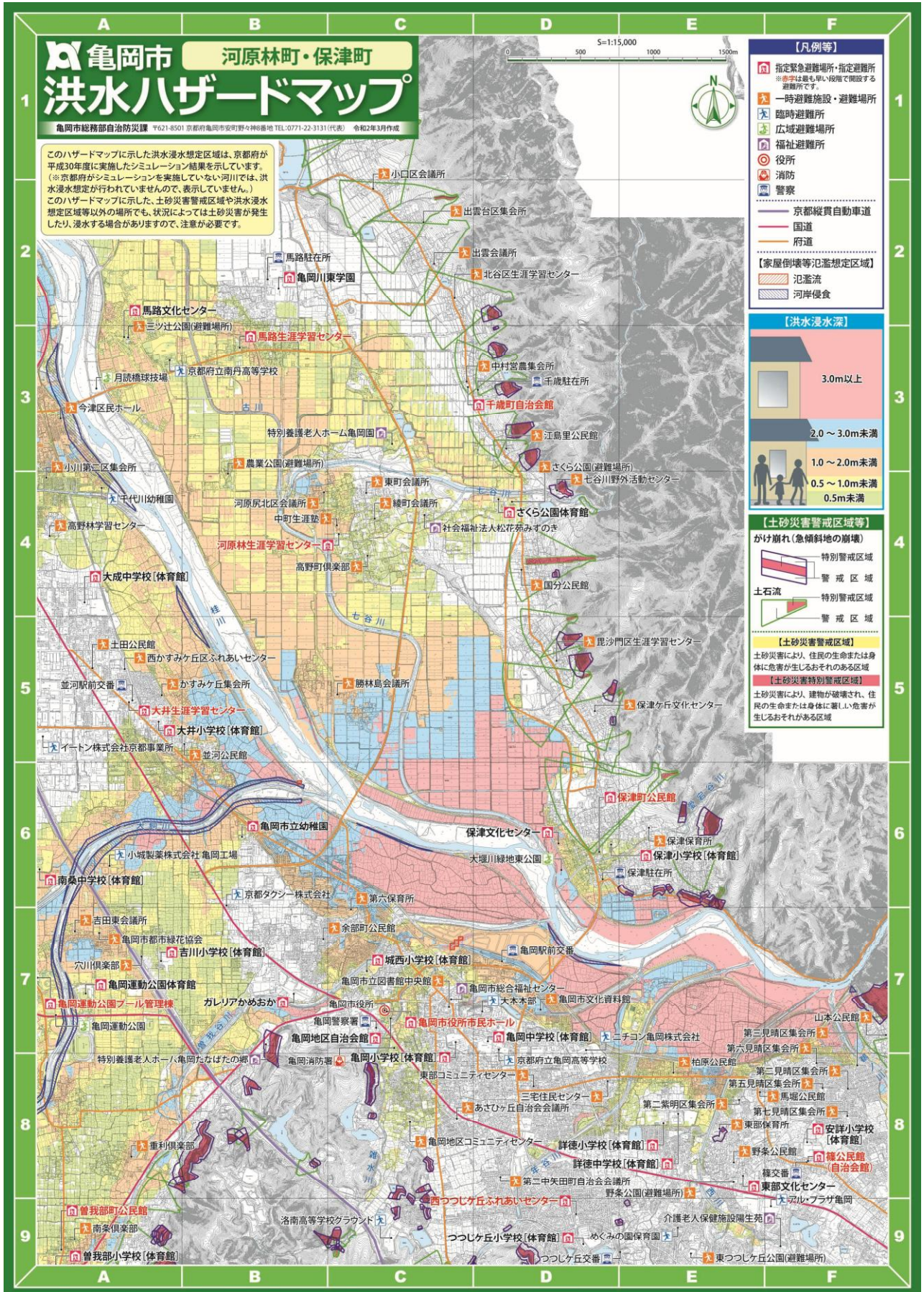
(令和2年3月作成)

【ハザードマップ地図データ】



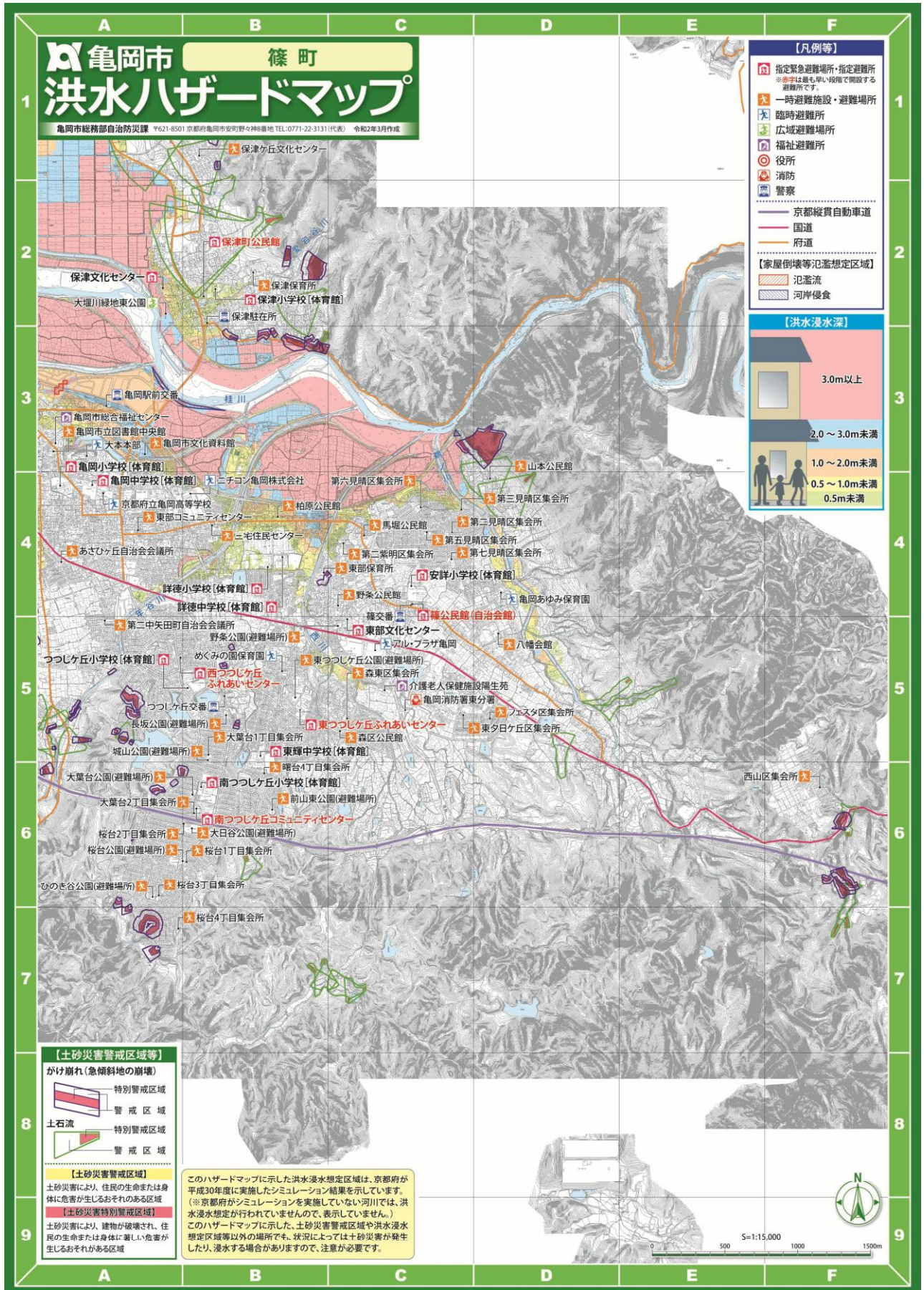
(令和2年3月作成)

【ハザードマップ地図データ】



(令和2年3月作成)

【ハザードマップ地図データ】



(令和2年3月作成)

第2編 風水害等災害応急対策計画

第1章 災害警戒期の活動

第1節 気象予警報等の収集・伝達

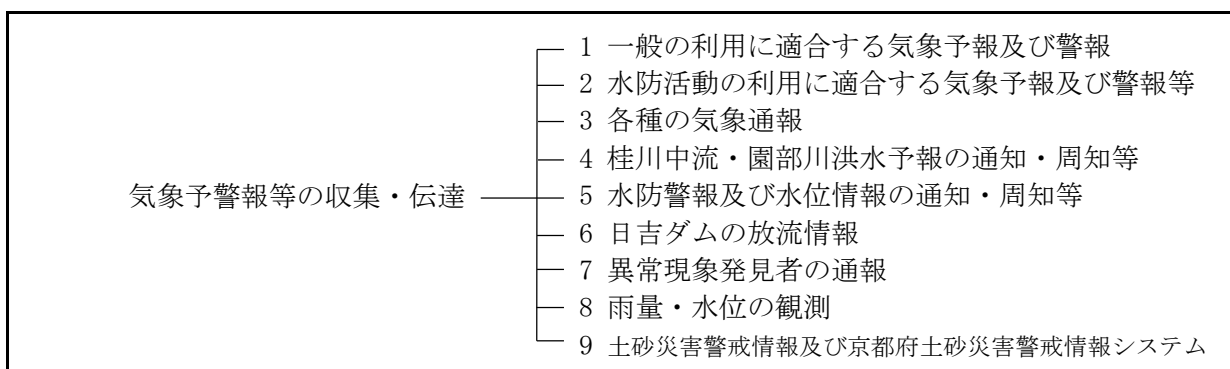
《基本方針》

気象予報、警報には、災害対策基本法及び気象業務法に基づく予報及び警報、気象庁及び気象台の発する情報、水防法に基づく予報及び警報があり、これらの情報を収集し、あらかじめ定めた経路によって、関係機関及び市民に迅速に伝達する。

《実施担当機関》

管理部（調整班）、関係機関

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 一般の利用に適合する気象予報及び警報

(1) 予報区（予報警報等の担当区域）

京都府予報警報区域細分表

| 府 県 予報区 | 一 次 細分区域 | 二 次 細 分 区 域 | 市町村等を まとめた地域 |
|------------|-------------|---------------------------------|-----------------|
| 京都府 | 北部 | 宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町 | 丹 後 |
| | | 舞鶴市・綾部市 | 舞 鶴 ・ 綾 部 |
| | | 福知山市 | 福 知 山 |
| | 南部 | 南丹市・京丹波町 | 南丹・京丹波 |
| | | 京都市・亀岡市・向日市・長岡京市・大山崎町 | 京 都 ・ 亀 岡 |
| | | 宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・久御山町・井手町・宇治田原町 | 山 城 中 部 |
| | | 木津川市・笠置町・和束町・精華町・南山城村 | 山 城 南 部 |

注1 「一次細分区域」とは、府県天気予報を定常的に細分して行う区域で、気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割している。

注2 「二次細分区域」とは、警報・注意報の発表に用いる区域で、市町村（東京特別区は区）を原則とする。（一部市町村を分割して設定している場合がある。）

注3 「市町村等をまとめた地域」とは、二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域である。

京都府予報警報区域細分図



(2) 警報

警報基準表

令和5年6月8日現在

| | | | | | | | |
|------------------|-------------------------------|-------------------------------|------|------|--|------------------|---------------|
| 発表官署 | 京都地方気象台 | | | | | | |
| 府県予報区 | 京都府 | | | | | | |
| 一次細分区域 | 南部 | | | | 北部 | | |
| 市町村等を まとめた地域 | 京都・亀岡 | 南丹・京丹波 | 山城中部 | 山城南部 | 丹後 | 舞鶴・綾部 | 福知山 |
| 気 象 警 報 | 暴風 (平均風速) | 20m/s | | | 陸上20m/s 海上25m/s | | 20m/s |
| | 暴風雪 (平均風速) | 20m/s 雪を伴う | | | 陸上20m/s 海上25m/s 雪を伴う | | 20m/s 雪を伴う |
| | 大雨 | 区域内の市町村で別表1の基準に到達することが予想される場合 | | | | | |
| | 大雪 (12時間 降雪の深さ) | 平地15cm 山地45cm | 45cm | 15cm | 平地50cm 山地50cm | 平地35cm 山地45cm | |
| 洪水警報 | 区域内の市町村で別表2の基準に到達することが予想される場合 | | | | | | |
| 高潮警報 (潮位) | — | | | | 宮津市 1.0m 京丹後市 1.1m 伊根町 1.1m 与謝野町 1.0m | 舞鶴市 1.0m | — |
| 波浪警報 (有義波高) | — | | | | 6.0m | | — |

- 注 1 基準の数値は、過去の災害調査に基づいて定めたおおむねの目安である。
 2 基準の数値は変更されることがある。

(別表1) 大雨警報基準

令和4年5月26日現在

| 市町村等をまとめた地域 | 市町村等 | 表面雨量指数基準 | 土壌雨量指数基準 |
|-------------|-------|----------|----------|
| 京都・亀岡 | 京都市 | 15 | 121 |
| | 亀岡市 | 12 | 121 |
| | 向日市 | 18 | 127 |
| | 長岡京市 | 18 | 131 |
| | 大山崎町 | 16 | 131 |
| 南丹・京丹波 | 南丹市 | 14 | 121 |
| | 京丹波町 | 12 | 120 |
| 山城中部 | 宇治市 | 15 | 126 |
| | 城陽市 | 13 | 121 |
| | 八幡市 | 18 | 127 |
| | 京田辺市 | 17 | 122 |
| | 久御山町 | 17 | — |
| | 井手町 | 15 | 118 |
| | 宇治田原町 | 18 | 120 |
| 山城南部 | 木津川市 | 11 | 121 |
| | 笠置町 | 14 | 123 |
| | 和束町 | 14 | 123 |
| | 精華町 | 18 | 118 |
| | 南山城村 | 14 | 124 |
| 丹後 | 宮津市 | 13 | 122 |
| | 京丹後市 | 9 | 121 |
| | 伊根町 | 13 | 126 |
| | 与謝野町 | 10 | 122 |
| 舞鶴・綾部 | 舞鶴市 | 16 | 121 |
| | 綾部市 | 16 | 125 |
| 福知山 | 福知山市 | 16 | 124 |

※ 大雨警報基準表の見方

(1) 基準値における「…以上」の「以上」は省略した。

(2) 表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。

(3) 土壌雨量指数基準は、1km四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。

<参考>

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

第1章 災害警戒期の活動

| (別表2)洪水警報基準 | | 令和7年5月29日現在 | | |
|-------------|---|---|---|--|
| 市町村等をまとめた地域 | 市町村等 | 流域雨量指数基準 | 複合基準 ※1 | 指定河川洪水予報による基準 |
| 京都・亀岡 | 京都市 | 小畑川流域=13.4,西羽東師川流域=10.3,西高瀬川流域=9.3,白川流域=7,岩倉川流域=9,鞍馬川流域=15,新川流域=4.5,天神川流域=9.9,御室川流域=8.5,有栖川流域=9.5,清滝川流域=13.1,桂川(上流)流域=27.4,弓削川流域=13.6,山科川流域=14.1,旧安祥寺川流域=7.2,安祥寺川流域=5.1 | 桂川(下流)流域=(14.38.3),鴨川流域=(12.14.8),高野川流域=(14.16),小畑川流域=(6.12.9),西羽東師川流域=(8.9.4),西高瀬川流域=(8.9.2),白川流域=(8.6.9),岩倉川流域=(8.8.1),天神川流域=(6.8.8),御室川流域=(8.8.4),有栖川流域=(8.8),清滝川流域=(8.11.7),弓削川流域=(14.10.3),山科川流域=(12.10),旧安祥寺川流域=(8.6.3),安祥寺川流域=(12.3.6) | 淀川水系、鴨川・高野川[荒神橋]宇治川[横尾山]桂川下流域[桂]木津川下流域[賀茂] |
| | 亀岡市 | 東掛川流域=6.4,鵜の川流域=8.3,年谷川流域=9.4,雑水川流域=4.9,曾我谷川流域=9.3,七谷川流域=8.3,犬飼川流域=12.2,千々川流域=6.2,三俣川流域=11.3,本梅川流域=11 | 東掛川流域=(5.5.7),桂川流域=(9.37.1),鵜の川流域=(5.7.3),年谷川流域=(5.8.6),雑水川流域=(5.4.4),犬飼川流域=(5.10.9),千々川流域=(5.5.5),本梅川流域=(5.9.9) | 淀川水系、桂川中流・園部川[鳥羽・保津橋・小山] |
| | 向日市 | 小畑川流域=17.4,西羽東師川流域=10.2 | — | 桂川下流[桂] |
| | 長岡京市 | 小泉川流域=8.2,小畑川流域=17.9 | 小畑川流域=(8.15.2) | 桂川下流[桂] |
| | 大山崎町 | 小泉川流域=8.8,小畑川流域=18.8 | 桂川流域=(6.59),小畑川流域=(8.16) | 淀川[枚方]・桂川下流[桂] |
| 南丹・京丹波 | 南丹市 | 由良川流域=19.5,柳野川流域=17.8,原川流域=8.8,河内谷川流域=10.4,西川流域=13.1,東所川流域=5.2,三俣川流域=12.2,官山川流域=7.7,園部川流域=9.4,陣田川流域=5.7,半田川流域=8.7,本梅川流域=15.6,八田川流域=7.7,田原川流域=14.4,志和賀川流域=5.2,木住川流域=6.9,中世木川流域=6.3,海老谷川流域=6.2 | 由良川流域=(8.17.5),柳野川流域=(6.16),原川流域=(8.7.9),園部川流域=(7.8.1),本梅川流域=(6.13.8),田原川流域=(6.12.9),志和賀川流域=(6.4.6),木住川流域=(6.6.2) | 淀川水系、桂川中流・園部川[鳥羽・保津橋・小山] |
| | 京丹波町 | 由良川流域=42.3,土師川流域=12.9,高屋川流域=17.5,上知和川流域=14.9,井尻川流域=6.6,質美川流域=8.1,実勢川流域=4.9,須知川流域=10.6,曾根川流域=5.8,水呑川流域=7.4,西河内川流域=7.3 | 由良川流域=(7.38),土師川流域=(5.11.6),高屋川流域=(11.15.7),井尻川流域=(7.5.9),質美川流域=(7.7.2),須知川流域=(5.9.5),曾根川流域=(5.5.2),西河内川流域=(5.6.5) | — |
| 山城中部 | 宇治市 | 宇治川流域=57.3,井川流域=6.3,名木川流域=8.3,山科川流域=16.6,志津川流域=9.5,笠取川流域=6.9,弥陀次郎川流域=2.7 | 宇治川流域=(6.37.7),井川流域=(8.6.3),名木川流域=(6.7.4),志津川流域=(6.8.5),笠取川流域=(6.6.2),弥陀次郎川流域=(6.2.2) | 宇治川[横尾山],木津川下流[加茂] |
| | 城陽市 | 古川流域=7.3,長谷川流域=6.1,青谷川流域=6.5 | 木津川流域=(8.55.9),古川流域=(8.4.6) | 宇治川[横尾山]木津川下流[加茂] |
| | 八幡市 | 大谷川流域=9.9,防賀川流域=7.6 | 大谷川流域=(8.8.6) | 淀川水系、鴨川・高野川[荒神橋]淀川[枚方]宇治川[横尾山]桂川下流[桂]木津川下流[加茂] |
| | 京田辺市 | 防賀川流域=5.5,普賢寺川流域=8.8,手原川流域=7,天津神川流域=5.3,馬坂川流域=3.7,古川流域=12.5,名木川流域=8.8 | — | 木津川下流[加茂] |
| | 久御山町 | — | — | 淀川水系、鴨川・高野川[荒神橋]宇治川[横尾山]・桂川下流[桂]木津川下流[加茂] |
| | 井手町 | 青谷川流域=6.8,南谷川流域=5.6,玉川流域=6.4,洗川流域=2.9 | — | 木津川下流[加茂] |
| | 宇治田原町 | 田原川流域=9.3 | — | — |
| 山城南部 | 木津川市 | 天神川流域=5.1,不動川流域=5.5,鳴子川流域=7.3,井開川流域=3.8,山田川流域=10.6,赤田川流域=6.6,新川流域=6.1,和束川流域=15.9 | 井開川流域=(5.3.3),赤田川流域=(9.5.4) | 木津川下流[加茂] |
| | 笠置町 | 白砂川流域=17.2,打滝川流域=8.7,横川流域=6.3 | — | 木津川上流[岩倉],木津川下流[加茂] |
| | 和束町 | 和束川流域=14.4,中村川流域=5.1,南川流域=3.8 | 和束川流域=(5.14.4) | 木津川上流[岩倉],木津川下流[加茂] |
| | 精華町 | 煤谷川流域=7.5,山田川流域=9.1 | — | 木津川下流[加茂] |
| | 南山城村 | 名張川流域=57.3 | — | 木津川上流[岩倉] |
| 丹後 | 宮津市 | 大雲川流域=6.8,大手川流域=13.9,野田川流域=23.1,神子川流域=3.8 | 大手川流域=(5.13.7),神子川流域=(5.3.2) | 由良川下流[福知山] |
| | 京丹後市 | 吉野川流域=5.6,宇川流域=17.9,竹野川流域=16.5,大橋川流域=3.4,福田川流域=7.7,木津川流域=8.4,佐濃谷川流域=9.3,川上谷川流域=10.2,板谷川流域=3.5,久美谷川流域=5.2,吉永川流域=6.5,小西川流域=5.6,鱒留川流域=11.4,新庄川流域=4.7,徳野川流域=4.6,三原川流域=5.7,長野川流域=5.2,円頓寺川流域=4.9,大谷川流域=5 | 竹野川流域=(5.14.8),大橋川流域=(7.3),福田川流域=(5.6.2),木津川流域=(5.7.2),佐濃谷川流域=(5.8.3),川上谷川流域=(9.9),板谷川流域=(5.3.4),久美谷川流域=(7.4.6),小西川流域=(5.5),鱒留川流域=(5.10.2),新庄川流域=(7.3.9),徳野川流域=(5.4.1),大谷川流域=(5.4.5) | — |
| | 伊根町 | 筒川流域=14,長延川流域=8.3,田原川流域=5.9 | 筒川流域=(5.12.6) | — |
| | 与謝野町 | 野田川流域=17.4,香河川流域=6.4,岩屋川流域=6.1,加悦奥川流域=6.2,滝川流域=8.1,奥山川流域=3.4 | 野田川流域=(5.13.8),加悦奥川流域=(5.5.5),奥山川流域=(5.3) | — |
| | 舞鶴市 | 八戸地川流域=5.2,久田美川流域=6.9,岡田川流域=8.5,松川流域=10.8,平川流域=4.9,滝川流域=5.9,宇谷川流域=4.2,米田川流域=4.2,池内川流域=12.8,河辺川流域=8.7,志楽川流域=6.5,祖母谷川流域=7.7,与保呂川流域=10.5,伊佐津川流域=17.6,高野川流域=5.6,福井川流域=4.8,野原川流域=7 | 由良川流域=(6.38.5),岡田川流域=(6.7.6),松川流域=(6.9.7),宇谷川流域=(6.3.6),米田川流域=(6.3.7),志楽川流域=(6.5.8),祖母谷川流域=(14.5.7),与保呂川流域=(6.10),伊佐津川流域=(6.15.8),高野川流域=(12.4.5),福井川流域=(6.4) | 由良川下流[福知山] |
| 綾部市 | 犀川流域=14.7,安場川流域=7.8,八田川流域=11.4,上林川流域=21.2,畑口川流域=9.7 | 由良川流域=(9.37.9),犀川流域=(13.12.2),八田川流域=(5.9.8),上林川流域=(5.21.1) | 由良川中流[綾部] | |
| 福知山 | 福知山市 | 宮川流域=11.9,尾藤川流域=6.8,在田川流域=5.6,花倉川流域=7.8,大呂川流域=6.2,牧川流域=24.1,和久川流域=11.3,土師川流域=23.7,大谷川流域=5.7,相長川流域=5.9,雲原川流域=10.9,佐々木川流域=10.4,畑川流域=9.6,千原川流域=6.9,直見川流域=8.5,弘法川流域=4.2,竹田川流域=26.2,川合川流域=13.2,榎原川流域=7.1,田中川流域=3.4 | 由良川流域=(7.47.9),宮川流域=(5.11.8),尾藤川流域=(5.4.8),在田川流域=(5.4.4),大呂川流域=(5.5.5),牧川流域=(7.17.8),和久川流域=(11.9.4),土師川流域=(11.20.6),大谷川流域=(5.4.6),相長川流域=(5.4.9),雲原川流域=(5.9.8),弘法川流域=(5.3.7),榎原川流域=(5.6.7),田中川流域=(5.2.8) | 由良川下流[福知山]由良川中流[綾部] |

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

注 洪水警報基準表の見方

(1) 基準値における「…」の「以上」は省略した。

(2) 流域雨量指数基準及び複合基準は、主な河川について記載している。

(3) 欄中、「〇〇川流域=□□」は、「〇〇川流域の流域雨量指数□□以上」を意味する。

(4) 欄中、「〇〇川流域=□□、△△」は、「〇〇川流域の流域雨量指数□□以上かつ表面雨量指数△△以上」を意味する。

(5) 基準が設定されていない市町村等については、その欄を「-」で示している。

(6) 「指定河川洪水予報による発表」の「〇〇川[△△]」は、「〇〇川に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを意味する。

<参考>

流域雨量指数: 流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

表面雨量指数: 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表にたまっている量を示す指数。

(3) 注意報

注意報基準表

令和7年5月29日現在

| 発表官署 | | 京都地方気象台 | | | | | | | |
|-----------------------|-------------------|---|----------------------|--------|--|---|--------------------|---------------|--|
| 府県予報区 | | 京都府 | | | | | | | |
| 一時細分区 | | 南部 | | | | 北部 | | | |
| 市町村等をまとめた地域 | | 京都・亀岡 | 南丹・京丹波 | 山城中部 | 山城南部 | 丹後 | 舞鶴・綾部 | 福知山 | |
| 気 象 注 意 報 | 強風 (平均風速) | 12m/s | | | | 陸上 12m/s 海上 15m/s | | 12m/s | |
| | 風雪 (平均風速) | 12m/s 雪を伴う | | | | 陸上 12m/s 海上 15m/s 雪を伴う | | 12m/s 雪を伴う | |
| | 大雨 | 区域内の市町村で別表3の基準に到達することが予想される場合 | | | | | | | |
| | 大雪 (12時間降雪の深さ) | 平地 5cm 山地 20cm | 20cm | 5cm | | 平地 20cm 山地 20cm | 平地 15cm 山地 20cm | | |
| | 雷 | 落雷等により被害が予想される場合 | | | | | | | |
| | 乾燥 | 最小湿度 40%で実効湿度 60% | | | | 最小湿度 40%で実効湿度 70% | | | |
| | 濃霧 (視程) | 100m | | | | 陸上100m 海上500m | | 100m | |
| | なだれ | 1 積雪の深さ40cm以上で降雪の深さ30cm以上 2 積雪の深さ70cm以上で京都地方気象台の最高気温が8℃以上またはかなりの降雨 | | | | 1 積雪の深さ40cm以上で降雪の深さ30cm以上 2 積雪の深さ70cm以上で舞鶴特別地域気象観測所の最高気温が7℃以上またはかなりの降雨 | | | |
| | 霜 | 晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想される場合で具体的には最低気温が3℃以下になると予想される場合 | | | | 晩霜により農作物に著しい被害の発生が予想される場合で具体的には最低気温が4℃以下になると予想される場合 | | | |
| | 低温 (最低気温) | 京都地方気象台で-4℃以下 | | | | 舞鶴特別地域気象観測所で-4℃以下 | | | |
| | 着雪 | 24時間降雪の深さ | 平地30cm以上 山地60cm以上 | 60cm以上 | 30cm以上 | | 30cm以上 | | |
| | | 気温 | -2℃から2℃ | | | | 0℃から3℃ | | |
| | 洪水注意報 | 区域内の市町村で別表4の基準に到達することが予想される場合 | | | | | | | |
| 高潮注意報 (潮位) | — | | | | 宮津市 0.7m 京丹後市0.8m 伊根町 0.8m 与謝野町0.7m | 舞鶴市 0.7m | — | | |
| 波浪注意報 (有義波高) | — | | | | 3.0m | | — | | |

注 1 基準の数値は、過去の災害調査に基づいて定めたおおむねの目安である。
2 基準の数値は変更されることがある。

(別表3) 大雨注意報基準

令和7年5月29日現在

| 市町村等をまとめた地域 | 市町村等 | 表面雨量指数基準 | 土壌雨量指数基準 |
|-------------|-------|----------|----------|
| 京都・亀岡 | 京都市 | 10 | 91 |
| | 亀岡市 | 7 | 91 |
| | 向日市 | 11 | 97 |
| | 長岡京市 | 11 | 100 |
| | 大山崎町 | 8 | 100 |
| 南丹・京丹波 | 南丹市 | 8 | 85 |
| | 京丹波町 | 7 | 84 |
| 山城中部 | 宇治市 | 8 | 98 |
| | 城陽市 | 10 | 94 |
| | 八幡市 | 11 | 99 |
| | 京田辺市 | 11 | 95 |
| | 久御山町 | 11 | 102 |
| | 井手町 | 11 | 92 |
| | 宇治田原町 | 9 | 93 |
| 山城南部 | 木津川市 | 6 | 94 |
| | 笠置町 | 8 | 95 |
| | 和束町 | 7 | 95 |
| | 精華町 | 9 | 92 |
| | 南山城村 | 6 | 96 |
| 丹後 | 宮津市 | 6 | 86 |
| | 京丹後市 | 6 | 86 |
| | 伊根町 | 6 | 89 |
| | 与謝野町 | 6 | 86 |
| 舞鶴・綾部 | 舞鶴市 | 8 | 86 |
| | 綾部市 | 7 | 88 |
| 福知山 | 福知山市 | 7 | 87 |

※ 大雨注意報基準表の見方

(1) 基準値における「…以上」の「以上」は省略した。

(2) 表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。

(3) 土壌雨量指数基準は、1km四方毎に設定しているが、欄内の土壌雨量指数基準は市町村内における基準値の最低値を示している。

<参考>

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

第1章 災害警戒期の活動

| (別表4) 洪水注意報基準 | | | 令和7年5月29日現在 | |
|---------------|---|--|---|--|
| 市町村等をまとめた地域 | 市町村等 | 流域雨量指数基準 | 複合基準 ※1 | 指定河川洪水予報による基準 |
| 京都・亀岡 | 京都・亀岡 | 小畑川流域=8.4, 西羽東師川流域=8.2, 西高瀬川流域=7.4, 白川流域=5.6, 岩倉川流域=7.2, 鞍馬川流域=12, 新川流域=3.7, 天神川流域=7.9, 御室川流域=6.8, 有栖川流域=7.6, 清滝川流域=10.4, 桂川(上流)流域=21.9, 弓削川流域=10.8, 山科川流域=11.2, 旧安祥寺川流域=5.7, 安祥寺川流域=4.1 | 桂川(下流)流域=(8.27.9), 鴨川流域=(5.13.3), 高野川流域=(5.14.4), 小畑川流域=(5.6.4), 西羽東師川流域=(5.8.2), 西高瀬川流域=(5.7.4), 白川流域=(5.5.6), 岩倉川流域=(5.7.2), 鞍馬川流域=(5.12), 新川流域=(5.3.6), 天神川流域=(5.7.9), 御室川流域=(5.6), 有栖川流域=(5.7.2), 清滝川流域=(8.8.3), 桂川(上流)流域=(5.21.9), 弓削川流域=(8.9.2), 山科川流域=(8.7), 旧安祥寺川流域=(5.5.6), 安祥寺川流域=(9.3.2) | 淀川水系、鴨川・高野川〔荒神橋〕宇治川〔榎尾山〕桂川下流〔桂〕木津川下流〔加茂〕 |
| | 亀岡市 | 東掛川流域=5.1, 輪の川流域=6.6, 年谷川流域=6.5, 雫水川流域=3.9, 曾我谷川流域=7.4, 七谷川流域=6.6, 大飼川流域=9.7, 千々川流域=4.9, 三俣川流域=9, 本梅川流域=8.8 | 東掛川流域=(5.5.1), 桂川流域=(6.24.5), 輪の川流域=(5.6.6), 年谷川流域=(5.6.5), 雫水川流域=(5.3.9), 曾我谷川流域=(5.7.4), 七谷川流域=(5.5), 大飼川流域=(5.9.7), 千々川流域=(5.4.9), 本梅川流域=(5.8.8) | 淀川水系、桂川中流・園部川〔鳥羽・保津橋・小山〕 |
| | 向日市 | 小畑川流域=13.9, 西羽東師川流域=7.5 | 小畑川流域=(5.13.9), 西羽東師川流域=(5.6.6) | — |
| | 長岡京市 | 小泉川流域=6.5, 小畑川流域=14.3 | 小畑川流域=(8.8.7) | — |
| | 大山崎町 | 小泉川流域=7, 小畑川流域=15 | 桂川流域=(6.41.9), 小畑川流域=(8.9.1) | 桂川下流〔桂〕 |
| 南丹・京丹波 | 南丹市 | 由良川流域=15.6, 柳野川流域=14.2, 原川流域=7, 河内谷川流域=8.3, 西川流域=10.4, 東所川流域=4.2, 三俣川流域=9.7, 官山川流域=6.1, 園部川流域=7.5, 陣田川流域=4.6, 半田川流域=6.9, 本梅川流域=12.4, 八田川流域=6.1, 田原川流域=11.5, 志和賀川流域=4.2, 木住川流域=5.5, 中世木川流域=4.6, 海老谷川流域=4.9 | 桂川流域=(6.29.4), 由良川流域=(6.12.5), 柳野川流域=(6.11.4), 原川流域=(7.7), 河内谷川流域=(6.6.6), 西川流域=(5.10.4), 東所川流域=(5.4.1), 官山川流域=(5.3.6), 園部川流域=(5.7.3), 陣田川流域=(5.4.5), 半田川流域=(5.6.6), 本梅川流域=(6.9.9), 八田川流域=(5.6.1), 田原川流域=(6.11.5), 志和賀川流域=(6.3.3), 木住川流域=(6.5.5), 中世木川流域=(7.4.6), 海老谷川流域=(7.4.9) | 淀川水系、桂川中流・園部川〔鳥羽・保津橋・小山〕 |
| | 京丹波町 | 由良川流域=33.8, 土師川流域=10.3, 高屋川流域=14, 上和知川流域=11.9, 井尻川流域=5.2, 賀美川流域=6.4, 実勢川流域=3.9, 須知川流域=8.4, 曾根川流域=4.6, 水呑川流域=5.9, 西河内川流域=5.8 | 由良川流域=(5.33.3), 土師川流域=(5.10.3), 高屋川流域=(6.11.2), 上和知川流域=(5.11.9), 井尻川流域=(7.4.2), 賀美川流域=(7.5.1), 実勢川流域=(5.3.9), 須知川流域=(5.8.4), 曾根川流域=(5.4.6), 水呑川流域=(5.5.6), 西河内川流域=(5.4.6) | — |
| | 宇治市 | 宇治川流域=45.8, 井川流域=4.9, 名木川流域=6.6, 山科川流域=13.2, 志津川流域=7.6, 笠取川流域=5.5, 弥陀次郎川流域=2.1 | 宇治川流域=(6.33.9), 井川流域=(5.4.5), 名木川流域=(5.6.6), 山科川流域=(7.13.2), 志津川流域=(5.6.7), 笠取川流域=(6.4.4), 弥陀次郎川流域=(5.2) | 宇治川〔榎尾山〕 |
| 山城中部 | 城陽市 | 古川流域=5.8, 長谷川流域=4.8, 青谷川流域=5.2 | 木津川流域=(7.50.3), 古川流域=(5.4.1) | 木津川下流〔加茂〕 |
| | 八幡市 | 大谷川流域=7.9, 防賀川流域=6 | 大谷川流域=(5.7.7), 木津川流域=(5.66.4), 防賀川流域=(5.6) | 宇治川〔榎尾山〕桂川下流〔桂〕木津川下流〔加茂〕 |
| | 京田辺市 | 防賀川流域=4.4, 普賢寺川流域=7, 手原川流域=5.6, 天津神川流域=4.2, 馬坂川流域=3 | 防賀川流域=(5.3.2) | 木津川下流〔加茂〕 |
| | 久御山町 | 古川流域=10, 名木川流域=7 | — | 宇治川〔榎尾山〕桂川下流〔桂〕 |
| | 井手町 | 青谷川流域=5.4, 南谷川流域=4.4, 玉川流域=5.1, 洗川流域=2.2 | — | 木津川下流〔加茂〕 |
| | 宇治田原町 | 田原川流域=7.4 | — | — |
| 山城南部 | 木津川市 | 天神川流域=4.1, 不動川流域=4.4, 鴨子川流域=5.8, 井開川流域=3, 山田川流域=8.4, 赤田川流域=5.2, 新川流域=4.8, 和東川流域=12.7 | 木津川流域=(5.37.6), 天神川流域=(5.3.8), 井開川流域=(5.2.9), 山田川流域=(5.8.4), 赤田川流域=(5.4.9) | 木津川下流〔加茂〕 |
| | 笠置町 | 白砂川流域=13.7, 打滝川流域=6.9, 横川流域=4.9 | — | 木津川上流〔岩倉〕 |
| | 和東町 | 和東川流域=11.5, 中村川流域=4.1, 南川流域=3 | 和東川流域=(5.9.1) | 木津川下流〔加茂〕 |
| | 精華町 | 煤谷川流域=6, 山田川流域=7.2 | 煤谷川流域=(7.4.8) | 木津川下流〔加茂〕 |
| | 南山城村 | 名張川流域=45.8 | — | 木津川上流〔岩倉〕 |
| 丹後 | 宮津市 | 大雲川流域=5.4, 大手川流域=11.1, 野田川流域=18.4, 神子川流域=2.9 | 由良川流域=(5.49), 大雲川流域=(5.5.4), 大手川流域=(5.11.1), 神子川流域=(5.2.7) | 由良川下流〔福知山〕 |
| | 京丹後市 | 吉野川流域=4.4, 宇川流域=14.3, 竹野川流域=13.2, 大橋川流域=2.7, 福田川流域=5.8, 木津川流域=6.7, 佐濃谷川流域=7.4, 川上谷川流域=8.1, 栢谷川流域=2.7, 久美谷川流域=4.2, 吉永川流域=5.2, 小西川流域=4.4, 錦留川流域=9.1, 新庄川流域=3.8, 俣野川流域=3.7, 三原川流域=4.6, 長野川流域=4.2, 円頓寺川流域=3.9, 大谷川流域=4 | 吉野川流域=(5.3.5), 宇川流域=(5.11.4), 竹野川流域=(5.13.2), 大橋川流域=(5.2.2), 福田川流域=(5.5.6), 木津川流域=(5.6), 佐濃谷川流域=(5.5.9), 川上谷川流域=(6.6.5), 栢谷川流域=(5.2.2), 久美谷川流域=(5.3.3), 吉永川流域=(5.4.2), 小西川流域=(5.3.5), 錦留川流域=(5.7.3), 新庄川流域=(5.3.5), 俣野川流域=(5.2.9), 大谷川流域=(5.3.6), 長野川流域=(5.4.1), 円頓寺川流域=(5.3.9), 大谷川流域=(5.3.2) | — |
| | 伊根町 | 筒川流域=9.7, 長延川流域=6, 田原川流域=4.7 | 筒川流域=(5.9.7), 長延川流域=(5.6), 田原川流域=(5.4.5) | — |
| | 与謝野町 | 野田川流域=13.9, 香河川流域=5.1, 岩屋川流域=4.8, 加悦奥川流域=4.9, 滝川流域=6.4, 奥山川流域=2.7 | 野田川流域=(5.12.4), 香河川流域=(5.4.1), 岩屋川流域=(5.4.8), 加悦奥川流域=(5.4.9), 滝川流域=(5.6.4), 奥山川流域=(5.2.2) | — |
| | 舞鶴市 | 八戸地川流域=4.2, 久田美川流域=5.5, 岡田川流域=6.8, 松川流域=8.6, 平川流域=3.8, 滝川流域=4.7, 宇谷川流域=3.3, 米田川流域=3.3, 池内川流域=10.2, 河内川流域=6.9, 志楽川流域=5.2, 祖母谷川流域=6.1, 与保呂川流域=8.4, 伊佐津川流域=14, 高野川流域=4.4, 福井川流域=3.9, 野原川流域=5.6 | 由良川流域=(5.24.3), 八戸地川流域=(7.4.1), 久田美川流域=(6.4.4), 岡田川流域=(5.6.5), 松川流域=(5.8.6), 平川流域=(5.3.8), 滝川流域=(6.3.8), 宇谷川流域=(6.2.6), 米田川流域=(5.3.2), 池内川流域=(5.10.2), 河内川流域=(5.4.8), 志楽川流域=(6.4.2), 祖母谷川流域=(5.5.1), 与保呂川流域=(5.8.4), 伊佐津川流域=(5.14), 高野川流域=(7.4), 福井川流域=(5.3.6), 野原川流域=(6.4.5) | 由良川下流〔福知山〕 |
| 綾部市 | 犀川流域=11, 安場川流域=6.2, 八田川流域=8.6, 上林川流域=16.9, 畑川流域=7.7 | 由良川流域=(6.2.7), 犀川流域=(5.10.5), 安場川流域=(5.5.6), 八田川流域=(5.8.6), 上林川流域=(5.16.9), 畑川流域=(5.7.7) | 由良川中流〔綾部〕 | |
| 福知山 | 福知山市 | 宮川流域=9.5, 尾藤川流域=5.4, 在田川流域=4.4, 花倉川流域=6.2, 大呂川流域=4.9, 牧川流域=19.2, 和久川流域=9, 土師川流域=18.9, 大谷川流域=4.6, 相長川流域=4.7, 墨原川流域=8.7, 佐々木川流域=8.3, 畑川流域=7.6, 千原川流域=5.5, 直見川流域=6.8, 弘法川流域=3.4, 竹田川流域=20.9, 川合川流域=10.5, 榎原川流域=5.6, 田中川流域=2.6 | 由良川流域=(6.20.8), 宮川流域=(5.9.5), 尾藤川流域=(5.4.3), 在田川流域=(5.4), 大呂川流域=(5.3.9), 牧川流域=(5.1.6), 和久川流域=(5.8.5), 土師川流域=(6.15.1), 大谷川流域=(5.4.1), 相長川流域=(5.3.8), 墨原川流域=(5.8.7), 佐々木川流域=(5.8.3), 畑川流域=(5.7.6), 千原川流域=(5.5.5), 直見川流域=(5.6.8), 弘法川流域=(5.2.6), 川合川流域=(5.10.5), 榎原川流域=(5.5.6), 田中川流域=(5.2) | 由良川下流〔福知山〕由良川中流〔綾部〕 |

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

注 洪水注意報基準表の見方

- (1) 基準値における「…以上」の「以上」は省略した。
- (2) 流域雨量指数基準及び複合基準は、主な河川について記載している。
- (3) 欄中、「〇〇川流域=□□」は、「〇〇川流域の流域雨量指数□□以上」を意味する。
- (4) 欄中、「〇〇川流域=□□、△△」は、「〇〇川流域の流域雨量指数□□以上かつ表面雨量指数△△以上」を意味する。
- (5) 基準が設定されていない市町村等については、その欄を「-」で示している。
- (6) 「指定河川洪水予報による発表」の「〇〇川〔△△〕」は、「〇〇川」に発表された指定河川洪水予報において、△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」と意を意味する。

<参考>

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。

(4) 特別警報

① 特別警報発表基準

| 現象の種類 | 基準 | |
|-------|--|---------------|
| 大雨 | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 | |
| 暴風 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により | 暴風が吹くと予想される場合 |
| 高潮 | | 高潮になると予想される場合 |
| 波浪 | | 高波になると予想される場合 |
| 暴風雪 | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 | |
| 大雪 | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 | |

(注) 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。

② 雨を要因とする特別警報の指標（数十年に一度の降雨量となる大雨）

以下ア又はイのいずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合

ア 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現

イ 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみを対象とする）

雨に関する50年に一度の値<亀岡市>

| 50年に一度の値 | | | 警報基準 |
|----------|--------|--------|--------|
| 48時間降水量 | 3時間降水量 | 土壌雨量指数 | 土壌雨量指数 |
| 446 mm | 171 mm | 256 | 121 |

注1) 50年に一度の値は、亀岡市にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注2) 50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

注3) 個々の市町村で50年に一度の値となる訳ではないことに留意

③ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上

④ 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

雪に関する50年に一度の積雪深と既往最深積雪深<京都府>

| 予報区 | 地点名 | 50年に一度の積雪深 | 既往最深積雪 |
|-----|-----|------------|--------|
| 京都府 | 舞鶴 | 83cm | 87cm |
| | 京都 | 19cm※ | 41cm |
| | 峰山 | 125cm | 110cm |
| | 美山 | 78cm | 74cm |

※積雪深0cmの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため参考値とする。

注1) 50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

注2) 個々の地点で50年に一度の値となる訳ではないことに留意

(5) 気象情報

① 台風情報

台風の強さ、位置等の現状、暴風域、波浪等の現況及びこれらについての予想、並びに警戒事項等の中から緊要な事項を抽出して報ずる。

② 大雨（雪）情報

大雨（雪）情報は、大雨（雪）が予想される気象状況についての注意報・警報の予告または補完のために、降雨（雪）の実況及び予測並びに警戒事項等を報ずる。

③ 記録的短時間大雨情報

すでに大雨警報が発表されている場合に、1時間に90mm以上の猛烈な雨を観測したとき、その事実を報ずる。

④ 土砂災害警戒情報

大雨特別警報又は大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、警戒対象地域名、警戒解除地域名、警戒文、警戒対象市町村を示す地図（図形式のみ）等を報ずる。

⑤ 竜巻注意情報

雷注意報が発表されている場合に、竜巻などの激しい突風の起こるおそれが高くなったときに報ずる。

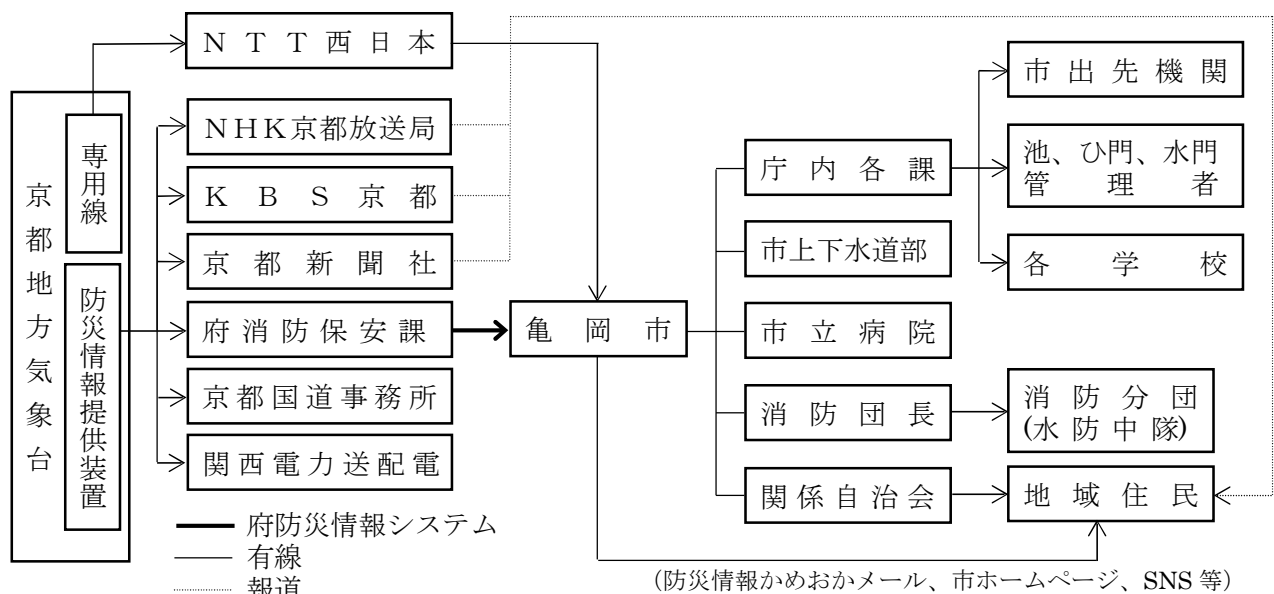
⑥ その他の気象情報

注意報・警報が長時間にわたって継続されるような気象状況があり、その状況等を解説して一般の注意をあらためて喚起する必要がある場合や長雨その他、主として農作物等に徐々に被害が広がるおそれがあり、かつ、適切な種類の注意報がない現象について、その状況や見通しを解説する必要がある場合に報ずる。

(6) 気象警報等の伝達系統

気象警報等の伝達系統

水防法、気象業務法による予報、警報及びその他の気象情報等の通報連絡系統は、次のとおりである。



(注) ため池、ひ門、水門管理者の連絡は農地整備課とする。

2. 水防活動の利用に適合する気象予報及び警報等

(1) 予報区

一般の利用に適合する気象予報及び警報の場合に準じて区域を分割

(京都府予報警報区域細分表 P24 及び細分図 P25 参照)

(2) 予警報の種類 (高潮に関する注意報警報を除く)

| 種類 | 代替する一般予報警報の種類 |
|------------|---------------|
| 水防活動用気象注意報 | 大雨注意報 |
| 水防活動用気象警報 | 大雨警報又は大雨特別警報 |
| 水防活動用洪水注意報 | 洪水注意報 |
| 水防活動用洪水警報 | 洪水警報 |

(3) 気象情報

一般の予報警報を補完し、又はその発表を予告するための気象情報のうち、以下の情報を水防活動に利用する。(情報の内容等については、「一般の利用に適合する気象予報及び警報」P24を参照)

- ① 台風情報
- ② 大雨情報
- ③ 記録的短時間大雨情報
- ④ その他水防活動に密接に関連する情報

(4) 気象警報等の伝達系統

一般の利用に適合する気象予報及び警報の伝達系統 P24 に準じる。

3. 各種の気象通報

(1) 鉄道気象通報

気象庁総務部長と鉄道気象連絡会会長との間に交わされた「鉄道気象通報に関する基本協定(昭和63年3月1日)に基づき列車、線路等の災害防止のために、京都地方気象台から西日本旅客鉄道株式会社に対し、京都地方鉄道気象通報を行う。

(2) 電力気象通報

気象庁長官と電力気象連絡会会長との間に交わされた「電気事業に適合する気象通報業務等の共同実施に関する覚書」に基づき、電気事業施設の気象災害防止のために大阪管区気象台、京都地方気象台から関西電力送配電株式会社に対し、必要な気象に関する情報を通報する。

(3) 火災気象通報

消防法第22条に基づき、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、京都地方気象台は京都府に対し、火災気象通報を行う。

火災気象通報の通報基準

- ① 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下となり、最大風速7m/s以上の風が吹くとき。
 ② 強風が吹き続くとき（平均風速が12m/s以上となり、主として強風のため火災の予防上危険であると認めるとき）。

(4) 市長が行う火災警報

- ① 実効湿度が55%以下、最小湿度が35%以下で、風速毎秒7m以上又は7m以上となる見込みであるとき。
 ② 平均風速が毎秒12m以上又は12m以上となる見込みであるとき。

(5) 火災気象通報・火災警報の通報系統

気象予報及び警報の伝達系統P33に準じる。

4. 桂川中流・園部川洪水予報の通知・周知等

(1) 実施区域等

| 河川名 | 区 域 | 水 位 観測所 | 洪水予報 発表者 | 指 定 年 月 日 |
|-----|-----------------|------------|--------------|--------------|
| 桂 川 | 日吉ダム下流から亀岡市境まで | 鳥 羽 | 南丹土木 事務所長 | 平 20.6.13 |
| | 南丹市境から保津峡入口まで | 保津橋 | | |
| 園部川 | 本梅川合流点から桂川合流点まで | 小 山 | | |

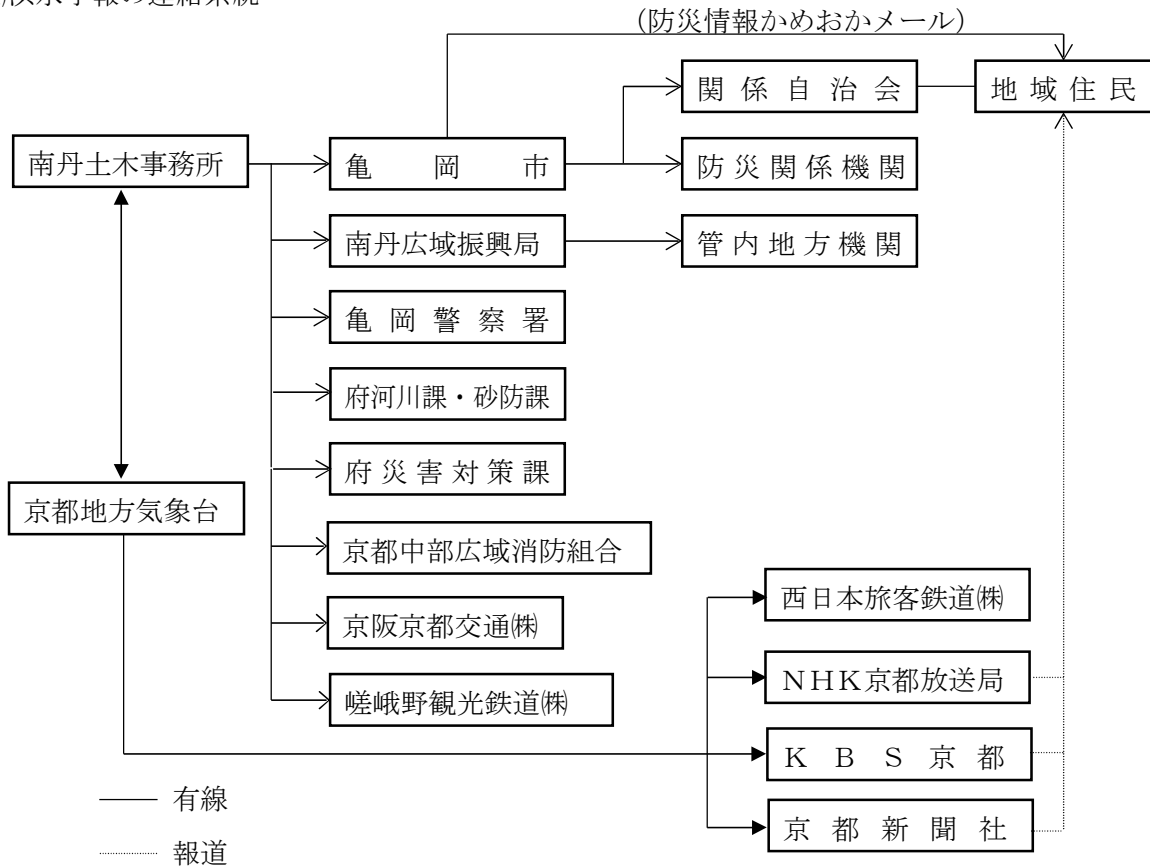
(2) 洪水予報基準点

| 河川名 | 発表基準対象水位観測所 | | | | | 備考 |
|-----|-------------|----------------|-------------|-------------|-------------|----|
| | 名 称 | 所 在 地 | 氾 濫 注意水位 | 避難判断 水 位 | 氾 濫 危険水位 | |
| 桂 川 | 保津橋 | 亀岡市保津町 字下中島 | 3.30m | 3.50m | 4.00m | |
| | 鳥 羽 | 南丹市八木町 鳥羽 | 2.00m | 2.20m | 2.60m | |
| 園部川 | 小 山 | 南丹市園部町 小山東町 | 1.40m | 1.70m | 2.20m | |

(3) 発表の種類及び基準

| 種 類 | 基 準 |
|-------------------|--|
| 氾濫注意情報 (洪水注意報) | いずれかの基準点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき。 |
| 氾濫警戒情報 (洪水警報) | いずれかの基準点の水位が避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、あるいは、水位予測に基づき一定時間後に氾濫危険水位に達すると見込まれるとき。 |
| 氾濫危険情報 (洪水警報) | いずれかの基準点の水位が氾濫危険水位に達したとき。 |
| 氾濫発生情報 (洪水警報) | 洪水予報区間において氾濫が発生したとき。 |

(4)洪水予報の連絡系統



(資料編 風水2-1-1-1)

5. 水防警報及び水位情報の通知・周知等

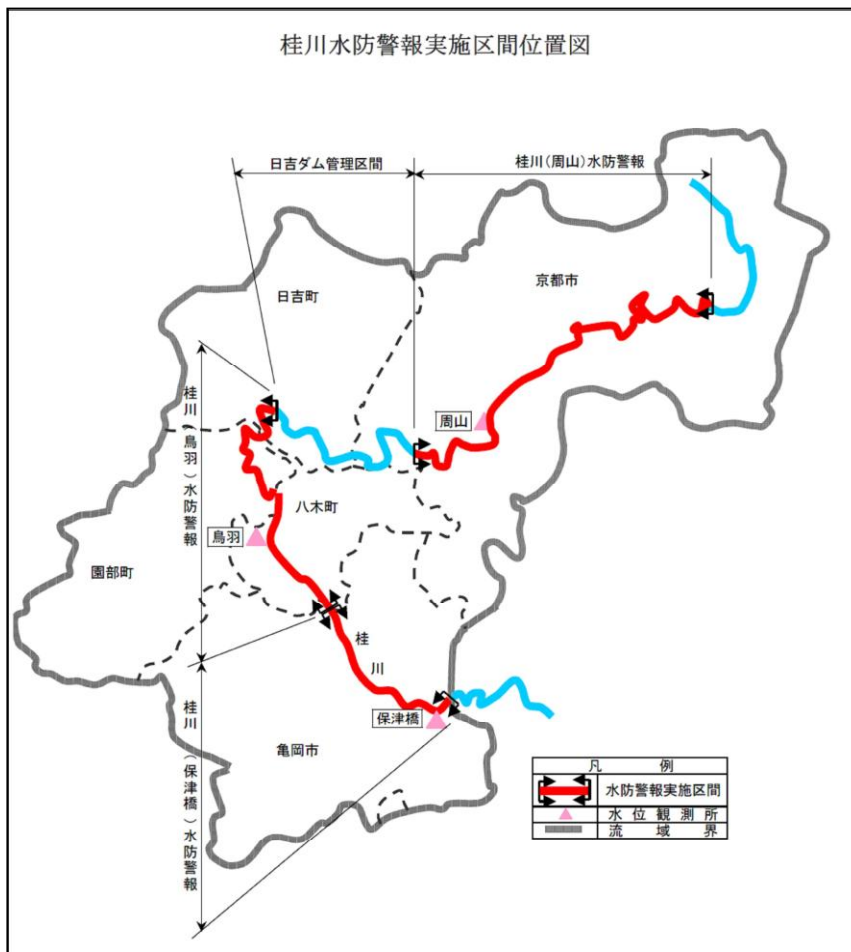
(1) 水防警報及び水位情報の通知・周知の実施区域等

【桂川】

| 河川名 | 区域 | | 対象水位観測所 | | | | | 発表者 | 指定年月日 | | |
|-----|----|---|---------|-------------|----------------------|---------------------|---------------------|-----------|---------------------|--------------|--------------|
| | | | 名称 | 所在地 | 水防印 待機 水位 m | 氾濫 注意 水位 m | 避難 判断 水位 m | | 氾濫 危険 水位 m | 堤防 高 m | 水防警報 |
| 桂川 | 起点 | 左岸：京都市右京区京北上黒田町瀧坂1番地先 右岸：京都市右京区京北上黒田町木屋谷14番地1地先 | 周山 | 京都市右京区京北周山町 | 2.50 | 4.00 | 4.00 | ※ 4.70 | 6.25 | 京都府京都市土木事務所長 | 平 17.7.1 |
| | 終点 | 左岸：京都市右京区京北柘木町南48番地2地先 右岸：京都市右京区京北柘木町正尺1番地1地先（直轄管理区域界） | | | | | | | | | |
| | 起点 | 左岸：南丹市日吉町中大向9番地1地先 右岸：南丹市日吉町中五味向5番地先（直轄管理区域界） | 鳥羽 | 南丹市八木町鳥羽 | 1.10 | 2.00 | 2.20 | 2.60 | 5.91 | 京都府南丹市土木事務所長 | 平 11.6.22 |
| | 終点 | 左岸：南丹市八木町西田下林23番地2地先 右岸：南丹市八木町八木河原57番地2地先 | | | | | | | | | |
| | 起点 | 左岸：馬路町大芝原新田大芝1番地2地先 右岸：千代川町川関カミ2番地8地先 | 保津橋 | 保津町下中島 | 2.30 | 3.30 | 3.50 | 4.00 | 5.74 | | 洪水予報 実施河川 |
| | 終点 | 左岸：保津町立岩1番地2地先 右岸：篠町山本下太田20番地先 | | | | | | | | | |

※ 避難判断水位設定の根拠とした氾濫危険水位

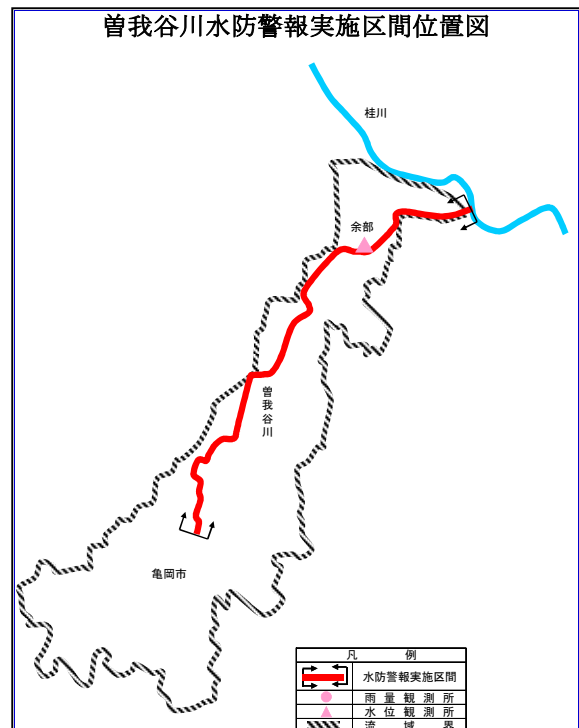
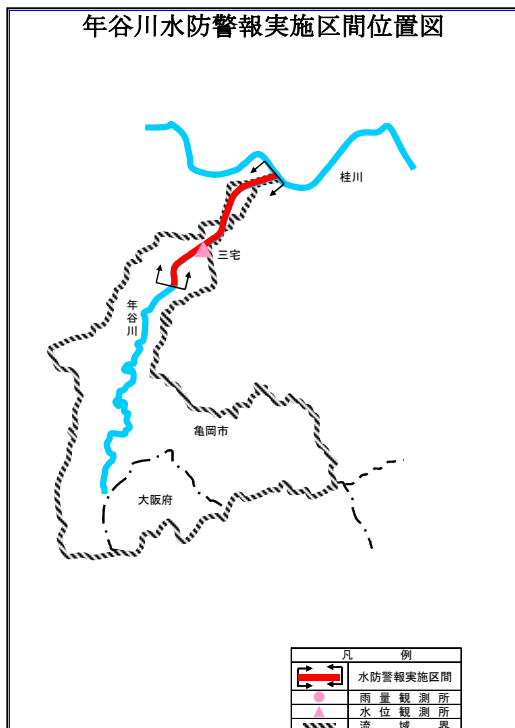
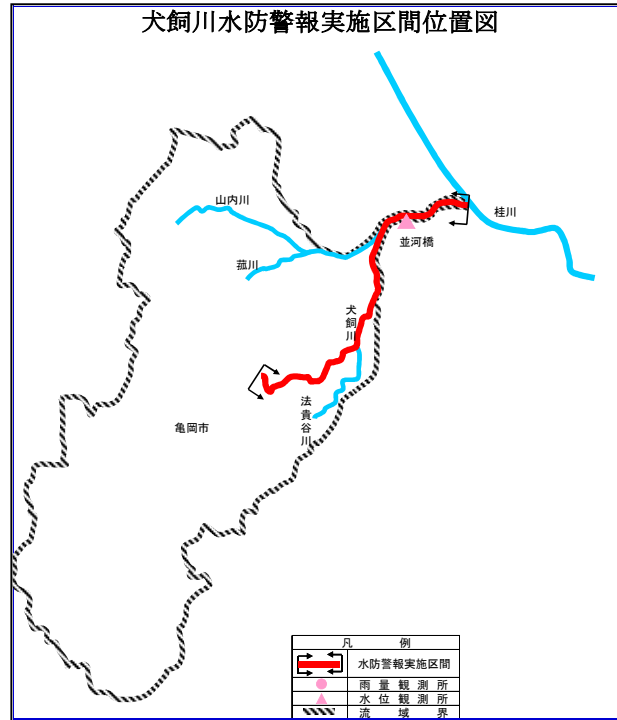
〈参考図〉

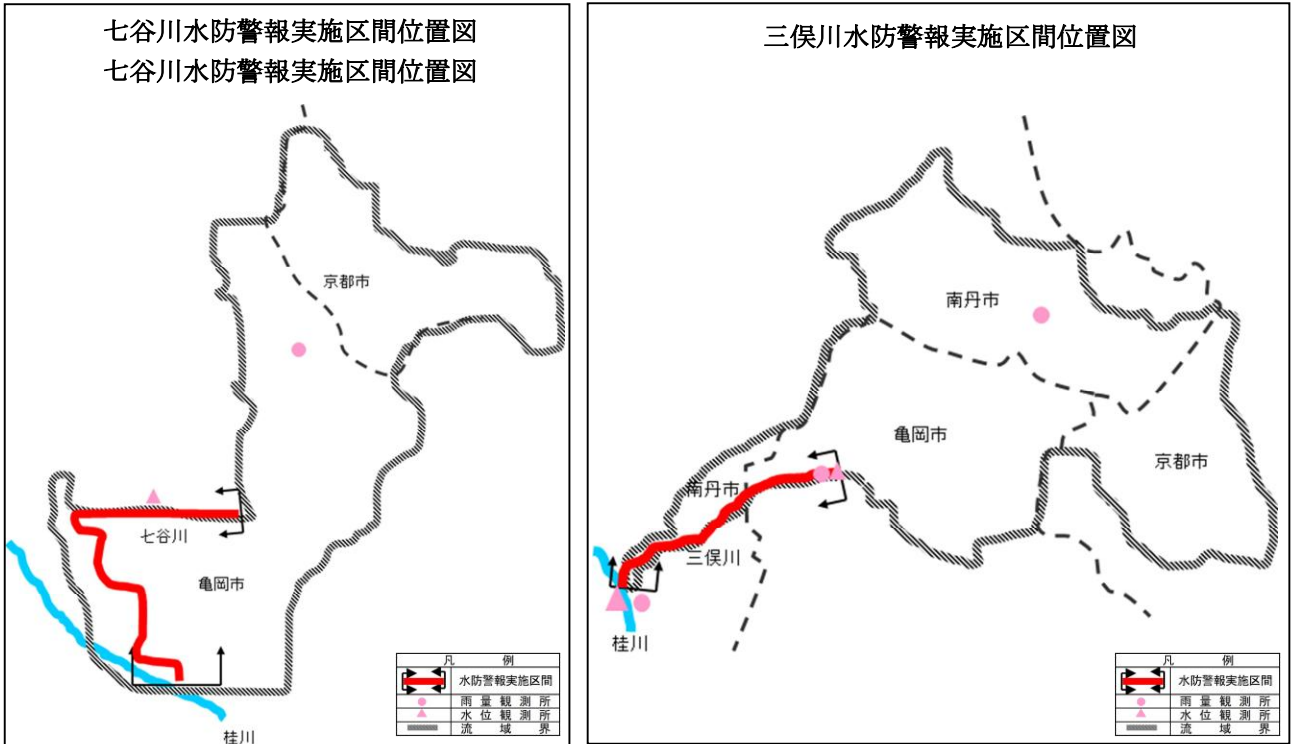


【その他の河川】

| 河川名 | 対象水位観測所 | | | | | | | 発表者 | 指定年月日 | |
|------|---------|-------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------|---------------------|----------|---------------|
| | 名称 | 所在地 | 水防団 待機水位 m | 氾濫 注意水位 m | 避難 判断水位 m | 氾濫 危険水位 m | 堤防高 m | | 水防警報 | 水位情報 通知・周知 |
| 犬飼川 | 並河橋 | 大井町並河 | 0.70 | 1.40 | 2.1 | 2.5 | 4.35 | 京都府 南丹土木 事務所長 | 平 24.9.4 | 平 29.6.27 |
| 曾我谷川 | 余部 | 余部町 | 0.90 | 1.50 | | | 3.64 | | | 平 26.6.13 |
| 年谷川 | 三宅 | 三宅町 | 0.60 | 1.40 | | | 3.39 | | | |
| 七谷川 | 七谷川 | 河原林町 | 0.10 | 1.00 | | | 4.03 | | | |
| 三俣川 | 三俣橋 | 旭町 | 0.40 | 0.70 | | | 2.86 | | | |

〈参考図〉



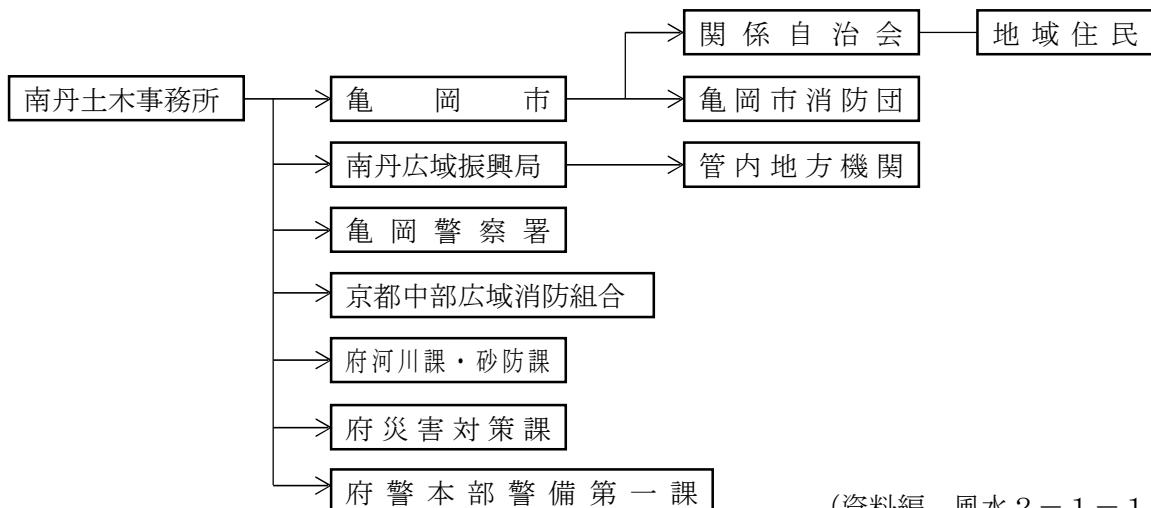


(2) 水防警報の種別及び発表時期

| 河川名 | 水位観測所 | 水防警報種別 | | |
|------|-------|------------------------------|-----------------------------|---|
| | | 準備 | 出動 | 解除 |
| 桂川 | 周山 | 水防団待機水位 (指定水位)に 達したとき。 | 氾濫注意水位 (警戒水位)に 達したとき。 | 氾濫注意水位（警戒 水位）を下回り、水 防活動の必要がなく なったとき。 |
| | 鳥羽 | | | |
| | 保津橋 | | | |
| 犬飼川 | 並河橋 | | | |
| 曾我谷川 | 余部 | | | |
| 年谷川 | 三宅 | | | |
| 七谷川 | 七谷川 | | | |
| 三俣川 | 三俣橋 | | | |

(3) 水防警報及び水位情報の連絡系統

【桂川（保津橋）、犬飼川、曾我谷川、年谷川、七谷川、三俣川水防警報の連絡系統】



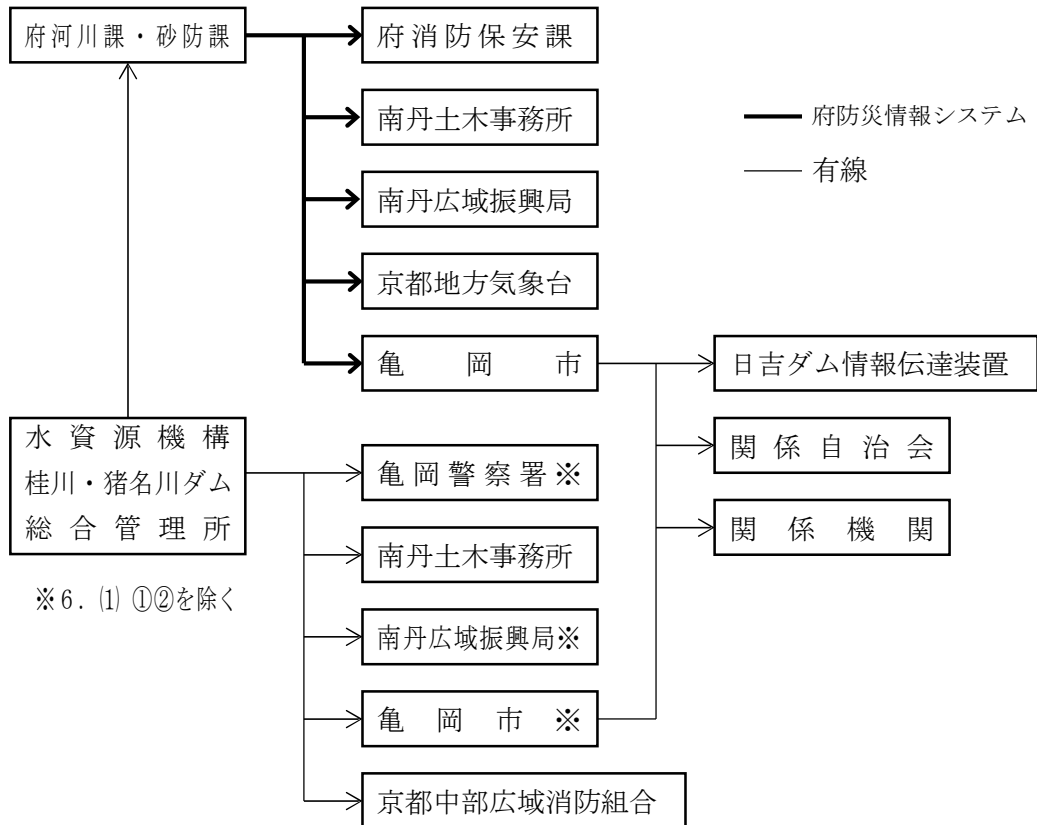
(資料編 風水2-1-1-2)

6. 日吉ダムの放流情報

(1) ダムからの主な通知・情報提供の種類

- ① 洪水警戒体制の通知
- ② 洪水警戒体制解除の情報
- ③ 放流開始の通知
- ④ 防災操作（洪水調節）開始の通知 1時間前
- ⑤ 放流量増加による急激な河川水位上昇の通知
- ⑥ 防災操作（洪水調節）開始の情報
- ⑦ 【重要情報 緊急放流 時間前】
- ⑧ 【重要通知 緊急放流 3時間前】
- ⑨ 【重要通知 緊急放流 1時間前】
- ⑩ 【重要通知 緊急放流 開始】
- ⑪ 緊急放流 終了の通知
- ⑫ 防災操作（洪水調節） 終了の情報

(2) 放流情報の伝達系統



(資料編 風水2-1-1-3)

7. 異常現象発見者の通報

(1) 市民の報告義務

災害が発生し、または発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに最寄りの市行政機関又は警察官に通報する。

(2) 市行政機関の処理

異常現象の通報を受けた市行政機関は遅滞なく関係部に連絡するとともに、自然現象によるものは京都地方気象台へ通報する。

また、関係する近隣市町村、京都中部広域消防組合、府出先機関及び亀岡警察署へも同様に報告する。

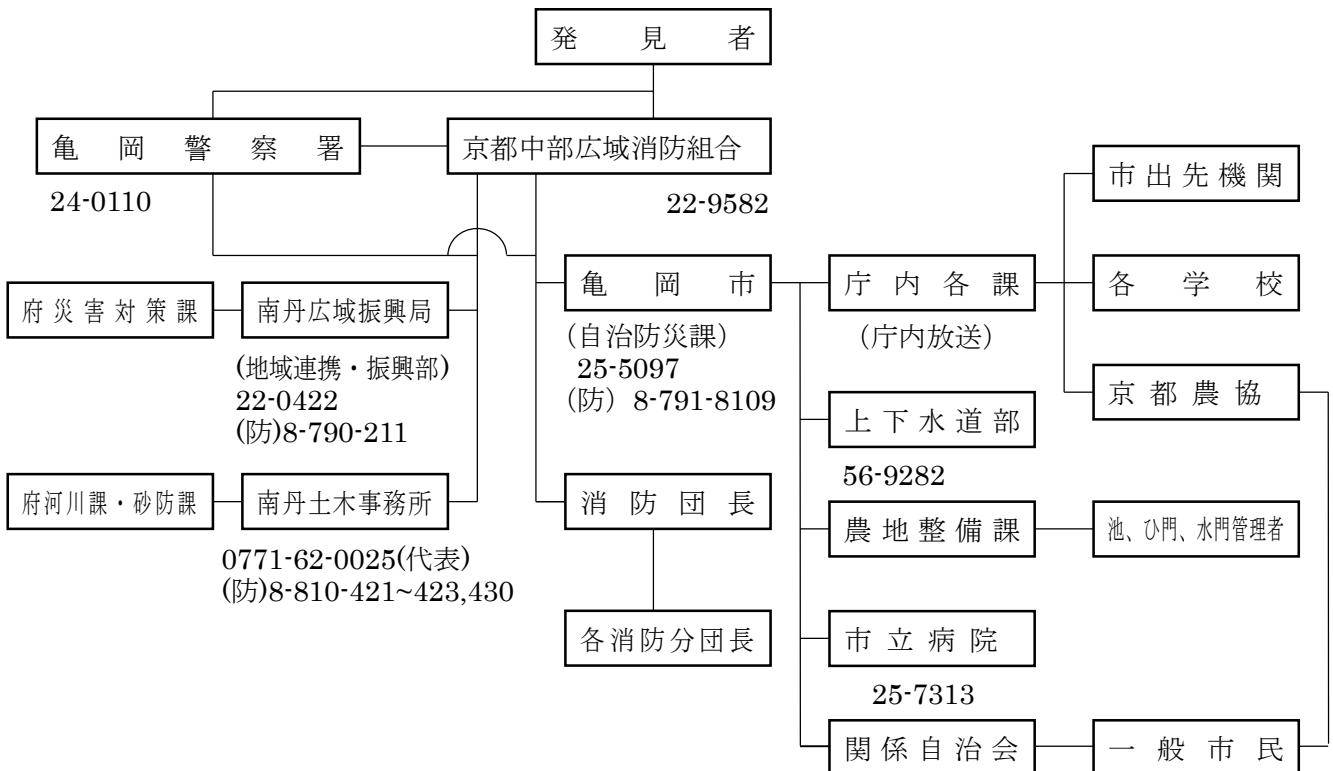
(3) 異常現象の種類と内容

異常現象の種類は、概ね次のとおりである。

| 異常現象の種類 | 内 容 |
|---------|----------------------|
| 気 象 | 竜巻、ひょう、突風等で激しく異常なもの |
| 水 象 | 河川、ため池等の異常水位、堤防等の水もれ |
| 地 象 | がけくずれ、地割れ等 |
| そ の 他 | ガス・石油等の流出 |

(4) 異常現象の通報系統

【異常現象発見時の通報系統】



8. 雨量・水位の観測等

(1) 雨量の観測

① 京都地方気象台所属地域気象観測所（アメダス）一覧（関連地域抜粋）

| 観測所名 | 所在地 | 種類 |
|------|----------------|------|
| 本庄 | 船井郡京丹波町本庄西畑 | 雨 |
| 美山 | 南丹市美山町静原桧野 | 四・雪* |
| 須知 | 船井郡京丹波町富田蒲生野 | 雨 |
| 園部 | 南丹市園部町黒田 | 四 |
| 京北 | 京都市右京区京北比賀江町院谷 | 雨 |

※ 種類

- ・「四」は、有線ロボット気象計による降水量・気温・日照時間・風（風向・風速）
- ・「雪*」は、有線ロボット積雪深計による積雪の深さの観測
- ・「雨」は、有線ロボット雨量計による降水量の観測

② 国土交通省所属テレメータ雨量観測所（関連地域抜粋）

| 所在地 | 設置場所 | 観測所名 | 観測器種類 |
|--------------------|--------|------|-------|
| 亀岡市西別院町柚原 | 西別院小学校 | 西別院 | テレメータ |
| 南丹市日吉町木住七郎ヶ谷301 | | 殿田 | テレメータ |
| 南丹市八木町鳥羽 | | 新町 | テレメータ |
| 南丹市園部町大河内馬道1 | | 園部 | テレメータ |
| 船井郡京丹波町下山 | | 下山 | テレメータ |
| 船井郡京丹波町曾根 | | 曾根 | テレメータ |
| 船井郡京丹波町西河内 | | 西河内 | テレメータ |
| 京都市右京区京北周山町上植代43-1 | | 周山 | テレメータ |
| 京都市右京区京北上黒田町 | | 鎌倉 | テレメータ |

③ 京都府雨量観測所（テレメータ）一覧表（関連地域抜粋）

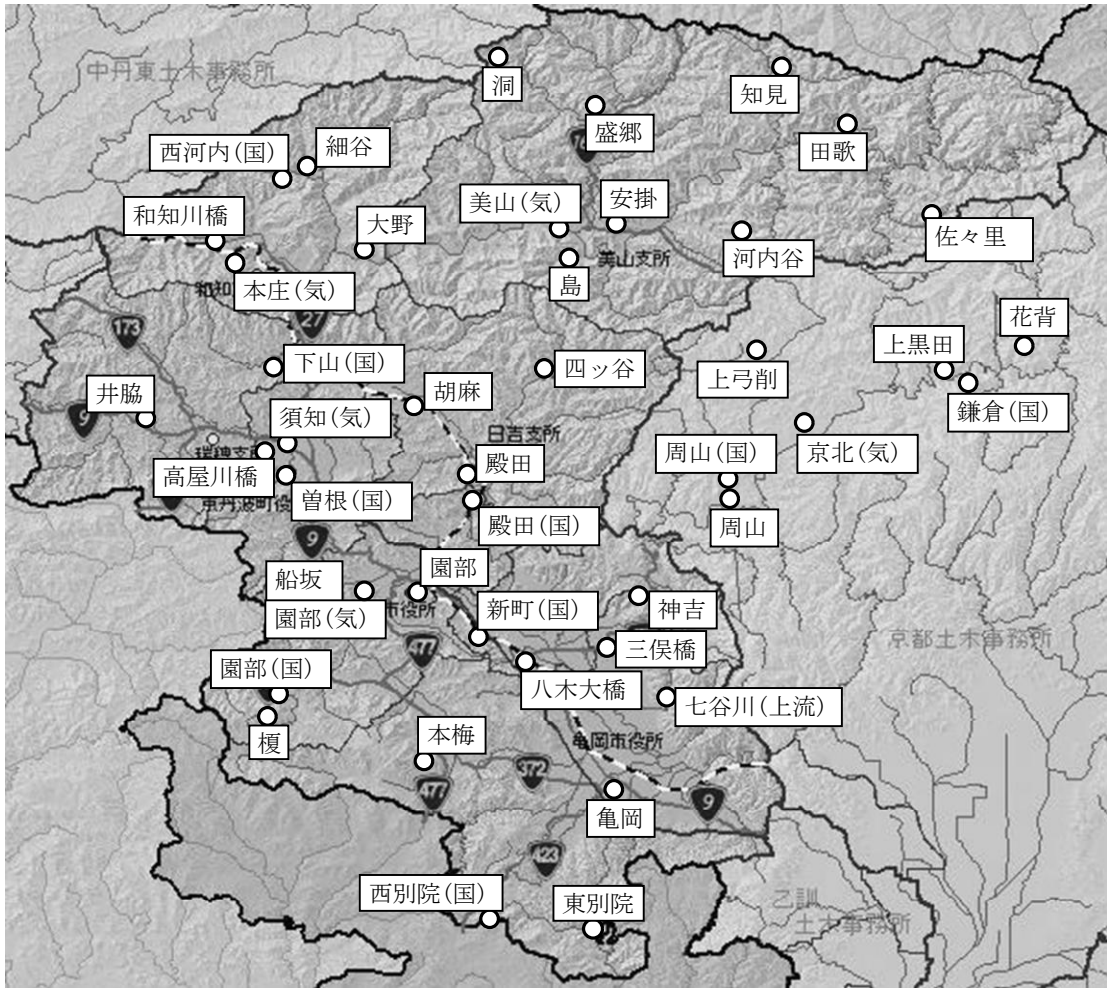
| 観測所名 | 所在地 | 管理者 |
|------|-------------------|----------|
| 亀岡 | 亀岡市荒塚町1丁目4-1 | 南丹土木事務所長 |
| 本梅 | 亀岡市本梅町中野煙川8-5 | |
| 東別院 | 亀岡市東別院町東掛一アン20-2 | |
| 園部 | 南丹市園部町小山東町藤ノ木21 | |
| 榎 | 南丹市園部町大河内小ガマ4-1 | |
| 殿田 | 南丹市日吉町殿田大貝15-2 | |
| 高屋川橋 | 京丹波町豊田下川原7の1地先 | |
| 八木大橋 | 南丹市八木町西田金井畠46-4地先 | |
| 四ツ谷 | 南丹市日吉町四ツ谷柏木5 | |
| 神吉 | 南丹市八木町神吉小路谷44-2 | |
| 細谷 | 京丹波町細谷古和田24-1 | |
| 和知川橋 | 京丹波町中ユヤノ谷9-7 | |
| 胡麻 | 南丹市日吉町胡麻仲村 | |

| 観測所名 | 所在地 | 管理者 |
|---------|------------------|----------|
| 井 脇 | 京丹波町井脇瀧谷 | 南丹土木事務所長 |
| 船 坂 | 南丹市園部町船坂北ノ谷33-1 | |
| 安 掛 | 南丹市美山町安掛 美山出張所内 | |
| 七谷川(上流) | 亀岡市千歳町 | |
| 三 俣 橋 | 亀岡市旭町小豆畑 | |
| 花 背 | 京都市左京区花背大布施町772 | 京都土木事務所長 |
| 上 黒 田 | 京都市右京区京北上黒田町水出20 | |
| 周 山 | 京都市右京区京北周山町上ノ段1 | |
| 上 弓 削 | 京都市右京区京北上弓削町宮ノ本6 | |

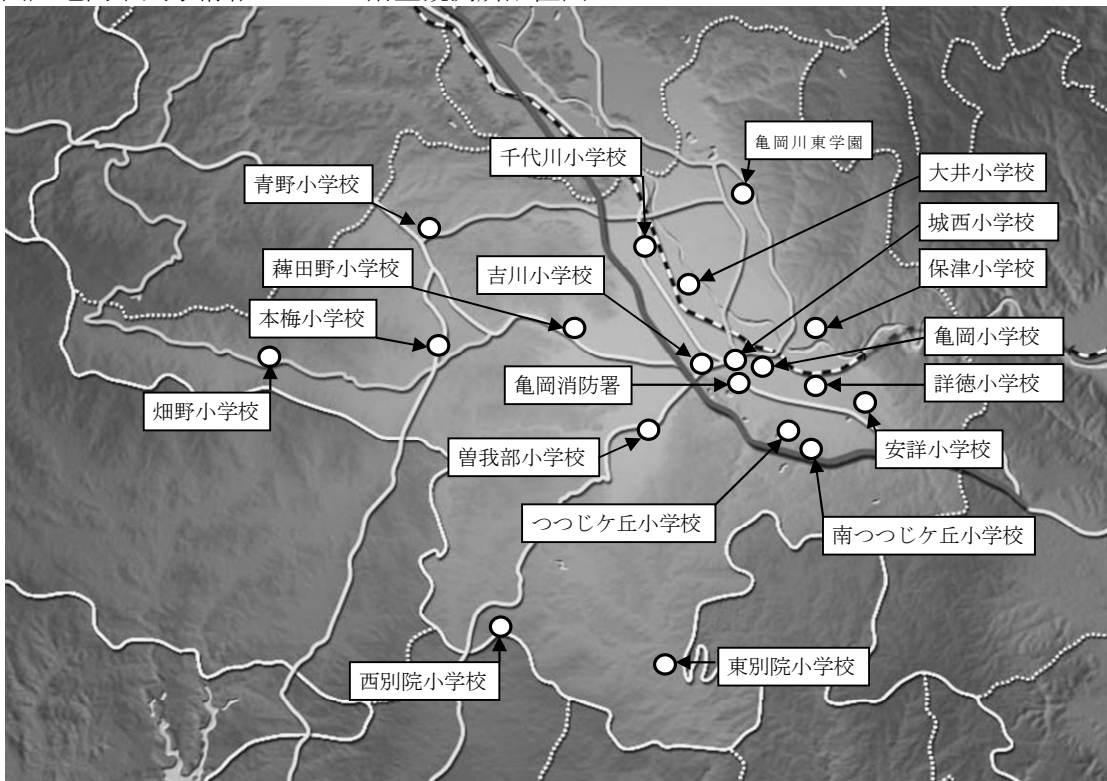
④ 亀岡市雨量観測所（テレメータ）一覧表

| 町 名 | 設置場所 | 観測器種類 | 町 名 | 設置場所 | 観測器種類 |
|-------|--------|-------|--------|-----------|-------|
| 荒 塚 町 | 亀岡消防署 | テレメータ | 大 井 町 | 大井小学校 | テレメータ |
| 内 丸 町 | 亀岡小学校 | | 千代川町 | 千代川小学校 | |
| 東別院町 | 東別院小学校 | | 馬 路 町 | 亀岡川東学園 | |
| 西別院町 | 西別院小学校 | | 保 津 町 | 保津小学校 | |
| 曾我部町 | 曾我部小学校 | | 西つつじヶ丘 | つつじヶ丘小学校 | |
| 吉 川 町 | 吉川小学校 | | 篠 町 | 安詳小学校 | |
| 菫田野町 | 菫田野小学校 | | 余 部 町 | 城西小学校 | |
| 本 梅 町 | 旧本梅小学校 | | 篠 町 | 詳徳小学校 | |
| 畑 野 町 | 旧畑野小学校 | | 南つつじヶ丘 | 南つつじヶ丘小学校 | |
| 宮 前 町 | 旧青野小学校 | | | | |

〈参考図〉 京都府等の雨量観測所（テレメータ）配置図



〈参考図〉 亀岡市気象情報システム雨量観測所配置図



(2) 水位の観測

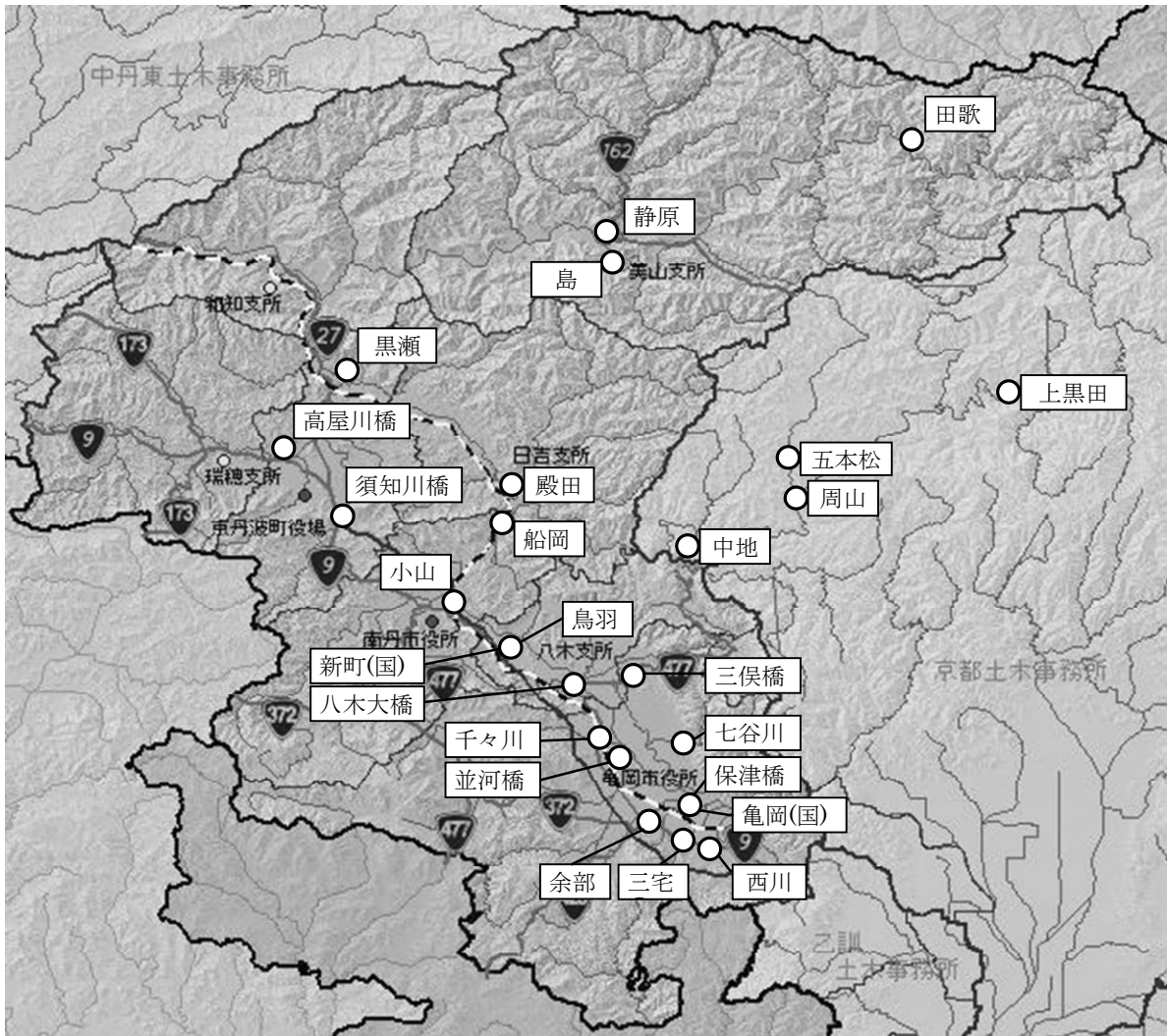
① 国土交通省の水位テレメータ観測所（桂川関連）

| 河川名 | 観測所名 | 観測所位置 | 観測開始 年月日 自記(上段) テレ(下段) | 水防団 待機水位 | 氾濫 注意 水位 | 左右岸の別 | 所属 | 備考 |
|-----|------|------------|---------------------------------|-------------|----------------|-------|---------|-------|
| 桂川 | 新町 | 南丹市八木町鳥羽 | S.39.4. S.40.3. | 1.10 | — | 右 | 淀川河川事務所 | |
| 〃 | 亀岡 | 亀岡市保津町追分中島 | S.6.5. S.46.6.24 | 2.30 | 3.30 | 〃 | 〃 | テレは統管 |

② 京都府の水位テレメータ観測所（桂川関連）

| 観測所名 | 河川名 | 水防団 待機 水位 m | 氾濫 注意 水位 m | 避難 判断 水位 m | 氾濫 危険 水位 m | 堤防 高 m | 所在地 | 管理者 | 洪水予報 | 水防警報 | 水位 情報 周知 |
|------|------|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------|---------------------|-------------|------|------|----------------|
| 保津橋 | 桂川 | 2.30 | 3.30 | 3.50 | 4.00 | 5.74 | 亀岡市保津町下中島 | 南丹市 事務局長 | ○ | ○ | |
| 船岡 | 桂川 | 2.20 | 3.50 | | | 7.49 | 南丹市日吉町殿田新葉1の1 | | | | |
| 八木大橋 | 桂川 | 0.80 | 1.90 | | | 4.62 | 南丹市八木町西田金井島46の4地先 | | | | |
| 殿田 | 田原川 | 0.90 | 1.80 | 1.90 | 2.60 | 3.17 | 南丹市日吉町殿田大貝15の2 | | | ○ | ○ |
| 小山 | 園部川 | 0.50 | 1.40 | 1.70 | 2.20 | 3.75 | 南丹市園部町小山東町藤ノ木54の1地先 | | | ○ | ○ |
| 鳥羽 | 桂川 | 1.10 | 2.00 | 2.20 | 2.60 | 5.91 | 南丹市八木町鳥羽 | | | ○ | ○ |
| 並河橋 | 犬飼川 | 0.70 | 1.40 | 2.10 | 2.50 | 4.35 | 亀岡市大井町並河 | | | | ○ |
| 余部 | 曾我谷川 | 0.90 | 1.50 | | | 3.64 | 亀岡市余部町 | | | | ○ |
| 三宅 | 年谷川 | 0.60 | 1.40 | | | 3.39 | 亀岡市三宅町 | | | | ○ |
| 七谷川 | 七谷川 | 0.10 | 1.00 | | | 4.03 | 亀岡市河原林町河原尻 | | | | ○ |
| 三俣橋 | 三俣川 | 0.40 | 0.70 | | | 2.86 | 亀岡市旭町小豆畑 | | | | ○ |
| 西川 | 西川 | | | | | | 亀岡市篠町柏原宇津ノ辺 | | | | |
| 千々川 | 千々川 | | | | | | 亀岡市千代川町小川 | | | | |
| 上黒田 | 桂川 | 2.50 | 3.50 | | | 5.50 | 京都市右京区京北上黒田町水出20 | 京都市 事務局長 | | | |
| 周山 | 桂川 | 2.50 | 4.00 | 4.00 | 4.70 | 6.25 | 京都市右京区京北周山町 | | | | ○ |
| 五本松 | 弓削川 | 1.30 | 2.40 | 2.40 | 2.80 | 6.74 | 京都市右京区京北五本松町セバトロ | | | | ○ |
| 中地 | 細野川 | 2.00 | 2.90 | | | 8.00 | 京都市右京区京北中地町 | | | | |

〈参考図〉京都府等の水位観測所（テレメータ）配置図

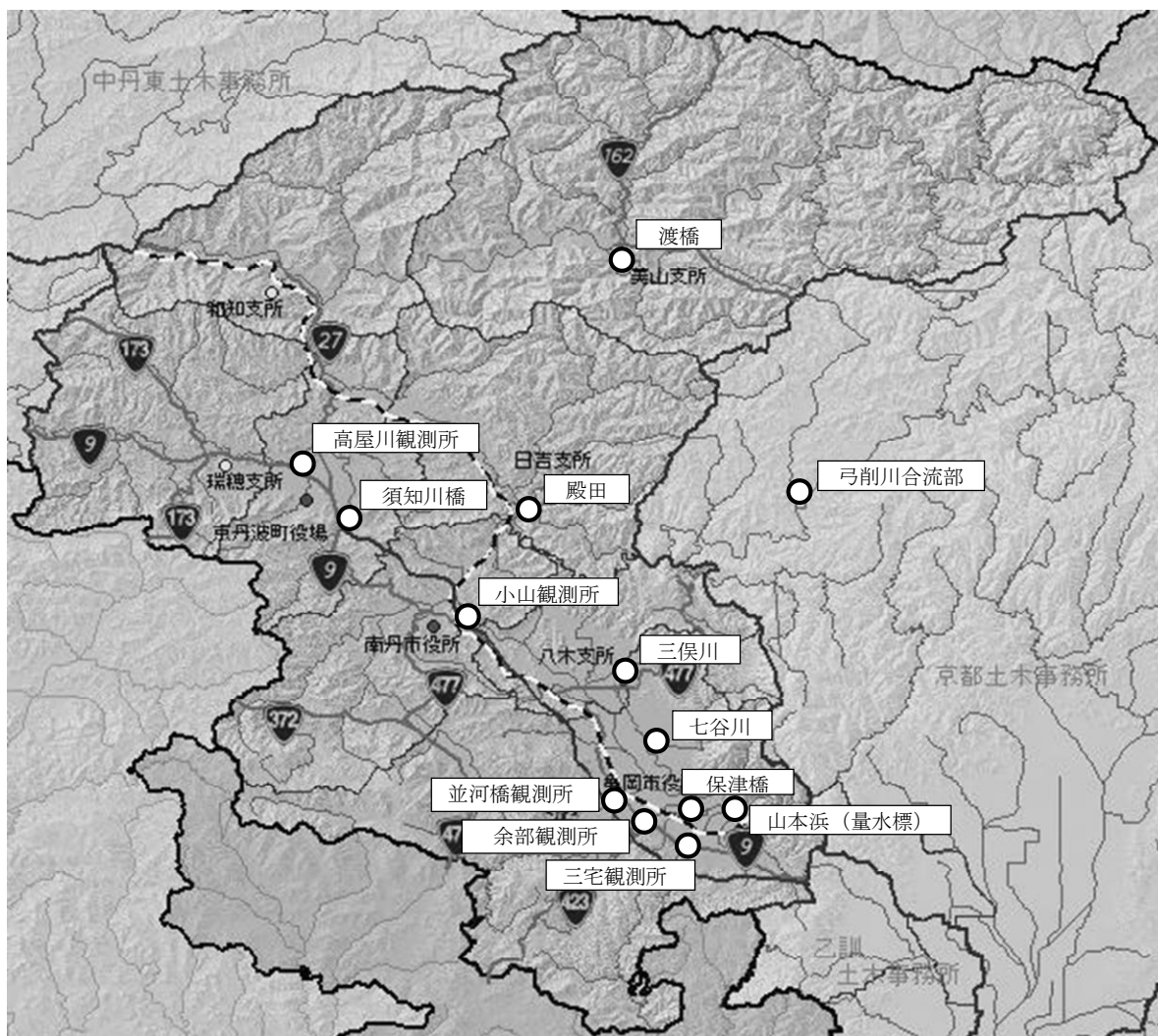


(資料編 風水2-1-1-4)

(3) 河川防災カメラによる監視（桂川関連）

| 河川名 | 箇所名 | 所在地 | NHK地上デジタル データ放送対象箇所 | 所管 |
|------|----------|------------|------------------------|---------|
| 桂川 | 弓削川合流部 | 京都市右京区京北周山 | | 京都土木事務所 |
| 桂川 | 保津橋 | 亀岡市保津町 | ○ | 南丹土木事務所 |
| 園部川 | 小山観測所 | 南丹市園部町小山東町 | ○ | |
| 田原川 | 殿田 | 南丹市日吉町殿田 | | |
| 年谷川 | 三宅観測所 | 亀岡市三宅町 | | |
| 曾我谷川 | 余部観測所 | 亀岡市余部町宝久保 | | |
| 犬飼川 | 並河橋観測所 | 亀岡市大井町並河南台 | | |
| 七谷川 | 七谷川 | 亀岡市河原林町 | | |
| 三俣川 | 三俣川 | 亀岡市旭町小豆畑 | | |
| 桂川 | 山本浜（量水標） | 亀岡市篠町山本 | | |

〈参考図〉 京都府等河川防災カメラ配置図



9. 土砂災害警戒情報及び京都府土砂災害警戒情報システム

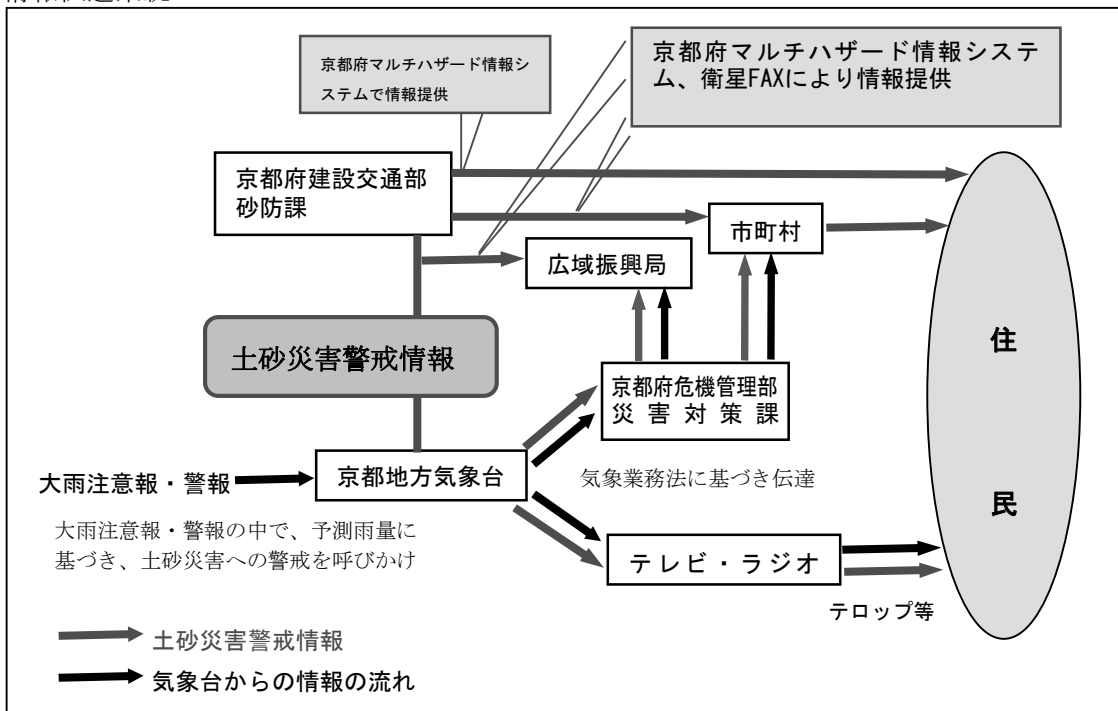
(1) 土砂災害警戒情報

府および京都地方気象台は、大雨による土砂災害が見込まれる時に市町村長が住民に対して行う避難指示等の防災対応を適時適切に判断できるよう支援すること及び住民の自主判断にも利用できることを目的として土砂災害警戒情報を共同発表し、関係機関及び住民に伝達する。市は、この情報を受けて市内関係機関及び市民に伝達すると共に避難指示等の判断基準とする。

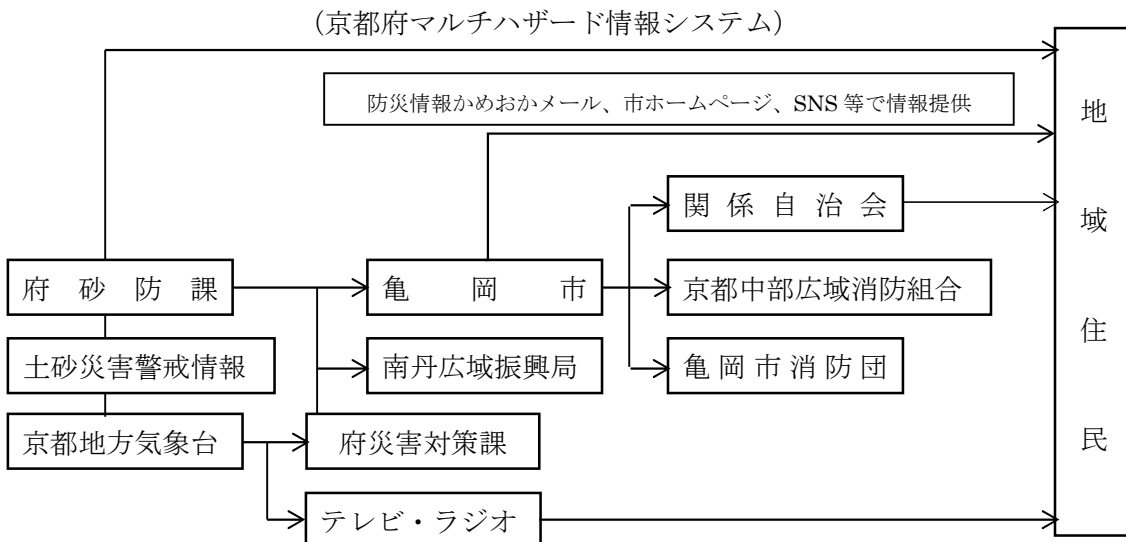
① 発表基準

| | |
|--------|-------------------------------------|
| 警戒基準 | 大雨警報発表中気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したとき |
| 警戒解除基準 | 監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるとき |
| 発表単位 | 市町村（ただし、合併市町村及び京都市は、旧町及び区別で発表） |

② 情報伝達系統



(管内情報連絡系統)



(2) 京都府土砂災害警戒情報システム

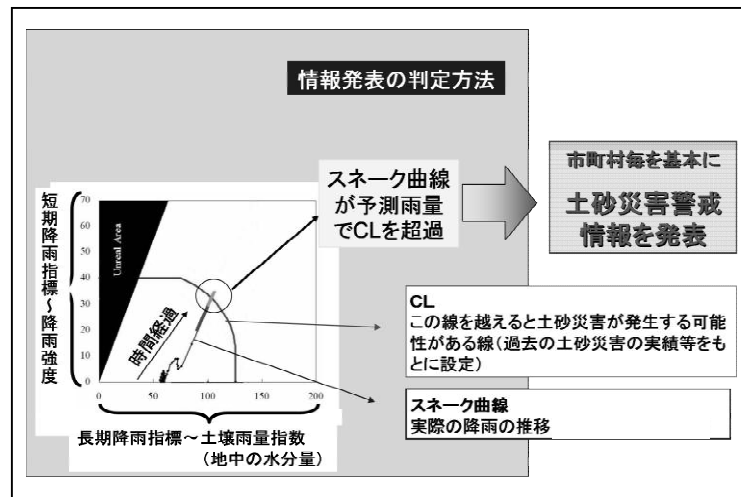
京都地方気象台による精度の高い降水予測（解析雨量）と、京都府の作成した1kmメッシュエリア毎の土砂災害発生基準線（CL）を基に土砂災害発生の危険性の判定を行う。

① 発表基準

| | |
|------|----------------------|
| レベル1 | 土砂災害発生危険度基準線を越える2時間前 |
| レベル2 | 土砂災害発生危険度基準線を越える1時間前 |
| レベル3 | 土砂災害発生危険度基準線を超過 |

- 土砂災害発生基準線は、過去の土砂災害の実績等をもとに設定
- 土砂災害警戒情報は、土砂災害が発生する危険性を解析雨量、降水短時間予報、土壌雨量指数等から判定を行う。

※情報発表の判定方法



② 情報提供

京都府土砂災害警戒情報システムを通じて市内関係機関及び市民に伝達される。市は、この情報を受けて、避難指示等の判断基準とする。

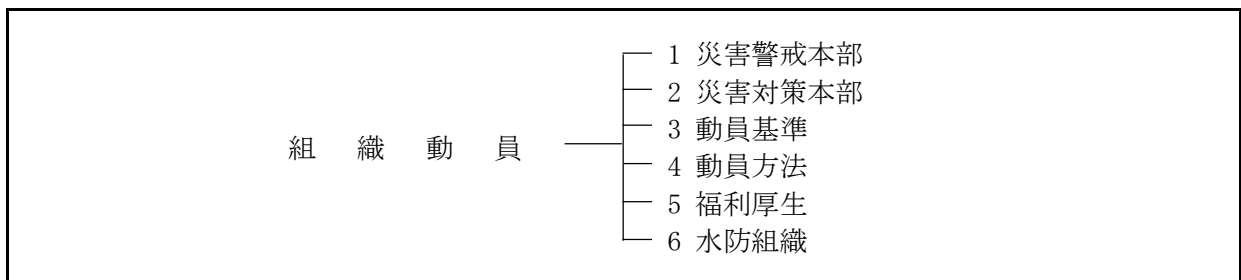
第2節 組織動員

災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、亀岡市災害対策本部等活用計画の定めるところにより、迅速かつ的確に災害応急対策活動を行うため、災害発生規模に応じた活動組織の設置、職員の動員配備を行う。

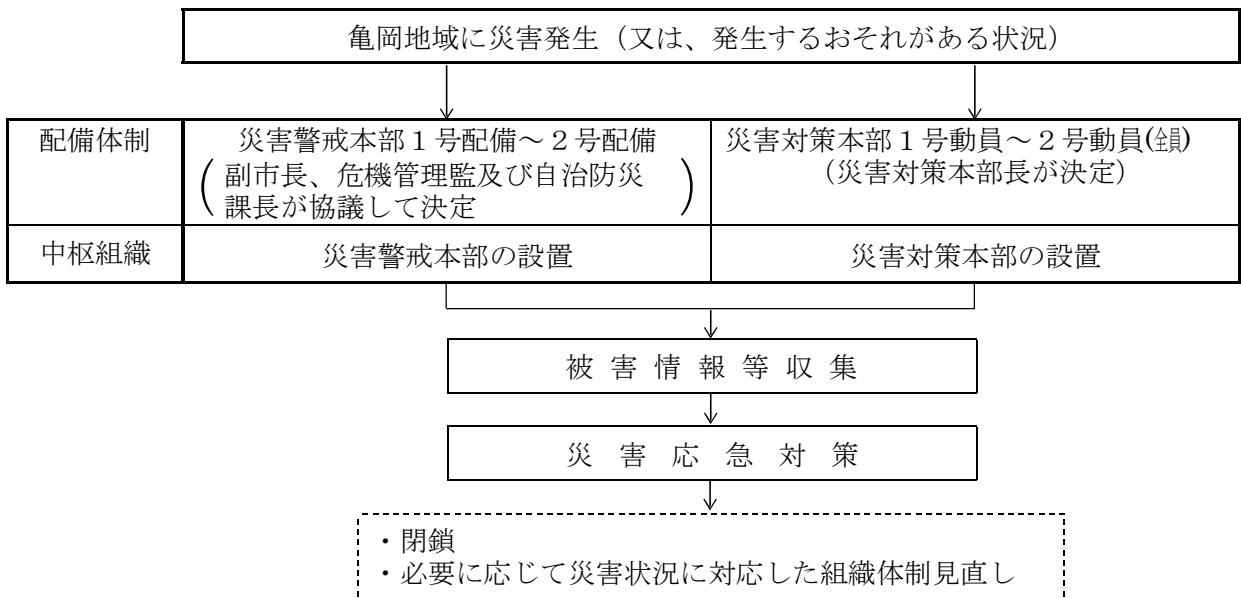
《実施担当機関》

各部、関係機関

《対策の体系》



《災害対策本部等の体制の流れ》



《対策の展開》

1. 災害警戒本部

自治防災課長は、災害対策本部の設置前の体制として、台風、梅雨及び局地的豪雨等の状況を把握し、水防活動又は対策本部設置の判断資料を得るために、必要と認めるときは、副市長及び危機管理監と協議して亀岡市災害警戒本部を設置する。

(1) 設置基準

| 配備の種類 | 設置基準 | 配備要員 |
|-------|--|--------|
| 1号配備 | 1 亀岡地域において震度4の地震が発生したとき。 2 亀岡市において気象警報が発表されたとき。 3 その他、災害の発生するおそれがある場合で、必要と認めたとき。 | 別に定める。 |
| 2号配備 | 災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合で、必要と認めたとき。 | 別に定める。 |

(2) 配備体制

| 種別 | 配備内容 | 配備時期 |
|------|--|--|
| 1号配備 | 全職員が自宅又は職場で待機し、防災担当課等で情報収集活動が円滑に行いうる体制とする。その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ定める。 | 災害対策本部設置前の体制として、台風及び降雨時の状況を把握する必要があるとき。災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合で、必要と認めたとき。 |
| 2号配備 | 1号配備体制を強化して、防災担当課以外の職員も登庁し、事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。その所要人員は所掌業務等を勘案し、あらかじめ定める。 | 災害対策本部設置前の体制として、台風及び降雨時の状況を把握する必要があるとき。災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合で、必要と認めたとき。 |

※ 必要に応じ、初動体制における情報収集のため、市内の待機所に各町要員を配置する。

(3) 組織及び運営

災害警戒本部の組織運営については、亀岡市災害対策本部条例施行規則及び亀岡市災害対策本部等活用計画で示す災害対策本部組織及び事務分掌に基づく。

(4) 閉鎖基準

本部長（市長）が、災害応急対策の必要がないと認めた場合、又は災害応急対策が概ね完了したと認めた場合。

(5) 設置及び閉鎖の通知

本部長（市長）は、災害警戒本部を設置又は閉鎖した場合は、各部、知事、防災会議構成員、報道機関、市民等にその旨を通知する。

2. 水防組織

亀岡市における水防業務を処理するため、水防組織を編成する。水防活動は、水防法に基づいて行われ、水防管理団体である亀岡市が市域に係る河川の洪水に際し、水害を警戒し、防御してその被害の軽減を図る。

(1) 水防の責任

水防法に基づく水防組織の整備、水防活動の実施、水防施設・資機材の整備等水防に関する準備行為、具体的水防活動については、水防管理団体である亀岡市がその責任を有する。

(2) 水防組織

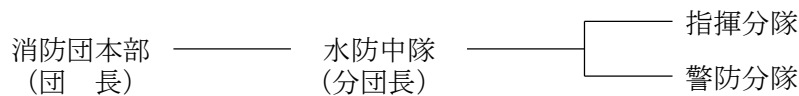
消防団は、水防法第16条に基づき情報又は警報が発せられたとき、又は災害が発生するおそれのあるときは、本計画に基づき水防活動を行うものとする。

また、亀岡市災害対策本部が設置されたときは、直ちにその組織下に移行するものとする。

【水防警報に基づく活動体制】

| 水防警報 | 河川（桂川）の水位 | 体制 |
|------|-----------------------------|------|
| 準備 | 水防団待機水位に達したとき。 | 水防準備 |
| 出動 | 氾濫注意水位に達したとき。 | 水防出動 |
| 解除 | 氾濫注意水位を下回り、水防活動の必要がなくなったとき。 | |

【水防組織の機構】



① 水防部隊の編成

| 総括 | 副総括 | 中隊名 | 分 隊 人 員 | | | | 計 |
|--------|-------|-------|---------|-------|------|------|-----|
| | | | 中隊長 | 中隊長補佐 | 指揮分隊 | 警防分隊 | |
| 消防団長 1 | 副団長 2 | | | | | | 3 |
| | | 亀岡中隊 | 1 | 1 | 4 | 41 | 47 |
| | | 東別院中隊 | 1 | 1 | 4 | 56 | 62 |
| | | 西別院中隊 | 1 | 1 | 4 | 30 | 36 |
| | | 曾我部中隊 | 1 | 1 | 13 | 76 | 91 |
| | | 吉川中隊 | 1 | 1 | 3 | 25 | 30 |
| | | 蕨田野中隊 | 1 | 1 | 7 | 46 | 55 |
| | | 本梅中隊 | 1 | 1 | 6 | 42 | 50 |
| | | 畑野中隊 | 1 | 1 | 4 | 24 | 30 |
| | | 宮前中隊 | 1 | 1 | 4 | 37 | 43 |
| | | 東本梅中隊 | 1 | 1 | 3 | 25 | 30 |
| | | 大井中隊 | 1 | 1 | 6 | 37 | 45 |
| | | 千代川中隊 | 1 | 1 | 7 | 45 | 54 |
| | | 馬路中隊 | 1 | 1 | 6 | 35 | 43 |
| | | 旭中隊 | 1 | 1 | 6 | 40 | 48 |
| | | 千歳中隊 | 1 | 1 | 6 | 32 | 40 |
| | | 河原林中隊 | 1 | 1 | 3 | 32 | 37 |
| | | 保津中隊 | 1 | 1 | 7 | 33 | 42 |
| | | 篠中隊 | 1 | 1 | 14 | 60 | 76 |
| | | 計 | 18 | 18 | 107 | 716 | 862 |

(注) 1. 指揮分隊は、部長1名と各班1名をもって編成する。
2. 水防中隊名には、消防分団名を冠する。

② 水防中隊事務分掌

| 分 隊 名 | 事 務 分 掌 |
|-------|---|
| 指揮分隊 | ① 中隊の招集に関すること。 ② 災害情報の連絡に関すること。 ③ 中隊相互間の連絡協調に関すること。 ④ 水防信号に関すること。 ⑤ その他水防事務に関すること。 |
| 警戒分隊 | ① 警戒巡視及び水位測定に関すること。 ② 現場活動に関すること。 ③ 緊急時における避難指示の伝達に関すること。 ④ 人命救助及び避難誘導に関すること。 ⑤ 住民への周知に関すること。 |

(資料編 風水2-1-2-1)

(3) 水防部隊の動員

水防中隊の動員については、亀岡市災害対策本部長（又は消防団長）の指示によるほか、特に緊急を要する場合は、水防中隊長が動員することができる。この場合は、速やかに亀岡市災害対策本部長（又は消防団長）に報告しなければならない。

① 水防準備及び水防出動

水防準備は消防団長、水防出動は災害対策本部長（災害対策本部が設置されたとき）又は消防団長が次の区分に従い水防中隊に対し指示する。特に急を要する場合は、水防中隊長が指示することができる。この場合は、速やかに消防団長を通じて災害対策本部長に報告しなければならない。

| 活動体制 | 体 制 判 断 基 準 |
|------|--|
| 水防準備 | ○水防警報の「準備」が発せられ、かつ、出動の必要が予想されるとき。 ○気象状況等により、水災による被害が予想されるとき。 ○ため池及び急傾斜地での災害危険が予想されるとき。 |
| 水防出動 | 少数非常招集 ○大雨・洪水警報の発令により、警戒の必要があると認めるとき。 ○水防警報の「出動」が発せられたとき。 （地震等による堤防の漏水、沈下のおそれがあるとき。） ※この場合の招集は、状況に応じ段階的に行うことができるものとする。 |
| | 半数非常招集 ○水防事態の発生が予想され、広範囲で水防活動の必要があり、少数非常招集では対処できないと予想されるとき。 ○台風が近畿地方に接近、又は通過する情報を受け被災が予想されるとき。 |
| | 全員非常招集 ○水防事態が悪化し、被害徴候が拡大し、半数非常招集では対処できず事態の緊急が予想されるとき。 |

② 監視警戒

水防中隊長は、災害対策本部長又は消防団長から団員の招集指令があるとき、又は気象情報により必要があると認めるときは、次の区分に従い河川、ため池等の警戒及び水位観測のため巡視を行うものとする。

| 監視警戒内容 | 巡視・監視の時期等 | 配置体制 | 報告措置 |
|----------|--|--|---|
| 平常水位時の巡視 | 大雨による出水が予想され、必要と認めるとき。 | 堤防の延長概ね1,000 m ないし2,000 m ごとに巡視員2名、連絡員1名の基準で配置 | 水防巡視員は、定められた区域を巡回し、危険箇所を発見あるいは水位が避難判断水位に達したときは、連絡員をもって速やかに中隊本部に連絡する。 中隊長は、できる限りその状況を具体的に、消防団長を通じて亀岡市災害対策本部長に報告するとともに、危険箇所を発見したときは、必要な隊員を現場に派遣し、応急措置を行うものとする。 |
| 出水時の監視 | 重要水防区域及び河川重点警戒箇所の河川が水防団待機水位（指定水位）に達したとき。 | 堤防延長の概ね500 m ないし、1,000 m ごとに監視員2名、連絡員1名の基準で配置 | |

③ 雨量観測及び量水標示監視

水防中隊は、管轄地区に設置の雨量計を活用し水防対策の資料とするほか、河川の量水表示の監視にあたり、消防団長を通じて、災害対策本部長に適時、降雨量及び水位を報告するものとする。

④ ため池、樋門、水門の管理

ため池、樋門、水門の管理者（以下「ため池管理者」という。）は、あらかじめ、監視連絡員を定め、特に、雨期前には水門及び樋門並びに余水はけ施設の点検を厳重に行い、出水時の操作上の支障排除に努めなければならない。

また、ため池管理者等は、水位上昇のため危険が予想された場合は、適宜樋門を開放する等、災害防止上適切な措置に努めなければならない。

ただし、水位上昇を制限するため、急ぎ樋門開放を必要とする場合は、管轄水防中隊長と連絡を密にし、不測の被害をもたらすことのないよう配慮しなければならない。

(4) 水防中隊の担当河川等

水防中隊の河川及び防災重点農業用ため池における水防担当区域等は各水防中隊の管轄区域とし、別冊の「資料編」に河川と防災重点農業用ため池に区分しその担当区域を示す。

(資料編 風水2-1-2-2・3)

(5) 重要水防区域及び河川重点警戒箇所

市内の河川のうち、その現状から洪水の場合において、公共上に及ぼす影響が大きく、警戒防衛を図る必要が認められる区域を重要水防区域とし、また、2 m以上の築堤かつ人家が連たんする区間や近年の台風や集中豪雨等により、越水等による人家連たん部で浸水被害が生じた区域内の区間を河川重点警戒箇所として、別冊の「一般計画・災害予防計画編、水害予防計画」に示す。

3. 災害対策本部

市長は次の設置基準に該当する場合に災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 設置基準

- ① 次に掲げる状況により、相当の被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - ア 降雨量が多く、河川の増水が著しいと勘案されるときで、市内主要河川の主要地点を巡視し、相当の被害発生のおそれがあると予想されるとき。
 - イ 亀岡地域で震度5弱以上の地震が発生した場合等予測しがたい災害が発生したとき（1号動員）、また、震度6弱以上の大地震が発生したとき（2号動員）。
 - ウ 予測しがたい突発的集中豪雨によって、すでに災害が発生したとき、又は引き続き被害発生のおそれがあるとき。
 - エ 大規模な火事等、予測しがたい災害が発生したとき。
 - オ その他の原因によって、災害が発生し、又は発生が予想されるとき。
- ② 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき。
- ③ その他、市長が必要と認めたとき。

(2) 動員体制

| 種 別 | 配 備 内 容 | 配 備 時 期 |
|---------|--|--|
| 1 号 動 員 | 警戒本部2号配備体制を強化して情報収集・伝達、輸送、医療、救護等の応急対策活動を円滑に行いうる体制とし、所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。 | 局地災害が発生した場合、又はその他の状況により本部長が必要と認めたとき。 亀岡市に特別警報が発表され、大規模な災害が発生するおそれのある場合。 |
| 2 号 動 員 | 市の組織及び機能の全てをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。 | 市域全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。 |

※ 1号動員又は2号動員の体制は、災害対策本部会議において決定する。ただし、災害対策本部会議を開催するいとまがないときは、本部長（市長）が決定する。

(3) 組織及び運営

① 本部の組織

災害対策本部の組織、運営については、以下に示す災害対策本部組織及び事務分掌に基づく。

本部においては、本部長（市長）、本部長補佐（危機管理監）、副本部長、副本部長補佐及び本部員（災害対策本部体制下の各部長）並びに市長が認めるその他の職員で構成する本部会議を重要な節目ごとに開催し、災害応急対策に関する重要事項について協議し、実施の指令を行う。

② 災害対策本部会議（事務局：管理部調整班）

災害対策本部会議は災害応急対策に関する重要事項について検討し、実施の指令を行うため、本部長（市長）が必要に応じて招集する。ただし、本部長（市長）は、極めて緊急を要し災害対策本部会議を招集するいとまがない場合は、本部長補佐（危機管理監）、副本部長、副本部長補佐又は本部員との協議をもってこれに代える。

【災害対策本部会議の構成員】

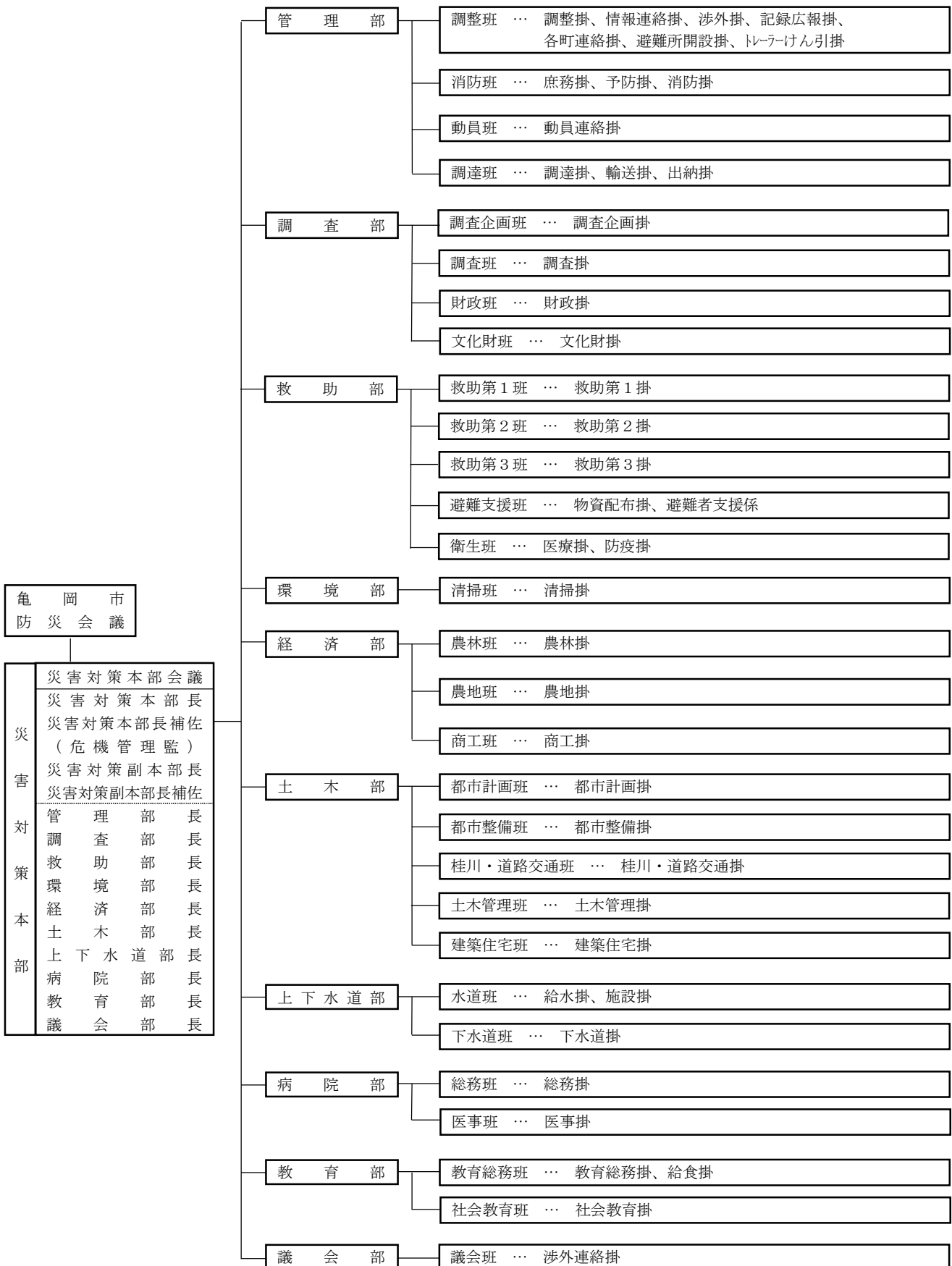
| 職 名 | 構 成 員 |
|-----------|----------------------------|
| 本 部 長 | 市 長 |
| 本 部 長 補 佐 | 危機管理監 |
| 副 本 部 長 | 副市長 |
| 副本部長補佐 | 病院事業管理者、教育長 |
| 本 部 員 | 災害対策本部体制下の各部長、市長が認めるその他の職員 |

【協議事項】

- 1) 災害予防、災害応急対策に関すること。
- 2) 動員・配備体制に関すること。
- 3) 災害対策本部の閉鎖に関すること。
- 4) 各部間調整事項に関すること。
- 5) 市民への避難指示及び警戒区域の設定に関すること。
- 6) 府及び関係機関との連絡調整に関すること。
- 7) 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- 8) 他の市町への応援要請に関すること。
- 9) 災害救助法の適用要請に関すること。
- 10) 激甚災害の指定の要請に関すること。
- 11) 災害復旧に関すること。
- 12) その他災害応急対策の実施及び調整に関すること。

(資料編 風水2-1-2-4)

【災害対策本部組織図】



③ 事務分掌

各部の事務分掌については、次のとおりとする。

なお、部長、班長等及び担当要員については、一般計画・災害予防計画編第2編第2章第1節「防災活動組織の整備」3の定めにより作成する災害対策本部等活用計画に定める。

| 部 | 班 | 事務分掌 |
|---|------|---|
| | 共通事項 | 1 被害状況報告に関すること。 2 訓練に関すること。 3 職員の動員報告に関すること。 4 所管施設の防災管理及び施設管理者との連絡調整に関すること。 5 班関連の災害記録に関すること。 6 住民の避難誘導等、緊急時の被災者救援活動に関すること。 7 本部等の指示、要請に従い、各部の応援に関すること。 8 所管施設の避難状況のとりまとめ及び報告に関すること。 9 所管施設の被害状況の把握及び報告に関すること。 10 所管施設の避難所の開設及び管理、避難者の収容に関すること。 |

管理部

| 班 | 掛・担当要員 | 主な事務分掌 |
|-----|-----------|--|
| 調整班 | 調整掛 | 1 災害対策全般の総括及び総合調整に関すること。 2 災害対策本部の設置及び閉鎖に関すること。 3 命令及び決定事項の伝達に関すること。 4 各部及び部内各班、各掛との連絡調整に関すること。 5 京都府その他関係機関との連絡調整及び応援要請に関すること。 6 ライフライン関係機関との連絡調整に関すること。 7 報道機関への発表に関すること。 8 本部会議に関すること。 |
| | 情報連絡掛 | 1 気象、災害、被害状況その他情報の収集取りまとめに関すること。 2 各町連絡掛、避難所、その他関係方面との連絡に関すること。 3 対策本部内の連絡に関すること。 |
| | 渉外掛 | 1 渉外に関すること。 2 各種陳情の応接並びに被災地の慰問に関すること。 3 特に命ぜられた事項に関すること。 |
| | 記録広報掛 | 1 災害記録に関すること。 2 広報に関すること。 3 プレスセンター及び報道機関との連絡に関すること。 |
| | 各町連絡掛 | 1 所属待機所に待機し、その地区の災害状況の調査速報に関すること。 2 地元関係機関と協調、応急救助措置に関すること。 |
| | 避難所開設掛 | 1 避難所設置並びにその運用に関すること。 |
| | トレーラーけん引掛 | 1 トイレトレーラーのけん引による被災地支援等に関すること。 |

(資料編 風水2-1-2-5)

管理部（続き）

| 班 | 掛・担当要員 | 主 な 事 務 分 掌 |
|-------|-----------|---|
| 消 防 班 | 庶 務 掛 | <ol style="list-style-type: none"> 1 消防団及び水防団に関すること。 2 消防団及び水防団に係る資機材の点検、整備及び確保に関すること。 3 京都中部広域消防組合との連絡調整に関すること。 4 消防協力援助者に関すること。 5 その他特命に関すること。 |
| | 予 防 掛 | 消防団、水防団にかかる次の事務を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1 火災予防の対策に関すること。 2 広報活動に関すること。 3 警備等の伝達に関すること。 4 情報の収集に関すること。 |
| | 消 防 掛 | 消防団、水防団にかかる次の事務を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1 災害防御の対策に関すること。 2 災害現場の活動に関すること。 3 人命救助及び避難誘導に関すること。 4 災害情報の連絡に関すること。 5 資器材の配分に関すること。 6 消防機械器具の整備保全に関すること。 |
| 動 員 班 | 動 員 連 絡 掛 | <ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部要員の動員に関すること。 2 対策本部要員の給与及び健康管理に関すること。 3 対策本部要員の給食及び給水に関すること。 4 他の地方公共団体等からの応援及び受援の連絡調整に関すること。 5 他の地方公共団体等からの職員の派遣要請に関すること。 6 調整会議の開催や応援者への配慮を円滑に行うため、災害対策本部動員班、調整班、避難支援班による「受援本部」の設置、運用に関すること。 |
| 調 達 班 | 調 達 掛 | <ol style="list-style-type: none"> 1 応急資材及び救護物資の調達、搬送に関すること。 2 庁用応急物資の調達管理に関すること。 3 市有財産の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 4 調達について関係各部各班との連絡調整に関すること。 5 調整会議の開催や応援者への配慮を円滑に行うため、災害対策本部動員班、調整班、避難支援班による「受援本部」の設置、運用に関すること。 |
| | 輸 送 掛 | <ol style="list-style-type: none"> 1 公用自動車の配車及び運行に関すること。 |
| | 出 納 掛 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害関係出納に関すること。 |

調査部

| 班 | 掛・担当要員 | 主 な 事 務 分 掌 |
|-----------|-----------|---|
| 調 査 企 画 班 | 調 査 企 画 掛 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生状況・被害状況の取りまとめ、被害状況資料の収集及び作成に関すること。 2 各調査関係班、掛との連絡調整に関すること。 3 り災者の証明に関すること。 4 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関すること。 |
| 調 査 班 | 調 査 掛 | <ol style="list-style-type: none"> 1 現地被害調査（人畜、家屋）に関すること。 |
| 財 政 班 | 財 政 掛 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害経費の取りまとめ並びに予算編成に関すること。 |
| 文 化 財 班 | 文 化 財 掛 | <ol style="list-style-type: none"> 1 文化財の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 |

救助部

| 班 | 掛・担当要員 | 主 な 事 務 分 掌 |
|-------|--------|---|
| 救助第1班 | 救助第1掛 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法（昭和22年法律第108号）の運用に関すること。 2 救助に必要な情報収集及び救助実施状況の調査に関すること。 3 災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付等に関すること。 4 救護物資等調達の連絡に関すること。 5 慰問品、義援金の受入れに関すること。 6 日赤京都府支部との連絡調整に関すること。 7 災害ボランティアに関すること。 8 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関すること。 9 その他、他部の所管に属さない救助に関すること。 |
| 救助第2班 | 救助第2掛 | <ol style="list-style-type: none"> 1 福祉関係施設の被害状況調査及び応急処置に関すること。 |
| 救助第3班 | 救助第3掛 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の要配慮者支援に関すること。 2 福祉避難所及び福祉避難コーナーの設置・運営に関すること。 |
| 避難支援班 | 物資配分掛 | <ol style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する救援物資配分に関すること。 2 応援の受入れに関する各部各班との調整、支援に関するとりまとめに関すること。 3 調整会議の開催や応援者への配慮等を円滑に行うため、災害対策本部動員班、調達班、避難支援班による「受援本部」の設置、運営に関すること。 |
| | 避難者支援掛 | <ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び運営の支援に関すること。 2 避難者の給食に関すること。 |
| 衛生班 | 医療掛 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害医療情報の収集・把握に関すること。 2 応急救護所の開設及び救護班の編成並びに出動に関すること。 3 患者の収容及び救護に関すること。 4 医療機関との連絡調整に関すること。 5 医薬品・医療用資材の確保及び供給要請に関すること。 6 後方医療体制の要請に関すること。 7 避難所巡回による健康状態チェックに関すること。 8 エコノミークラス症候群予防のための健康指導に関すること。 9 低栄養予防など避難者の食生活指導に関すること。 |
| | 防疫掛 | <ol style="list-style-type: none"> 1 感染症予防に関すること。 |

環境部

| 班 | 掛・担当要員 | 主 な 事 務 分 掌 |
|-----|--------|--|
| 清掃班 | 清掃掛 | <ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物の処理及びその指導監督に関すること。 2 関係各部各班との連絡調整に関すること。 3 汚物の処理に関すること。 |

経済部

| 班 | 掛・担当要員 | 主 な 事 務 分 掌 |
|-------|--------|--|
| 農 林 班 | 農 林 掛 | <ol style="list-style-type: none"> 1 農業関係被害状況調査に関すること。 2 農作物及び農機具等の応急処置指導並びに薬品の確保に関すること。 3 家畜の退避及び防疫指導並びに飼料及び医薬品の確保に関すること。 4 林道森林の被害状況調査に関すること。 5 林道の復旧指導に関すること。 6 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関すること。 |
| 農 地 班 | 農 地 掛 | <ol style="list-style-type: none"> 1 農地、農業用施設等の被害状況及び応急復旧指導に関すること。 2 農業施設の整備点検及び管理指導に関すること。 |
| 商 工 班 | 商 工 掛 | <ol style="list-style-type: none"> 1 商工観光関係被害状況の調査に関すること。 2 商工観光業者に対する応急措置に関すること。 3 被災者の応急復旧資材の確保及び生活必需物資の供給対策に関すること。 4 商工関係機関に対する連絡及び要請に関すること。 |

土木部

| 班 | 掛・担当要員 | 主 な 事 務 分 掌 |
|--------------|--------------|--|
| 都市計画班 | 都市計画掛 | <ol style="list-style-type: none"> 1 宅地造成地等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 被災宅地危険度判定の実施に関すること。 3 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関すること。 |
| 都市整備班 | 都市整備掛 | <ol style="list-style-type: none"> 1 公園等の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 |
| 桂川・道路 交通班 | 桂川・道路 交通掛 | <ol style="list-style-type: none"> 1 公共交通機関等の被害状況及び連絡調整に関すること。 2 交通情報の収集に関すること。 3 交通関係機関との連絡調整に関すること。 4 国・府等が管理する道路、橋梁、河川等の被害状況調査に関すること。 5 急傾斜地の被害状況調査に関すること。 6 道路規制等道路の交通情報の収集に関すること。 |
| 土木管理班 | 土木管理掛 | <ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁、河川等の整備点検に関すること。 2 道路、橋梁、河川等の被害状況及び道路、橋梁の通行可否の調査に関すること。 3 道路、橋梁、河川等の応急復旧に関すること。 4 建設関係業者との連絡に関すること。 |
| 建築住宅班 | 建築住宅掛 | <ol style="list-style-type: none"> 1 市有建造物（建設中のものを含む。）の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 市営住宅の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 3 被災住宅の応急修理対策及び指導に関すること。 4 被災建築物応急危険度判定の実施に関すること。 5 応急仮設住宅の確保に関すること。 |

上下水道部

| 班 | 掛・担当要員 | 主 な 事 務 分 掌 |
|------|--------|--|
| 水道班 | 給水掛 | 1 飲料水の供給に関すること。 2 飲料水の消毒に関すること。 3 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関すること。 |
| | 施設掛 | 1 水道施設の被害状況の調査に関すること。 2 水道施設の整備点検に関すること。 3 水道施設の応急復旧に関すること。 |
| 下水道班 | 下水道掛 | 1 下水道施設の被害状況の調査に関すること。 2 下水道施設の整備点検に関すること。 3 下水道施設の応急復旧に関すること。 |

病院部

| 班 | 掛・担当要員 | 主 な 事 務 分 掌 |
|-----|--------|---|
| 総務班 | 総務掛 | 1 市立病院救護班の編成及び出動に関すること。 2 市立病院救護班の移動及び輸送に関すること。 3 後方医療体制の確保に関すること。 4 医療用資機材の確保に関すること。 5 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関すること。 |
| 医事班 | 医事掛 | 1 医療及び救護に関すること。 2 救護所の設置及び運営に関すること。 3 地域災害医療センター及び医療機関との連携に関すること。 |

教育部

| 班 | 掛・担当要員 | 主 な 事 務 分 掌 |
|-------|--------|---|
| 教育総務班 | 教育総務掛 | 1 学校施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 教育部が行う応急救助に必要な調査、報告及び各種資料の収集に関すること。 3 教育関係機関との連絡調整に関すること。 4 部内各班及び関係各部各班との連絡調整に関すること。 5 児童及び生徒の救護に関すること。 6 学用品、教科書の調達及び配分に関すること。 7 学校施設の避難所開設に係る連絡調整に関すること。 8 避難支援班の応援に関すること。 |
| | 給食掛 | 1 学校給食及び炊出しの実施に関すること。 |
| 社会教育班 | 社会教育掛 | 1 社会教育施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 2 社会教育団体との協力及び活動の連絡調整に関すること。 |

議会部

| 班 | 掛・担当要員 | 主 な 事 務 分 掌 |
|-----|--------|--|
| 議会班 | 渉外連絡掛 | 1 議員に対する連絡、応接に関すること。 2 被災地の慰問に関すること。 3 関係各部各班との連絡調整に関すること。 |

(4) 閉鎖基準

- ① 市域において、災害発生のおそれが消滅したとき。
- ② 本部長（市長）が、市域において災害応急対策が概ね完了したと認めた場合。
- ③ 調査の結果、市に大きな被害がないと本部長（市長）が認めた場合。この場合、必要に応じて被害状況に即した体制（災害警戒本部体制）に移行する。

(5) 設置及び閉鎖の通知

本部長（市長）は、災害対策本部を設置又は閉鎖した場合は、各部、知事、防災会議構成員、報道機関、市民等にその旨を通知する。

(6) 決定事項の通知

災害対策本部会議の決定事項のうち必要と認める事項は、その都度管理部長が防災関係機関に通知する。また、職員に周知を要するものについては、庁内放送等により、速やかに各職員に周知徹底を図る。

(7) 設置場所

災害対策本部は、市役所本庁舎6階602・603会議室に置く。ただし災害の規模その他の状況によって応急対策の推進を図る必要がある場合は、市役所内以外の別の場所に設置する。この場合は、その旨を関係機関に連絡し、周知徹底を図る。

災害対策本部を設置する場合、管理部調整班は、直ちに設置される部屋の安全を点検し、必要な機器等を配置する。

(8) 本部表示の掲示

災害対策本部が設置された場合、正面玄関に「亀岡市災害対策本部」の標識を掲示する。

(9) 職務・権限の代行

災害対策本部の本部長は市長があたり、本部長不在時、又は本部長に事故があるときは、亀岡市災害対策本部条例の規程により副本部長が代理する。

また、本部員（各部長）及び班長の代行は、各部の副部長及び副班長とする。

4. 動員基準

- (1) 本部要員並びに各要員の配備は、別に定める亀岡市災害対策本部等活用計画によるものとする。
- (2) 各部長は部内を調整して、あらかじめ必要な災害活動班及び人員を編成し、防災活動の準備又は実施のため、配備職員に周知徹底するものとする。
- (3) 各班長（必要に応じ副班長）は、配備指令に直ちに응じられるよう、所属の職員について、あらかじめ1号配備から2号動員までの指令ごとの出動職員を把握しておき、各職員に周知徹底する。
- (4) 本部長は、災害の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、動員数の増減を指示することができる。

5. 動員方法

(1) 勤務時間内の動員方法

① 連絡体制

ア 各対策部への連絡は、管理部動員班が庁内放送によって行う。

イ 電話又は伝令によって行う場合は、管理部動員班が実施する。

② 活動体制への移行

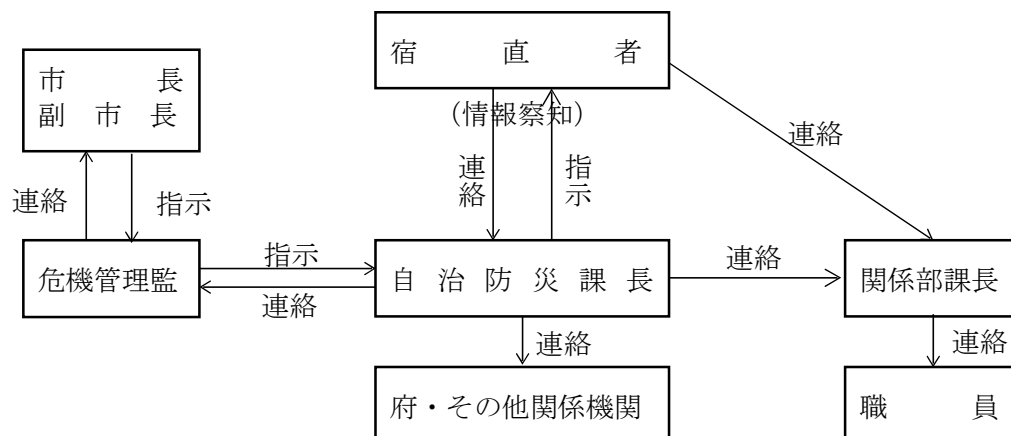
庁内放送、電話等の通知により、平常の勤務体制から災害応急活動体制に切り替える。

(2) 勤務時間外の動員方法

① 連絡体制

ア 職員は自らテレビ・ラジオ等によって気象情報を収集し、災害対応を命じられたとき、直ちに登庁できるように備えるものとする。

イ 当直者は、災害発生 の情報を察知したとき、直ちに次の方法により連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係部課長に連絡する。



② 非常招集の方法

職員の動員については、通信の途絶のため伝達の困難と交通の途絶のため登庁に時間を要すること等を考慮し、市内在住の職員及び市外の者であっても徒歩登庁の可能な職員について、日常から所要時間、経路等を十分把握しておき、災害発生時は速やかに登庁するものとする。

③ 非常招集を免除する者

ア 病気により許可を受けて休暇中の者。

イ 所属長がやむをえない理由のため招集できないと認めた者。

④ 過渡的措置

各部長は、勤務時間外の過渡的措置として非常時の配備体制に移行した場合、職員の参集状況に応じて順次応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

(3) 動員状況の報告及び連絡

防災活動を実施するため職員を動員した場合は、その状況を速やかに府に報告するとともに、関係防災機関に連絡する。また各班長は非常招集した場合、氏名、時刻等を部長に報告し、部長は動員班を経由して、市長に報告する。

(4) 人員の確保

① 1号動員の場合

各部長は、各部の防災活動遂行において、現状の人員で対応しがたいと判断される場合には、部内で配備人員を増員し、その旨を管理部動員班へ報告する。

② 2号動員の場合

各部長は、各部の防災活動遂行において、部内の人員で対応しがたいと判断される場合には、応援を管理部動員班に要請する。この場合、管理部動員班は速やかに可能な範囲内において、応援要員の派遣を行う。

(5) 災害時における本部要員の服務

① 本部要員は、この計画の定めるところにより、上司の指揮に従って防災活動に従事しなければならない。

② 本部要員は、出動指令が出されたときはもちろん、災害が発生し、又は発生するおそれのあることを知った場合は、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集しなければならない。

(6) 出動指令の決定

本部要員の災害出動は、配備の区分に従い本部長が決定し指令を出すものとする。

6. 福利厚生

管理部動員班は、災害対策の第一線で勤務する職員の体力・知力・判断力持続のため、交代要員等の確保を図るなど、健康管理、勤務条件等を考慮し、活動の長期化に対処するとともに、他の市町村の職員等の受入れに際し、福利厚生の充実を図る。

(1) 宿泊施設等の指定

① 宿泊及び仮眠施設

宿泊及び一時的な仮眠施設については、公共施設、市営住宅の利用、民間宿泊施設等を随時借り上げによって確保する。

② 宿泊施設の確保

ア 宿泊及び仮眠施設の確保、全体の管理、調整を行う。

イ 派遣職員の宿泊施設については、その必要数を確保する。

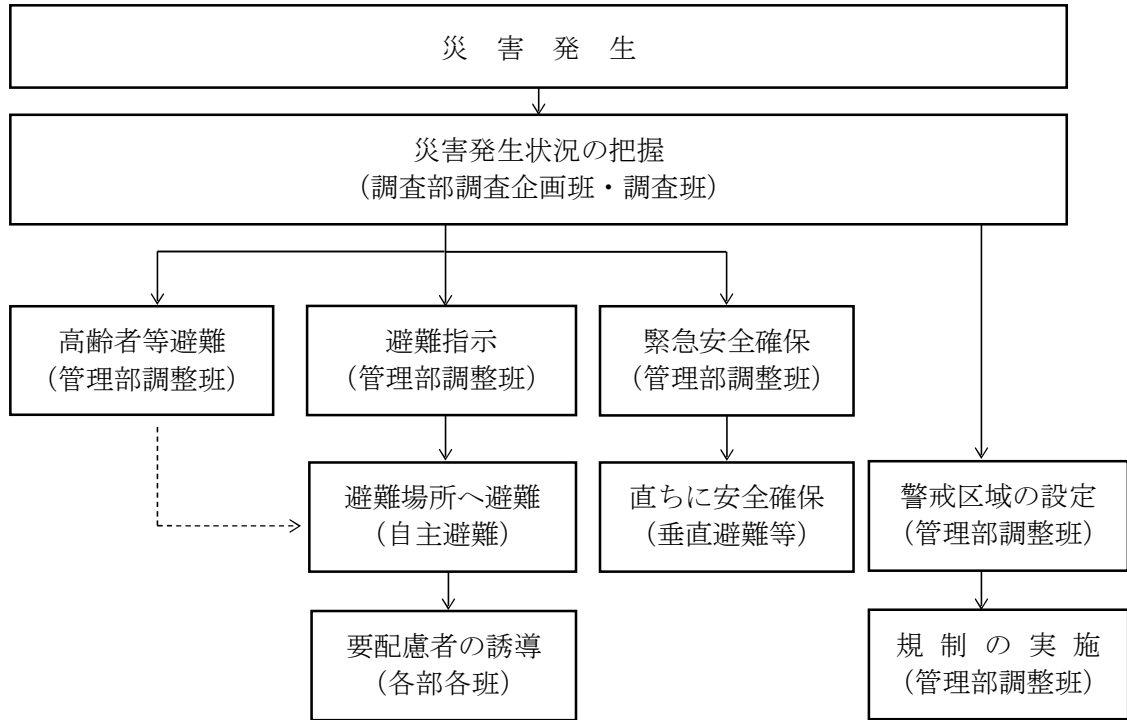
(2) 夜食等の調達

災害対策従事者への夜食等の配給については、管理部調達班と連携し、被災者への救護物資及び給食等の配送とあわせ、輸送の合理化を図る。

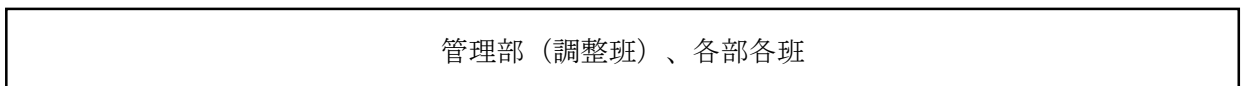
第3節 応急避難

災害から住民の安全を確保するため、関係機関は相互に連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講じる。

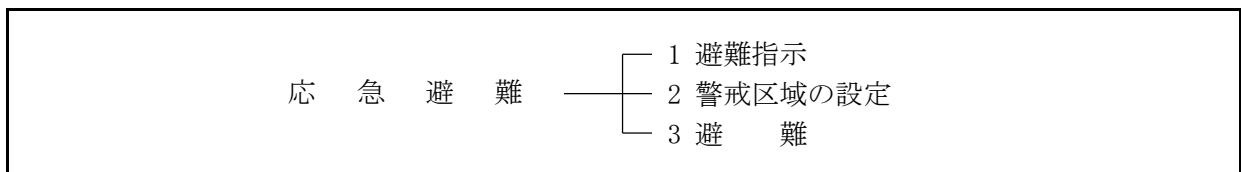
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

1. 避難指示

災害の発生によって、浸水やがけ崩れ等の被害の危険性がある地域の住民に対し、避難のための立退きを指示し、生命又は身体の安全を確保する。

また、避難のための立退きを行うことによりかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。

(1) 災害種別ごとの実施責任者

避難指示の実施責任者と災害種別等については、次のとおりとする。

【避難指示の実施責任者と災害種別等】

| 種別 | 実施責任者 | 指示を行う要件 | 根拠法規 |
|------|--------------------|---|-----------------------------------|
| 災害全般 | 市長 | (1) 住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認める場合は、避難のための立ち退きの指示を行う。 (2) 災害による住民の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要と認める場合は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。 | 災害対策基本法第60条、63条 |
| | 警察官 | (1) 市長から要求があった場合。 (2) 市長が避難の指示をすることができないと認める場合（この場合直ちにその旨市長に通知する） (3) 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある場合は、警告を発し、特に急を要する場合は避難させることができる。 ※警察官の措置は、避難の指示(避難等の措置)のみを対象とする。 | (1)(2)は災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条 |
| 洪水 | 知事、その命を受けた職員、水防管理者 | 洪水によって著しい危険が切迫していると認められる場合は、必要と認められる区域の住民に対して避難の指示を実施 | 水防法第29条 |
| 地すべり | 知事、その命を受けた職員 | 地すべりによって著しい危険が切迫していると認められる場合は、必要と認められる区域の住民に対して避難の指示を実施 | 地すべり等防止法第25条 |
| 災害全般 | 消防長又は消防署長 | 火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で、人命の危険が著しく切迫していると認める場合 | 消防法第23条の2 |
| | 自衛官 | 災害派遣を命じられた部隊の自衛隊は、危険な事態が生じ、かつ警察官がその場にはいない場合 | 自衛隊法第94条 |

(2) 避難指示の実施要領

災害が発生し、または発生のおそれがある状況に応じて、亀岡市は「高齢者等避難（警戒レベル3）」、「避難指示（警戒レベル4）」又は、「緊急安全確保（警戒レベル5）」を発令する。市民は発令された避難指示等の種類に応じ適切な避難行動をとる必要がある。

① 避難指示等の種類及び住民に求める行動

<避難指示等の種類>

| | | | |
|--------|--|--|-------------------------|
| 災害の緊迫度 | | | |
| | 避難指示等の種類 | 高齢者等避難 | 避難指示 |
| 発令時の状況 | 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 ・ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・ 人的被害の発生した状況 | 災害が発生、又はまさに発生しようとしている状況 |

＜警戒レベルを用いた避難指示等の発令＞

| 警戒レベル | 居住者等がとるべき行動 | 行動を居住者等に促す情報 |
|--------|---|--|
| 警戒レベル5 | 既に災害が発生している状況であり、 <u>命を守るための最善の行動</u> をする。 | 緊急安全確保※ ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令 |
| 警戒レベル4 | ・指定緊急避難場所等への <u>立退き避難を基本とする避難行動</u> をとる。 ・ <u>災害が発生するおそれが極めて高い状況等</u> で、指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、 <u>近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難</u> をする。 | 避難指示 |
| 警戒レベル3 | 避難に時間のかかる <u>高齢者等の要配慮者は立退き避難</u> する。その他の人は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。 | 高齢者等避難 (警報級) |
| 警戒レベル2 | ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認。注意など、 <u>避難に備え自らの避難行動を確認</u> する。 | 大雨・洪水注意報 (気象庁) (注意報級) |
| 警戒レベル1 | 防災気象情報等の最新情報に注意するなど、 <u>災害への心構えを高める</u> 。 | 早期注意情報 (気象庁) |

<住民に求める行動>

| 避難指示等の種類 | 住民に求める行動 |
|----------------------------|--|
| 緊急安全確保 (警戒レベル5) | 【立退き避難が必要な区域の住民】 ・ 指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険である場合、高所への移動、近隣の堅固な建物への退避、建物内の安全な場所での待機等の緊急安全確保を実施 |
| | 【立退き避難が必要な区域以外の住民】 ・ 建物内の安全な場所での待機等の屋内安全確保を開始 |
| 避難指示 (警戒レベル4) | 【立退き避難が必要な区域の住民】 ・ 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所、自宅以外の安全な場所（親戚の家等）、近隣の高い建物等への立退き避難を開始 |
| | 【立退き避難が必要な区域以外の住民】 ・ 建物内の安全な場所での待機等の屋内安全確保を開始 |
| 高齢者等避難 (警戒レベル3) | 【立退き避難が必要な区域の住民】 ・ 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所、自宅以外の安全な場所（親戚の家等）、近隣の高い建物等への立退き避難を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・ 上記以外の者は、気象情報に注意を払い、立退き避難の必要について考え、必要と判断する場合、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 |
| | 【立退き避難が必要な区域以外の住民】 ・ 建物内の安全な場所での待機等の屋内安全確保準備を開始 |

② 水害の場合

ア) 河川の水位基準について

<河川水位基準>

| | | | |
|----|----------------|-----------------------------|------|
| 堤防 | 氾濫危険水位 | 洪水により堤防の決壊や浸水被害が発生する恐れのある水位 | レベル5 |
| | 避難判断水位 | 避難指示等を発令する際の目安 | レベル4 |
| | 氾濫注意水位 | 水防団出動の目安となる水位 | レベル3 |
| | 水防団待機水位 | 水防団待機の目安となる水位 | レベル2 |
| | | | |

| 水位 危険度レベル | 水位 | 求める行動の段階 |
|--------------|-------------------|---|
| レベル5 | 氾濫の発生以降 | 氾濫水への警戒を求める段階 |
| レベル4 | 氾濫危険水位から氾濫発生まで | いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階 |
| レベル3 | 避難判断水位から氾濫危険水位まで | 避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階 |
| レベル2 | 氾濫注意水位から避難判断水位まで | 氾濫の発生に対する注意を求める段階 |
| レベル1 | 水防団待機水位から氾濫注意水位まで | 水防団が体制を整える段階 |

<各河川の水位基準等>

| 河川名 (水位観測所) | 水防団待機水位 | 氾濫注意水位 | 避難判断水位 | 氾濫危険水位 | 堤防高 |
|----------------|---------|--------|--------|--------|-------|
| 桂川 (保津橋) | 2.30m | 3.30m | 3.50m | 4.00m | 5.74m |
| 犬飼川 (並河橋) | 0.70m | 1.40m | 2.10m | 2.50m | 4.35m |
| 曾我谷川 (余部) | 0.90m | 1.50m | - | - | 3.64m |
| 年谷川 (三宅) | 0.60m | 1.40m | - | - | 3.39m |
| 七谷川 (七谷川) | 0.10m | 1.00m | - | - | 4.03m |
| 三俣川 (三俣橋) | 0.40m | 0.70m | - | - | 2.86m |

イ) 水害の避難指示等の発令基準について

避難情報発令の判断基準及び発令する地域は、次のとおりとする。

なお、避難情報は、現地巡視報告や気象予測、事象発生時刻等を含め総合的に判断して発令する。

(資料編 風水2-1-3-2・3)

高齢者等避難（警戒レベル3）

| 種別 | 対象 | 判断基準 | 発令する地域 |
|----|--------|--|--|
| 水害 | 桂川 | 【ケース1】 桂川保津橋観測所の水位が避難判断水位(3.5m)を超え、又は桂川(保津橋)氾濫警戒情報(レベル3)が発令され、更に降雨による水位上昇が見込まれるとき | 河原町、宇津根町の全域、追分町藪ノ下、古世町向嶋、余部町清水、大井町並河1丁目、河原林町勝林島、保津町6区、千代川町今津区、篠町柏原久保垣内、篠町見晴1丁目6～8番 |
| | | 【ケース2】 桂川保津橋観測所の水位が氾濫危険水位(4.0m)を超え、又は桂川(保津橋)氾濫危険情報(レベル4)が発令され、更に降雨による水位上昇が見込まれるとき | 千代川町、大井町、馬路町、河原林町、保津町、亀岡地区及び篠町の桂川沿川地域並びに周辺低地部 (※対象となる区は別に定める。) |
| | その他の河川 | その他の河川の水位が氾濫危険水位を超えたとき | 当該河川の沿川地域及び周辺低地部 (※対象となる区は別に定める。) |

避難指示（警戒レベル4）

| 種別 | 対象 | 判断基準 | 発令する地域 |
|----|--------|--|--|
| 水害 | 桂川 | 【ケース1】 桂川保津橋観測所の水位が氾濫危険水位(4.0m)を超え、1時間を経過しても更に水位が上昇し、逆流現象の兆候が見られるとき | 河原町、宇津根町の全域、追分町藪ノ下、古世町向嶋、余部町清水、大井町並河1丁目、河原林町勝林島、保津町6区、千代川町今津区、篠町柏原久保垣内、篠町見晴1丁目6～8番 |
| | | 【ケース2】 桂川で大規模な逆流現象が発生し、桂川保津橋観測所の水位が更に上昇しているとき又は、桂川(保津橋)氾濫発生情報(レベル5)が発令されたとき | 千代川町、大井町、馬路町、河原林町、保津町、亀岡地区及び篠町の桂川沿川地域並びに周辺低地部 (※対象となる区は別に定める。) |
| | その他の河川 | その他の河川の破堤、越水、溢水を確認したとき又は、河川管理施設の大規模な異常(堤防本体の亀裂、大規模な漏水等)を確認したとき | 当該河川の沿川地域及び周辺低地部並びに当該河川の下流地域 (※対象となる区は別に定める。) |

ウ) 水害により立退き避難が必要な地域

避難指示等の発令を受け、立退き避難が必要な地域は次のとおり。

- ・桂川（その他の河川）の浸水想定区域内にあって、浸水深が概ね0.5mを超える区域（平屋家屋に限る）
- ・桂川（その他の河川）の浸水想定区域内にあって、浸水深が概ね1.5mを超える区域
- ・長期間深い浸水が続くことが想定される区域

③ 土砂災害の場合

ア) 土砂災害発生の危険性の判定

京都府土砂災害警戒情報システムにて、土砂災害発生の危険性の判定を行う。

＜発表基準＞

| | |
|------|----------------------|
| レベル1 | 土砂災害発生危険度基準線を超える2時間前 |
| レベル2 | 土砂災害発生危険度基準線を超える1時間前 |
| レベル3 | 土砂災害発生危険度基準線を超過 |

※ 土砂災害発生基準線は、過去の土砂災害の実績等をもとに設定。

※ 土砂災害警戒情報は、土砂災害が発生する危険性を解析雨量、降雨短時間予報、土壌雨量指数等から判定を行う。

イ) 土砂災害等の避難指示等の発令基準について

避難情報発令の判断基準及び発令する地域は、次のとおりとする。

なお、避難情報は、現地巡視報告や気象予測、事象発生時刻等を含め総合的に判断して発令する。

(資料編 風水2-1-3-1)

高齢者等避難（警戒レベル3）

| 種別 | 判断基準 | 発令する地域 |
|------------------------|--|--|
| 土砂災害 | <ul style="list-style-type: none"> ・亀岡市に大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、京都府土砂災害警戒情報システムの「危険度レベル1」を超えたとき(土砂災害警戒情報が発表され、2時間後に土砂災害発生基準線を超えると予測されるとき) ・土砂災害危険箇所の巡視により、前兆現象(湧水、小石等の落石)が発見されたとき ・大雨注意報が発表され、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が言及されているとき ・強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき | 土砂災害防止法に係る土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、その他土砂災害危険区域(土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所等)を含む地域 |
| 【暫定計画】 局地的な 集中豪雨 | ・亀岡市を対象とする記録的短時間大雨情報が発表されたとき(※過去1年以内に災害が発生した場所で、再発するおそれがある場合に限る。) | 市内全域 |
| | ・亀岡市気象情報システムの雨量計が時間80mm、又は2時間に120mmの雨量を観測したとき | 当該雨量を観測した地域 |

避難指示（警戒レベル4）

| 種別 | 判断基準 | 発令する地域 |
|------------------------|---|--|
| 土砂災害 | <ul style="list-style-type: none"> ・亀岡市に土砂災害警戒情報が発表されたとき ・亀岡市に大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、京都府土砂災害警戒情報システムの「危険度レベル2」を超えたとき(土砂災害警戒情報が発表され、1時間後に土砂災害発生基準線を超えると予測されるとき) ・土砂災害危険箇所の巡視により、近隣で前兆現象(斜面の亀裂、斜面のはらみ、擁壁や道路等のクラック)が発見されたとき ・大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、亀岡市を対象とする記録的短時間大雨情報が発表されたとき | 土砂災害防止法に係る土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、その他土砂災害危険区域(土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所等)を含む地域 |
| | 大雨等の特別警報が発表されたとき | 市内全域 |
| 【暫定計画】 局地的な 集中豪雨 | ・亀岡市気象情報システムの雨量計が時間90mm、又は2時間に140mmの雨量を観測したとき | 当該雨量を観測した地域 |

ウ) 土砂災害により立退き避難が必要な地域

土砂災害による避難指示等の発令を受け、立退き避難が必要な地域は次のとおり。

- ・土砂災害防止法に係る土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

④ 避難指示等の伝達方法

避難指示等の伝達を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ伝達すべき事項のほか、地域特性等に応じ必要な情報を加え、かつ、住民が短時間に内容を認識できる情報量も考慮しながら、下記事項に留意し伝達文やひな形を作成する。

※ 情報伝達の際に留意すべき事項

- ・発令に至った理由（状況）を簡潔に伝達すること。
- ・避難に支障となる事象が発生している場合（道路冠水、がけ崩れ等）は、その状況も合せて伝達すること。
- ・開設している避難場所を伝達すること。
- ・夜間や暴風雨等で指定された避難場所等に避難することが困難な場合は、自宅内の安全な部屋等への避難（屋内待機）や自宅2階への避難（垂直避難）を呼びかけること。

⑤ 避難指示等の伝達手段

具体的な避難指示等の伝達手段は次のとおり。

- ・防災行政無線（日吉ダム情報伝達装置）により、対象地域の住民に伝達
- ・「防災情報かめおかメール」による配信
- ・自治会・自主防災会等への電話、FAXによる伝達
- ・京都府防災情報システムへの入力によるLアラート経由で各メディアへの配信
- ・市広報車等による対象地域の住民への伝達
- ・緊急速報メール（エリアメール）による配信（※ 避難指示、緊急安全確保）
- ・市ホームページやSNSへの掲載
- ・消防分団のサイレン音による伝達（※ 避難指示、緊急安全確保）

《災害時の情報伝達計画》

災害時には、次の伝達計画に基づき周知するものとします。

| 保津橋の水位及び日吉ダムの状況 | 消防分団サイレン | 日吉ダム情報伝達装置 | 防災情報かめおかメール | エリアメール | 関係自治会FAX | 広報車 | HP等 |
|-------------------|--------------|------------|-------------|--------|----------|-----|-----|
| 日吉ダム防災操作開始30分前 | | ● | | | ● | | |
| 気象警報の発表 | | | ● | | ● | | |
| 水防団待機水位(2.3m)到達 | 消防団本部に連絡のみ | | | | | | |
| 氾濫注意水位(3.3m)到達 | ● 第1号信号吹鳴 | | ● | | ● | | |
| 避難判断水位(3.5m)到達 | | | ● | | ● | | ● |
| 高齢者等避難(警戒レベル3)の発令 | | ● | ● | | ● | ● | ● |
| 氾濫危険水位(4.0m)到達 | | ● | ● | | ● | | ● |
| 避難指示(警戒レベル4)の発令 | ● 第4号信号吹鳴 | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 緊急安全確保(警戒レベル5)の発令 | ● 第4号信号吹鳴 | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 特別警報の発表 | | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 日吉ダム緊急放流開始30分前 | | ● | ● | | ● | | ● |
| 高齢者等避難、避難指示の解除 | | | ● | | ● | | ● |

※「●」は実施するものです。

(3) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

市長は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の規定に基づき、浸水想定区域内に所在する高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に要配慮者が利用する施設の円滑かつ迅速な避難を確保する。

① 対象施設

【児童福祉関係施設】

| 名 称 | 所 在 地 | 避難施設 | 浸水河川 |
|--------------------|---------------------------------|----------------------------|-----------------|
| 市立森の自然こども園 東本梅 | 東本梅町東大谷生子田 69 | 東本梅町ふれあいセンター、 旧青野小学校 | 本梅川 |
| 市立川東保育所 | 馬路町流川 30-1 | 馬路生涯学習センター、亀岡 川東学園 | 桂川 古川 |
| 市立第六保育所 | 北河原町1丁目1-1 | 城西小学校、亀岡市役所市民 ホール | 桂川 曾我谷川 |
| 大井こども園 | 大井町並河1丁目24-25 | 大井小学校、大井生涯学習セ ンター | 桂川 犬飼川 |
| 千代川こども園 | 千代川町千原片ホコ 15 | 千代川小学校 | 千々川 |
| 亀岡あゆみ保育園 馬堀駅前分園 | 篠町馬堀駅前2丁目6-1 | 安詳小学校、篠公民館 | 桂川 西川 鶴ノ川 |
| びばっこ保育園 | 亀岡市追分町サンガスタジ アム by KYOCERA 内 | 亀岡市役所市民ホール、亀岡 小学校、亀岡中学校 | 桂川 |
| 保津こども園 | 保津町六條口 54-22 | 保津町公民館、保津小学校 | 愛宕谷川 |

【老人福祉関係施設】

| 名 称 | 所 在 地 | 避難施設 | 浸水河川 |
|------------------------|-----------------|-------------|------|
| 特別養護老人ホーム亀 岡園 | 河原林町河原尻上砂股 100 | 河原林生涯学習センター | 七谷川 |
| 高齢者あんしんサポー トハウスリしょう | 河原林町河原尻中垣内 39-1 | 河原林生涯学習センター | 七谷川 |

【介護保険施設】

| 名 称 | 所 在 地 | 避難施設 | 浸水河川 |
|------------------|---------------|------------------------------|------|
| グループホーム亀岡陽 風荘 | 本梅町東加舎九日田 9-6 | ほんめ町ふれあいセンター、 旧本梅小学校、育親学園 | 本梅川 |
| グループホーム亀岡清 泉荘 | 曾我部町南条下河原 8 | 曾我部町公民館、曾我部小学 校 | 曾我谷川 |

| | | | |
|--------------------|---------------|----------------------|-------------|
| けやきグループホーム | 追分町八ノ坪 43-8 | 亀岡小学校、亀岡中学校 | 雑水川 |
| グループホーム三愛の 里うつね | 宇津根町土井ノ内 48-1 | 城西小学校、亀岡市役所市民 ホール | 犬飼川 曾我谷川 |

【サービス付き高齢者向け住宅】

| 名 称 | 所 在 地 | 避難施設 | 浸水河川 |
|---------|------------|----------------------|------------|
| アンジェス亀岡 | 安町 58 | 城西小学校、亀岡市役所市民 ホール | 曾我谷川 |
| ぷくぷくハウス | 安町 67 | 城西小学校、亀岡市役所市民 ホール | 曾我谷川 |
| 花もみじ | 余部町清水 26-1 | 城西小学校、亀岡市役所市民 ホール | 桂川 曾我谷川 |

【障がい福祉サービス事業所】

| 名 称 | 所 在 地 | 避難施設 | 浸水河川 |
|-------------------|---------------|----------------------|------|
| 社会福祉法人松花苑み ずのき | 河原林町河原尻下五丹 12 | 河原林生涯学習センター | 七谷川 |
| ホームひまわり | 安町野々神 52-6 | 亀岡小学校、亀岡中学校 | 雑水川 |
| 松花苑イースト河原町 ホーム | 河原町 200 番地 57 | 城西小学校、亀岡市役所市民 ホール | 曾我谷川 |
| つばさ荘 | 篠町馬堀南垣内 41-17 | 安詳小学校、篠公民館 | 西川 |
| 緑のおうち Ivy | 篠町野条下川 22-10 | 安詳小学校、篠公民館 | 西川 |

【医療提供施設】

| 名 称 | 所 在 地 | 避難施設 | 浸水河川 |
|-------------------------|-----------------|-------------|-----------------|
| 医療法人亀岡病院 | 古世町 3 丁目 21-1 | 亀岡小学校、亀岡中学校 | 年谷川 |
| 医療法人芽生会山口マ タニティクリニック | 篠町馬堀駅前 2 丁目 4-7 | 安詳小学校、篠公民館 | 桂川 西川 鶯ノ川 |

【小学校】

| 名 称 | 所 在 地 | 避難施設 | 浸水河川 |
|--------|----------------|--------------------------|------|
| 城西小学校 | 余部町前川原 46 | 亀岡市役所市民ホール、亀岡 小学校 | 曾我谷川 |
| 曾我部小学校 | 曾我部町南条北荒水代 4-1 | 曾我部町公民館、亀岡運動公 園プール管理棟 | 曾我谷川 |
| 千代川小学校 | 千代川町北ノ庄国主ヶ森 19 | 大成中学校 | 千々川 |

| | | | |
|-------|-----------|---------------|------|
| 保津小学校 | 保津町構ノ内 20 | 保津町公民館、亀岡川東学園 | 愛宕谷川 |
|-------|-----------|---------------|------|

【幼稚園】

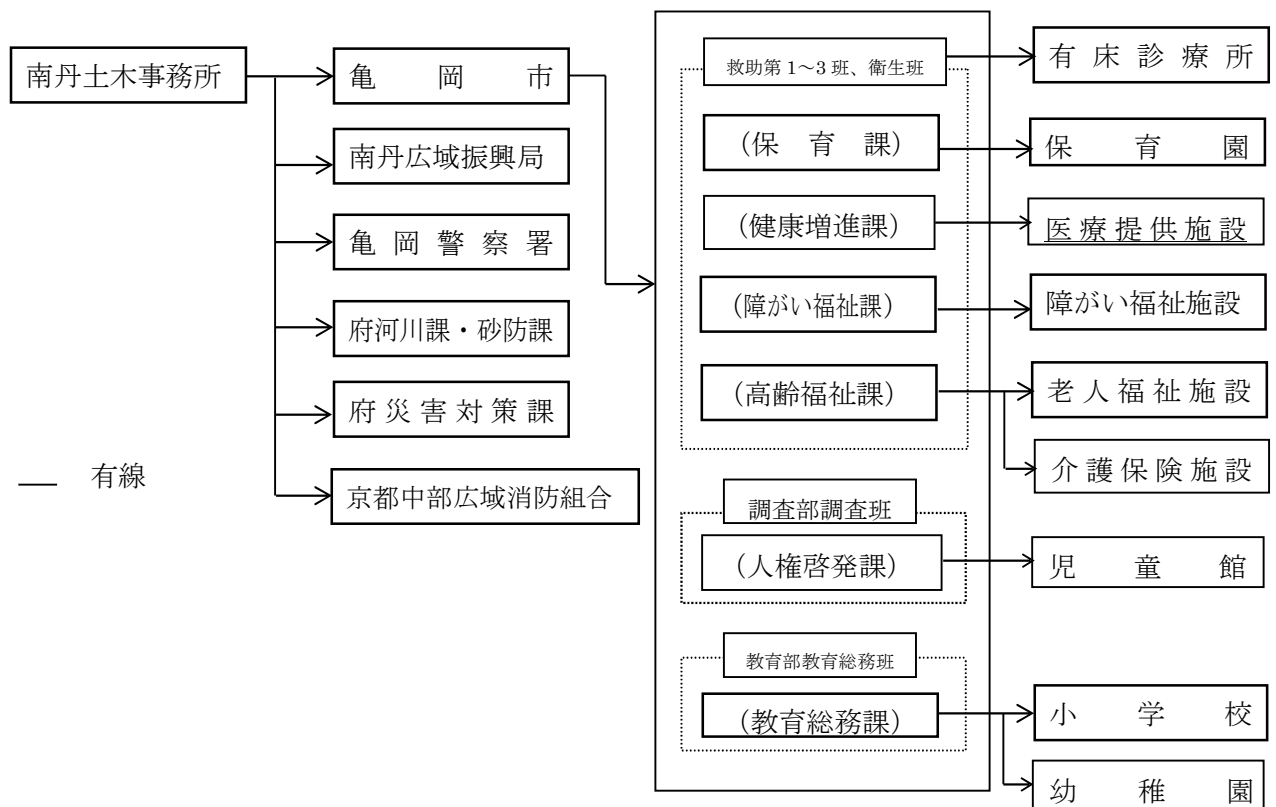
| 名 称 | 所 在 地 | 避難施設 | 浸水河川 |
|--------|------------------|-----------------|------|
| 千代川幼稚園 | 千代川町小川 3 丁目 5-11 | 千代川町自治会館、千代川小学校 | 千々川 |

【その他施設】

| 名 称 | 所 在 地 | 避難施設 | 浸水河川 |
|-------|------------|--------------|------------|
| 保津児童館 | 保津町貳番 11-1 | 保津町公民館、保津小学校 | 桂川 愛宕谷川 |

② 洪水予報（水位情報）等の伝達方法

水防法等による洪水予報（水位情報）等の情報伝達系統は、次のとおりとする。また、避難に関する情報については、避難指示の実施要領に基づき施設管理者等に連絡する。



(4) 土砂災害警戒区域、特別警戒区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

市長は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号）第8条の規定に基づき、土砂災害警戒区域、特別警戒区域内に所在する社会福祉施設、学校、医療施設、その他の特に要配慮者が利用する施設の円滑かつ迅速な避難を確保する。

① 対象施設

【児童福祉施設】

| 名 称 | 所 在 地 | 避難施設 | 区域の種類 | 区域の名称 |
|--------------|--------------|----------------|-----------------|---------------------|
| 市立東部保育所 | 篠町野条下川1 | 詳徳小学校、詳徳中学校 | 警戒区域 (急傾斜) | 篠町B (に2180) |
| 市立山の自然こども園別院 | 東別院町南掛正之垣内10 | 東別院町公民館、旧別院中学校 | 警戒区域 (土石流) | 東別院町50 (に013) |
| | | | 特別警戒区域 (急傾斜) | 東別院町BS (に2056-2) |

【老人福祉関係施設】

| 名 称 | 所 在 地 | 避難施設 | 区域の種類 | 区域の名称 |
|-------------------|------------|---------------------------------|-----------------|-------------------|
| 特別養護老人ホーム亀岡友愛園 | 本梅町平松ナベ倉11 | ほんめ町ふれあいセンター、旧本梅小学校、育親学園 | 警戒区域 (土石流) | 本梅町4 (新に1038) |
| | | | 特別警戒区域 (急傾斜) | 本梅町C (に1077-5) |
| 特別養護老人ホーム第二亀岡園 | 菫田野町奥条古畑2 | 菫田野小学校、菫田野生涯学習センター、亀岡市立人権福祉センター | 警戒区域 (土石流) | 菫田野町9 (に066) |
| 軽費老人ホーム第二亀岡園ケアハウス | 菫田野町奥条古畑2 | 菫田野小学校、菫田野生涯学習センター、亀岡市立人権福祉センター | 警戒区域 (土石流) | 菫田野町9 (に066) |
| 特別養護老人ホーム亀岡たなばたの郷 | 余部町谷川尻11-5 | 亀岡市役所市民ホール、ギャラリーかめおか | 特別警戒区域 (急傾斜) | 余部町A (に1050-2) |

【介護保険施設】

| 名 称 | 所 在 地 | 避難施設 | 区域の種類 | 区域の名称 |
|--------------------------|-------------------|--------------------------------|-----------------|----------------------|
| やすらぎの里畑野 | 畑野町千ヶ畑西山 5-169 | 畑野町公民館、畑野小 学校 | 警戒区域 (土石流) | 畑野町 25 (に 005-2) |
| 介護老人保健施設 こもれび | 千代川町北ノ庄向 条 24 | 千代川町自治会館、千 代川小学校 | 警戒区域 (土石流) | 千代川町 5 (に 083) |
| | | | 特別警戒区域 (急傾斜) | 千代川町 G (に 2090) |
| グループホーム三 愛の里 | 千歳町千歳白髭 17 | 千歳町自治会館、さく ら公園体育館 | 警戒区域 (土石流) | 千歳町 5 (に 045) |
| 医療法人睦会 ムツミ病院介護 医療院 | 下矢田町君塚 8 | 亀岡小学校、亀岡中学 校、亀岡市役所市民ホ ール | 警戒区域 (急傾斜) | 下矢田町 D (に 1049-4) |

【障がい福祉サービス事業所】

| 名 称 | 所 在 地 | 避難施設 | 区域の種類 | 区域の名称 |
|-------------------|-----------------|-------------------------|---------------|-------------------|
| 第三かめおか作業 所 | 保津町上火無 28-86 | 保津町公民館、保津小 学校 | 警戒区域 (土石流) | 保津町 1 (に 041) |
| 松花苑イーストは ばたきの家 | 千歳町毘沙門奥条 27 | 千歳町自治会館、河原 林生涯学習センター | 警戒区域 (土石流) | 千歳町 13 (に 043) |

【身体障がい者社会参加支援施設】

| 名 称 | 所 在 地 | 避難施設 | 区域の種類 | 区域の名称 |
|-----------------------------|--------------------|--------------------|---------------|------------------------|
| (公財)関西盲導犬 協会総合訓練セン ター | 曾我部町犬飼末ヶ 谷 18-2 | 曾我部町公民館、曾我 部小学校 | 警戒区域 (土石流) | 曾我部町 24 (新に 1040) |
| | | | 〃 | 曾我部町 25 (新に 1040-2) |
| | | | 警戒区域 (急傾斜) | 曾我部町 N (に 1002) |

【医療提供施設】

| 名 称 | 所 在 地 | 避難施設 | 区域の種類 | 区域の名称 |
|-------|------------------|-------------------|---------------|-------------------|
| 畑野診療所 | 畑野町千ヶ畑西山 5-24 | 畑野町公民館、旧畑野 小学校 | 警戒区域 (土石流) | 畑野町 24 (に 005) |

【小中学校】

| 名 称 | 所 在 地 | 避難施設 | 区域の種類 | 区域の名称 |
|--------|---------------|------------------------------------|---------------|----------------------|
| 東別院小学校 | 東別院町東掛岩脇 9 | 東別院町公民館、東別 院町ふれあいセンタ ー、別院中学校 | 警戒区域 (土石流) | 東別院町 20 (新に 2020) |
| | | | 警戒区域 (急傾斜) | 東別院町 AB (に 2054) |

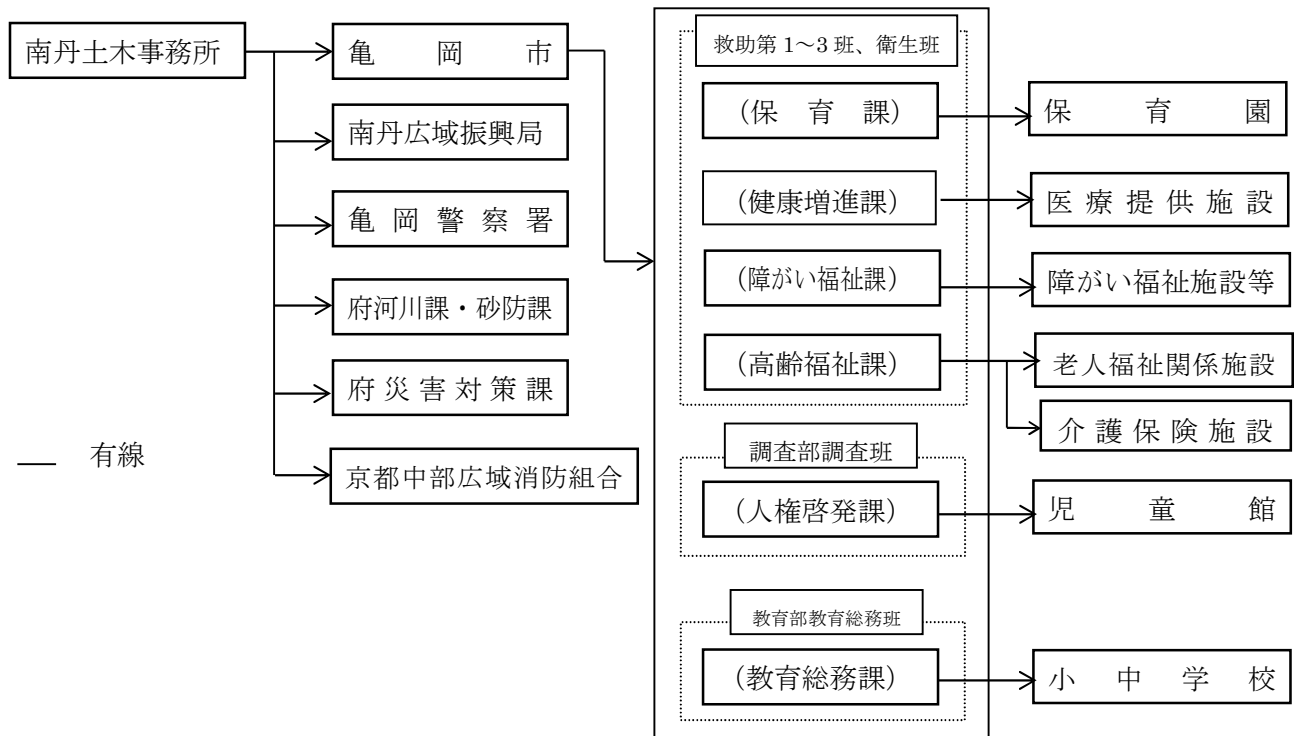
| | | | | |
|--------|---------------|------------------------|---------------|---------------------|
| 西別院小学校 | 西別院町柚原佃 24 | 西別院生涯学習センター、 犬甘野児童館 | 警戒区域 (急傾斜) | 西別院町 AI (に 1017) |
| 保津小学校 | 保津町構ノ内 20 | 保津町公民館、保津文 化センター | 警戒区域 (土石流) | 保津町 24 (に 016-2) |

【その他の施設】

| 名 称 | 所 在 地 | 避難施設 | 区域の種類 | 区域の名称 |
|---------|----------------------|------------------------|---------------|--------------------|
| 犬甘野児童館 | 西別院町犬甘野霜 ノ下 2・3・4 | 西別院生涯学習センター、 西別院小学校 | 警戒区域 (急傾斜) | 西別院町 U (に 1016) |
| 保津ヶ丘児童館 | 保津町上火無 28-3 | 保津町公民館、保津小 学校 | 警戒区域 (土石流) | 保津町 3 (に 039) |

② 洪水予報（水位情報）等の伝達方法

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等による土砂災害に関する情報（土砂災害警戒情報）等の情報伝達系統は、次のとおりとする。また、避難に関する情報については、避難指示の実施要領に基づき施設管理者等に連絡する。



(5) 避難指示の連絡

① 市長が避難指示を行った場合

市長は、避難指示を行った場合は、知事へ通知するとともに、関係機関へ通知する。解除する場合も同様とする。

② 市長以外が避難指示を行った場合

市長以外が避難指示を行った場合は、直ちに管理部調整班に報告し、市長は上記に準じて関係機関等へ連絡する。

2. 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

(1) 実施責任者

| 機関の名称 | 実施のための要件 | 根拠法規 |
|-------------------------------------|--|-------------|
| 市長 | 災害による市民の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。 危険が切迫して、市長が発令するいとまがないときは、管理部長、土木部長、その他の部長が実施する（この場合事後ただちにその旨を市長に報告する）。 | 災害対策基本法第63条 |
| 警察官 | ・市長又はその職権を代理する職員から要請があったとき ・市長が避難の指示をできないと認められ、しかも指示が急を要するとき（この場合直ちにその旨市長に通知する） | |
| 自衛官 | 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じ、かつこの職権を行う者が現場にいないときに限る（この場合直ちにその旨市長に通知する）。 | |
| 消防長又は消防署長(委任を受けて職権を行う消防職員、消防団員を含む。) | ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定して、火気の使用禁止、関係者以外の退去を命じ、その区域への出入りを禁止又は制限する。 | 消防法第23条の2 |
| 警察署長 | 消防長又は消防署長（委任を受けて職権を行う消防職員、消防団員を含む）が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき（この場合直ちにその旨消防長又は消防署長に通知する）。 | |
| 消防職員、消防団員 | 水防上緊急の必要がある場合においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の退去を命じ、その区域への出入りを禁止又は制限する。 | 水防法第21条 |
| 警察官 | 消防職員又は消防団員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の退去を命じ、その区域への出入りを禁止又は制限することができる。 | |

(2) 規制の実施

- ① 市長は、警戒区域の設定について警察署長等関係者との連絡調整を行う。
- ② 市長は、警戒区域を設定した場合、警察署長等関係機関に協力を要請して警戒区域から退去又は立入禁止の措置をとる。
- ③ 市長は、警察、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民の退去を確認するとともに、可能な限り防犯、防火の警戒を行う。

3. 避難

災害から住民の安全を確保するため、関係機関相互に連携のもと、要配慮者に配慮しつつ、避難指示、誘導等必要な措置を講じる。

(1) 避難行動

命を守る避難行動としては、次のものが挙げられる。

- ① 立退き避難（水平避難）：「避難場所」、「親戚や友人の家等の安全な場所」、「近隣の高い建物」等への移動
- ② 屋内安全確保（待機、垂直避難）：建物内の安全な場所での待避、2階以上の安全な場所への移動

(2) 自主避難

立退き避難は、自主避難を基本とする。

(3) 避難誘導

市長が避難指示を行った場合は、住民の避難誘導を実施する。

- ① 指定緊急避難場所及び指定避難所への避難誘導
住民は、近隣住民及び各町自主防災組織の協力を得て、指定緊急避難場所及び指定避難所への避難を実施する。
- ② 学校、事業所等における誘導
学校、幼稚園、保育所、事業所、その他多数の人が集まる場所においては、原則として施設の防火管理者、管理権限者等が、避難誘導を実施する。
- ③ 交通機関等における誘導
交通機関等における避難の誘導は、その交通機関があらかじめ定めた防災業務計画に基づき実施する。

(4) 避難にあたっての留意点と方法

① 避難にあたっての留意点

避難にあたり、次の事項を周知徹底する。

- ア 避難に際しては、必ず火気・危険物等の始末を完全に行う。
- イ 事業所は、浸水その他の被害による油脂類の流失防止や発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講じる。
- ウ 非常持出し品等は最小限にとどめる。

② 立退き避難の方法

避難は、災害の規模、状況に応じて次のように実施する。

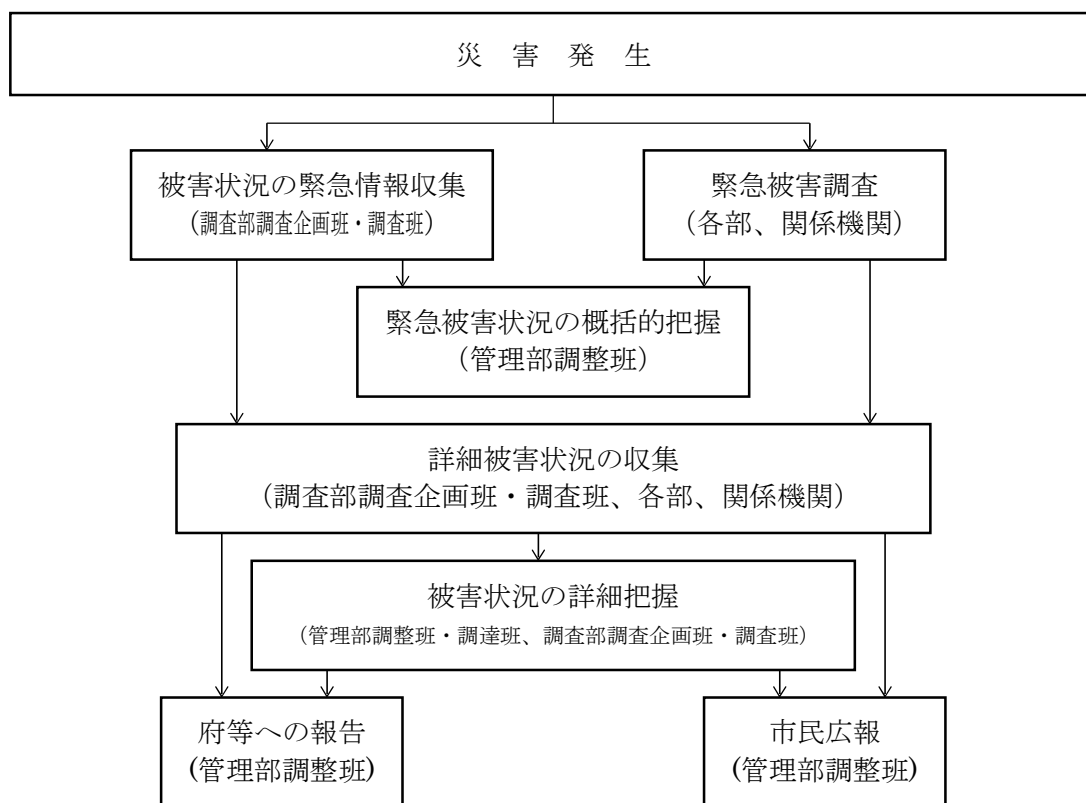
- ア 避難者は地区内の公園・空地等に集合し、事前に選定した安全な経路を歩いて徒歩で避難する。
- イ 避難誘導にあたっては、要配慮者に配慮し、できる限り早めに事前避難させる。
- ウ 避難場所が火災等で危険と判断された場合、他の避難場所へ移動する。

第2章 災害発生後の活動

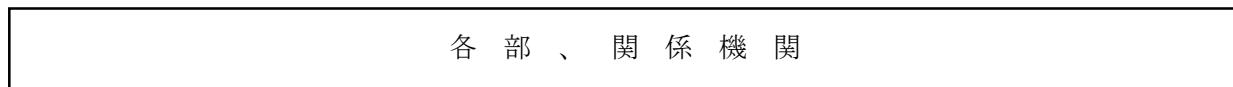
第1節 情報の収集・伝達

災害発生後、府及び関係機関との連携協力のもとに、直ちに防災行政無線等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。

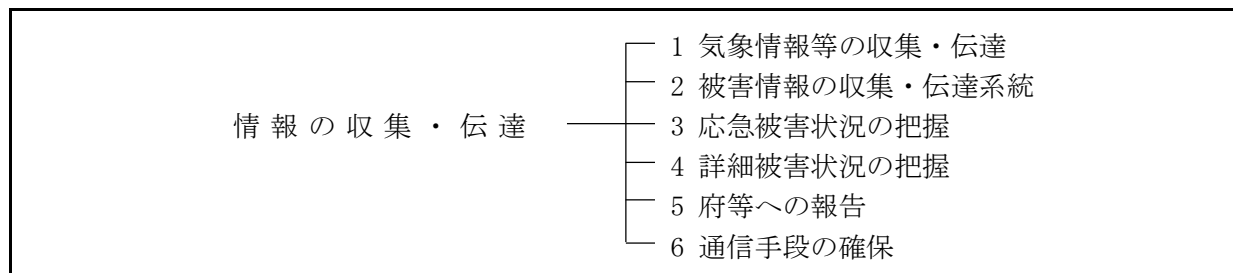
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》



《対策の体系》

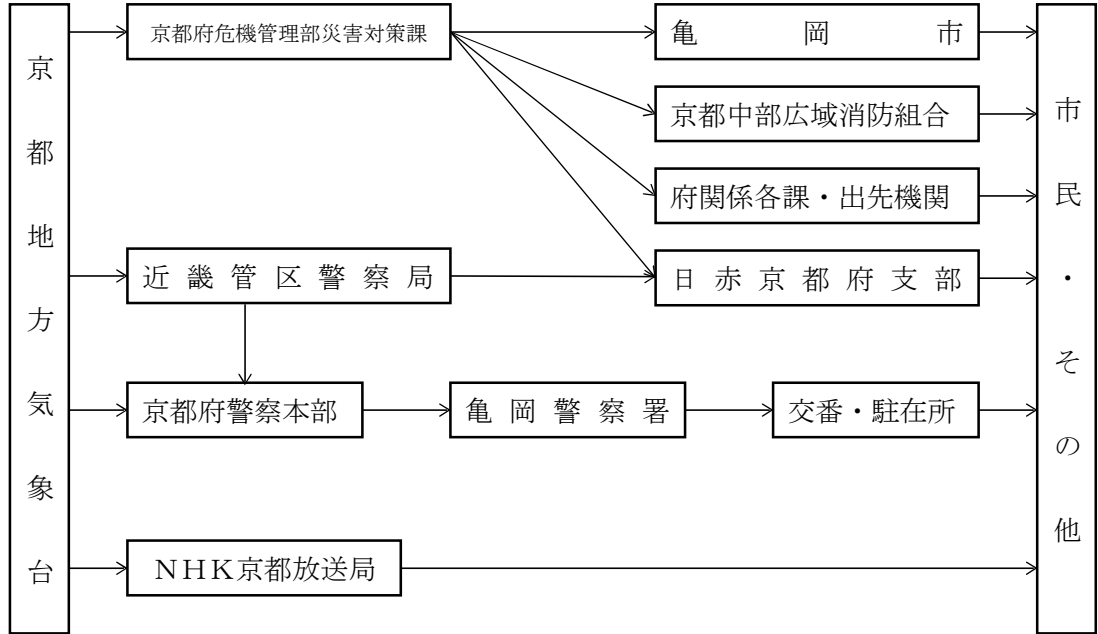


《対策の展開》

1. 気象情報等の収集・伝達

(1) 気象情報

管理部調整班は、府衛星通信系防災情報システム、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて、京都地方気象台等の発表する気象情報を速やかに収集する。



(2) 火災情報

- ① 火災発生の通報は、通常の場合、市民からの119番通報による。
- ② 電話不通時は、市民から各消防署等への通報及び各町連絡掛の情報による。

(3) 異常現象の発見及び通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、速やかに市又は警察官に通報する。

2. 被害情報の収集・伝達系統

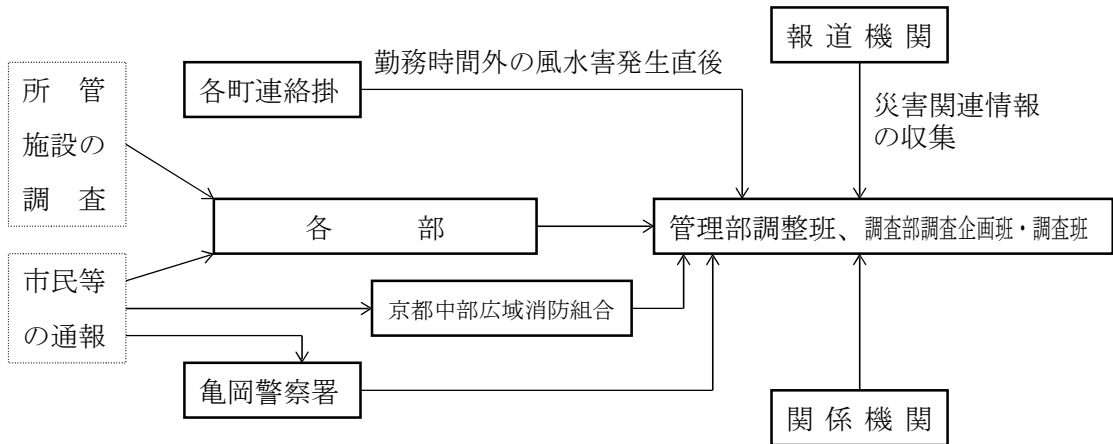
収集した情報を、有効かつ適切に利用できるよう、各部及び関係機関の間に迅速かつ的確に伝達できる系統を確保する。

(1) 情報の収集・伝達手段

- ① 市デジタル移動通信システム（防災行政無線）、市緊急情報通信システム（J-ALERT）、府防災情報システム
- ② 電話、ファクシミリ、防災情報かめおかメール、インターネット等の通信手段
- ③ バイク、自転車等を用いた伝令
- ④ 近畿総合通信局から防災無線及び衛星携帯電話の借受

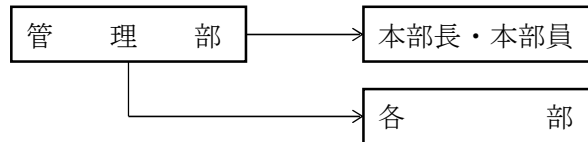
(2) 情報収集・伝達系統

① 情報収集系統

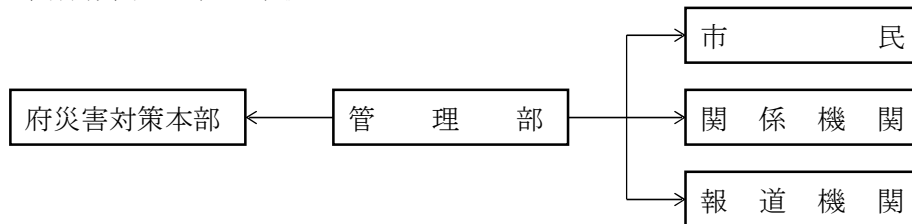


② 情報伝達系統

ア 庁内伝達系統



イ 市民及び関係機関との伝達系統



3. 応急被害状況の把握

応急対策活動、広域応援要請等を実施するうえで必要となる概括的な被害状況について、災害発生直後から把握する。

(1) 被害状況の緊急情報収集

各実施担当者は、収集した情報を管理部調整班、調査部調査企画班・調査班に報告する。

① 実施担当者と収集すべき情報

ア 管理部調整班

関係機関から概括的な被害情報収集を行うとともに、テレビ・ラジオ、新聞等の報道による情報を収集する。また、各町連絡掛からの現地の被害情報等を収集するとともに、各部から情報収集を行う。

イ 調査部調査企画班・調査班

市民からの電話通報等によって、概括的な被害情報収集を行う。

ウ 救助部衛生班

医療機関で治療を受けている傷病者等の情報収集を行う。

エ 各町連絡掛

自治会長等と連携をとり、担当地域の概括的な被害情報収集を行う。

② 情報収集の手段

- ア 防災行政無線を用いる。
- イ 電話、ファクシミリ、インターネット等を用いる。

(2) 緊急被害調査

各実施担当者は、調査した被害状況を管理部調整班に報告する。

① 実施担当者

ア 各町連絡掛

あらかじめ定められた地区の被害調査を実施する。調査結果は、管理部調整班に報告する。

イ 各部各班

事務分掌に基づき、概括的な被害調査を実施する。

② 調査内容

- ア 概括的被害状況調査
- イ 道路・橋梁等被害状況調査
- ウ 公園・街路等被害状況調査
- エ 河川・ため池等被害状況調査
- オ 土砂災害警戒区域等危険箇所調査
- カ 水道施設・下水道施設の被害状況調査
- キ 建物の被害状況調査
- ク その他災害の発生拡大防止措置上必要な調査

③ 調査の手段

市が所有する車両の乗り合い利用、バイク・自転車、徒歩等とする。

(3) 被害情報の概括的把握

管理部調整班及び調査部調査企画班・調査班は、被害状況の緊急情報収集、緊急被害調査に基づき、概括的な被害状況を把握する。

把握すべき情報は次のとおりである。

- ① 災害情報
- ② 市民の安否等に関する情報
- ③ 防災対策基幹施設の被災の有無に関する情報
- ④ 救助救護基幹施設の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む。）
- ⑤ 災害危険箇所等の被災の有無に関する情報（人的被害に関わる範囲）
- ⑥ 交通施設・ライフライン等の被災の有無に関する情報（対策実施能力の現況を含む。）
- ⑦ 産業等施設の被災の有無に関する情報（対策・復旧活動支援、市民の生活基盤）

4. 詳細被害状況の把握

被害状況等の把握は、関係機関、市民等の協力によって実施する。

(1) 各部所管施設の被害状況の把握

- ① 各部各班は、所管施設の被害状況を調査し、管理部調整班、調査部調査企画班・調査班へ報告する。
- ② 各部各班は、自己の班に属さない被害であっても、緊急の報告を受けた場合は、速やかに調査部調査企画班・調査班へ報告する。
- ③ 被害状況を専門的に把握するために必要と認められる場合は、部内で調整のうえ、他班の協力によって調査を行う。

(2) 把握する内容

災害発生後の早い段階から、次に示す点について詳細な被害情報等の把握を行う。

| 把握する内容 | | 担当部・班 |
|----------------------|---|-----------------------------------|
| 人的被害 | 死者、安否不明者、行方不明者の状況 | 調査部調査企画班・調査班 |
| | 負傷者の状況 | 調査部調査企画班・調査班 |
| 住家被害 | 全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・一部損壊の状況 | 調査部調査企画班・調査班 |
| | 被災建築物応急危険度判定 | 土木部都市計画班・建築住宅班 |
| 非住家被害 | 公共建物（官公署庁舎、公民館等） | 管理部調達班・各部各班 |
| | その他（倉庫、土蔵、車庫、納屋） | 調査部調査企画班・調査班 |
| その他被害 | 農作物、家畜、林道森林の被害状況 | 経済部農林班 |
| | 田畑、ため池、水路の被害状況 | 経済部農地班 |
| | 文教施設の被害状況 | 教育部教育総務班・社会教育班 |
| | 文化財の被害状況 | 調査部文化財班 |
| | 医療機関の被害状況 | 救助部衛生班 |
| | 道路、橋梁の被害状況 | 土木部桂川・道路交通班 〃 土木管理班 |
| | 河川の被害状況 | 土木部桂川・道路交通班 〃 土木管理班 |
| | 水道施設の被害状況 | 上下水道部水道班 |
| | 下水道施設の被害状況 | 上下水道部下水道班 |
| | ごみ処理施設等の被害状況 | 環境部清掃班 |
| 電気、ガス、電話、鉄道の被害状況 | 調査部調査企画班・調査班 | |
| り災状況 | り災世帯数、り災者数 | 調査部調査企画班・調査班 |
| 被害金額 | 公共文教施設の被害金額 | 教育部教育総務班・社会教育班 |
| | 農業施設の被害金額 | 経済部農地班 |
| | 農林、商工の被害金額 | 経済部商工班・農林班 |
| | その他公共施設の被害金額 | 各部・管理部調達班 |
| 避難状況、 応急対策の 状況 | 避難場所の状況 | 調査部調査企画班・調査班 |
| | 応急給水 | 上下水道部水道班 |
| | 救助物資等の需要 | 救助部救助第1班、避難支援班 |
| | 給食の状況 | 教育部教育総務班 |
| | 救護所の開設状況、医療・救護活動の状況等 防災活動に必要な情報及びその他応急対策に 必要な状況 | 救助部衛生班 管理部調整班、 調査部調査企画班・調査班 |

(3) 被害状況の集約

① 情報の集約

管理部調整班及び調査部調査企画班・調査班は、各部から収集した情報及び資料を集約する。

また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。

- ア 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等
- イ 被害分布図等の作成

② 被害情報等の整理

管理部調整班及び調査部調査企画班・調査班は、取りまとめた情報を常に整理し、各部や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

(4) 被害状況に基づく判断

市単独では災害応急対策が困難であると判断された場合、管理部調整班は、府に対して応援要請を行う。

(資料編 風水2-2-1-1・2)

5. 府等への報告

府に対する被害状況等の報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）による。

ただし、航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）、トンネル内車輛火災及び列車火災については、京都中部広域消防組合は第一報を府だけでなく、消防庁に対しても、原則として覚知後30分で可能な限り早く報告するものとする。

(1) 災害発生直後（災害概況即報）

① 災害発生直後に府に報告する内容

ア 人的被害

死者、安否不明者、行方不明者、負傷者（重傷者、軽傷者）

イ 住家被害

全壊（全焼・流失）世帯数、大規模半壊（半焼）世帯数、中規模半壊世帯数、半壊（半焼）世帯数、一部損壊世帯数、床上・床下浸水世帯数

ウ 災害対策上必要と認められる事項の概要

避難、救護の必要性、災害拡大のおそれ等

エ 災害対策本部設置の報告

災害対策本部を設置した場合は、設置した旨の報告

② 報告の方法

管理部調整班は、府防災情報システム、電話・ファクシミリ等によって報告する。

(2) 被害状況等報告（被害状況報告・被害確定報告）

① 詳細状況の判明及び被害状況に変化があった場合の対応

災害発生直後の府への報告後、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況に大きな変化があった場合は、速やかにその内容を報告する。

② 報告の方法

管理部調整班は、府防災情報システム、電話・ファクシミリ等によって報告する。

③ 応急措置完了後の対応

応急措置が完了した場合は、被害状況等報告様式の全項目について報告する。また、被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後15日以内に被害確定報告を行う。

（資料編 風水2-2-1-3）

6. 通信手段の確保

災害時における通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、有線電話が途絶した場合の緊急通信体制を確保する。

(1) 無線通信機能の点検及び復旧

管理部調整班は、災害発生後、直ちに防災行政無線の通信機能を点検するとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。

(2) 通信窓口

連絡先の変更等

各部は、指定する電話に変更があった場合は、速やかに管理部調整班及び関係機関に修正の報告を行う。

(3) 電気通信設備の利用

① 電気通信事業者への要請

管理部調整班は、NTT西日本株式会社に対し、応急回線の作成、利用制限等の措置による通信輻輳の緩和及び通信の疎通確保とともに、非常、緊急通話や非常緊急電報を一般の通話や電報に優先して取り扱うよう要請する。

② 優先利用

管理部調整班は、必要に応じてNTT西日本株式会社に対して非常電話又は非常電報を申し込み、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

(4) 有線電話途絶時の措置

有線電話途絶のため、災害情報の収集・伝達に支障をきたす場合は、次のような措置を講じる。

① 府、近隣市町との連絡

府防災情報を利用して行う。また必要に応じ消防無線、警察無線、孤立防止対策用衛星電話、携帯電話を活用するとともに、状況によっては伝令の派遣を行う。

② 関係機関との連絡

管理部調整班は、関係機関に対し、職員の派遣及び所属機関との連絡用無線機等を可能な限り携行するよう要請する。

③ 消防電話・警察電話等の利用

管理部調整班は、他に通信連絡の手段がなく緊急を要する場合、京都中部広域消防組合又は亀岡警察署に業務用専用回線の利用を要請する。

④ 非常無線通信の利用

管理部調整班は、有線電話が途絶し、かつ防災行政無線・府防災情報システムによる通信が困難な場合、電波法第52条に基づき、次に掲げる機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

ア 関係機関（府警察、鉄道会社）が保有する無線

イ 放送局の有する無線

ウ 非常通信関係防災関係機関が保有する無線

エ アマチュア無線等

⑤ 災害現場等出動者との連絡

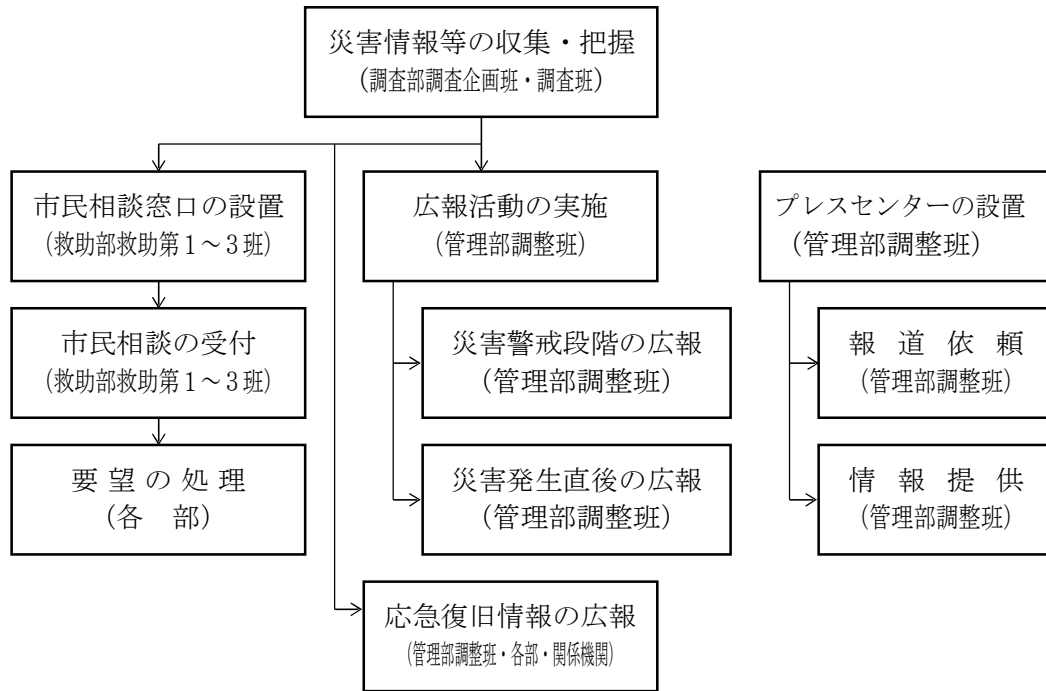
災害現場等に出動している各部職員との連絡は、電話、防災行政無線、伝令（自転車、バイク、徒歩等）、派遣等の適当な手段によって行う。

（資料編 風水2-2-1-4・5）

第2節 災害広報・広聴対策

情報不足による混乱の発生を防止するため、関係機関と協力のうえ、市民に対して正確な情報を提供する。

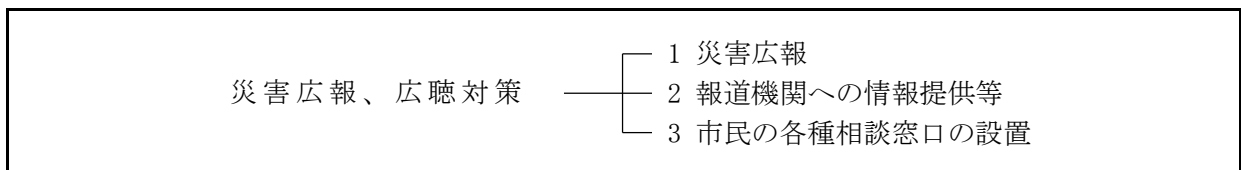
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

管理部（調整班）、救助部（救助第1～3班）

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 災害広報

災害警戒段階、災害発生直後、応急復旧時等の市民向けの広報活動を実施する。

(1) 災害警戒段階の広報

- ① 気象に関する情報
- ② 河川の水位の情報
- ③ 公共交通機関の情報
- ④ その他の情報

(2) 災害発生直後の広報

- ① 災害の発生状況
- ② 市民のとるべき措置
- ③ 避難に関する情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）
- ④ 医療・救護所の開設状況
- ⑤ 道路状況
- ⑥ その他必要情報

(3) 応急復旧情報の広報

- ① 公共交通機関の情報
- ② ライフライン施設の状況
- ③ 食料、水、その他生活必需品等の供給状況
- ④ 公共土木施設等の状況
- ⑤ ボランティアに関する状況
- ⑥ 義援金、救援物資の受入れに関する情報
- ⑦ 被災者相談窓口の開設状況
- ⑧ その他必要事項

(4) 広報の手段

- ① 防災行政無線
- ② 広報車
- ③ 市ホームページ
- ④ 防災情報亀岡メール
- ⑤ 緊急速報メール
- ⑥ 市広報紙
- ⑦ 必要に応じ、警察署その他関係機関の広報車等による広報

(5) 要配慮者への広報

要配慮者への広報は、テレビの字幕放送や手話通訳、ファクシミリ、インターネットやSNS等のメディアを活用するほか、ボランティアなどの協力を得て手話、点字、外国語等による広報活動に努める。

2. 報道機関への情報提供等

報道機関と連携して総合的な災害情報を提供する。

(1) 災害情報の報道依頼

各部からの災害情報は、管理部調整班で取りまとめ、報道機関へ報道を依頼する。

新聞・テレビ・ラジオ等については、亀岡市政記者クラブ及び府を通じて「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、その他の報道機関に対し報道要請する。

(2) 災害情報の提供

災害情報を総括し提供するためのプレスセンターを設置し、広報担当者が報道機関に対し適宜情報の発表を行う。なお、個人情報については十分にプライバシー保護を配慮する。

【情報提供の主な項目】

- | | |
|---|--------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 災害発生の場所及び発生日時 ② 被害状況 ③ 応急対策の状況 ④ 住民に対する避難指示等の状況 ⑤ 市民に対する協力及び注意事項 ⑥ 支援施策に関すること。 | (資料編 風水2-2-2-1) |
|---|--------------------|

3. 市民の各種相談窓口の設置

災害による家や財産の滅失、失業した被災者の不安や悩みを解消し、生活再建を支援するため、特別相談窓口を開設し、積極的な広聴活動を実施する。

(1) 市民相談窓口の開設

市民からの問い合わせや法律、医療等の相談、要配慮者からの相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて市役所等に特別相談窓口を開設する。

(2) 相談内容

特別相談窓口への相談内容については、被害及び復旧の状況、時間の経過とともに異なるが、主に次のようなものが考えられる。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 水道・下水道の修理に関すること。 ② 要配慮者対策等の福祉に関すること。 ③ り災証明の発行に関すること。 ④ 災害弔慰金等の支給に関すること。 ⑤ 災害援護資金・生活資金等の貸付に関すること。 ⑥ 租税等の減免、徴収猶予等に関すること。 ⑦ 住宅の応急復旧や融資制度の利用に関すること。 ⑧ 中小企業及び農業関係者の支援に関すること。 ⑨ その他生活再建に関すること。 |
|---|

(3) 実施体制

- ① 各部から対応職員を派遣し、電話及び市民対応業務全般について実施する。
- ② 相談窓口の開設時には、広報紙等で市民へ周知する。

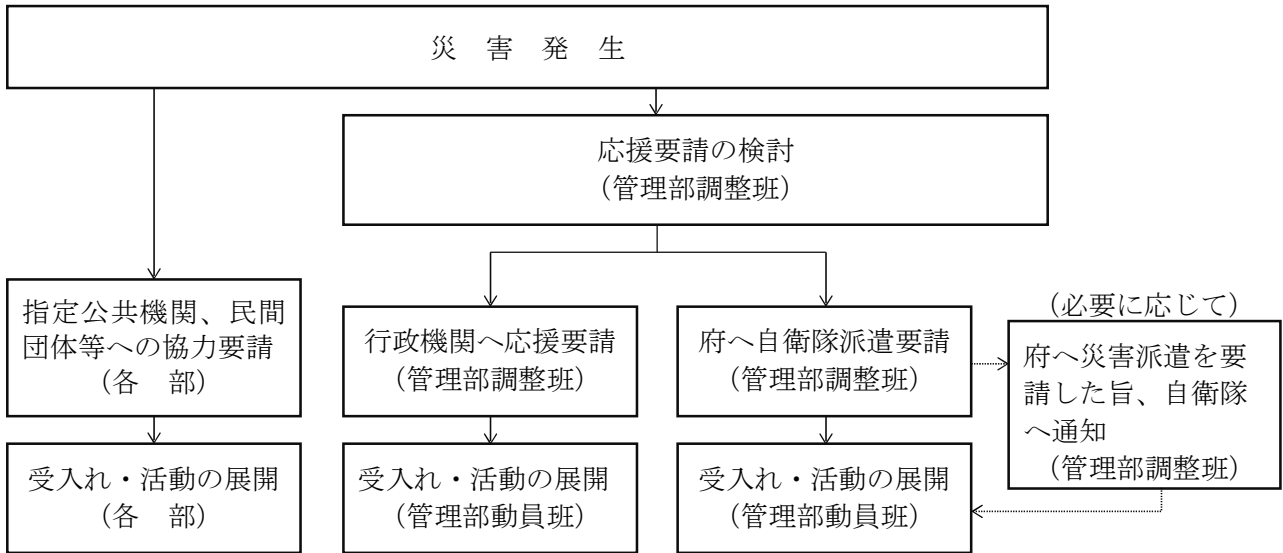
(4) 要望の処理

- ① 被災した市民からの相談・要望・苦情等の積極的な聞き取りに努める。
- ② 市民相談窓口で聴取した要望等については、速やかに関係部及び関係機関へ連絡し、早期解決を図る。

第3節 応援の要請・受入れ

市単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合は、速やかに国・府及び他の市町村並びに関係機関に対し、応援を要請するとともに、受入れ体制を整備し、災害応急対策に万全を期する。

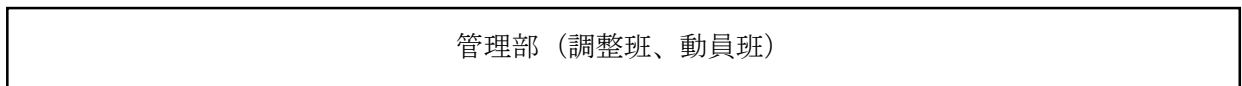
《応急対策の流れ》



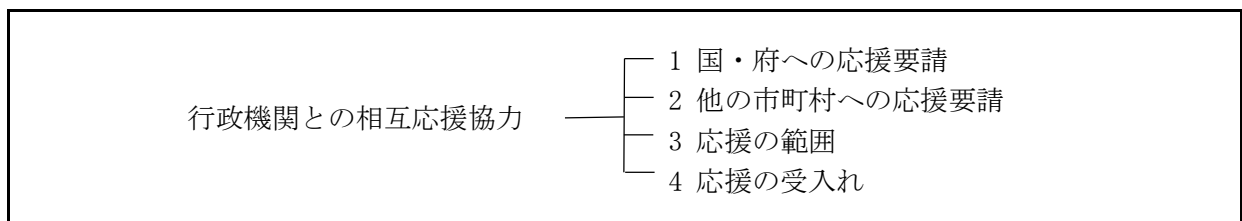
1. 行政機関との相互応援協力

各部署は、あらかじめ定めた事務分掌にしたがって災害応急対策を実施するとともに、必要に応じて国・府及び他の市町村に応援協力を求める。

《実施担当機関》



《対策の体系》

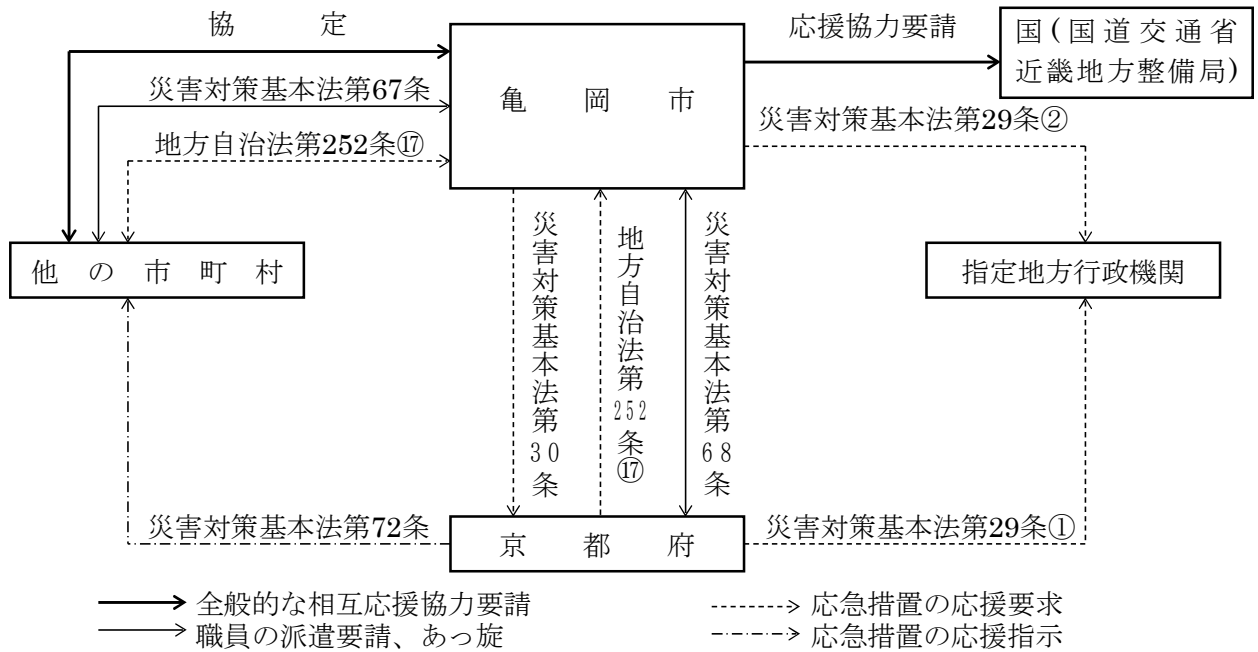


《対策の展開》

災害が発生した場合、国・府への応援要請及び他の市町村との相互応援・協力は、管理部調整班が窓口となる。

また、管理部動員班は、各部と連絡・調整のうえ、応援を受入れる。

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



【総合的な応援要請】

| 要 請 先 | 要請の内容 | 根拠法令・協定等 |
|---------------------|---|---|
| 指定地方行政機関の長 | 当該指定地方行政機関の職員 の派遣要請 | 災害対策基本法第29条第2項 |
| 京都府知事 | 1 指定行政機関及び指定地方 行政機関の職員 の派遣 あつせん要請 2 他の地方公共団体の職員 の派遣あつせん要請 3 応援の要求及び応急措置 の実施要請 4 職員の派遣要請 | 災害対策基本法第30条1項 災害対策基本法第30条2項 災害対策基本法第68条 地方自治法第252条の17 近畿2府7県震災時等の相互応援に 関する協定 |
| 他の地方公共団体の長 | 1 応援の要請 2 職員の派遣要請 3 災害応援に関する協定等 に基づく応援要請 | 災害対策基本法第67条 地方自治法第252条の17 |
| 国(国土交通省近畿地方 整備局) | 災害応援に関する協定に基づ く応援要請 | 災害時等の応援に関する申し合わせ |

【業務別の応援要請】

| 応 援 協 定 | 調整担当部 |
|-----------------------------------|-------|
| 災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定 | 環 境 部 |
| 災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る無償団体救援協定 | 環 境 部 |
| 日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書 | 上下水道部 |
| 災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定 | 上下水道部 |

(1) 府への応援要請

市単独では災害応急対策を迅速かつ的確に実施することができない場合には、知事に対して応援又は応援のあっ旋を求める。

また、本部長（市長）は災害救助法に基づく災害応急対策等の実施を知事に要請する。

【連絡先】

| 名 称 | 電 話 | |
|---------------|--|-------------------|
| | 勤務時間内 | 勤務時間外 |
| 京都府災害対策本部事務局 | (直通) 075-414-4472 | (直通) 075-414-4472 |
| 京都府危機管理部災害対策課 | 京都府防災情報システム番号 8 (7) - 7 0 0 - 8 1 1 0 | |

【応援要請の内容等】

- ① 災害の状況及び応援を要請する理由
- ② 適用する法令、協定等
- ③ 応援を求める種類、数量、期間等
- ④ 活動内容
- ⑤ その他必要な事項

(2) 他の市町村への応援要請

災害時に他の市町村に応援を要請する場合は、関係法令等に基づき実施する。消防相互応援協定を締結している近隣の市町が被災している場合は、府にあっ旋を要請するほか、他の市町村に応援を要請する。

① 応援の要請

消防相互応援協定締結市町は、被害状況等を連絡するとともに、必要とする応援の内容に関する事項を記載した文書を提出する。

ただし、事態が緊急を要する場合は、電話又はファクシミリにより応援要請を行い、後日文書を速やかに提出する。

② 隣接地域の緊急応援

消防相互応援協定締結市町は、その相接する地域及び当該地域の周辺部で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、事態が緊急を要する場合は、応援要請の有無にかかわらず、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するため必要な応急措置について、相互に応援を行う。

(3) 国（国土交通省近畿地方整備局）への応援要請

亀岡市において、災害が発生または災害が発生するおそれがある場合に、被害の拡大と二次災害防止に資するため、被災直後等の緊急的な対応について、災害時等の応援に関する申し合わせに基づき、国土交通省近畿地方整備局に応援要請を行う。

【連絡先】

| 名 称 | 電 話 |
|---------------------|--------------|
| 国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所 | 075-351-3300 |

【応援の内容】

- ① 情報の収集・提供（リエゾン[情報連絡員]含む）
- ② 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む）
- ③ 災害にかかる専門家の派遣
- ④ 車両、災害対策用機械等の貸し付け
- ⑤ 通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- ⑥ 通行規制等の措置
- ⑦ その他必要な事項

(4) 応援の範囲

次に掲げる応急措置を要請することができる。

- ① 被災者の食料その他生活必需品の提供
- ② 被災者の応急救助に係る職員の応援及び施設の利用
- ③ 診療、検病、感染症患者の入院勧告及び措置その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに医療品等の提供
- ④ 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに資料の提供
- ⑤ 清掃・し尿処理作業のための職員の応援及び資機材の提供
- ⑥ 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに資機材の提供
- ⑦ 下水道工事のための職員の応援並びに資機材の提供
- ⑧ 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに資機材の提供
- ⑨ 消防、救急、水防活動の応援及び所要の資機材の提供
- ⑩ その他応急対策活動に必要な措置

(5) 応援の受入れ

本部長（市長）は、他の公共団体等への応援要請を行った場合は、関係部長に対し要請に基づき派遣された要員、物資等の受入れについて指示する。また、本部長又は応援を受けた関係部長は、他の公共団体等の派遣要員の活動の指揮を行う。

（資料編 風水2-2-3-1～4）

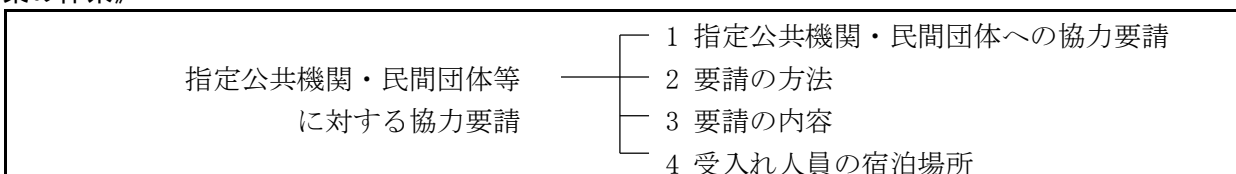
2. 指定公共機関・民間団体等に対する協力要請

発生した災害規模に即した災害応急対策を実施するため、必要に応じて関係機関から災害対策要員及び資機材を確保する。

《実施担当機関》

各 部 、 関 係 機 関

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 指定公共機関・民間団体等への協力要請

指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、民間団体等の協力を得て、適切な災害応急対策活動を実施する。

(2) 要請の方法

応援協力要請の方法は、次のとおりである。

| 対 象 | 応援協力要請の方法 |
|-----------------------------|-------------------------|
| 指定公共機関 指定地方公共機関 公共的団体 | 必要な各部から管理部調整班を通じて要請 |
| 協定団体等 | 担当部から直接協力要請の後、管理部調整班へ報告 |

【応援協定】

| 協 定 名 | 協定の相手方 | 担 当 部 |
|-------------------------------|--|----------------|
| 災害時におけるLPガス供給に関する協定書 | 一般社団法人京都府LPガス協会亀岡支部 | 管 理 部 救 助 部 |
| 大規模災害発生時における緊急対応に関する協定 | 亀岡建設業協会 亀岡市亀岡市管工事業組合 | 経 済 部 土 木 部 |
| 災害時における飲料の提供協力に関する協定 | コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 | 管 理 部 救 助 部 |
| 災害時における救急医療品の提供協力に関する協定 | 亀岡市薬剤師会 | 救 助 部 |
| 災害時における電気設備等の復旧に関する協定 | 亀岡電気工事業協同組合 | 管 理 部 土 木 部 |
| 災害時等における物資の供給協力に関する協定 | 亀岡市商店街連盟 亀岡商業協同組合 京都農業協同組合 株式会社平和堂 イオンリテール株式会社 株式会社マツモト | 管 理 部 救 助 部 |
| 災害等緊急時におけるバス輸送の協力に関する協定 | 京阪京都交通株式会社 | 管 理 部 救 助 部 |
| 災害医療救護活動に関する協定 | 亀岡市医師会 | 救 助 部 |
| 災害時における段ボール製簡易ベッド等の支援協力に関する協定 | セツカートン株式会社 | 管 理 部 救 助 部 |
| 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定 | 京都府石油商業組合亀岡支部 全国農業協同組合連合会京都府本部亀岡燃料センター | 管 理 部 救 助 部 |
| 災害時における亀岡市と亀岡市内郵便局の相互協力に関する協定 | 日本郵便株式会社亀岡郵便局 日本郵便株式会社亀岡部会 | 管 理 部 救 助 部 |

【応援協定】 つづき

| 協 定 名 | 協定の相手方 | 担 当 部 |
|-----------------------------------|--|-------------------------|
| 大丹波連携推進協議会構成市町による災害時等相互応援に関する協定 | 福知山市 綾部市 南丹市 京丹波町 丹波篠山市 丹波市 | 管 理 部 救 助 部 |
| 災害時相互応援に関する協定 | 高槻市 | 管 理 部 救 助 部 |
| 災害時における手話を主たる言語とする聴覚障害者への支援に関する協定 | 亀岡市登録手話通訳者会 口丹聴覚障害者協会亀岡支部 | 管 理 部 救 助 部 |
| 災害時などの応援に関する申し合わせ | 国土交通省近畿地方整備局 | 管 理 部 土 木 部 |
| 避難所における特設公衆電話の設置・利用に関する協定 | 西日本電信電話株式会社京都支店 | 管 理 部 |
| 亀岡市・日本下水道事業団災害支援協定 | 日本下水道事業団 | 上下水道部 |
| 災害時等における無人航空機の運用に関する協定 | 一般社団法人ドローン撮影クリエイターズ協会 | 管 理 部 調 査 部 |
| 災害等における緊急時の協力に関する協定 | 第一環境株式会社関西支店 | 上下水道部 |
| 大規模災害発生時における緊急対応に関する協定 | 亀岡市管工事業組合 亀岡市上下水道管工事業協同組合 | 上下水道部 |
| 災害時における臨時避難所施設利用に関する協定 | 小城製薬株式会社 | 管 理 部 救 助 部 |
| 災害時におけるレンタル資機材の優先提供に関する協定 | 高石機械産業株式会社 | 管 理 部 土 木 部 |
| 日本水道協会京都府支部水道災害等相互応援に関する覚書 | 京都市公営企業管理者上下水道局長等 | 上下水道部 |
| 災害時における輸送業務等に関する協定 | 京都タクシー株式会社 | 管 理 部 調 査 部 救 助 部 |
| 災害発生時における応急対策に関する協定 | 亀岡市造園事業協同組合 | 管 理 部 土 木 部 |
| 災害廃棄物等の処理に関する基本協定 | 大栄環境株式会社 | 環 境 部 |
| 緊急時における感染症防止対策に係るマスクの優先供給に関する協定 | 株式会社山口精機製作所 | 管 理 部 救 助 部 |
| 災害に係る情報発信等に関する協定 | ヤフー株式会社 | 管 理 部 |
| 災害時における地図製品等の供給等に関する協定 | 株式会社ゼンリン関西支社 | 管 理 部 |

【応援協定】 つづき

| 協 定 名 | 協定の相手方 | 担 当 部 |
|--|--|----------------|
| 災害時におけるクロレラの調達に関する協定 | サン・クロレラジャパン株式会社 | 管 理 部 |
| 災害時における物資の供給に関する協定 | コーナン商事株式会社 | 管 理 部 |
| 亀岡市の安心で住みよいまちづくりに向けた連携に関する協定 (包括協定) | アサヒ飲料株式会社 | 管 理 部 |
| 災害発生時における応急対策に関する協定 | 亀岡市森林組合 | 経 済 部 |
| 災害時における京都府立京都スタジアムの利用に関する協定 | 京都府 合同会社ビバ&サンガ | 管 理 部 |
| 災害時における生活物資の供給協力に関する協定 | 株式会社カインズ | 管 理 部 |
| 災害時相互応援に関する協定 | 能勢町 | 管 理 部 救 助 部 |
| 災害時相互応援に関する協定 | 豊能町 | 管 理 部 救 助 部 |
| 大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定 | 関西電力送配電株式会社 京都支社 | 管 理 部 |
| セーフコミュニティ安全安心のまちづくり全国協議会における災害時相互応援に関する申合せ | 十和田市、厚木市、豊島区、 松原市、久留米市、秩父市、 鹿児島市、郡山市、さいたま 市、都留市 | 管 理 部 救 助 部 |
| 「みんな元気になるトイレ」派遣協力等に関する協定 | 一般社団法人 助けあいジャパン | 管 理 部 |
| 災害時における緊急退避場などとしての施設使用に関する覚書 | 国土交通省近畿地方整備局 京都国道事務所 | 管 理 部 |
| 災害時における一時避難所の提供に関する協定 | 亀岡市仏教会 | 管 理 部 |
| 災害時における損害調査結果の提供及び利用に関する協定 | 三井住友海上火災保険株式 会社 京都支店 | 管 理 部 |
| 亀岡市災害時における物資調達に関する協定 | プラス株式会社ジョインテ ックスカンパニー | 管 理 部 |
| 災害時における物資調達に関する協定 | スギホールディングス株式 会社 | 管 理 部 |
| 災害時における福祉用具など物資の供給など協力に関する協定 | 一般社団法人日本福祉用具 供給協会 | 救 助 部 |

(3) 要請の内容

- ①災害の状況及び協力を要請する理由
- ②適用する協定等
- ③協力を求める種類、数量、期間等
- ④活動内容
- ⑤その他、必要な事項

(4) 受入れ人員の宿泊場所

受入れ人員の宿泊場所は、状況を勘案しながら適宜確保する。

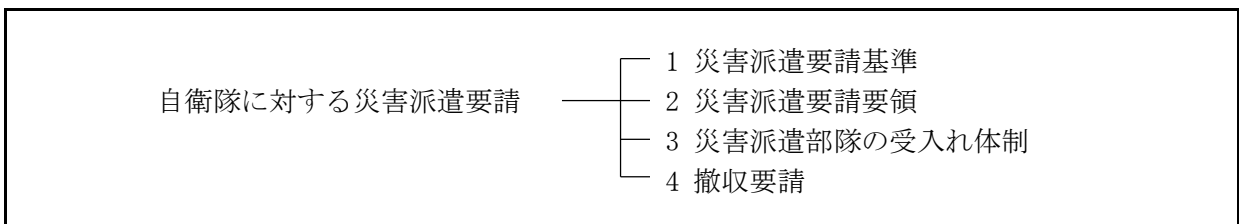
3. 自衛隊に対する災害派遣要請

市民の人命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、自衛隊に災害派遣を要請する。派遣を要請した場合、自衛隊と被害情報等について緊密に連絡を図る。

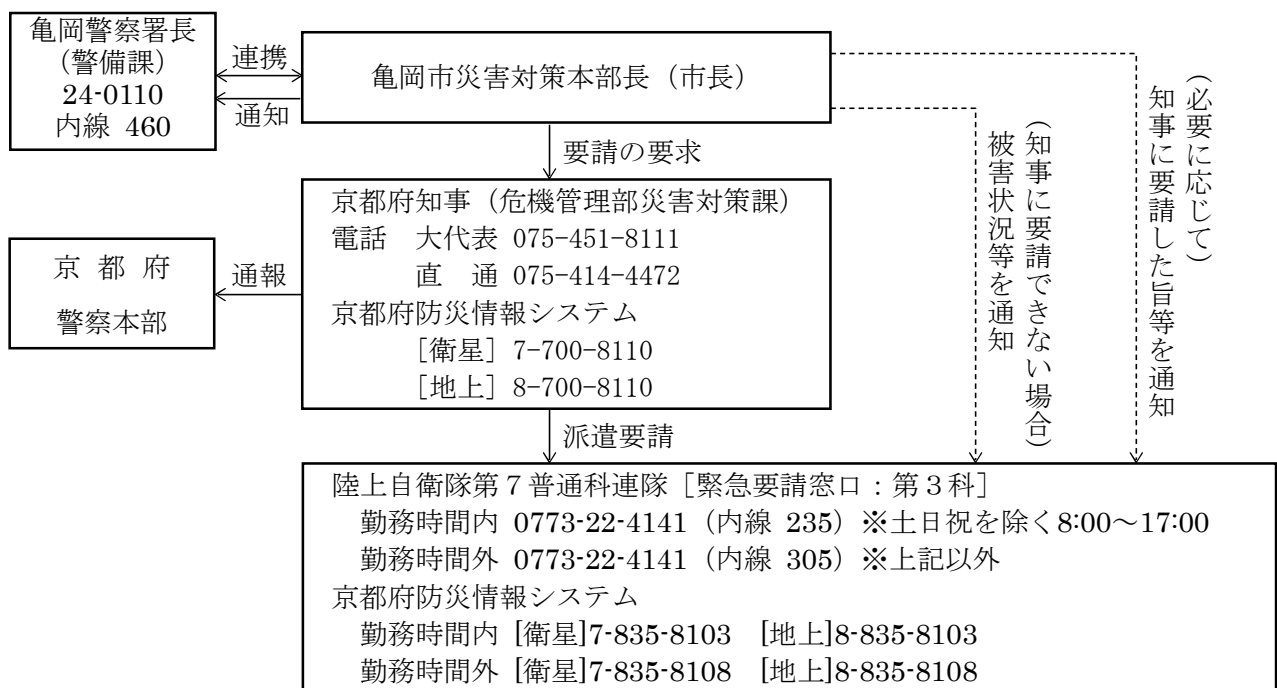
《実施担当機関》

管 理 部 （ 調 整 班 ）

《対策の体系》



【派遣要請系統図】



《対策の展開》

亀岡市災害対策本部長（市長）は、自衛隊の応援が必要であると判断した場合、知事に対し派遣要請を依頼する。この場合において、その旨及び地域に係る災害の状況を指定部隊等の長に通知することができる。その際、事後速やかにその旨を知事に通知する。

ただし、通信の途絶等により、知事に自衛隊派遣の要請を要求できない場合は、指定部隊等の長にその内容を通知し、事後速やかにその旨を知事に通知する。

(1) 災害派遣要請基準

災害派遣の要請基準は、次のとおりとする。

| | |
|--------------------|--------------|
| 人命救助（患者輸送、遺体輸送含む。） | |
| 被災者の生活支援 | 炊飯支援 |
| | 給水支援 |
| | 入浴支援 |
| | 医療支援 |
| | 天幕・毛布の提供 |
| | 輸送支援（人材、物資） |
| | 市民に対する情報の提供 |
| 復旧支援 | 道路の啓開 |
| | がれきの処理 |
| | 倒壊家屋の撤去 |
| その他 | 現地における野外航空管制 |

(2) 災害派遣要請要領

亀岡市災害対策本部長（市長）は、自衛隊による応援措置が必要であると認める場合は、文書によるものとし、次の事項を明らかにして知事あてに派遣要請の要求を行い、亀岡警察署長にも通知する。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信もしくは電話によることができる。この場合、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 災害の情况及び派遣を要請する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ その他参考となるべき事項 |
|--|

(3) 災害派遣部隊の受入れ体制

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊の活動が十分に行えるよう努める。

- ① 自衛隊の宿泊施設又は野営地及び資機材の保管場所の準備をする。
- ② 派遣部隊及び府との連絡職員を指名する。
- ③ 作業実施期間中は現場に責任者を置き、自衛隊現地指揮官と協議して作業の推進を図る。
- ④ 派遣部隊の行う応急復旧に必要な資機材は、できる限り市で準備し、速やかに活動できるよう努める。

(4) 撤収要請

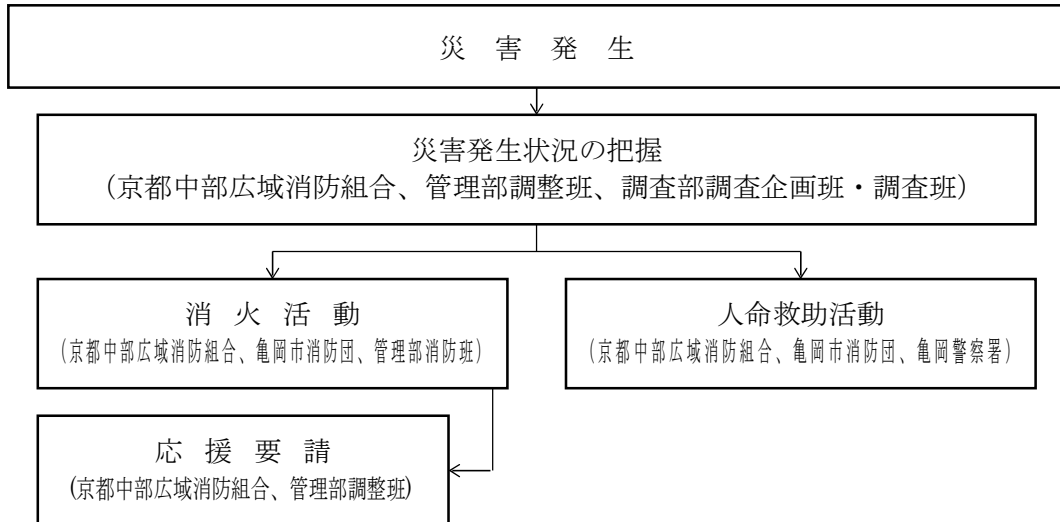
救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、又は作業が復旧段階に入った場合、本部長（市長）は速やかに知事に自衛隊の撤収要請の連絡をとる。

（資料編 風水 2 - 2 - 3 - 5 ・ 6）

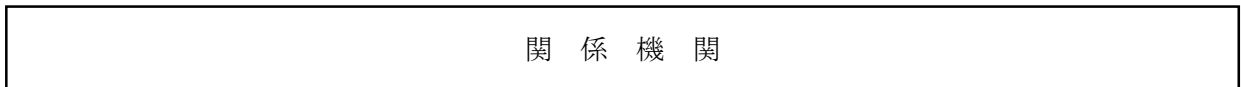
第4節 消火・救助対策

被災状況の早期把握に努め、部隊配備を確立するとともに、関係機関と相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確な消火活動、人命救助・救出活動を実施する。

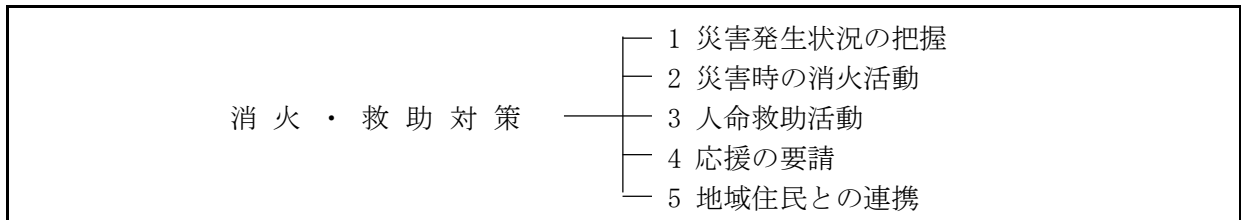
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

1. 災害発生状況の把握

より多くの人命の安全確保と被害の拡大防止を図るため、通報、有線、無線通信施設を効果的に活用して災害情報の収集伝達を行う。

(1) 情報の収集

管理部調整班は、京都中部広域消防組合及び調査部調査企画班・調査班との連携とともに、市民からの通報等によって、情報把握に努める。

(2) 府等への報告

災害等による火災の同時多発や多数の死傷者が発生し、京都中部広域消防組合への通報が殺到する災害の場合、その状況を直ちに府に報告する。ただし、航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）、トンネル内車輛火災及び列車火災については、第一報を府だけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く報告するものとする。

2. 災害時の消火活動

火災の状況に応じた部隊配備を行うとともに、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動を実施する。

また、延焼動態から、火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な部隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

(1) 出動体制

消防隊の出動体制については、市域における火災及び災害の状況に応じて、風水害対策計画編の第2編第1章第2節「組織動員」に定めるところによる。

(2) 災害対応の優先度

延焼火災及び救出・救助事案が同時に多発している場合は、消火活動重点地域における消火活動や、延焼火災現場での人命救助活動を優先し、救命効果の高い活動を実施するなど、現場の状況に応じて臨機応変に対応する。

(3) 火災防御活動の原則

| | |
|---|---------------------------|
| ア 同時に複数の火災が発生した場合 | 延焼危険度の高い地域及び重要対象物を優先する。 |
| イ 広域避難場所及び避難路の周辺で火災が発生した場合 | 当該避難場所及び避難路の安全確保を優先する。 |
| ウ 高層建築物、地階等の火災 | 当該火災に対応できる装備によって優先して対応する。 |
| エ 工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から火災が発生した場合、又は既に延焼拡大した火災 | 住宅密集地域への延焼危険のある部分を優先する。 |

(4) 火災防御活動の区分

| | |
|----------|---|
| ア 分散防御活動 | 同時多発火災に対処するため消防隊を分散出場させ、火災を少数隊で防御する。 |
| イ 重点防御活動 | 延焼火災のうち広域避難場所及び避難路に影響を与えるおそれのある火災に対して消防隊を集結させる。 |
| ウ 拠点防御活動 | 広域避難場所の安全確保のみを目的とする。 |

(5) 同時多発火災の防御対策

同時多発火災が発生した場合は、あらかじめ指定する消火活動重点地域を優先し、避難の安全確保活動を展開する。

① 部隊運用

- ア 出動部隊数の調整
- イ 活動部隊数の合理化と無線統制
- ウ 消防団との連携強化

- ② 部隊の確保
 - ア 非常招集による緊急増強隊の編成
 - イ 他市町消防応援隊の要請及び活用
- ③ その他
 - ア 出動体制の迅速化
 - イ ホースの確保
 - ウ 防火水槽、自然水利等の活用
 - エ 広報
- (6) 広域断水時火災の防御対策
 - ① 自然水利及び防火水槽の適切な活用による水利の確保
 - ② 給水タンク車の優先出動と活動
 - ③ 有効かつ的確な水利統制
 - ④ 機械性能の保持と積載ホースの増強
 - ⑤ 広報車等の巡回による警戒体制の確立
 - ⑥ 火気使用者に対する啓発
 - ⑦ 危険区域の重点立入禁止措置
- (7) 大規模市街地火災の防御対策
 - ① 初動体制の確立
 - ② 火災態様に応じた部隊配備
 - ③ 道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案した消火活動
 - ④ 延焼阻止線の設定
 - ⑤ 自主防災組織及び事業所等の自衛消防組織による自発的な初期消火活動
- (8) 高層建築物等火災の防御対策
 - ① 活動期における出動隊の任務分担
 - ② 排煙、進入時等における資機材の活用
 - ③ 高層建築物等の消防用設備の活用
 - ④ 高層建築物における屋上緊急離着陸場の活用
 - ⑤ 水損防止
- (9) 二次火災の防御

災害発生から数時間～数日後に発生する火災の発生を防止するため、出火防止措置を講じる。

3. 人命救助活動

管理部調整班は、京都中部広域消防組合及び亀岡警察署と相互に連携し、迅速かつ的確に人命救助・救出活動を実施する。

(1) 活動の方針

- ① 京都中部広域消防組合と亀岡警察署とは、相互に緊密な連絡をとり、協力して救出にあたりとともに、京都中部広域消防組合は、必要に応じて消防相互応援協定締結の市町に応援を要請する。
- ② 特殊機器を必要とする作業は、関係機関と密接な連携のもとに行う。
また、作業用重機は、必要とする現場に配置する。
- ③ 京都中部広域消防組合、亀岡警察署、消防応援隊及び自衛隊等は互いに連携し、必要に応じ地区割等を調整し効率的な救助活動を行う。

(2) 活動の要領

- ① 重傷・重体者の救出を優先する。
- ② 被害拡大の防止を実施する。
- ③ 傷病者の救出を実施する。
- ④ 応急救護所への傷病者の搬送を実施する。
- ⑤ 二次災害の予防措置に徹底を図り実施する。

4. 応援の要請

(1) 京都府広域消防相互応援協定に基づく応援要請

亀岡市災害対策本部長（市長）又は京都中部広域消防組合消防長は、災害による被害の拡大が著しく、京都中部広域消防組合では十分に消火活動、人命救助・救出活動が実施できない場合、京都府広域消防相互応援協定に基づき他市町消防機関の応援を要請する。

(2) 知事への応援要請

亀岡市災害対策本部長（市長）は、大規模な災害の発生により、必要な場合は、京都府広域消防相互応援協定のほか消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条の規定による知事の指示権の発動を要請し、防災活動及び応急業務の人材確保に努める。

(3) 緊急消防援助隊の出動要請

亀岡市災害対策本部長（市長）は、大規模災害時に、京都中部広域消防組合、亀岡市消防団及び京都府内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、消防長と協議の上、速やかに知事を通じ消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

（資料編 風水 2-2-4-1・2）

5. 地域住民との連携

自主防災組織等地域住民は、京都中部広域消防組合又は亀岡市消防団が災害現場に到着するまでの間、初期消火・救助作業を実施し、消防隊が到着した際は作業を引き継ぐ。

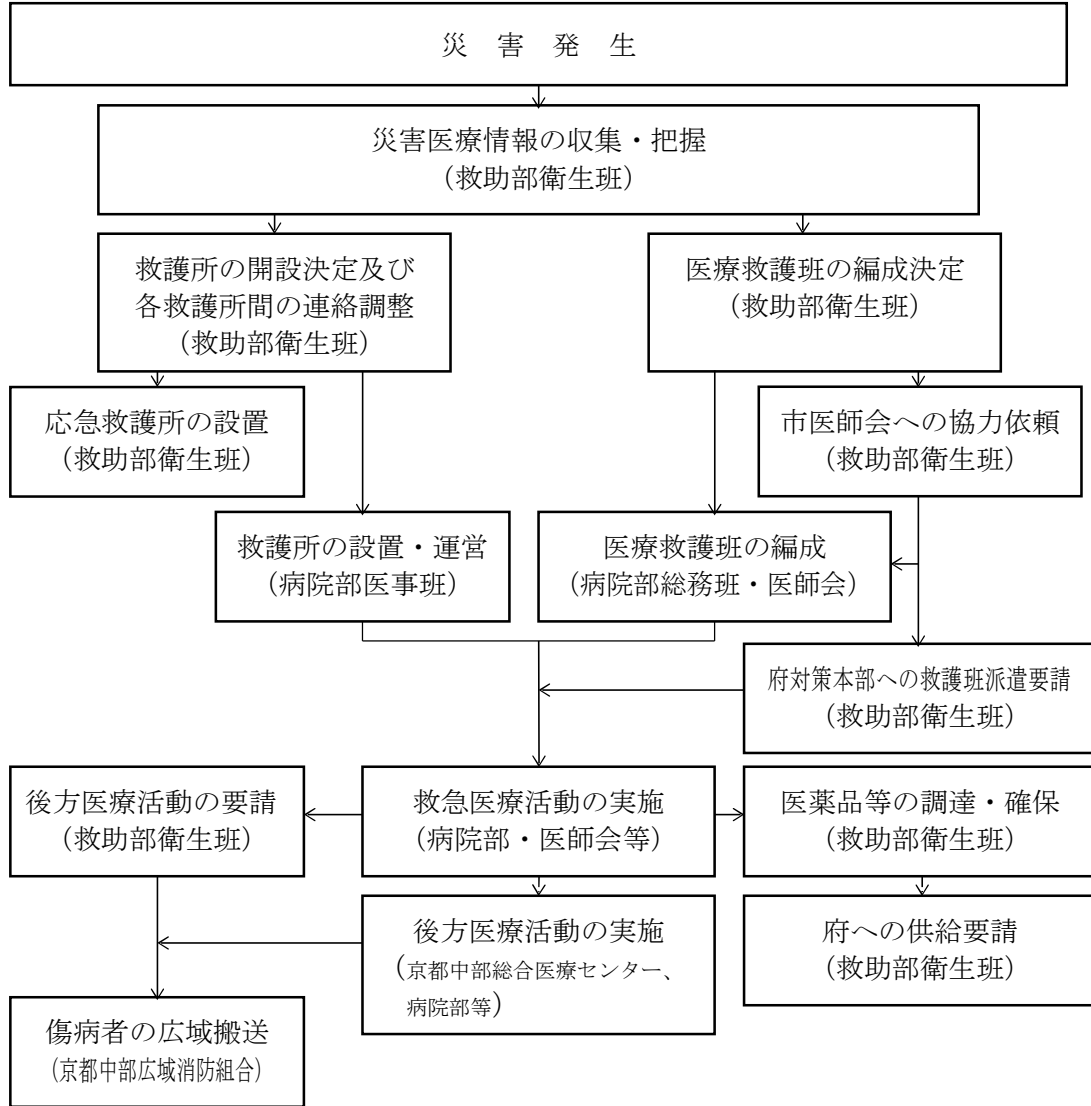
また、京都中部広域消防組合及び亀岡市消防団は、必要に応じて住民、自主防災組織、自治会等に、災害現場における消火・救出作業への協力を求める。

（資料編 風水 2-2-4-3～7）

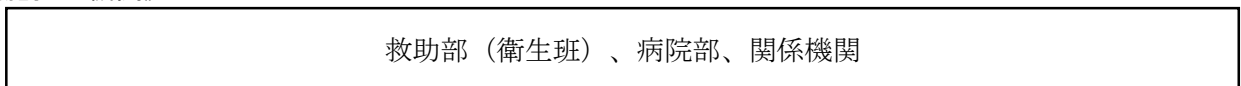
第5節 救急医療

医療機関と連携のもと、災害の状況に応じた迅速かつ的確な医療（助産を含む。）活動を実施する。

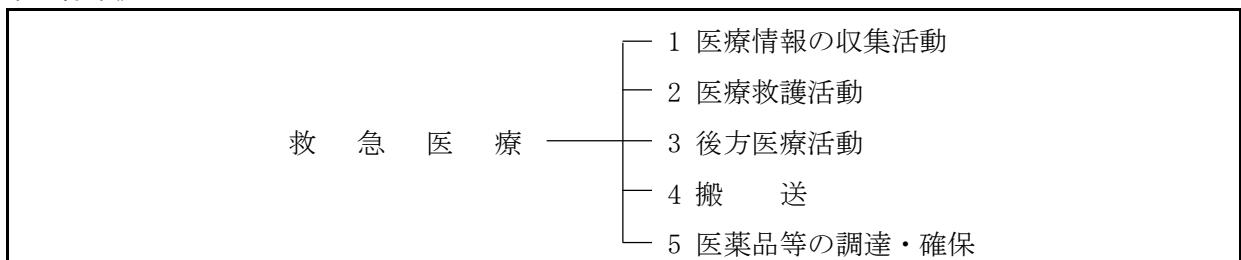
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

1. 医療情報の収集活動

救助部衛生班は京都中部広域消防組合と協力して、医療機関と密接な連携のうえ、ホットライン等で医療施設の被害状況や空床状況等の災害医療情報の迅速かつ的確な把握に努める。

2. 医療救護活動

被災市民に対する災害医療対策は、災害状況に応じて救助部衛生班が救護所の開設及び医療救護班の編成を決定し、病院部が市立病院の医師、看護師等により市立病院医療救護班を編成する。同時に救助部衛生班は、亀岡市医師会等の協力を得て、地域医療救護班を編成する。ただし、亀岡市医師会へ地域医療救護班の編成を要請する際において、通信の途絶等により要請できない場合、亀岡市医師会は、要請によらず医療救護活動を行うことができる。なお、その場合においては、事後速やかにその旨を報告する。

(1) 救護所の設置

傷病者の収容にあたっては、公的病院、民間の病院等を災害の実態に即して活用するが、次のような場合には中学校等に救護所を設置する。なお、災害の状況により、負傷者が多数発生している災害現場の直近に応急救護所を設置する。

- ① 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために、現地医療機関だけでは対応しきれない場合。
- ② 傷病者が多数で、現地医療機関だけでは対応できない場合。
- ③ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者数と搬送能力との問題から被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合。

(2) 医療救護班の体制

- ① 市立病院医療救護班及び地域医療救護班の編成及び構成は、医師2名、看護師2名、事務職員1名の計5名で1班を構成し、3班編成とするが、災害の規模等の状況に応じて増班する。なお、市立病院医療救護班は、原則1班編成とする。
- ② 救護班が不足する場合は、府に救護班の派遣を要請する。

(3) 医療救護班の活動の範囲

- ① 傷病者の重傷度の判定（トリアージ）を実施し、判定結果をトリアージタグに明示する。
- ② 重症患者に対する救急救命措置の実施
- ③ 後方医療機関への転送の要否判定及び順位付け
- ④ 転送困難な患者及び軽易な患者に対する医療
- ⑤ 死亡の確認

(4) 応援医療救護班の受け入れ等

救助部衛生班は、応援医療救護班の受け入れを行い、救護所等への配置調整を行う。

3. 後方医療活動

市内医療機関での救急医療活動のほか、府と協力して被災地域外の医療施設に広域の後方医療活動を要請する。

(1) 地域災害医療センター

災害時の後方医療の拠点である地域災害医療センター（京都中部総合医療センター）において医療活動を実施する。

(2) 市災害医療センター

市立病院を市災害医療センターと位置付け、地域災害医療センター及び地域の医療機関と連携して医療活動を実施する。

なお、被害が広域にわたる場合等、医療活動に多数の医師、看護師が必要な場合は、市立病院医療救護班は編成せず、後方医療活動に専念することとする。

(3) 市内の医療機関による医療活動

市内の医療機関で医療活動を実施する。

(4) 広域の後方医療活動

市内医療機関及び地域災害医療センター（京都中部総合医療センター）での傷病者の収容と処置対応が困難な場合は、府と調整して被災地域外の医療施設に広域の後方医療活動を要請する。

(5) 被災現場における救出困難者の発生又は多くの傷病者の同時発生により、速やかな医療措置が求められる場合は、府に対し、緊急災害医療チームの派遣を要請する。

（資料編 風水2-2-5-1）

4. 搬送

医療機関との密接な連携のもとに、傷病者の搬送を実施する。

(1) 傷病者の搬送

京都中部広域消防組合は、災害現場にて傷病者の応急手当を実施するとともに、救助部、病院部、亀岡市医師会等関係医療機関と連携し、市内の診療需要情報を把握して、迅速かつ的確に傷病者搬送を行う。

(2) 救護所からの傷病者の搬送

救護所からの救急搬送要請については、市内医療機関及び地域災害医療センター（京都中部総合医療センター）への搬送を原則とするが、救護所の医師の指示による場合は、収容医療機関を選定するとともに、傷病者の傷病状況に応じて、医師を同乗のうえ搬送する。

この場合、収容医療機関に対して、診療、収容の可否の確認と、傷病者情報の提供を行う。

(3) 広域搬送

被災地以外の医療機関への搬送が必要な場合は、救急車による搬送に加えて、ヘリコプター等を活用して搬送する。この場合、管理部調整班は、府にヘリコプターの出動を要請するとともに、ヘリコプター緊急離発着場の確保を行う。

5. 医薬品等の調達・確保

日本赤十字社京都府支部及び医療機関と協力し、医薬品、医療用資機材及び輸血用血液を調達・確保する。

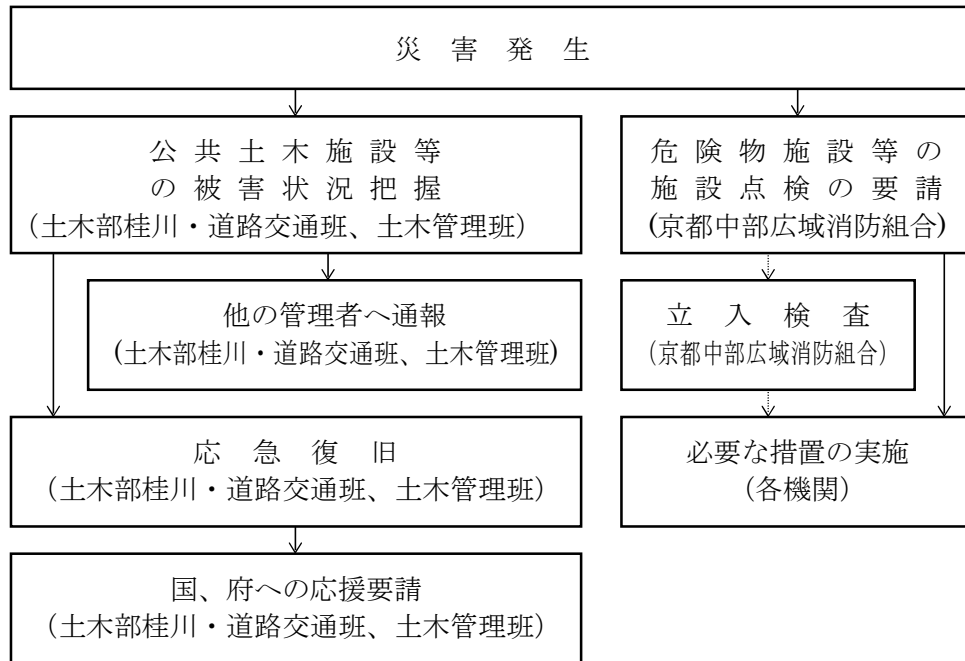
- (1) 救助部衛生班は、休日急病診療所や市内医療機関、亀岡市薬剤師会の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資機材、輸血用血液等の調達・確保を行う。
- (2) 医薬品等が不足する場合、救助部衛生班は、府に対して供給の要請を行う。

(資料編 風水2-2-5-2)

第6節 二次災害の防止

地すべり、がけ崩れ、土石流、建築物の倒壊などに備え、適切な二次災害防止対策を実施する。

《応急対策の流れ》



1. 公共土木施設等

《実施担当機関》

土木部（桂川・道路交通班、土木管理班）、関係機関

《対策の展開》

(1) 道路・橋梁

① 被害状況の把握

土木部桂川・道路交通班及び土木管理班は、道路・橋梁の被害状況、障害物等の状況を把握する。また、危険箇所の早期発見に努める。

② 他の道路管理者への通報

市道以外の道路が損壊等によって通行に支障をきたしている場合は、当該道路管理者（京都国道事務所、南丹土木事務所、西日本高速道路株式会社関西支社亀岡高速道路事務所）に通報し、応急措置の実施を要請する。

③ 道路交通の確保

危険箇所が発生した場合は、直ちに亀岡警察署に連絡のうえ交通規制を行うとともに、迂回路の指定等の措置を講じ、道路交通の確保に努める。

④ 応急復旧

土木部土木管理班は、被害を受けた市道について優先順位の高いものから障害物の除去、仮復旧措置を講じる。なお、市道以外の道路については、事態が緊急を要し、当該道路管理者による応急復旧を待ついとまのない場合は、必要最小限度の範囲で応急措置を講じるとともに、当該道路管理者にその旨を報告する。

また、市単独での道路の応急復旧が困難な場合は、国・府に対し応援を要請する。

(2) 河川等

① 被害状況の把握

土木部桂川・道路交通班及び土木管理班は、護岸の被害状況、工事箇所の仮設物等に掛かる浮遊物などの障害物の被害状況を把握する。また、危険箇所の早期発見に努める。

② 河川管理者への通報

所管施設以外の被害や障害物等を発見した場合は、当該管理者に通報し、応急措置の実施を要請する。

③ 応急復旧

土木部土木管理班は、障害物の除去及び被害を受けた堤防、護岸等の応急復旧を速やかに実施するとともに、所管施設以外の応急措置に協力する。

また、市単独での河川の応急復旧が困難な場合は、国・府に対し応援を要請する。

(3) 危険箇所等

土木部桂川・道路交通班は、土砂災害警戒区域等の指定地の被害状況を調査し、必要に応じて応急措置を講じる。

2. 危険物施設等の応急措置

《実施担当機関》

| |
|------------------------|
| 京都中部広域消防組合、関係機関、管理部調整班 |
|------------------------|

《対策の展開》

爆発、漏洩等の二次災害を防止するため、管理部調整班は、京都中部広域消防組合及び関係機関と連携し、危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒劇物施設、放射性物質を利用・保管する施設の各管理者に対し、施設の点検を実施するとともに、必要な応急措置を講じるよう要請する。

(1) 立入検査等

京都中部広域消防組合及び関係機関は、必要に応じて立入検査を行うなど適切な処置を講じる。

(2) 応急対策

京都中部広域消防組合及び関係機関は、倒壊等によって二次災害が発生するおそれのある場合、速やかに危険物施設等の管理者に対し、適切な措置を講じるよう要請する。

また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を行う。

① 危険物災害応急対策

ア 京都中部広域消防組合は、施設の管理責任者と密接な連絡を図るとともに、安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講じる。

イ 京都中部広域消防組合は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

1) 災害の拡大を防止するための施設、設備の整備及び緊急措置要領の確立

2) 危険物による災害発生時の自衛消防組織と活動要領の確立

3) 災害状況の把握と状況に応じた従業員、職員並びに周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動の確立

ウ 京都中部広域消防組合は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

② 高圧ガス災害応急対策

京都中部広域消防組合は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

③ 火薬類災害応急対策

京都中部広域消防組合は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

④ 毒劇物災害応急対策

京都中部広域消防組合は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報、避難の指示等必要な応急対策を実施する。

⑤ 放射線災害応急対策

放射性同位元素に関わる施設及び市内の道路を経由して行われる放射性物質輸送の安全確保の観点から、放射線災害の特殊性に鑑み、関係機関は、迅速かつ組織的に市民の安全確保対策を講じる。

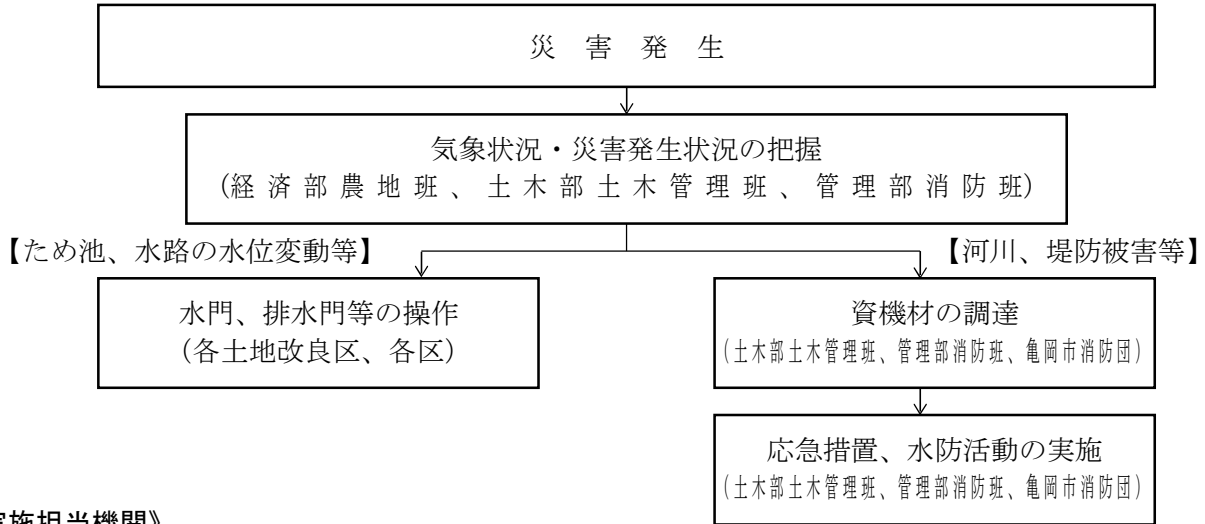
放射性同位元素に関わる災害が発生した場合は、関係機関、放射性同位元素に関わる施設の設置者等は、相互に協力して適切な措置を講じる。

また、放射性物質の陸上輸送中に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、国から派遣される専門家と協力して適切な措置を講じる。

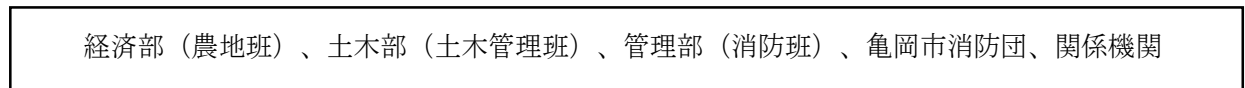
第7節 水防応急対策

河川の洪水、決壊、溢水による水害を防止し、被害を最小限に抑制するため、関係機関と連携して、適切な水防応急対策を実施する。

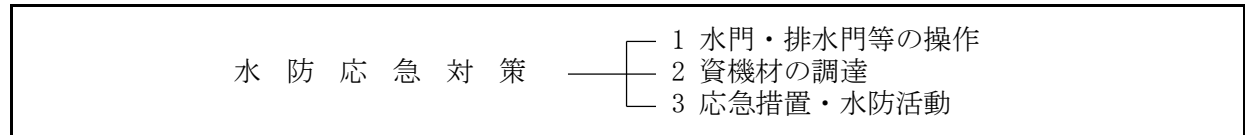
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

1. 水門・排水門等の操作

水門・排水門等の管理者と連絡を密にし、必要な場合は開放又は閉鎖して、以後、水位の変動及び状況に応じて門扉等の適正な開閉を行う。

また、市管理の水防施設については、状況等から判断して、時期を逸しないよう門扉の閉鎖等の措置をとる。

2. 資機材の調達

資機材倉庫の資機材を優先的に活用し、それでもなお不足する場合は、現地調達又は業者等からの調達を行う。

(資料編 風水2-2-7-1)

3. 応急措置・水防活動

堤防等が決壊、又は被害を受け危険と思われる場合は、必要な応急措置を講じるとともに、水防法の定めるところにより水防活動を実施し、被害の拡大防止を図るものとする。

水防作業は京都府水防計画に定める工法によって実施するほか、消防団長等が別に定める工法によって実施する。

(1) 警戒区域の設定

水防管理者（市長）、又は消防団長は水防活動上必要がある場合は、警戒区域を設定し無用な者の立ち入りを禁じ、又は制限する。

(2) 現場における必要な活動

① 現場警戒責任者は、水防に際し、堤防その他の施設が決壊し、人命及び財産に危険のおそれがあると判断したときは、被害予想地域の住民に急報するとともに、各施設管理者に速やかに通報して危険箇所に対する措置を求めるものとする。

② 消防団長及び水防中隊長は、決壊危険箇所の拡大防止のため、実情に即した水防工法を実施するものとする。

③ 消防団長は、特定地域において大きな山崩れ、あるいは大洪水により人命危険及び建造物等に被害を受けた場合、必要な水防中隊を出動させるものとする。この場合の応援中隊の指揮は受援中隊長とする。

④ 消防団長は、消防機関及び被災地区関係団体等の協力のみでは事態の収拾が困難であると認めた場合は、亀岡市災害対策本部長に自衛隊派遣の意見具申をするものとする。

(3) 堤防等の異状報告

水防中隊長は、河川水位の急上昇、堤防の決壊、又はそのおそれがあるなど、堤防等に異状があったときは消防団長を通じて、亀岡市災害対策本部長に報告するものとする。亀岡市災害対策本部長は、水防法の定めるところにより、直ちにその旨を南丹土木事務所長、南丹広域振興局長、氾濫が予想される隣接水防中隊、亀岡警察署及び京都中部広域消防組合に通報するものとする。

(4) 臨機の避難指示

消防団長又は水防中隊長は、水防現場において事態の急迫により、亀岡市災害対策本部長から避難指示を受けるいとまのないときは、被害予想地域の住民に緊急の避難指示を行うとともに、安全地帯への避難誘導等の臨機の措置をとるものとする。この場合は、直ちに亀岡市災害対策本部長に報告するものとする。

(5) 水防時の輸送

出水地域の人命救出作業及び資器材の運搬並びに浸水地内の連絡を容易にするため、舟艇を配置するとともに、水防資器材の配達輸送、状況調査、連絡に備えるため亀岡市公用車を充てる。

(6) 水防時の通信連絡

緊急を要するための通信は、水防法第27条第2項に定める一般電話の非常取扱い、警察通信施設、鉄道通信施設等を利用して行うものとする。

(7) 地域住民の協力

消防団長は、水防のため必要があるときは、水防法の定めるところにより、水防活動の補助について地域住民の協力を求めることができる。

(8) 水防解除

亀岡市災害対策本部長は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）未満に減じ、警戒の必要がなくなつて水防解除を命じたときは、これを一般に周知させるとともに、南丹土木事務所及び南丹広域振興局等に報告するものとする。

(9) 水防活動報告

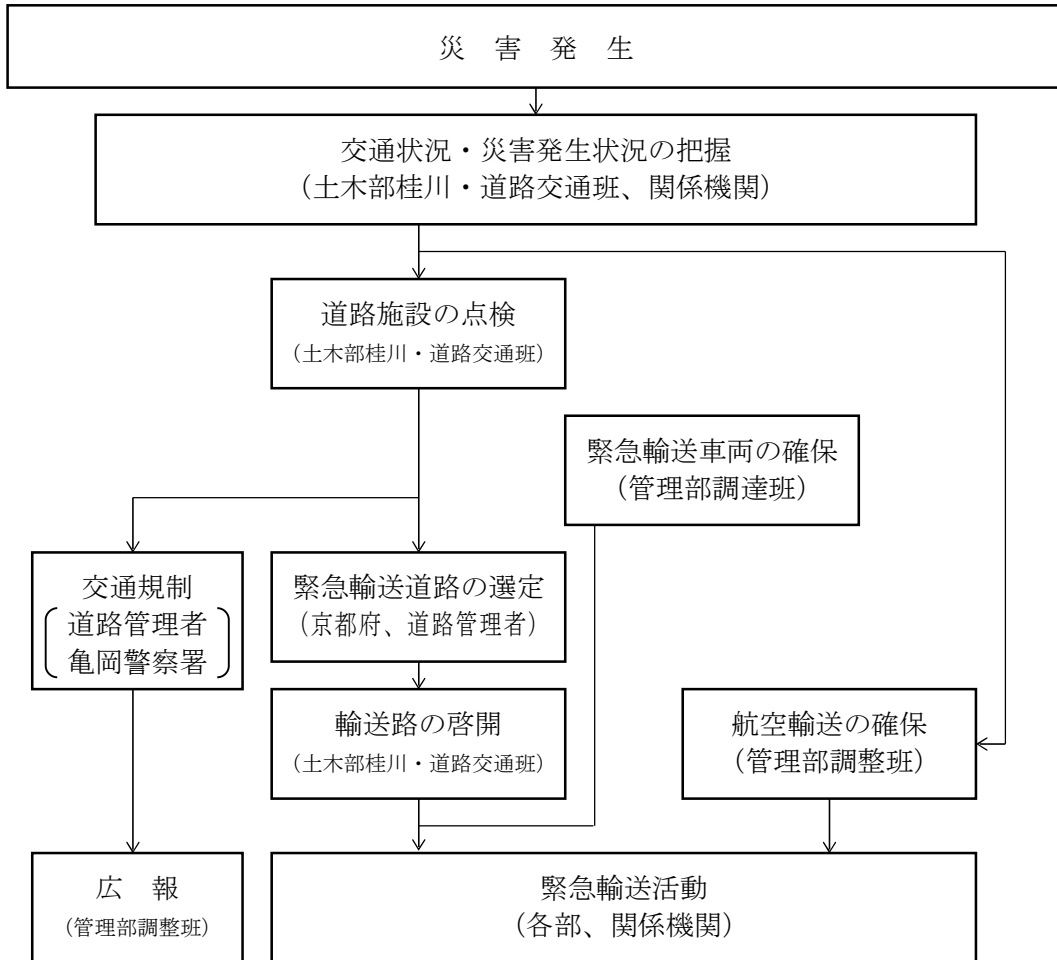
水防中隊長は、水防解除の翌日までに水防実施状況報告書により、消防団長を通じて、亀岡市災害対策本部長に報告するものとする。

(資料編 風水2-2-7-2~6)

第8節 緊急輸送活動

消火・救助・救急、医療活動、緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の確保に努める。

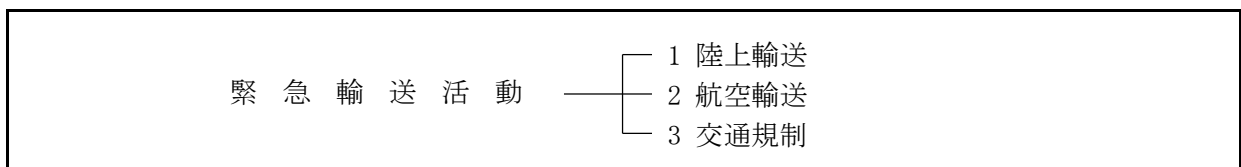
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

管理部（調達班・調整班）、土木部（桂川・道路交通班）、関係機関

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 陸上輸送

(1) 緊急輸送道路及び緊急輸送道路により連絡する防災拠点

【緊急輸送道路】

| 機能区分 | 道路種別 | 路線名 | 指定区間 | 路線延長 (km) |
|------|-------------|----------------------|-------------------|--------------|
| 1次 | その他有料道路等 | 京都縦貫自動車道 (京都丹波道路) | 京都市境～丹波IC | 28.6 |
| 1次 | 一般国道(指定区間) | 9号 | 京都市境～兵庫県境 | 92.8 |
| 1次 | 一般国道(指定区間外) | 372号 | 国道9号交点～兵庫県境 | 21.0 |
| 1次 | 一般国道(指定区間外) | 423号 | 大阪府境～国道372号交点 | 12.3 |
| 2次 | 主要地方道 | 枚方亀岡線 | 大阪府境～国道9号交点 | 5.1 |
| 2次 | 主要地方道 | 亀岡園部線 | 国道9号交点～(主)園部平屋線交点 | 20.6 |
| 2次 | 主要地方道 | 茨木亀岡線 | 大阪府境～大阪府境 | 8.3 |
| 2次 | 主要地方道 | 宮前千歳線 | 京都丹波道路交点～国道9号交点 | 1.0 |
| 2次 | 一般府道 | 東掛小林線 | 国道9号交点～京都丹波道路交点 | 0.8 |

【緊急輸送道路により連絡する防災拠点】

| 施設名称 | 接続道路種別・代表幅員 | 拠点種類 | 接続するネットワーク機能区分 | |
|-----------------|----------------|--------------------------------|----------------|-----|
| | | | 第1次 | 第2次 |
| 亀岡総合庁舎(南丹広域振興局) | 国道9号 W=7.75m | 地方公共団体 | ○ | |
| 京都中部広域消防組合 | 国道9号 W=7.75m | 消防 | ○ | |
| 亀岡警察署 | 国道9号 W=7.75m | 警察 | ○ | |
| 亀岡市立病院 | 国道9号 W=7.75m | 災害医療拠点 | ○ | |
| 亀岡市役所 | 国道9号 W=7.75m | 地方公共団体 | ○ | |
| 「道の駅」ガレリアかめおか | 国道9号 W=8.00m | 救助物資等の備蓄拠点 又は集積拠点 | ○ | |
| 亀岡運動公園 | 国道372号 W=8.00m | 救助物資等の備蓄拠点 又は集積拠点/広域避難者受入拠点 | ○ | |

(2) 緊急輸送道路の選定等

① 道路施設の点検

土木部桂川・道路交通班は、使用可能な道路を把握し、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行う。

② 府への点検結果の報告

管理部調整班は、道路施設点検の結果を府に報告する。

(3) 緊急輸送道路の周知

① 関係機関への連絡

管理部調整班は府が決定した緊急輸送道路について、各部に連絡する。

② 市民への周知

管理部調整班は、緊急輸送道路への一般車両の進入を防止し、緊急輸送道路の機能を十分に発揮させるため、府が行う市民への周知に協力する。

(4) 緊急輸送道路の道路啓開

土木部土木管理班は、緊急輸送道路を確保するため、大規模災害発生時における緊急対応に関する協定に基づき、民間事業者等の協力を得て市道の道路啓開作業を行う。道路啓開に必要な重機（ショベルカー、ブルドーザー等）についても業者等から調達する。

(5) 輸送手段の確保

管理部調達班は、災害応急対策の実施に必要な人材や資機材等を輸送するため、市の所有する車両を活用する他、運送業者等の車両を調達し、緊急用物資や災害復旧資機材等の緊急輸送体制を確保する。

① 輸送車両等の確保

ア 市が所有する全ての車両は、管理部調達班が集中管理を行う（ただし救助部、上下水道部の車両を除く。）。

イ 車両が不足する場合は、日本通運株式会社、一般社団法人京都府トラック協会等に協力を要請する。

② 緊急通行車両及び規制除外車両の確認

ア 事前届出済の車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けている緊急通行車両及び規制除外車両は、直ちに府警本部交通規制課長、府警本部高速道路交通警察隊長又は警察署長（以下、「府警本部交通規制課長等」という。）の確認を受け、標章及び緊急通行車両確認証明書（規制除外車両確認証明書の交付を受ける）。

イ 事前届出のない車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けていない車両が緊急通行車両又は規制除外車両の確認を受けようとするときは、府警本部交通規制課長等に対し、緊急通行車両又は規制除外車両の確認申請を行う。この場合において、緊急通行車両にあつて、「緊急通行車両等確認申請書」に輸送協定書又は指定行政機関等の上申書等を添えて、規制除外車両にあつては「規制除外車両確認申請書」に、当該車両の使用目的を明らかにする書面を添えて提出する。

③ 車両の運用

ア 車両の運用は、管理部調達班が各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正配車に努める。

イ 管理部調達班は、常に配車状況を把握し、各部の要請に対応する。

ウ 緊急車両標識は車両前面の見やすい位置に掲示し、確認証明書は車両に備え付ける。

（資料編 風水 2-2-8-1~4）

2. 航空輸送

(1) 輸送基地の確保

【ヘリポートの種類】

応援航空隊の集結用緊急ヘリポート
 救急患者の搬送用緊急ヘリポート
 緊急物資、要員等の輸送用緊急ヘリポート
 自衛隊の活動拠点用緊急ヘリポート

- ① ヘリコプターの機動性を活かした応急活動を円滑に実施するため、あらかじめ災害時用ヘリポートを選定する。

(資料編 一般2-2-6-1)

- ② あらかじめ設定した災害時用ヘリポートの他、臨時にヘリポートが必要な場合には、災害時用臨時ヘリポートを次の点に留意して選定する。

ア 地盤は、堅固な平坦地であること。(コンクリート、芝生が最適)

イ 地面斜度が6度以内であること。

ウ 二方向以上からの離着陸が可能であること。

エ 離着陸時に、支障となる障害物が周辺にないこと。

オ 車両等の進入路があること。

カ 離着陸(発着)のため必要最小限度の地積が確保できること。

【必要最小限度の地積】

- ・ 大型ヘリコプター：100m四方の地積
- ・ 中型ヘリコプター：50m四方の地積
- ・ 小型ヘリコプター：30m四方の地積

- ③ 管理部調整班は、選定した災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を府へ報告する。
- ④ 管理部調整班は、京都中部広域消防組合、警察、自衛隊等と協議し、開設するヘリポートを指定する。

(2) 輸送手段の確保

管理部調整班は、府と連携するとともに、京都中部広域消防組合、警察、自衛隊等の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

3. 交通規制

的確かつ円滑に災害応急活動を実施するため、活動に必要な交通規制・管制を実施する。

(1) 道路管理者による交通規制

亀岡警察署及び他の道路管理者との密接な連携のもとに、交通規制を実施する。

① 道路法に基づく交通規制の実施

災害時において、道路の破損、欠壊等によって交通が危険であると認められる場合、又は被災道路の応急復旧等の措置を講じる必要がある場合には、亀岡警察署及び他の道路管理者と協議し、区間を定めて車両の通行を禁止し、又は制限する。

② 交通規制の標識等の設置

上記の措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。また、迂回路を設置した場合は、迂回路を明示した立看板を設置する。

(2) 府公安委員会、警察による交通規制

① 道路交通法に基づく交通規制の実施

警察署長等は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があると認める場合は、一時的に道路交通法に基づく交通規制を実施する。

② 災害対策基本法に基づく交通規制の実施

府公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において災害応急活動が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して緊急自動車及び緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限を実施する。

③ 交通管制の実施

緊急交通路、緊急輸送道路を優先的に確保するとともに、一般交通の混乱防止等を図るため、広域的な交通管制を実施する。

④ 交通規制の標識等の設置

車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急的かつ一時的な場合を除き、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区間、期間等を表示した道路標識等を設置する。

【交通規制の範囲及び実施責任者】

| 区 分 | 実施責任者 | 範 囲 | 根 拠 法 |
|-------|----------------------|--|---------------------------------------|
| 道路管理者 | 国土交通大臣 知 事 市 長 | 1. 道路の破損、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合。 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合。 | 道路法 第46条第1項 |
| 警 察 | 公安委員会 | 1. 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認められる場合。 2. 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、必要があると認める場合。 | 災害対策基本法 第76条第1項 道路交通法 第4条第1項 |
| | 警察署長 | 道路交通法第4条第1項に基づき、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短い場合。 | 道路交通法 第5条第1条 |
| | 警察官 | 道路の破損、火災の発生、その他の事情によって、道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合。 | 道路交通法 第6条第4項 |

(3) 相互連絡

管理部調整班は、亀岡警察署と被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に道路の通行、制限の対象、区間、理由等を相互に通知する。

(4) 広報

交通規制を実施する場合は、亀岡警察署と連携して広く一般に周知する。

4 放置車両対策

災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、災害対策基本法に基づき必要な放置車両対策を講じる。

(1) 車両の運転者の責務

車両の運転者は、災害対策基本法に基づく道路の区間に係る通行禁止等が行われた時は、緊急通行車両等の通行の妨害とならないよう、速やかに当該車両を当該道路の区間以外の場所に移動する等の措置を講じる。

(2) 府公安委員会、警察による放置車両対策

① 警察官は、通行禁止区域等において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両の所有者等に対し、当該車両を付近の道路外の場所へ移動することを命ずる等の必要な措置を講じる。

② 府公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において必要な措置をとるべきことを要請する。

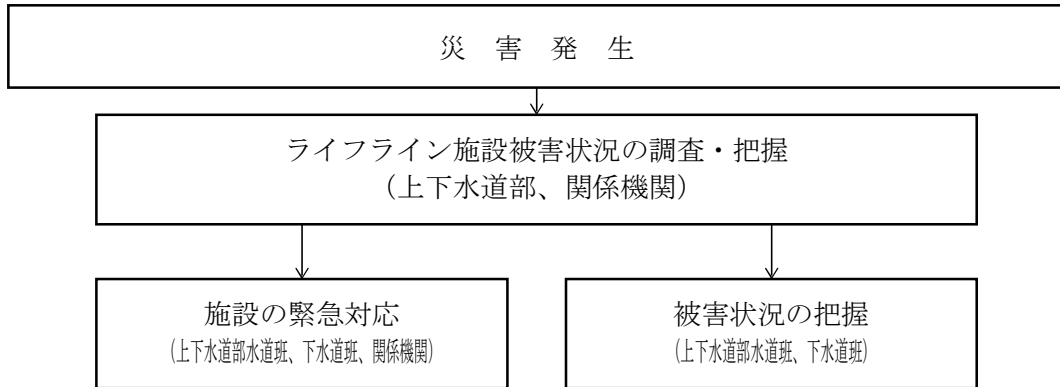
(3) 道路管理者による放置車両対策

道路管理者は、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、区間を指定して、当該車両の所有者等に対し、当該車両を付近の道路外の場所へ移動することを命ずる等の必要な措置を講じる。

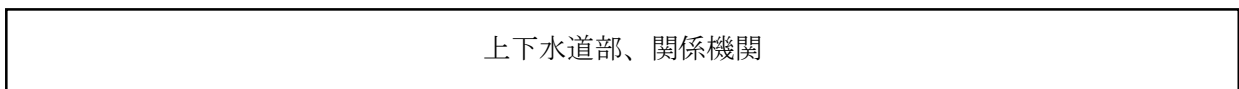
第9節 ライフラインの緊急対応

災害発生時における迅速かつ的確な初動対応と二次災害防止対策を実施するとともに、必要な機能を確保する。

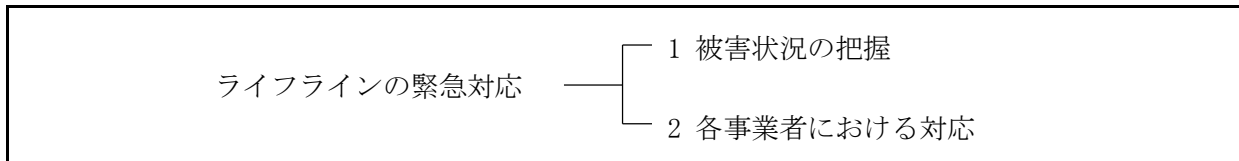
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

1. 被害状況の把握

- (1) 上下水道部水道班及び下水道班は、災害が発生した場合には、速やかに所管施設の被害状況を調査し、調査部調査班に報告する。
- (2) 調査部調査企画班・調査班は、電力供給施設、ガス供給施設、電気通信施設の各事業者から報告を受け、被害状況を把握する。

2. 各事業者における対応

- (1) 水道施設
 - ① 上下水道部水道班は、水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。
 - ② 必要に応じて、京都中部広域消防組合、亀岡警察署、付近住民に通報する。

(2) 下水道施設

- ① 上下水道部下水道班は、下水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行う。
- ② 必要に応じて、京都中部広域消防組合、亀岡警察署、付近住民に通報する。

(3) 電力供給施設

関西電力送配電株式会社は、電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、火災の拡大等に伴い感電等の二次災害のおそれがあり、必要と認めた場合、又は京都中部広域消防組合、京都府、亀岡警察署から要請があった場合は、送電の停止を含む適切な危険防止措置を講じる。

(4) ガス供給施設

一般社団法人京都府LPガス協会は、LPガスの漏えい等のおそれがあると判断される場合には、ガス利用者に対し、危険防止措置を講じるように、啓発活動等を実施する。

大阪ガスネットワーク株式会社は、災害発生時に、ガスによる二次災害の防止のため、災害情報及び巡回点検等の結果により判明した被害情報によりブロックの供給停止判断を行う。

(5) 電気通信施設

NTT西日本株式会社は、災害の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問い合わせや見舞いの電話の殺到によって交換機が異常輻輳に陥り、重要通信の疎通が困難になるのを防止するため、一般からの通信を規制し、110番、119番、災害救助活動に関係する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

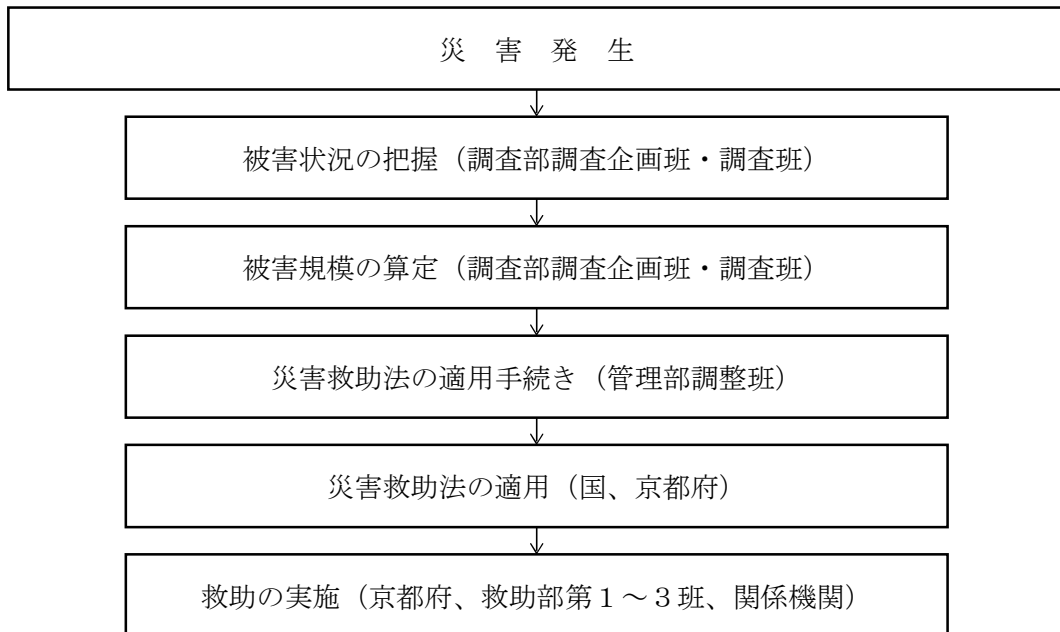
第3章 応急復旧期の対策活動

第1節 災害救助法の適用

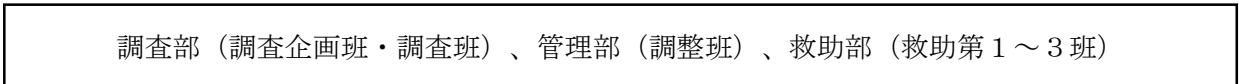
災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行う。

災害救助法による救助は、法定受託事務として、知事が行い、市長がこれを補助する。なお、知事が救助を迅速に行う必要があると認めた場合は、その都度の通知に基づき市長は救助を行う。

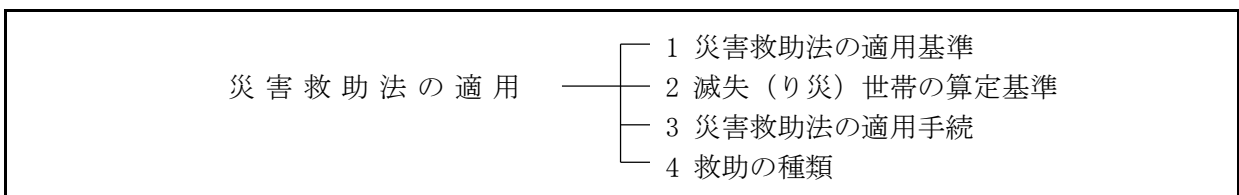
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

1. 災害救助法の適用基準

人口が5万人を超え、10万人以下の本市の場合、災害救助法の適用は、災害による市域の被害が次のいずれかに該当する場合において、知事が指定する。

- (1) 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家を滅失した世帯（以下「滅失世帯」という。）の数が、80世帯以上に達した場合に適用される。
- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、かつ府内の滅失世帯の数が2,000世帯以上に達する場合において、市の滅失世帯の数が80世帯には達しないが、40世帯以上に達する場合に適用される。

- (3) 被害が全府域にわたり、かつ府内の被害世帯の数が9,000世帯以上に達する場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合において、市の被害世帯の数が(1)、(2)に掲げる数に達しないが、市の被害の状況が救助を要する状態にある場合に適用される。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき適用される。

2. 滅失（り災）世帯の算定基準

滅失世帯数の算定は、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

【滅失世帯の算定基準】

| | | | | | |
|----------------------|-----|---|--------------------------------------|----|-----|
| 滅失住家 | 1世帯 | = | 全壊（全焼・流失） | 住家 | 1世帯 |
| 滅失住家 | 1世帯 | = | 半壊（半焼） | 住家 | 2世帯 |
| 滅失住家 | 1世帯 | = | 床上浸水、土砂の堆積によって 一時的に居住できない状態になった住家 | | 3世帯 |
| (注) 床下浸水、一部損壊は換算しない。 | | | | | |

3. 災害救助法の適用手続

(1) 適用手続き

市長は、市の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、府に災害救助法の適用手続きを行う。

申請を受けて知事は、府災害対策本部会議を開き、適用の可否を判断し適用する必要があると認めるときは、直ちに法に基づく救助の実施について、市長に事務の内容及び期間を通知するとともに、内閣総理大臣あて報告する。

(2) 救助の程度・方法及びその費用の範囲

災害救助法による救助の程度・方法及びその費用の範囲は、資料編「災害救助法による救助の程度・方法及びその費用の範囲」のとおりである。

4. 救助の種類

災害救助法が適用された場合、災害救助法で定める救助の実施は、国の責任において知事があたることになっているが、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を通知することにより、市長が救助を実施する。

ただし、災害の事態が急迫して、災害救助法に基づく知事による救助を行うことができない場合又は委任を受けた場合は、市長が自ら救助に着手する。

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

(1) 災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を通知することにより、市長が実施

- ① 避難所の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与（ただし、災害援護資金貸付金等の貸付制度を優先して活用する。）
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 死体の捜索及び処理
- ⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 知事が実施

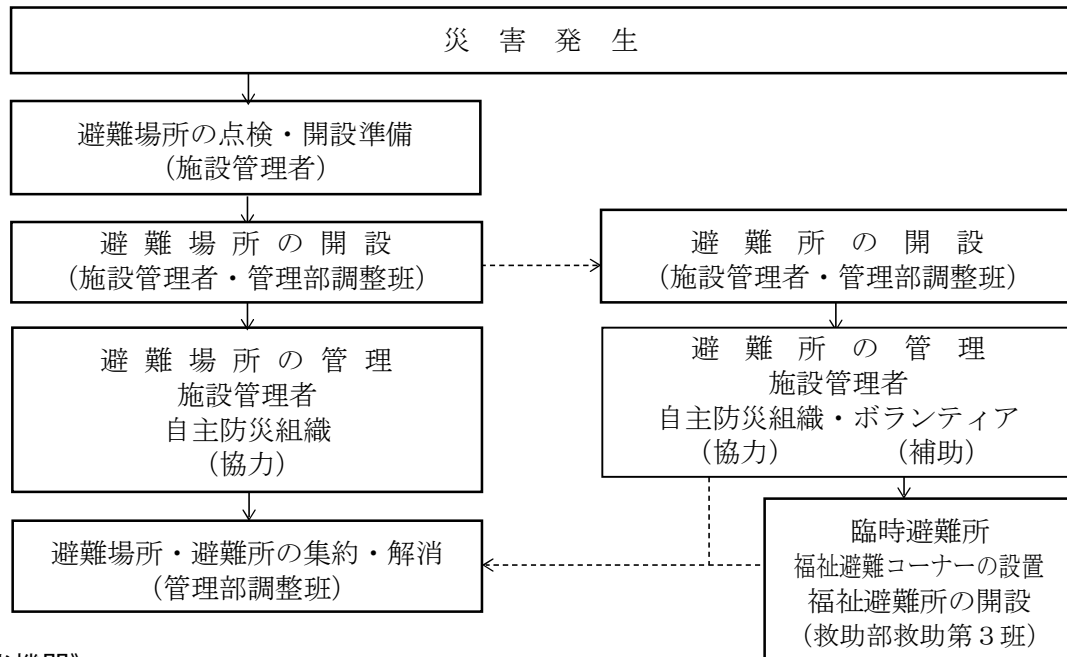
応急仮設住宅の供与（設置場所は市が提供）

（資料編 風水2-3-1-1）

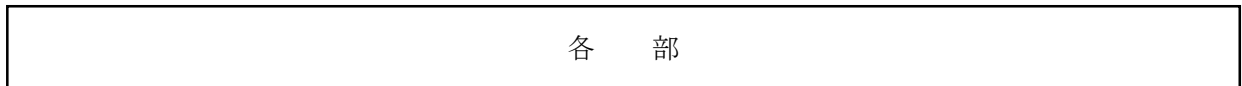
第2節 避難所の開設・管理

切迫した災害から住民の命を守るために住民を緊急に受け入れる避難場所を開設するとともに、災害による家屋の損壊、滅失によって避難を必要とする住民を臨時に収容する避難所を開設する。

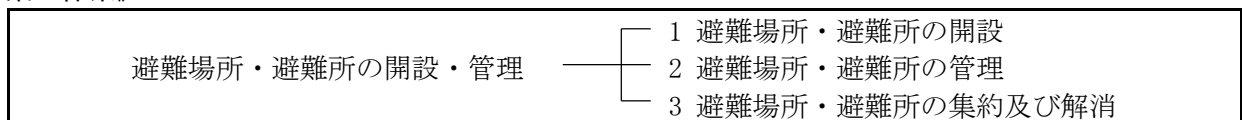
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

1. 避難場所の開設

切迫した災害から緊急に住民を避難させる必要がある場合は、直ちに避難場所を開設する。

(1) 避難場所の開設基準

災害による危険が切迫しており住民の身体・生命を守るため必要がある場合

(2) 避難の対象者

水害や土砂災害等の危険が想定される地域に居住又は滞在する者

(3) 避難場所の開設方法

管理部調整班及び動員班による避難所開設掛の派遣、教育部等による施設管理者又は職員の派遣を行い、両者の連携により各避難場所を開設する。

市域で災害が発生した場合、施設管理者は、施設を点検のうえ開設の準備を行い状況に応じて開設する。

(4) 避難場所の開設期間

災害による住民の身体・生命への危険がなくなるまでの期間

2. 避難所の開設

避難収容が必要な場合は、避難所開設・運営マニュアルに従い、速やかに避難所を開設する。

(1) 避難所の開設基準

災害による家屋の損壊、滅失によって避難を必要とする場合、又はそのおそれが予測される場合は、指定する避難所を開設する。

(2) 避難収容の対象者

- ① 住居が被害を受け、居住の場を失った者
- ② 避難指示が発令された場合等によって緊急避難の必要がある者
- ③ ライフラインの被害等により、通常の生活が著しく困難になった者

(3) 避難所の開設方法

管理部調整班及び動員班による避難所開設掛の派遣、教育部等による施設管理者、又は職員の派遣を行い、両者の連携により各避難場所を開設する。

市域で災害が発生した場合、施設管理者は、施設を点検のうえ開設の準備を行い状況に応じて開設する。

(4) 開設期間

避難所を開設する期間は、原則として7日以内とする。ただし、被災の状況によっては、国・府と協議の上で期間を延長することができる。なお、開設期間の長期化が見込まれる場合においては、応急教育の実施等施設の本来機能回復に支障がないよう、状況に応じて避難所の統廃合を行う。

(5) 臨時の避難場所

① 指定された避難所だけでは不足する場合

事前に指定されている避難所だけでは避難者の収容が困難な場合、救助部救助第1班は管理部調整班を通じて、臨時避難所の提供を要請する。

② 指定された避難所以外の施設に避難者が集結した場合

避難者に指定された避難所に避難するよう指示する。ただし、指定された避難所にスペースがない場合は、施設管理者の同意を得たうえで、臨時の避難所として開設する。

③ 臨時避難所の開設

ア 臨時避難所を開設する場合は、救助部避難支援班から職員を派遣する。

イ 開設後は、指定避難所と同等に扱う。

(6) 関係機関への通知

管理部調整班は、直ちに避難所開設の状況を知事に報告する。

3. 避難場所の管理

自主防災組織等を中心とした住民組織の協力を得て、避難所を運営する。

(1) 管理責任者

避難所の管理責任者は、当該施設の職員又は指名された者とする。

(2) 運営主体

自主防災組織等を中心とした住民組織が自主的な活動で運営する。

(3) ボランティアの役割

ボランティアは、管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、避難所運営を補助する。

(4) 避難所の管理

① 避難者収容記録簿の作成

管理責任者は、避難者名簿（カード）を配布・回収のうえ、これを基に避難者収容記録簿をできる限り早期に作成するとともに、要配慮者の状況把握に努める。

② 食料、生活必需品の請求

管理責任者は、避難所全体で集約された食料、生活必需品、その他物資の必要数について、救助部救助第1班を通じて管理部調達班に報告する。管理部調達班は取りまとめた後、必要物資を調達する。

また、救助部避難支援班は、到着した食料や物資を受け取った場合、その都度避難場所物品受払簿に記入のうえ、自治組織、ボランティア等の協力を得て配布する。

(5) 要配慮者への配慮

① 管理責任者は、避難所を開設した場合、自主防災組織やボランティア等の協力を得て、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。

② 管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等の調達を救助部救助第1班を通じて管理部調達班に要請するほか、救助部救助第3班は、要配慮者に避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するため、福祉避難コーナーを設置するなどの配慮を行う。

③ 必要に応じて老人福祉施設、病院等への入所、被災地外への避難等が行えるよう救助部衛生班と相談する。

④ 本部長は、必要に応じて協定に基づき、「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」締結施設へ、福祉避難所の開設を要請する。

また、救助部避難支援班は、福祉避難所の開設状況に応じて、物資の調達や対象者の移送等を行う。

(6) 避難者への配慮

管理責任者は、避難場所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー確保、ペットを同行しての避難者等に配慮するものとする。

(7) 男女双方の視点への配慮

避難所運営への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

4. 避難場所・避難所の集約及び解消

施設の本来機能を回復するため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難場所・避難所の集約及び解消を図る。

(1) 本部長（市長）から集約及び解消の指示があった場合は、その旨を避難者等に伝える。

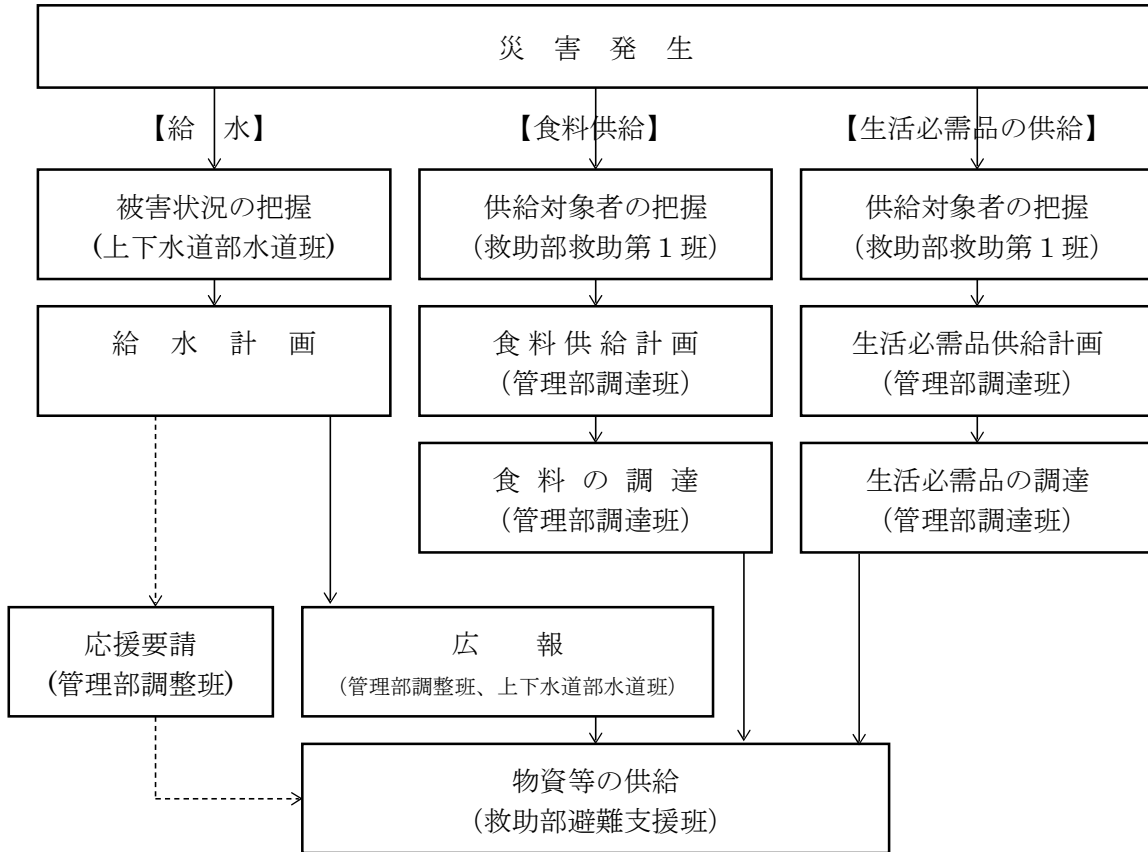
(2) 管理責任者は、避難場所・避難所を閉鎖した旨を管理部調整班に電話報告するとともに、施設管理者にも報告する。

（資料編 風水2-3-2-1～3）

第3節 緊急物資の供給

家屋の倒壊、滅失等によって、水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対し、必要な物資の供給に努める。

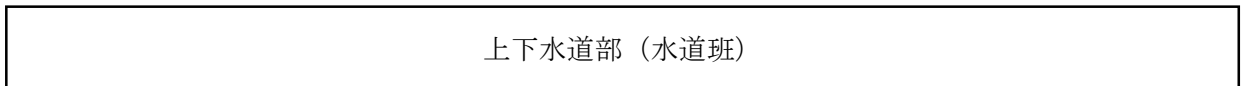
《応急対策の流れ》



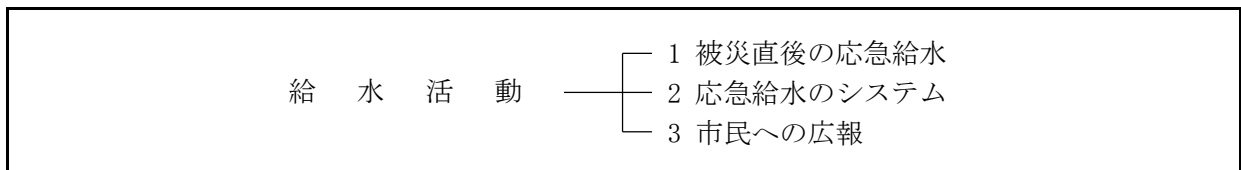
1. 給水活動

関係機関と協力して速やかな給水に努める。

《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 被災直後の応急給水

① 被災直後の情報の収集

被災直後は、次の情報を集約・整理して被害の範囲・規模を把握し、応急給水対策（給水計画）を立てる。

ア 災害発生直後は、浄水場に設置した計器で浄水池、配水池等の状況を確認し、配水量の把握を行う。

イ 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

② 広報

ア 応急給水を実施するにあたり、給水車による給水場所、給水時間について広報車で広報を行う。

イ 災害規模が大きくなれば、広報車を巡回させる。

③ 応援要請

市単独で十分な応急活動を実施することが困難な場合は、府、他の市町村及び関係機関等に支援を要請する。

【応援協定等】

災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定
日本水道協会京都府支部水道災害等相互応援に関する覚書

(2) 応急給水のシステム

① 目標量と応急給水の目標

ア 目標量

被災者1人あたり1日3リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗にあわせ順次供給量を増加する。

【目標給水量の目安】

| 災害発生からの日数 | 目標水量 | 市民の水の運搬距離 |
|-----------|------------------------|------------|
| 災害発生～3日 | 3リットル／人・日 | 概ね 1 km 以内 |
| 10日 | 20リットル／人・日 | 概ね250 m以内 |
| 21日 | 100リットル／人・日 | 概ね100 m以内 |
| 28日 | 被災前給水量 約250リットル／人・日 | 概ね100 m以内 |

(水道の耐震化計画策定指針)

イ 給水方法

- 1) 配水本管の消火栓に設置する応急給水栓による給水と給水タンク車による運搬給水を実施する。
- 2) 配水支管の消火栓に設置する応急給水栓による給水と給水タンク車による運搬給水を実施する。
- 3) 各戸への給水仮管からの給水や、宅内臨時給水栓による給水を実施する。

② 応急給水実施の優先順位

病院等の緊急に水を要する施設や、高齢者、障がい者等の要配慮者の施設には優先的に給水車を配備し、臨時給水栓をそれらの近くに設置する。

③ 給水拠点の確保

ア 給水拠点

被災直後は浄水場、拠点配水池（湯井・平和台・千ヶ畑第1）を給水拠点とし、その後配水幹線・支線の復旧に伴い応急給水栓を設置し、給水拠点を増設する。

イ 給水拠点が被災した場合

浄水場、配水池が被災した場合は、給水タンク車を給水拠点とする。

④ 家庭用水の供給等

上下水道部は、速やかに家庭用水の供給を実施し、容器による搬送等、実情に応じた方法によって行う。

(3) 市民への広報

① 手段

給水時間や場所、断水の解消見込みは、市民が最も必要とする情報の一つであり、市民の給水に対する協力を得たり、不安を和らげるためにも、情報提供を積極的かつきめ細かく行う必要がある。そのためには、次の手段等の活用を図る。

ア 広報車

イ 市広報紙（災害情報）

ウ 防災情報かめおかメール

エ 市ホームページ、SNS

オ マスコミ（テレビ、新聞、ラジオ等）

カ 自治会

② 情報提供

ア マスコミに対しては、全面的な協力が得られるよう定期的に情報を提供する（頻度と時刻は適宜定める。）。

イ 外国人向けの情報伝達として、通訳、ボランティアによる災害情報の配布を実施する。

ウ 自治会や避難場所での水使用上の注意点等を広報する。

2. 食料の供給等

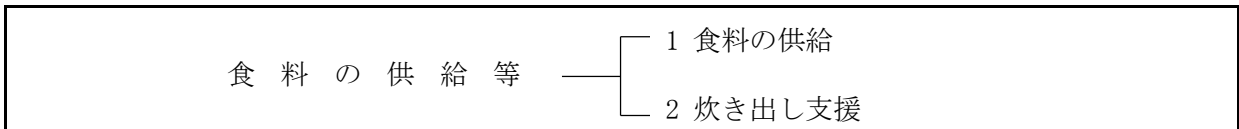
府及び業者等の協力のもと、迅速かつ的確に食料の確保・供給に努める。

その際、被災地の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

《実施担当機関》

救助部（避難支援班）、管理部（調達班）

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 食料の供給

① 食料供給の対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ ライフラインの遮断による調理不能者
- ウ 救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者
- エ 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者

② 供給する食料の内容

供給する食料は、災害発生直後は乾パン等の備蓄食料とし、その後米飯を基本とする。

③ 供給方法

- ア 食料供給の対象者数から必要な数量を把握のうえ、供給計画を作成する。
- イ 供給計画に基づき、備蓄食料や業者等からの調達によって確保供給する。
- ウ 避難所等での配布については、避難所内自主組織、ボランティア等が実施する。

④ 食料の調達・搬送

管理部調達班は、関係部と密接な連携を図りながら食料の調達を行い、救助部避難支援班がこれを配送する。

ア 備蓄食料

備蓄場所から搬出して避難所等へ搬送する。

イ 調達食料

協定締結業者をはじめ関連事業者から調達する。ただし、業者から調達することが困難な場合においては、府南丹広域振興局長を経由して知事に要請する。

【関連協定】

災害時における飲料の提供協力に関する協定（コカ・コーラボトラーズジャパン(株)）
 災害時等における物資の供給協力に関する協定
 （亀岡市商店街連盟、亀岡商業協同組合、京都農業協同組合、(株)平和堂、イオンリテール(株)、(株)マツモト）
 災害時における物資の供給に関する協定（コーナン商事株式会社）
 災害時相互応援に関する協定等

ウ 調達食料の搬送

調達食料については、原則として、業者等によって避難所等への直接搬送を行う。

(参考) 調達する食料品の想定

| | |
|-----------|--|
| 災害発生から3日間 | すぐに食べることができるもの・弁当・おにぎり・日持ちのする加工食品・ラーメン・パン・味噌汁・水 |
| 1週間目まで | 日持ちする食料品（缶詰）・水 |
| 2週間目まで | レトルト食品・カップ麺・カレー等 |
| 1ヶ月目まで | インスタント食品（ラーメン・味噌汁・スープ等）・レトルト食品・缶詰・果物・野菜類・炊き出し |
| それ以降 | 日持ちするもの・おかずにできるもの・カップラーメン・レトルト食品・缶詰・カップスープ・味噌汁・漬物・梅干・味噌、醤油などの調味料（塩を除く） |

(総務省消防庁：緊急物資調達の調整体制・方法に関する調査検討報告書)

(2) 炊き出し支援

炊き出しを希望する避難所においては、救助部避難支援班が炊き出しの支援を行う。

① 炊き出し支援の方法

ア 救助部避難支援班は、自主防災組織、自衛隊等が実施する炊き出しの支援を行う。

イ 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決める。

ウ 他団体等からの炊き出しの申し出については、救助部避難支援班が関係部との調整のうえ受入れる。

② 炊き出しの場所

炊き出しは、小・中学校の家庭科教室等を利用して実施する。なお給食調理施設が利用できない場合、又は調理施設のない避難所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

3. 生活必需品の供給等

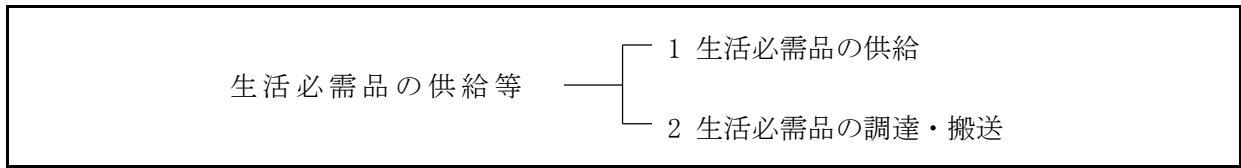
府及び業者等の協力のもとに、必要最小限の生活必需品の迅速かつ的確な確保・供給に努める。

また、被災地の実情を考慮するとともに、災害時要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

《実施担当機関》

| |
|---------------------|
| 救助部（避難支援班）、管理部（調達班） |
|---------------------|

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 生活必需品の供給

① 生活必需品供給の対象者

住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者とする。

② 供給する生活必需品の内容

被災者の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において現物供給する。

- ア 被服、寝具及び身のまわりの品
- イ タオル、石鹼等の日用品
- ウ ほ乳瓶
- エ 衛生用品
- オ 炊事道具、食器類
- カ 光熱用品
- キ 医薬品等
- ク 要配慮高齢者・障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等

(参考) 調達・供給する品目の想定

| | 日用品 | 衣料など | 医療品 | その他 |
|---------------|--|---|--|--|
| 災害発生から 3日間 | 紙コップ・紙皿・割り箸・カセットコンロ | 毛布・防寒着(冬季) | 除内服薬 | 生理用品・乳児用品・カイロ・電話・救急道具・ストーブ・トイレ |
| 1週間目まで | 水用ポリタンク | 汎用衣料(肌着・靴下) | ベビー用品(ミルク・オムツ)・医療設備 | 雨避けブルーシート・入浴設備 |
| 2週間目まで | フライパン・鍋・やかん等・紙コップ・紙皿・割り箸・カセットコンロ | 防寒着(着替えなど必要、セーター・トレーナー、手袋など…冬季)・下着・乳児(幼児)衣料 | 医薬設備・応急用品(キズテープ、包帯、消毒薬、常備薬、生理用品等)・オムツ(子供・成人) | ウェットティッシュ・入浴設備・洗面用具・ブルーシート・マスク・プロパンガス・文房具 |
| 1ヶ月目まで | 紙コップ・紙皿・紙茶碗・割り箸・石鹼・ティッシュペーパー・ゴミ袋・乾電池 | 新品の下着 | 成人用オムツ・生理用品・ティッシュペーパー | 運動靴・洗濯機・仮設トイレ・ゴミ処理・入浴設備・暖房器具・ボランティア・夜間パトロール |
| それ以降 | 洗濯用洗剤・ティッシュペーパー・トイレットペーパー・トイレ消臭剤・ゴミ袋・乾電池・清掃用具・ゴミバケツ・紙皿・紙コップ・鍋・釜・調理器具・電気炊飯器 | 下着類(新しい下着、靴下)タオルケット | | 事務用品・殺虫剤・液体蚊取り器・燻煙材・テレビ・段ボール(引越し用)ガムテープ・布テープ |

(総務省消防庁：緊急物資調達の調整合体・方法に関する調査検討報告書)

③ 供給方法

- ア 生活必需品供給の対象者数から必要な数量を把握のうえ、供給計画を作成する。
- イ 供給計画に基づき、備蓄品や業者等からの調達によって確保供給する。

【関連協定】

災害時におけるLPガス供給に関する協定（一般社団法人京都府LPガス協会亀岡支部）

災害時等における物資の供給協力に関する協定（亀岡市商店街連盟、亀岡商業協同組合、京都農業協同組合、榊平和堂、イオンリテール㈱、㈱マツモト）

災害時における石油類燃料の供給などに関する協定（京都府石油商業組合亀岡支部、全国農業協同組合連合会京都府本部亀岡燃料センター）

災害時における物資の供給に関する協定（コーナン商事株式会社）

災害時における生活物資の供給協力に関する協定（株式会社カインズ）

亀岡市災害時における物資調達に関する協定（プラス株式会社ジョイントテックスカンパニー）

災害時における物資調達に関する協定（スギホールディングス株式会社）

ウ 避難所等での配布については、避難所内自主組織、ボランティア等が実施する。

(2) 生活必需品の調達・搬送

管理部調達班は、関係各部と密接な連携を図りながら、生活必需品を調達し、救助部救助第2班が搬送を実施する。

① 生活必需品の調達

- ア 備蓄品……備蓄の毛布等を備蓄場所から搬出して避難所等へ配布する。
- イ 調達品……市において生活必需品の調達が困難な場合は、知事に要請する。

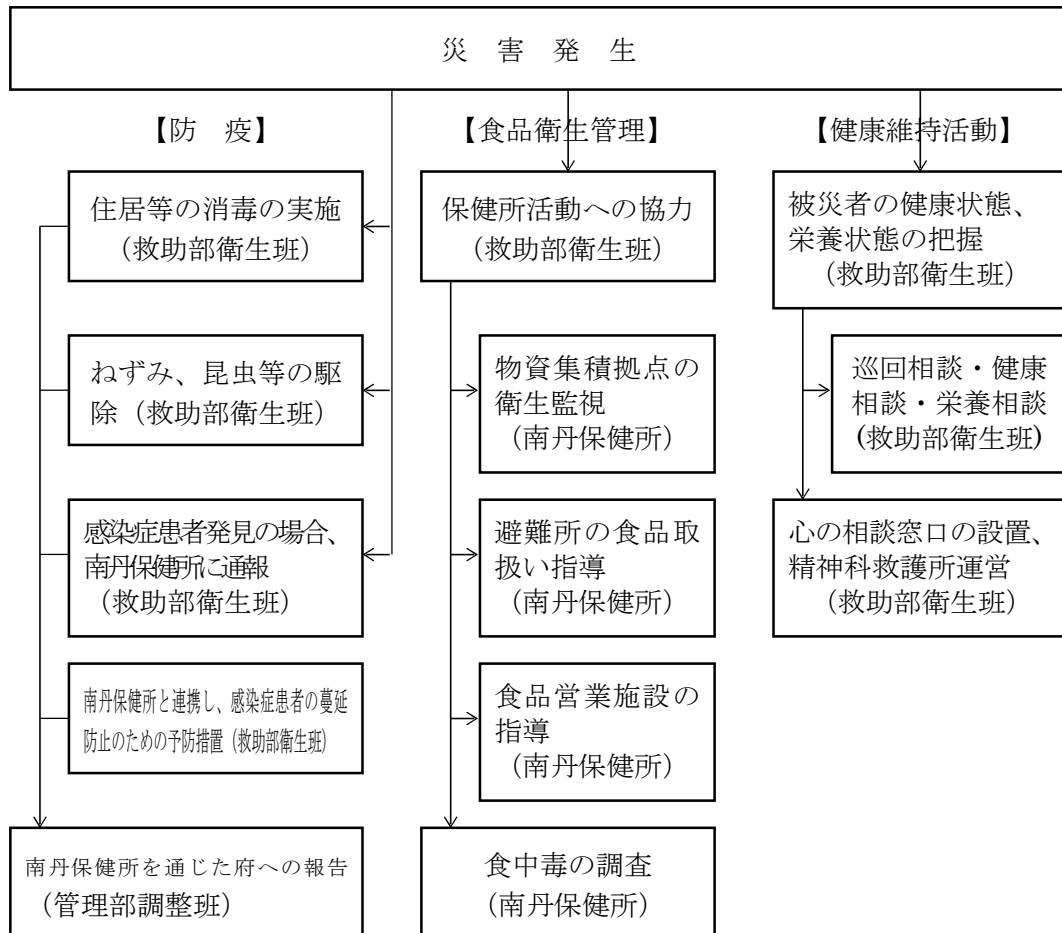
② 生活必需品の搬送

調達品については、原則として業者等によって避難所等への直接搬送を行う。

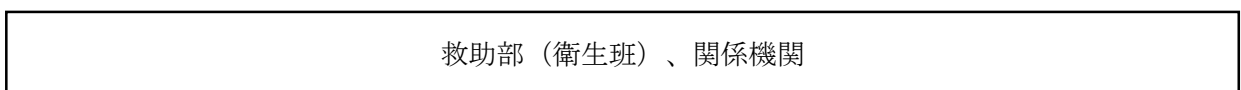
第4節 保健衛生活動

感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

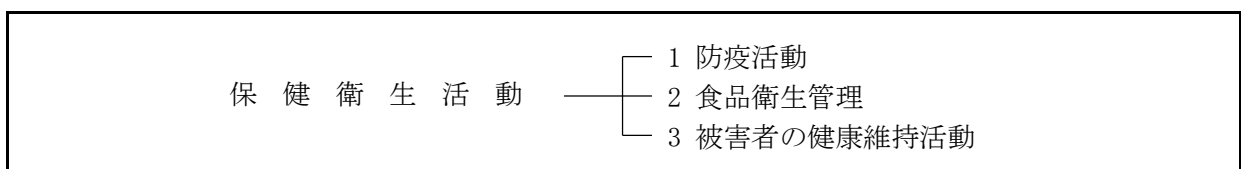
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》



《対策の体系》



1. 防疫活動

感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、府と緊密な連携をとりながら、防疫活動を実施する。

《実施担当機関》

| |
|---------------|
| 救助部（衛生班）、関係機関 |
|---------------|

《対策の展開》

救助部衛生班は、防疫及び保健衛生に万全を期する。

市単独で防疫活動を十分に実施することが困難な場合は、府に協力を要請する。

(1) 消毒

被害の状況によって、感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所を消毒する。

(2) ねずみ族、昆虫の駆除

速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

(3) 感染症の予防

被災地において感染症が発生し、感染症の蔓延が予想される場合は、南丹保健所と連携をとりながら、蔓延防止のための予防措置をとる。

(4) 避難所等の防疫指導

府関係職員の指導のもとに、避難所等における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底を期す。

なお、避難所に消毒薬等を常備するよう努める。

(5) 報告

南丹保健所を経由して府に被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額を報告する。

(6) 災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、管理部調整班及び南丹保健所を経て府に提出する。

2. 食品衛生管理

救助部衛生班は、南丹保健所に相談し、指導を得ながら、衛生上の徹底を推進する。

《実施担当機関》

| |
|---------------|
| 救助部（衛生班）、関係機関 |
|---------------|

《対策の展開》

食中毒発生時の対応方法

救助部衛生班は、食中毒患者が発生した場合、府が実施する食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

3. 被災者の健康維持活動

府と協力して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動に努める。

《実施担当機関》

救助部（衛生班）、関係機関

《対策の展開》

(1) 健康相談等

救助部衛生班は、南丹保健所と連携して災害時における健康相談や訪問指導等の健康対策を実施する。

① 巡回健康相談

被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、避難所、社会福祉施設、応急仮設住宅などを巡回し、保健師等による健康相談及び訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。

② 巡回栄養相談

被災者の栄養状態を把握し、早期に改善を図るため、栄養士会や在宅栄養士などの協力を得て、避難所や応急仮設住宅、給食施設等を巡回する栄養相談を実施する。

③ 要配慮者等への指導

経過観察中の在宅療養者や要配慮者の栄養状態の把握に努め、適切な指導を行う。

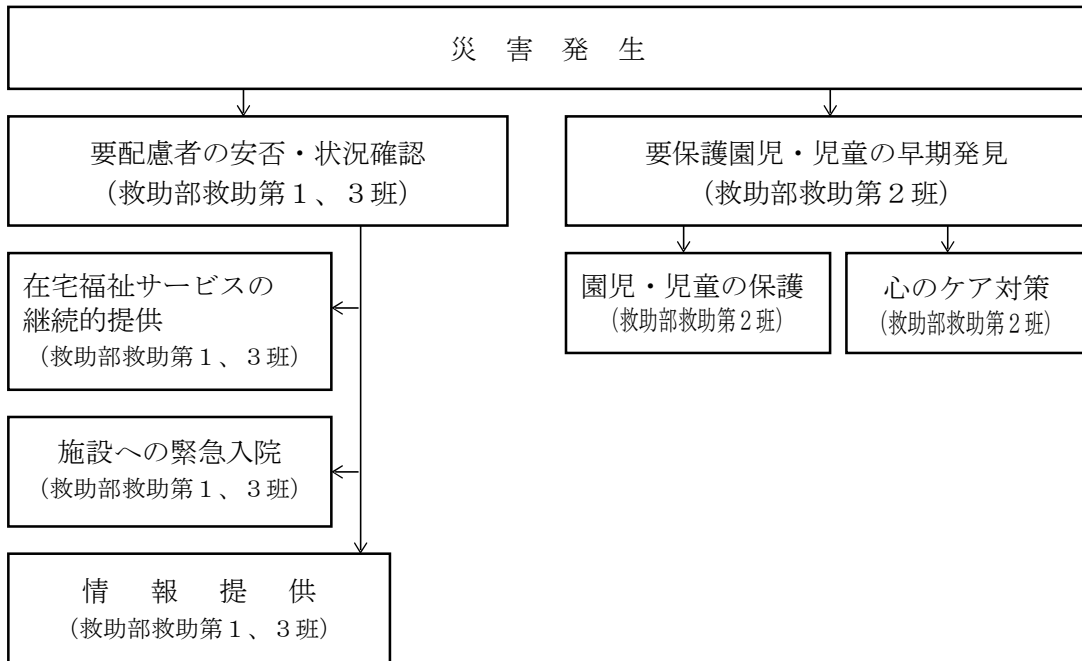
(2) 心の健康相談等

救助部衛生班は、府が設置する心の健康に関する相談窓口及び精神科救護所の運営に協力する。

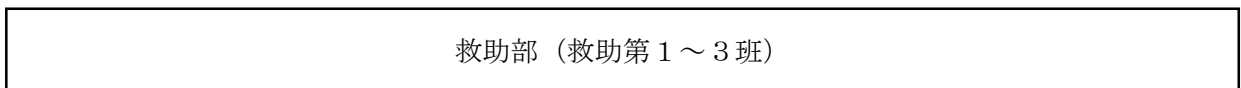
第5節 福祉活動

被災した要配慮者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。

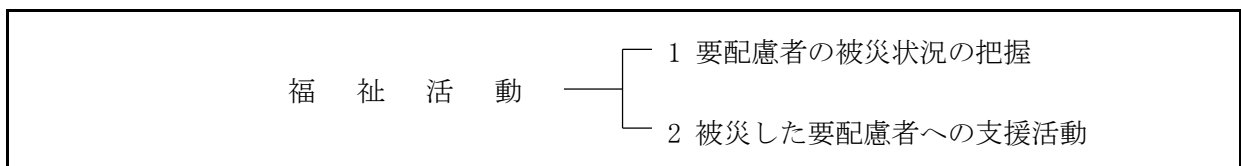
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

1. 要配慮者の被災状況の把握

要配慮者の安否確認及び被災状況の把握

救助部救助第1班は、民生委員・児童委員、地域住民、亀岡市社会福祉協議会、ボランティア等の協力を得ながら、速やかに在宅要配慮高齢者、障がい者等の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

また、救助部救助第2班は、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見、保護に努める。

なお、居宅の要介護認定者については、介護保険事業者（「高齢者安否まかせて防災支援協定書」締結事業者）が行う安否確認情報に基づき被災状況の把握を行う。）

2. 被災した要配慮者への支援活動

(1) 高齢者に係る対策

- ① 高齢者の生活に必要な物資やサービスに関するニーズを把握するため、府と連携のもとに、災害ボランティア等の協力も得て、避難所における相談体制の整備及び在宅の高齢者の訪問相談を実施する。
- ② 府との連携のもとに、高齢者のニーズに応じた物資の迅速な調達、供給に努める。
- ③ 府との連携のもとに、老人福祉施設等と連携し、高齢者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。

また、高齢者のうち移動が可能で希望する者については、府内及び近隣府県の老人福祉施設等への緊急入所等を勧める。この場合、市町村間及び他府県との調整については、府に要請する。

- ④ 高齢者の健康管理には特に留意することとし、府と連携して、被災者の健康維持活動により対策を講ずる。
- ⑤ 市及び府は、避難所及び仮設住宅の設置に当たっては、段差の解消など高齢者に配慮した仕様の施設を検討する。

(2) 障がい者に係る対策

- ① 府との連携のもとに、避難所設営のための資材として、障がい者用トイレ、車いすなどの福祉機器、視覚障がい者や聴覚障がい者のための情報伝達機器（ラジオ、FAX、文字放送テレビ、電光掲示板など）を確保し、必要に応じ、速やかに避難所に提供する。
- ② 府との連携のもとに、手話通訳者等のボランティアとも連携して、個別ルートも含めて視覚障がい者や聴覚障がい者との情報伝達システムの確立を図る。
- ③ 府との連携のもとに、避難所及び在宅障がい者の調査により、手話通話や同行援護などのサービスのニーズを把握し、府の協力を得て必要な人員を確保し、サービスの提供に努める。
- ④ 府との連携のもとに、管内の障がい者福祉施設等と連携し、障がい者に必要な保健福祉サービスが、速やかに提供できる体制の確保に努める。

また、障がい者のうち移動が可能で希望する者については、府内及び近隣府県の障がい福祉施設等への緊急入所等を勧める。この場合、市町村間及び他府県との調整については、府に要請する。

- ⑤ 障がい者の健康管理には特に留意することとし、府と連携して、被災者の健康維持活動により対策を講ずる。
- ⑥ 市及び府は、避難所及び仮設住宅の設置に当たっては、段差の解消や障がい者用トイレの設置など障がい者に配慮した仕様の施設を検討する。

(3) 園児・児童に係る対策

- ① 哺乳びん、粉ミルク、乳児用液体ミルク、紙おむつ等の育児用品を迅速に確保し、提供する。
この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請し、府はこの要請に応える。
- ② 府との連携のもとに、避難所の責任者からの通報体制の確立等により、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。
要保護児童を発見したときは、児童相談所に連絡するとともに、実態を把握の上、親族等に情報提供し、必要な場合には、養護施設等児童福祉施設への受け入れや里親への委託等の保護を行う。
また、状況に応じ府に協力を求め、府は必要に応じ他府県に支援を要請する。
- ③ 府は、児童相談所を中心に、保健所と連携し被災児童のメンタルヘルスケアを実施する。

(4) 妊婦に係る対策

- ① 妊婦のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請し、府はこの要請に応える。
- ② 府との連携のもとに、医療機関等の協力を得て、健診等必要な医療サービスが提供できる体制の確保に努める。
- ③ 妊婦の健康管理には特に留意することとし、府と連携して、被災者の健康維持活動により対策を講ずる。

(5) 外国人に係る対策

- ① 日本語による意思疎通が十分できない外国人に配慮し、ホームページや電子メール等さまざまな媒体を活用し、多言語による情報提供に努める。
- ② 府との連携のもとに、災害時の通訳・翻訳ボランティアとも連携して、外国人との情報伝達システムの確立を図る。
- ③ 府の連携のもとに、広報・公聴活動において、外国人にも十分配慮した活動に努める。
- ④ 避難所及び仮設住宅の設置・運営に当たっては、言語や生活習慣の異なる外国人に対し、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した支援活動に努める。

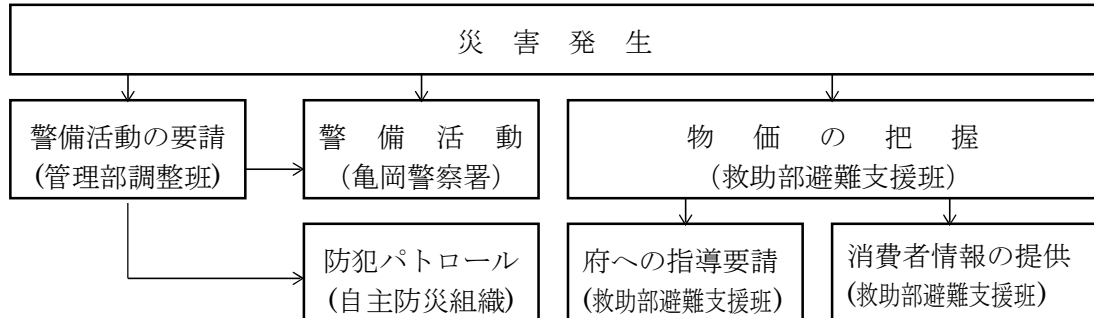
(6) 情報提供

救助部救助第1班は、関係団体やボランティア等の協力を得て、要配慮高齢者、障がい者等に対する居宅及び避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

第6節 社会秩序の維持

流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

管理部（調整班）、救助部（避難支援班）、関係機関

《対策の体系》

社会秩序の維持 — 1 警備活動
2 物価の安定及び物資の安定供給

《対策の展開》

1. 警備活動

公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点とした警備活動が実施されるよう亀岡警察署に要請する。

- (1) 亀岡警察署は、被災地域を中心として、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点として警備活動を実施する。
- (2) 自主防災組織等は、地域の安全を維持するため、自ら防犯パトロールに努める。

2. 物価の安定及び物資の安定供給

物価などの消費者情報の把握に努めるとともに、府と協力して被災者の経済的生活の安定と、経済の復興を推進する。

(1) 物価の把握

① 物価把握

経済部商工班は、同班に寄せられる電話等によって物価の実態に関する情報収集に努める。

② 府への要請

救助部避難支援班は、府に対して、小売業者に対する適正な物資等の供給・流通、便乗値上げ等の事実確認、是正指導等の実施を要請する。

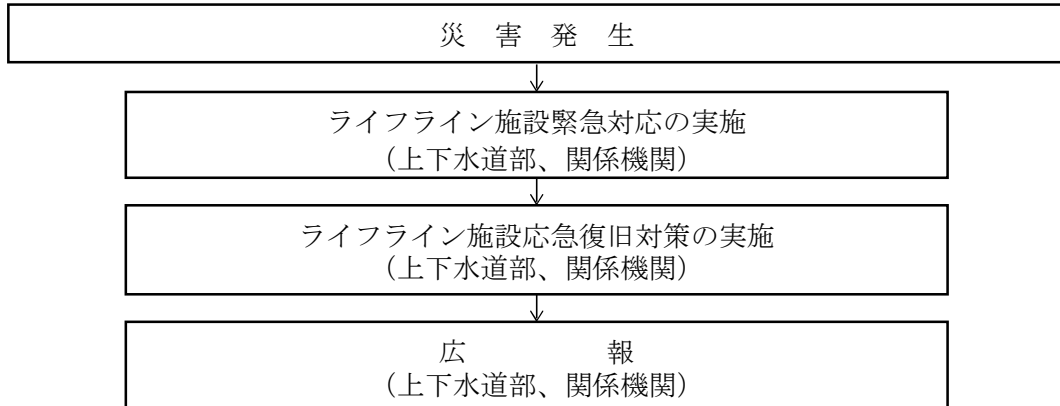
(2) 消費者情報の提供

経済部商工班は、消費者の立場を守るとともに、心理的パニックを防止するため生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報の提供に努める。

第7節 ライフラインの応急対策

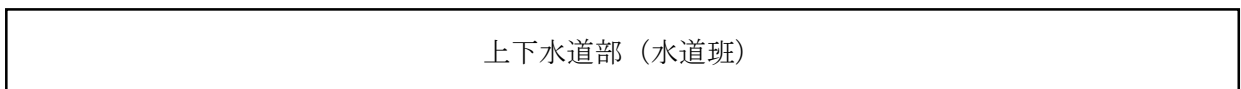
被害を受けたライフライン施設について速やかに応急復旧を進め、応急供給を実施する。

《応急対策の流れ》

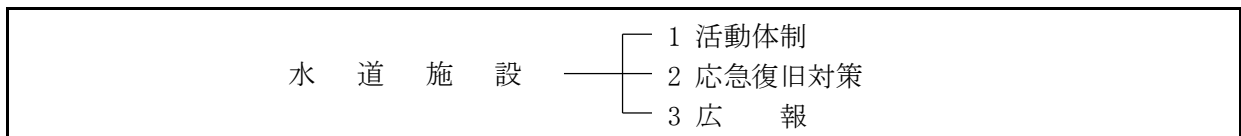


1. 上水道

《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 活動体制

飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保し、必要に応じ府、他の市町村、水道関係業者、自衛隊等に応援を要請する。

(2) 応急復旧対策

① 資機材等の確保

上下水道部水道班は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

② 応急復旧

上下水道部水道班は、医療施設への給水を優先し、断水区域を最小限にするよう配水調整を実施しながら応急復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

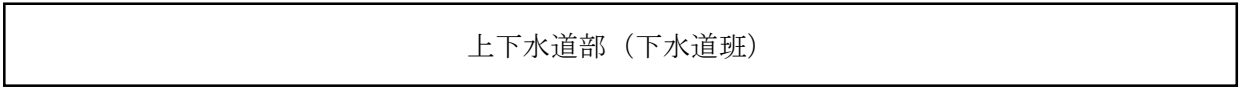
また、亀岡市管工事業組合及び亀岡市上下水道管工事業協同組合との「大規模災害発生時における緊急対応に関する協定」に基づき、早急な応急復旧に努めるものとする。

(3) 広報

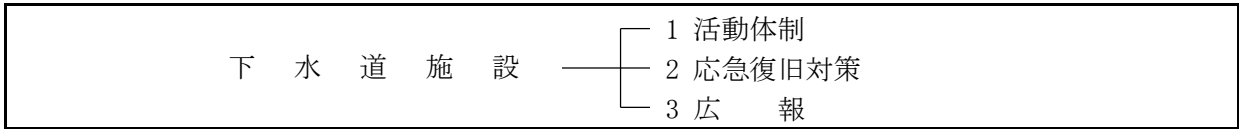
上下水道部水道班は、管理部調整班に水道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

2. 下水道

《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 活動体制

上下水道部下水道班は、保有する資機材等で応急復旧を実施するが、必要に応じ府、関係業者等に応援要請を行い、応急復旧に際しての人材・資機材調達の協力を得る。

(2) 応急復旧対策

① 資機材等の確保

上下水道部下水道班は、応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。

② 応急復旧

上下水道部下水道班は、下水道施設の被害状況を迅速に調査し、下水処理施設等の応急復旧を実施するとともに汚水、雨水の疎通及び道路交通に支障がないようマンホール等の応急処置を講じる。

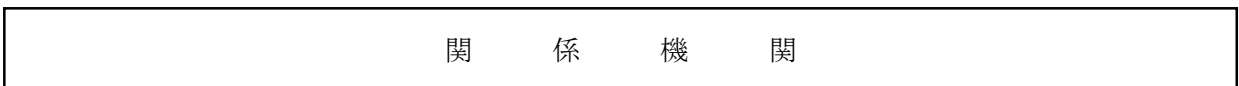
③ 広報

上下水道部下水道班は、管理部調整班に下水道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

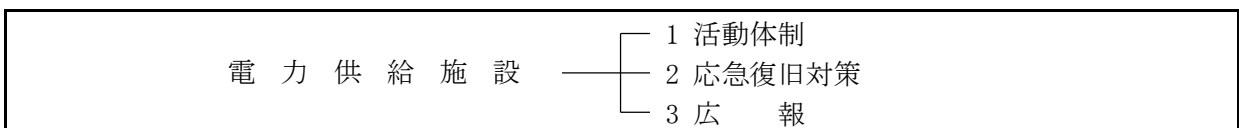
また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

3. 電力

《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 活動体制

関西電力送配電株式会社は、地震によって機能が停止又は低下した電力供給施設の早期復旧のため、非常災害対策本部等の対策組織を設置し、被害復旧等応急対策を実施する。

(2) 応急復旧対策

関西電力送配電株式会社は、電力供給施設の被害状況のみならず、道路や家屋等の被害状況も把握しながら応急復旧対策にあたる。

(3) 広報

関西電力送配電株式会社は、管理部調整班に電力供給施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

【関西電力送配電株式会社の連絡先】

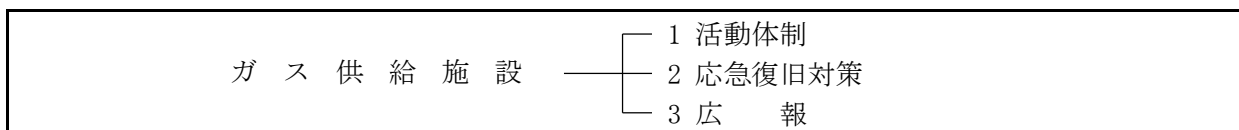
| 名 称 | 所在地 | 電話番号 |
|------------------|----------------------------|---------------|
| 関西電力送配電株式会社 京都本部 | 京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町 579 番地 | 0800-777-3081 |

4. ガス

《実施担当機関》

| |
|---------|
| 関 係 機 関 |
|---------|

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 活動体制

地震が発生した場合、一般社団法人京都府LPガス協会亀岡支部は、加入団体相互の連絡、協力体制のもと、災害応急対策を実施する。

また、大阪ガスネットワーク株式会社は社内に災害対策本部を設置し、社内各部門の連絡協力のもとに災害応急対策を実施する。

(2) 応急復旧対策

一般社団法人京都府LPガス協会亀岡支部、大阪ガスネットワーク株式会社は、ガス供給施設の被害状況のみならず、家屋等の被害状況も把握しながら応急復旧対策にあたる。

(3) 広報

一般社団法人京都府LPガス協会亀岡支部、大阪ガスネットワーク株式会社は、管理部調整班にガス供給施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

また、市民に対しても被害状況、復旧状況等についての広報活動に努める。

【一般社団法人京都府LPガス協会の連絡先】

| 名称等 | 連絡窓口 | 所在地 | 電話番号 |
|-----|--------|--------------------------|--------------|
| 本部 | 災害対策本部 | 京都市南区吉祥院宮ノ西町9-1 KONAビル2階 | 075-314-6517 |

【大阪ガスネットワーク株式会社の連絡先】

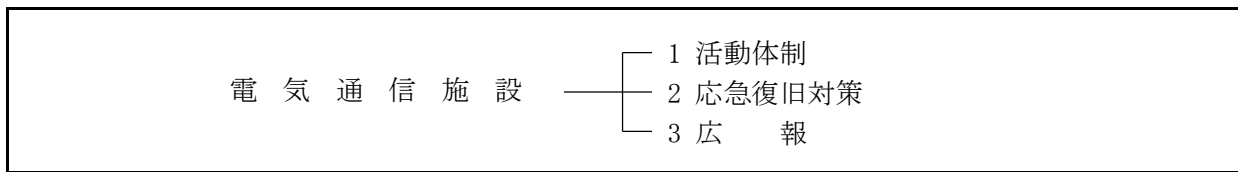
| 名称等 | 連絡窓口 | 所在地 | 電話番号 |
|-------|---------|----------------|--------------|
| 京滋事業部 | 導管計画チーム | 京都市下京区中堂寺栗田町93 | 075-315-8942 |

5. 電気通信

《実施担当機関》

| |
|---------|
| 関 係 機 関 |
|---------|

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 活動体制

NTT 西日本株式会社は、電気通信設備等の保全及び被害の復旧は、迅速かつ的確に実施する。

(2) 応急復旧対策

NTT 西日本株式会社は、電気通信施設の被害状況のみならず、道路や家屋等の被害状況も把握しながら応急復旧対策にあたる。

(3) 広報

NTT 西日本株式会社は、管理部調整班に電気通信施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

また、市民に対しても被害状況、復旧状況等について広報活動に努める。

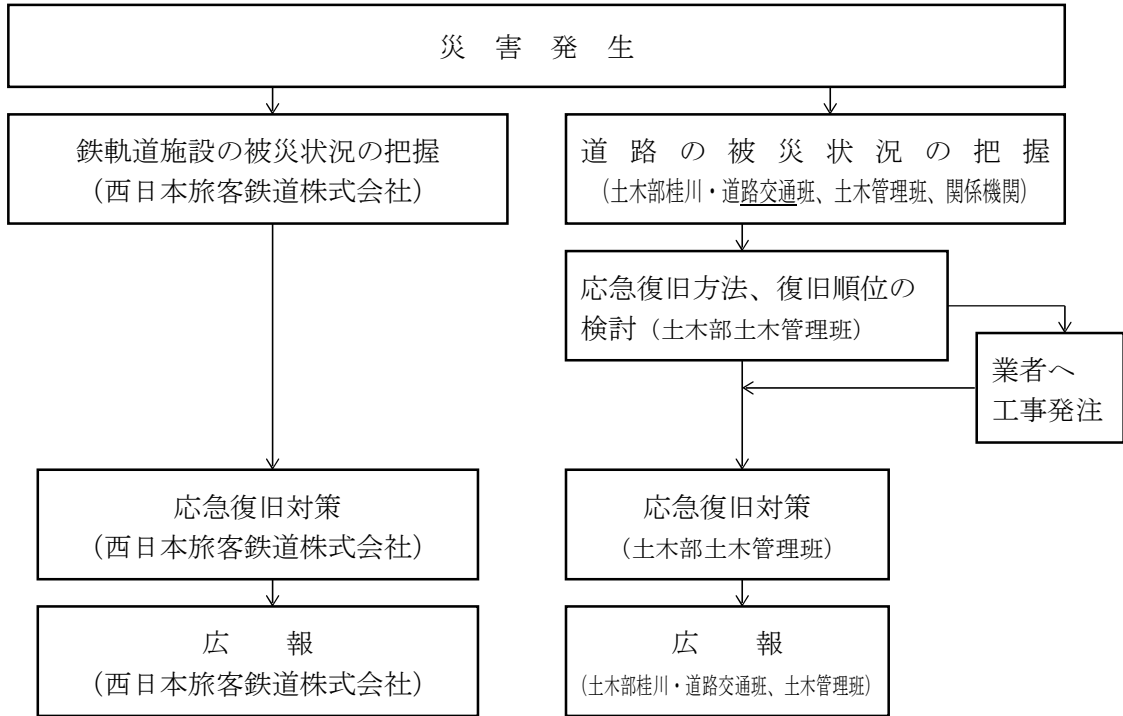
【NTT 西日本株式会社の連絡先】

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|------|----------------|--|
| 京都支店 | 京都市中京区壬生東淵田町22 | 075-842-9463 (昼間) 0120-444-113 (夜間) |

第8節 交通の機能確保

鉄軌道及び道路の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

《応急対策の流れ》

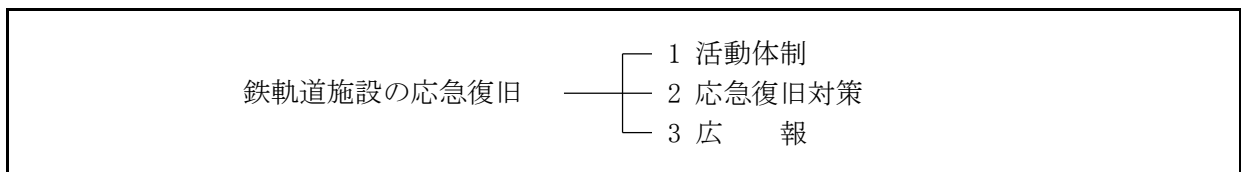


1. 鉄軌道施設の応急復旧

《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 活動体制

西日本旅客鉄道株式会社は、地震が発生した場合、被害を最小限度にとどめ、速やかに被害復旧にあたるため、必要に応じて災害対策本部等を設置し、輸送の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

西日本旅客鉄道株式会社は、列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度、復旧の難易度などを考慮して、あらかじめ定められた復旧計画に基づき段階的な復旧を行う。

(3) 広報

西日本旅客鉄道株式会社は、管理部調整班に各鉄軌道施設の被害状況、応急復旧見込み等の情報を提供する。

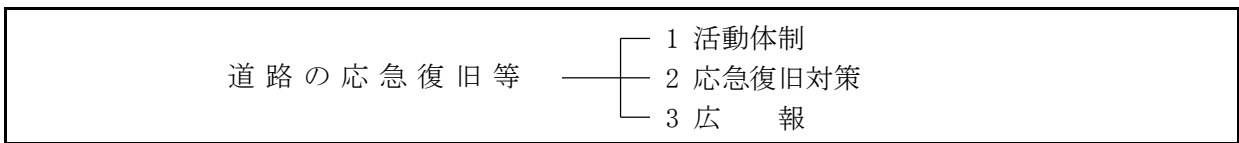
また、市民に対しても被害状況、復旧状況等について広報活動に努める。

2. 道路の応急復旧等

《実施担当機関》

土木部（土木管理班）、関係機関

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 活動体制

道路管理者は、被災した道路について、道路機能の早期復旧を図るため、優先順位の高い道路から順次修繕を行う。

(2) 応急復旧対策

① 道路・橋梁等の被災状況の把握及び応急復旧の検討

土木部土木管理班は、被災状況の把握を行い、道路・橋梁等の応急復旧方法を検討する。

② 応急復旧工事

土木部土木管理班は、復旧範囲を決定したうえで、補修・補強等の応急復旧工事を協定業者等の協力によって実施する。

③ 道路上の障害物の除去及び処理

土木部土木管理班は環境部清掃班と協力のうえ、緊急車両の通行及び応急活動に支障をきたす道路上の障害物を除去し適切な処理を行う。

④ 緊急輸送道路・交通規制対象路線の情報収集

土木部桂川・道路交通班及び土木管理班、管理部調整班、並びに国土交通省、府、西日本高速道路株式会社関西支社亀岡高速道路事務所、亀岡警察署は、災害時の道路交通の確保及び緊急輸送に関する総合的な調整を実施するため、相互に情報収集・交換する。

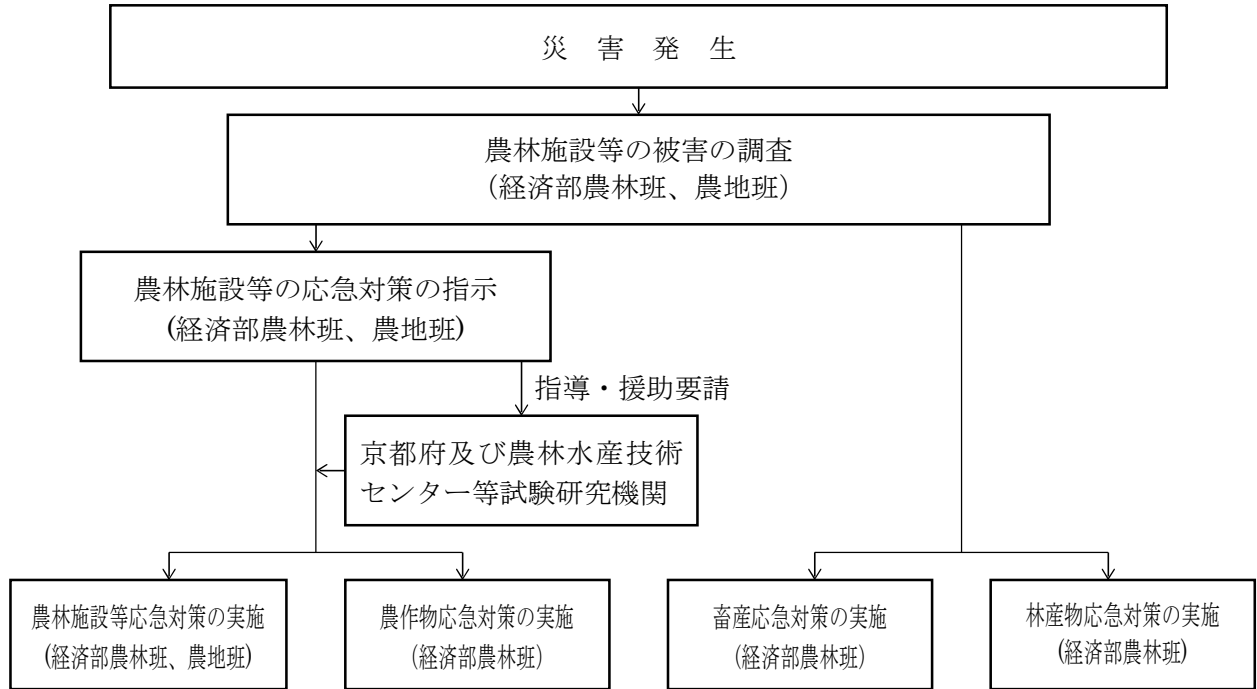
(3) 広報

土木部桂川・道路交通班及び土木管理班は、管理部調整班に緊急輸送道路、交通規制対象路線等の情報を提供する。また、市民に対しても、広報活動に努める。

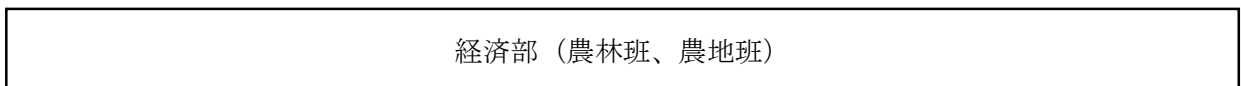
第9節 農林関係応急対策

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、農林畜産施設の被害の発生を防御し、又は被害の拡大を防止することを目的とする。

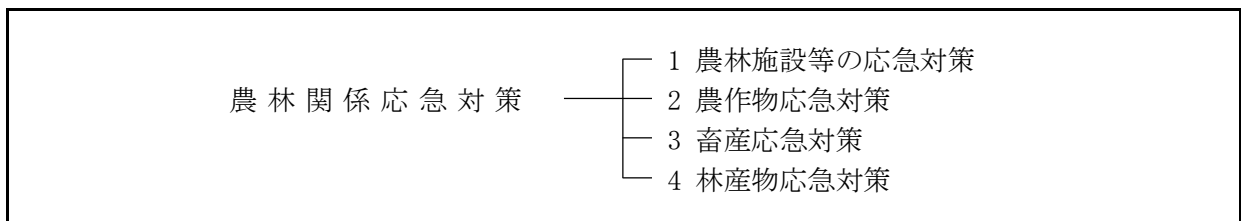
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

1. 農林施設等の応急対策

(1) 農林施設の応急対策

農業用道路、用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、林道、治山施設等が被災した場合、被害の調査を早急に実施する。また、これらの施設に被害のおそれ又は被害がある場合は、その箇所の応急対策工事を実施するよう指導する。

また、亀岡建設業協会及び亀岡市管工事業組合との「大規模災害発生時における緊急対応に関する協定」に基づき、早急な応急復旧に努めるものとする。

(2) 共同利用施設の応急対策

作業場、倉庫、洗場、集荷場が被災したときは、被害の調査を早急に実施し、必要な補強工事等を至急実施するよう指導する。

2. 農作物応急対策

(1) 災害対策技術の指導

被害を最小限に食い止めるため、市は、農家に対し、災害対策技術の指導を行うものとし、必要に応じ、京都府農林水産技術センター等試験研究機関に指導、援助を要請する。

(2) 種子もみ及び園芸種子の確保のあつ旋

市は、必要に応じて、京都府に対して、災害対策用種子もみ及び園芸種子のあつ旋を依頼し確保を図る。

(3) 病虫害の防除

市は、府の南丹農業改良普及センター及び病虫害防除所、その他関係機関と協力して、被災した農作物の各種病虫害の防除指導を行う。

3. 畜産応急対策

市は、災害時において、京都府南丹家畜保健衛生所と連携して、家畜の退避及び家畜伝染病の予防とまん延の防止に努める。

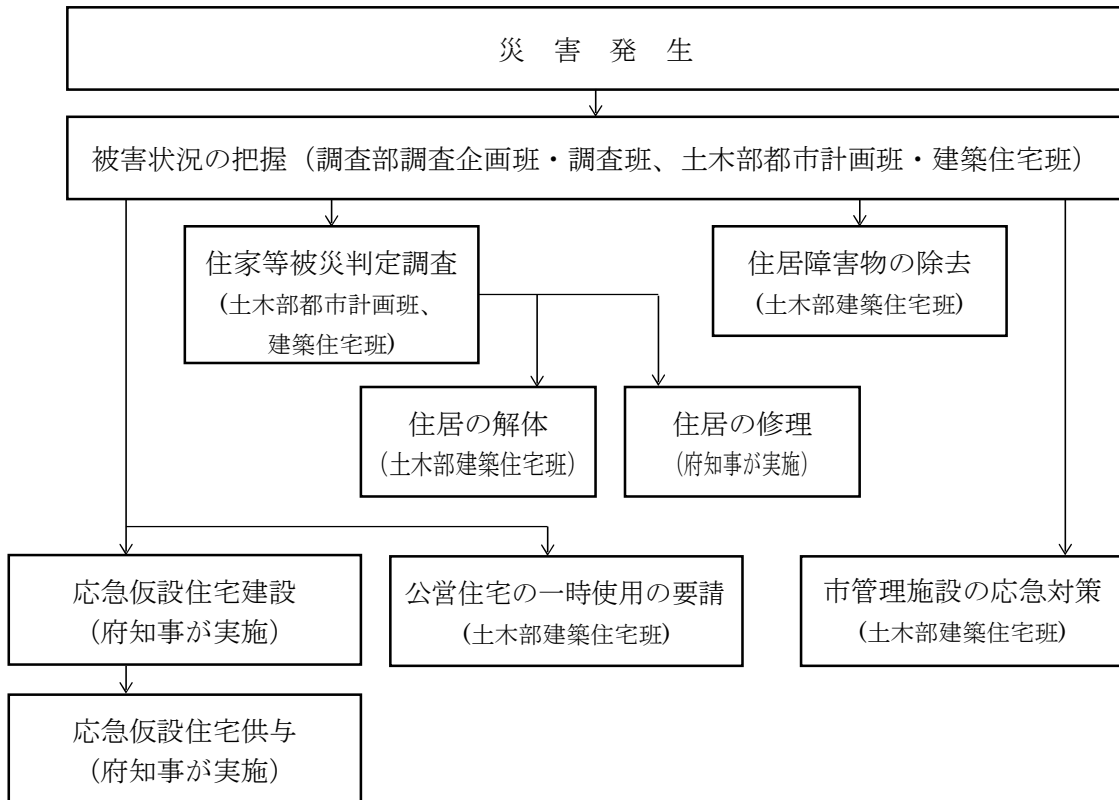
4. 林産物応急対策

市は、災害時において、林産物の被害を軽減するため、病虫害の防除等に努める。

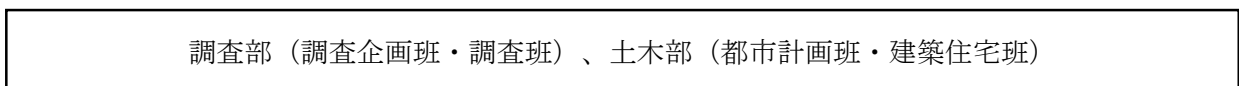
第10節 建築物・住宅応急対策

被災者の住宅を確保するため、府と協力して速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な対策を行うとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置などに努める。

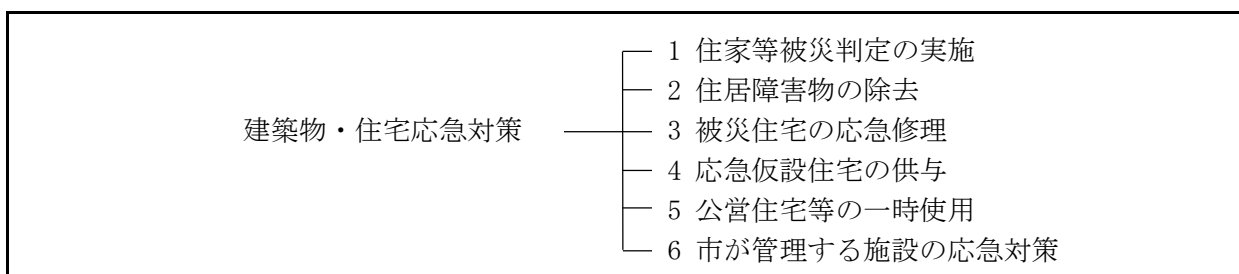
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

1. 住家等被災判定の実施

住家等被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、り災証明書の交付や各種の被災者援護対策の基礎となるため、適正な判定を実施する。

(1) 判定会議

① 役割

調査部調査企画班・調査班は、土木部都市計画班・建築住宅班の協力を得て判定会議を招集し、調査・判定の方針を定める。

② 構成員

| |
|--------------------------------------|
| 構 成 員 |
| 調査部調査企画班・調査班、土木部都市計画班・建築住宅班のうち指名された者 |

(2) 現地調査の実施

① 第一次調査

市内全域を対象として、外観目視によって調査・判定する。

② 第二次調査

第一次調査の結果に不服のあった住家等及び第一次調査が物理的に不可能であった住家等について、再調査の申し出に基づき、再調査を実施する。

(3) 調査方法

① 第一次調査の段階から、あらかじめ住民に調査を行う旨(地区、日程)の広報を実施し、可能な限り立入調査を実施することによって、判定に正確を期する。

② 第二次調査時は、必要に応じ居住者又は所有者等の立会の上で立入調査を実施する。

(4) 被害程度の認定基準

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊及び準半壊等の認定基準は、次のとおりである。

住家等被害の認定統一基準

| 被害の種類 | 被害認定統一基準 (R3.6.24府政防第670号内閣府政策統括官(防災担当)通知) |
|-------------------------|--|
| 住 家 | 現実に住家のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 |
| 非 住 家 | 住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 |
| 住 家 全 壊 全 焼 全 流 失 | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。 |
| 住 家 半 壊 半 焼 | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 |
| 大規模半壊 | 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。 |

| | |
|-------|--|
| 中規模半壊 | 居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。 |
| 半壊 | 住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。 |
| 準半壊 | 住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。 |

- (注) (1) 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるよう建設された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
(2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の状態に復元し得ない状況に至ったものをいう。
(3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

2. 住居障害物の除去

(1) 除去の対象者

- ① がけ崩れ、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている者
- ② 自らの資力をもってしては除去できない者

(2) 除去作業

- ① 土木部建築住宅班は、業者等の協力のもとに除去作業を実施する。
- ② 除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。

(3) 応援要請

業者等の資機材及び人材が調達・あつ旋できない場合は管理部調整班を通じ府へ要請する。

3. 被災住宅の応急修理

府から委任された場合、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

(1) 応急修理の対象者

- ① 住家が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活ができない者
- ② 自らの資力をもってしては応急修理ができない者（詳細については、知事が決定する。）。

(2) 修理方法

災害救助法適用による応急修理は、府のあつ旋する建設業者によって知事が実施し、市長はこれに協力する。

(3) 修理の範囲

居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。

(4) 修理の期間

災害救助法適用による応急修理は、原則として災害発生の日から1か月以内に完了する。

4. 応急仮設住宅の供与

災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、府から委任された場合は、応急仮設住宅を建設し、供与する。

【応急仮設住宅建設の基本的な考え方】

- ① 高齢者・障がい者等に配慮した住宅の仕様を原則とし、通常の応急仮設住宅にあってもバリアフリー仕様を原則とする。
- ② 個々の身体状況や生活様式、単身や多人数世帯等の世帯構成等を考慮する。
- ③ 応急仮設住宅設置後の地域社会づくりを考慮する。

(1) 実施責任

災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の供与の実施は、知事が行い、市長はこれに協力する。

(2) 入居対象者

- ① 住家が全壊（全焼・流失）した者
- ② 居住する家がない者
- ③ 自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者

【入居決定の基本的な考え方】

- ① 入居の決定は、個々の世帯の必要度に応じて決定し、抽選等にはよらない。ただし、入居順番又は希望する応急仮設住宅への割り当てはこの限りではない。
- ② 入居決定にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者を優先するが、応急仮設住宅での生活が長期化することを考慮して、これらの要配慮者が集中しないことを考慮する。
- ③ 応急仮設住宅は、一時的に居住の場を提供するものであり、一定の期間が経過した後は、撤去されるべき性格であることを十分説明し、理解を得る。

(3) 応急仮設住宅建設用地

土木部建築住宅班は、管理部調整班と調整のうえ、平常時においてあらかじめ二次災害の危険のない応急仮設住宅建設適地を選定し、早期着工ができるよう準備しておき、応急仮設住宅建設用地を次の順位にしたがって決定する。

- ① 当面利用目的が決まっていない公共用地
- ② 都市公園
- ③ 民間の遊休地

(4) 入居者の選考

応急仮設住宅の入居者の決定は知事が行うが、市長はその補助機関として入居者選考委員会を設置し、必要に応じて民生委員の意見を聴取するなど、被災者の資力その他の生活条件を十分に調査して選考を行う。

(5) 供与期間

災害救助法適用による応急仮設住宅の供与できる期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

(6) 応急仮設住宅の管理

市は、府から要請があった場合、応急仮設住宅の管理を実施する。

5. 公営住宅等の一時使用

土木部建築住宅班は、公営住宅・公的住宅等の管理者に対し、被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

6. 市が管理する施設の応急対策

市管理施設のうち防災関連業務に必要な施設の点検、調査を迅速かつ的確に行い、応急措置を講じる。

(1) 応急措置が可能なもの

- ① 危険箇所があれば緊急に保安措置を講じる。
- ② 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を講じる。
- ③ 電気・ガス・通信等の応急措置及び補修が必要な場合は、関係機関と連絡をとり、実施する。

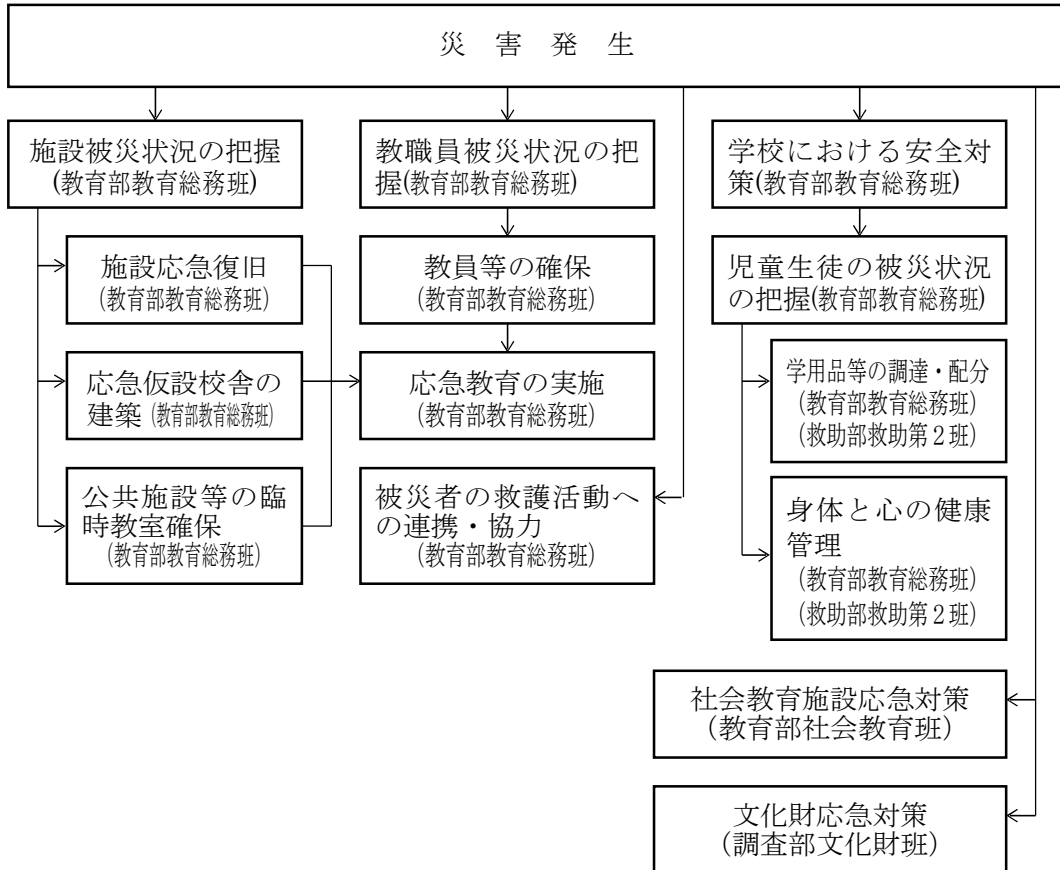
(2) 応急措置の不可能なもの

- ① 被害の防止措置を重点的に講じる。
- ② 防災関連業務に必要な建物で、機能確保のため必要がある場合は、仮設建築物の手配を行う。

第11節 文教応急対策

学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

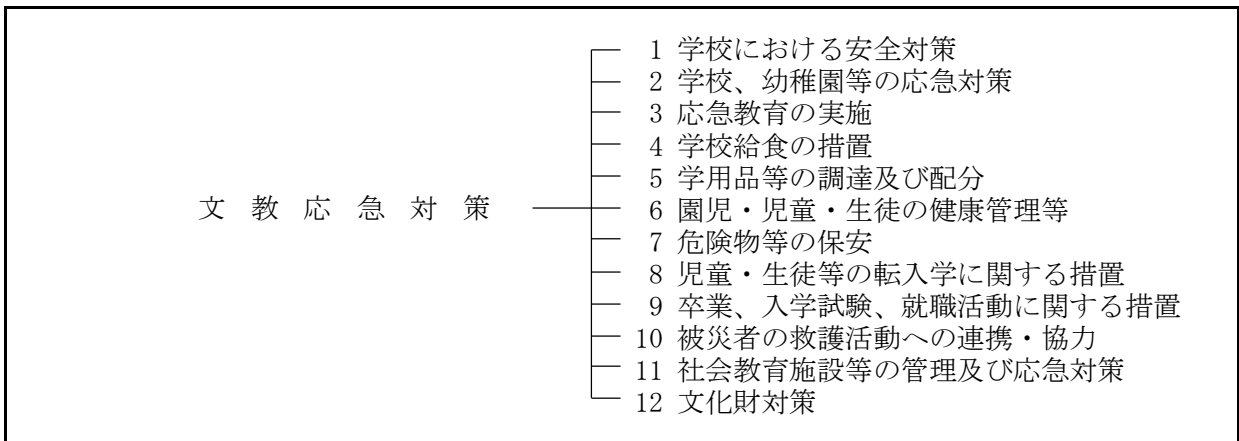
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

調査部（文化財班）、教育部（教育総務班、社会教育班）、救助部（救助第2班）

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 学校における安全対策

(1) 在校時の対策

児童生徒等の在校時に災害が発生した場合は、災害の状況に応じ、安全な場所への避難等の適切な安全対策を講じる。

(2) 寄宿舎等の対策

寄宿舎等においては、災害の状況に応じ、児童生徒等の安全な場所への避難等の安全対策に万全を期す。

(3) 在校時以外の対策

児童生徒等の在校時以外に発災した場合は、児童生徒等及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。

(4) 保護者への児童生徒等の引渡し

児童生徒等を引き渡すことが適切と判断される場合には、あらかじめ定めた方法により速やかに保護者と連絡をとり、安全、確実に実施する。

2. 学校、幼稚園等の応急対策

速やかに平常の教育活動が実施できるよう、施設設備の応急復旧及び代替校舎の確保など必要な措置をとる。

(1) 災害による被害の軽易な復旧は、その施設の長に委任する。

(2) 授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等を設置する。

(3) 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧が完了するまで管理監督するとともに、応急仮設校舎を建設する。

(4) 上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。

① 隣接校等との協議、調整を行い教室を確保する。

② 学校施設以外の教育施設及び公共建築物のほか、協力の得られる適当な民間施設を教室に利用する。

3. 応急教育の実施

(1) 応急教育の区分

教育部教育総務班は、災害によって施設が損傷、若しくは避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員・園児・児童・生徒及びその家族の、り災程度、避難者の収容状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分にしたがって応急教育を実施する。

- ① 臨時休校
 - ② 短縮授業
 - ③ 二部授業
 - ④ 分散授業
 - ⑤ 複式授業
 - ⑥ 上記の併用授業
- (2) 教育実施者の確保

教育委員会は、教員の被災等によって通常の授業が実施できない場合は、次の方法をもって教員の確保の応急措置を講じる。

- ① 各学校で、教員の出勤状況に応じて一時的な教員組織を編成する。
- ② 幼稚園については、助教諭、臨時講師を任用する。
- ③ 小中学校については、次の措置をとる。
 - ア 交通事情等によって勤務校に出勤できない教員は、出勤可能な市立学校へ赴き指導する。
 - イ 府教育委員会と協議し、臨時的任用、教員の派遣等、必要な補充措置を行う。
 - ウ 府教育委員会と協議し、出張指導による補充措置を講じる。

4. 学校給食の措置

教育部教育総務班は、災害を受けるおそれが解消した場合は、学校再開にあわせ速やかに学校給食が実施できるよう措置を講じる。ただし、被災状況等によって完全給食の実施が困難な場合は、応急給食を実施する。また、学校給食物資の確保及び応急給食の実施については、京都府学校給食会等と協議し、必要な措置を講じる。

なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。

- (1) 避難所となった学校において、非常緊急措置として学校給食施設で炊き出しを実施する場合
- (2) 給食施設が被害を受け、給食実施が不可能となった場合
- (3) 感染症の発生が予想される場合
- (4) 給食物資が入手困難な場合
- (5) その他給食の実施が適当でないと認められる場合

5. 学用品等の調達及び配分

- (1) 災害救助法が適用された場合
 - ① 教育部等の措置

救助部救助第1班において計画を樹立する。ただし、教科書については救助班の依頼があれば調査し、調達及び配給について協力する。

② 救助部の措置

ア 教科書

教育部に調査、調達、配分を依頼する。

イ 文房具及び通学用品

救助部が直接調査、調達、配分を実施する。

③ 学用品の給与基準

ア 対象

住家が全壊（焼）、流失、半壊又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒

イ 学用品の品目及び費用の限度

- 1) 教科書（教材を含む。）……………実費
- 2) 文房具……………災害救助法施行細則に定める限度額以内
- 3) 通学用品……………文房具と同じ

ウ 期間

- 1) 教科書……………災害発生の日から1箇月以内
- 2) 文房具及び通学用品……………災害発生の日から15日以内

(2) 災害救助法が適用されない場合

- ① 市町村教育委員会は、被害状況を調査し教科書をそう失又はき損した要保護、準要保護等の児童生徒で再購入困難と認める場合は、災害発生の日から1箇月以内に、府教育委員会を通じて一般社団法人教科書協会に無償補給の申請をするとともに京都府教科図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給する。
- ② 府立盲学校・聾学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒については、府教育委員会が上記に準じて行う。

6. 園児・児童・生徒の健康管理等

教育部教育総務班及び救助部救助第1班は、被災した園児・児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、府教育委員会、南丹保健所等と連携して健康診断、カウンセリング、電話相談を実施する。また、災害発生時における園児・児童・生徒及び教職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び防疫措置並びにそれらに必要な薬剤及び機材の確保が適切に行われるよう努める。

7. 危険物等の保安

学校等において管理する電気、ガス（高圧ガスを含む。）、危険薬品、アルコール、石油類その他の危険物の、災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講じる。

8. 児童・生徒等の転入学に関する措置

被災地から一時的に転校する児童生徒等に対し、災害の状況等に応じ、速やかに転入学の受入れ及び教科書、学用品等の支給が行われるよう必要な措置を講じる。

9. 卒業、入学試験、就職活動に関する措置

教育に関する応急措置の期間が卒業、入学試験、就職活動等の時期に及ぶ場合は、必要に応じその円滑な実施のため適切な措置を講じる。

10. 被災者の救護活動への連携・協力

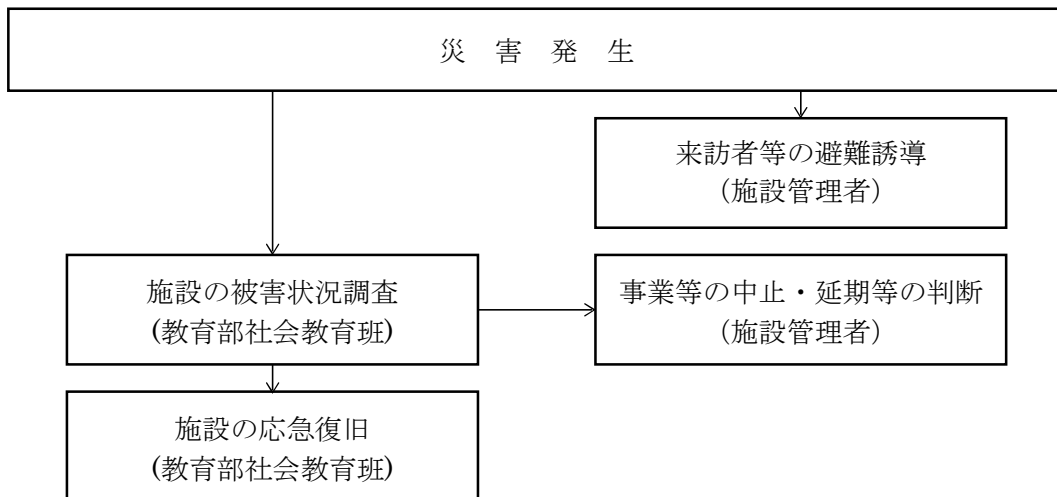
学校等が避難所やボランティアの活動拠点となる場合は、早期の教育機能の回復に配慮しつつ、円滑な運営等に関し管理部調整班等と連携を図る。

また、必要に応じ、学校給食施設等の活用した炊き出し等について協力するとともに、災害の状況に応じ、教職員が災害救援活動等に協力できるよう人的支援体制を整備するなど円滑な活動が行われるよう努める。

11. 社会教育施設等の管理及び応急対策

社会教育施設等の管理者は、人命の安全確保と施設の管理に努める。

《応急対策の流れ》

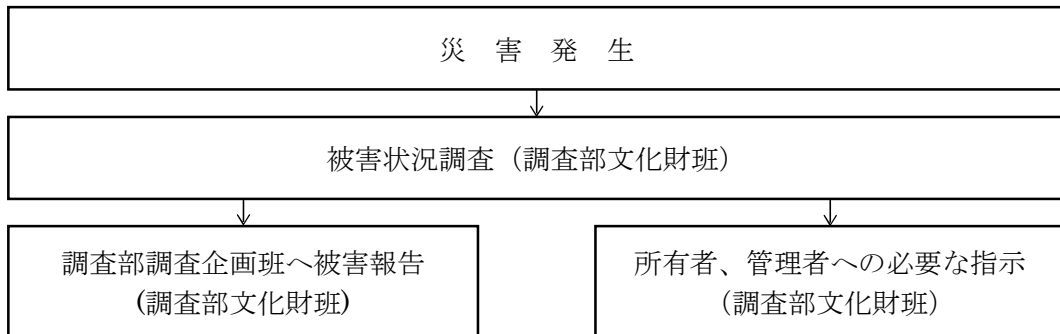


- (1) 施設の管理者は、施設で開催されている事業等の中止、延期又は利用者による事業を中止し、施設内における人命の安全を確保する。
- (2) 施設利用者の来館時においては、消防計画に基づき適切に避難誘導を行うとともに、混乱防止に努める。
- (3) 施設の管理者は、建物等の被害の調査を早急を実施し、危険箇所の応急的な安全措置を講じる。

12. 文化財対策

調査部文化財班は、文化財の被害調査を行うとともに、その応急復旧に協力するよう努める。

《応急対策の流れ》

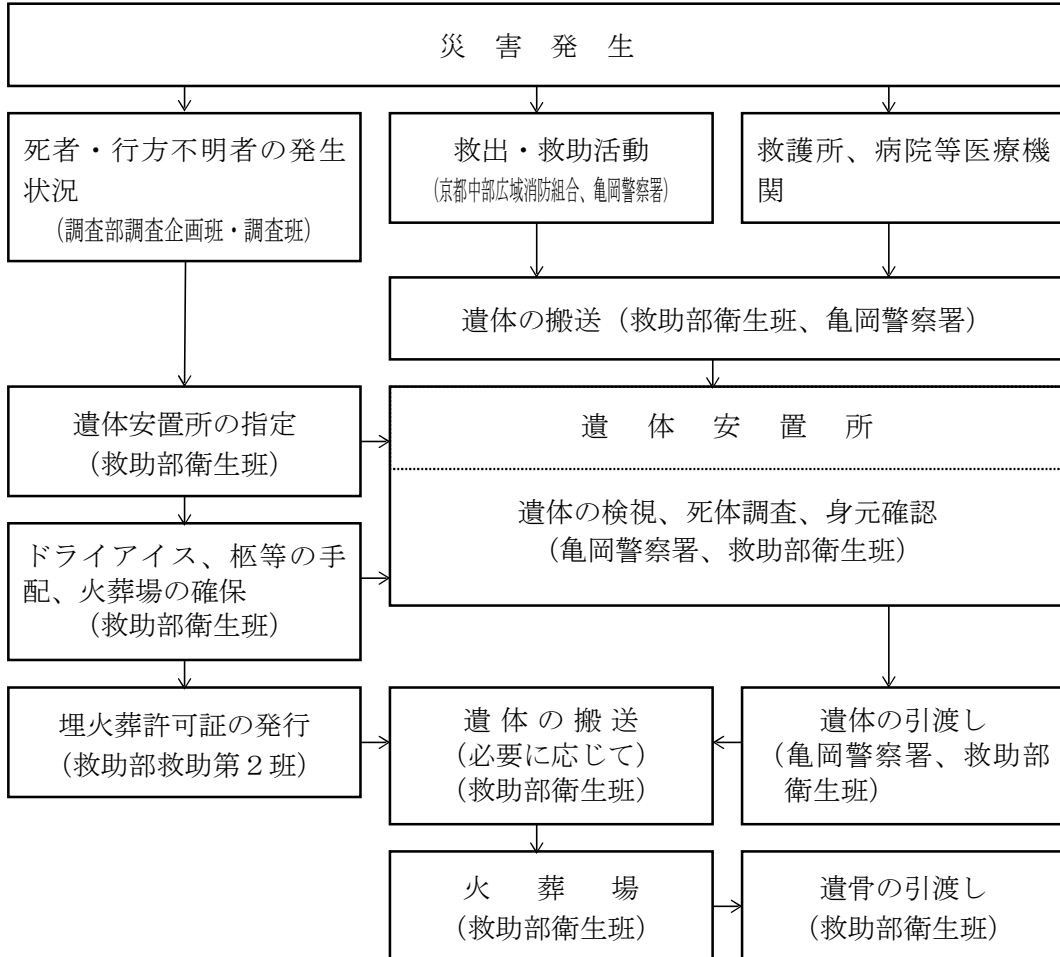


- (1) 調査部文化財班は、災害発生後直ちに市内の文化財の被害について調査する。
- (2) 調査部文化財班は、被害調査後、判明した状況から文化財の所有者及び管理者に対し以下に示す必要な指示を行い、被害の拡大防止と保護に努める。
 - ① 被害が小さい時は所有者及び地元関係者と連絡をとり、応急修理を施す。
 - ② 被害が大きい時は損壊の拡大を防ぎ、覆屋などを設け、その後の復旧計画を待つ。
 - ③ 被害の大小にかかわらず、防護柵等を設けて現状保存を図れるようにする。
 - ④ 美術工芸品の所有者・管理者の文化財の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設置の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じる。

第12節 遺体の収容・処理及び埋火葬

関係機関と連携のうえ、遺体の収容・処理及び埋火葬について、必要な措置を講じる。

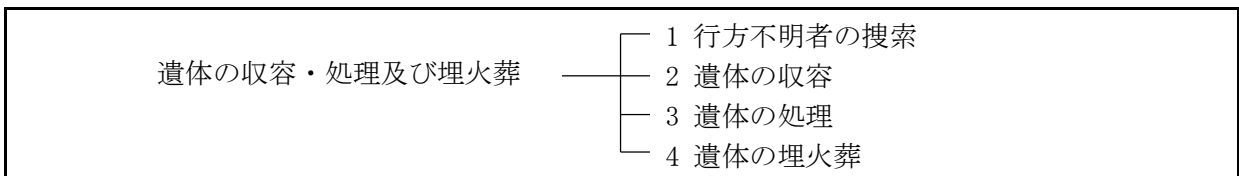
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

救助部（救助第2班、衛生班）、調査部（調査企画班、調査班）、関係機関

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 行方不明者の搜索

(1) 行方不明者の搜索については、災害の規模等の状況を勘案して、市長が消防機関及び亀岡警察署に協力を要請して実施する。

また、調査部調査企画班・調査班は、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。

- (2) 行方不明者の捜索期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし10日間を経過してもなお捜索を要する場合には、本部長（市長）の指示によって継続して実施する。
- (3) 災害業務関係者が救出作業、又は行方不明者捜索中に遺体を発見した場合は、速やかに所定の手続きをとる。

2. 遺体の収容

(1) 遺体を発見した場合の措置

- ① 遺体を発見した場合、発見者は速やかに警察署等に連絡する。
- ② 発見した遺体を警察署若しくは遺体安置所へ搬送する。

(2) 遺体の収容

① 遺体安置所

大規模災害等により多数の遺体を取り扱わなければならない場合は、公共施設等の中から災害状況に応じて遺体安置所を選定し、適宜施設管理者、警察署と協議して開設する。

② 検視・検案等

警察は、警察署若しくは遺体安置所で検視、死体調査を行う。

ア 遺体の受付

イ 検視官による検視、死体調査、医師による検案（身体洗浄、着衣の洗浄等含む）

ウ 必要により大学で解剖を実施。

3. 遺体の措置

救助部衛生班は、医療機関等の関係機関の協力を得て、遺体の措置を実施する。

(1) 遺体の措置方法

① 遺体の措置範囲

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

検視が終了した遺体に対し必要に応じて洗浄を行い、ペースメーカー等の埋込がある場合は、検案医等医師が摘出の上、縫合を施す。

イ 遺体の一時保存

(ア) 浴衣等を着用の上納棺し、ドライアイスなどで防腐処理を行った上で遺体安置所に安置する。（解剖が必要な遺体は、縫合等を施すことなく別保管する。）

(イ) 遺体の着衣、所持品、貴重品等、遺体と共に返還できるよう管理する。

② 資機材等や車両の調達

ア ドライアイス、柩等の遺体の処理に係る資機材を、速やかに調達する。

イ 資機材等や車両の調達が困難な場合は、府に応援を要請するほか、葬儀業者等に協力を要請する。

③ 遺体の身元確認と引継ぎ

ア 遺体身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成したうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

また、身元が明らかとなり返還が可能となった場合は、検案書を交付の上、遺体を遺族又は関係者へ引き渡す。

イ 身元が判明しない遺体については、警察等は引き続き身元確認のための調査等を行い、一定期間経過後も身元不明の場合は、戸籍法、死体取扱規則及び災害救助法、又は行旅死亡人取扱法等の法令に基づき措置する。

④ 遺体の引取り

ア 身元が判明し、引取人がある場合は、速やかに遺族等へ引き渡す。

イ 遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。

(2) 遺体処理の期間

① 遺体処理の期間は、原則として災害発生から10日間とする。

② 災害発生から10日間で処理が終了しない場合は、必要に応じて期間の延長手続き（災害救助法施行細則に基づく知事への申請手続き）をとる。

(3) 遺体処理のための書類

遺体処理にあたっては次の書類を整理する。

① 遺体処理台帳

② 遺体処理支出関係書類

4. 遺体の埋火葬

救助部衛生班は、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、遺体の埋火葬を行う。

(1) 遺体の埋火葬方法

① 対象者は、災害によって死亡した者とする。

② 市内の火葬場で対応できない場合は、府及び他の市町村に協力を要請し火葬場を確保する。

③ 遺体の搬送に必要な車両は、場合によっては霊柩車以外の車両を使用できることとし、管理部調達班が確保する。

④ 身元が判明しない遺体は、本部長（市長）の判断で埋火葬許可証の交付を受け火葬を行い、火葬後の遺骨は救助部衛生班が一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。

(2) 埋火葬の期間

① 遺体の埋火葬の期間は、原則として災害発生から10日間とする。

② 災害発生から10日間で埋火葬が終了しない場合は、期間の延長手続き（災害救助法施行細則に基づく知事への申請手続き）をとる。

(3) 埋火葬に関する書類

埋火葬を実施するために必要な次の書類を作成する。

① 埋葬・火葬台帳

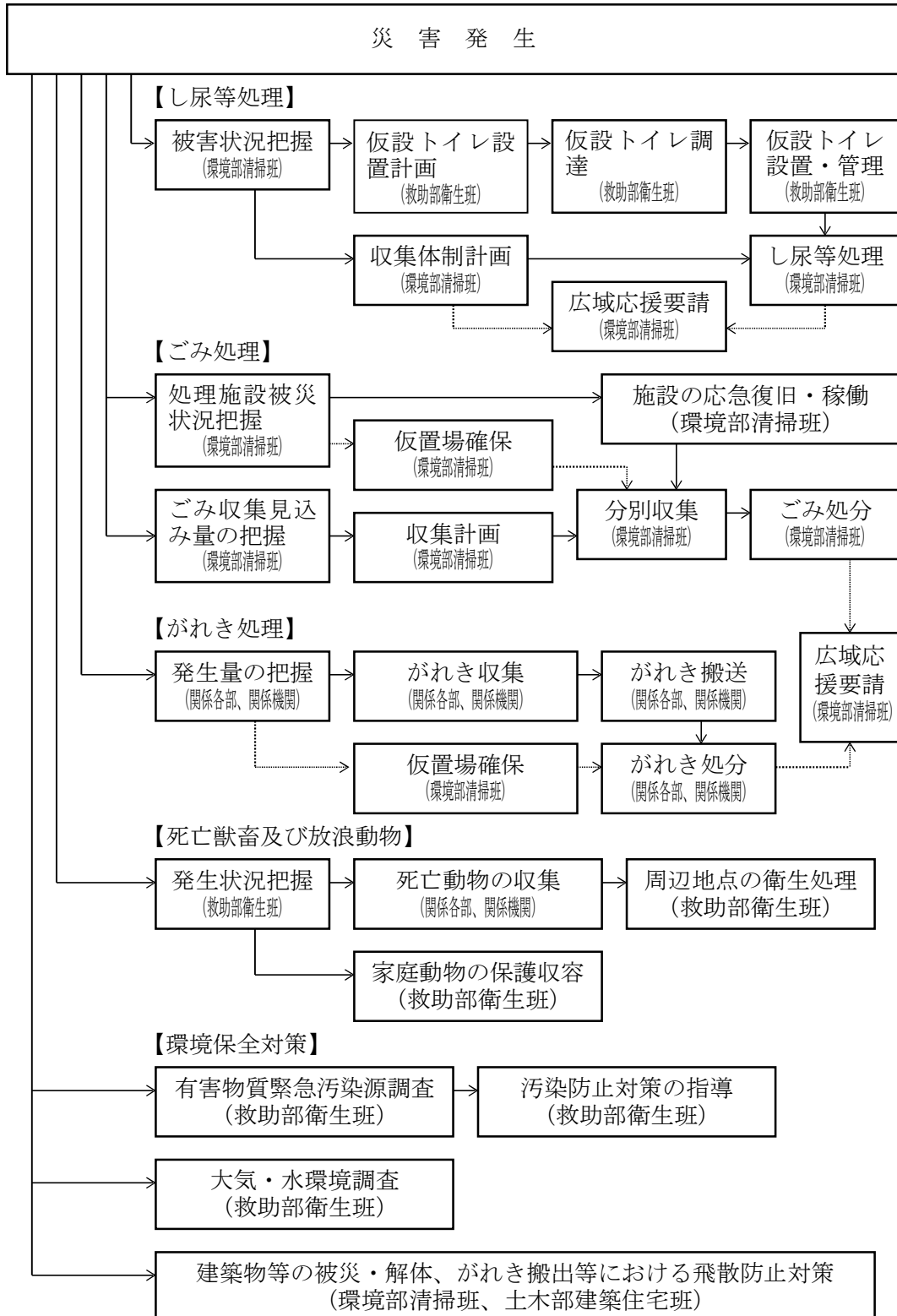
② 埋葬・火葬支出関係書類

（資料編 風水 2-3-12-1～5）

第13節 廃棄物の処理

し尿等、ごみ及びがれきについて、被災地の衛生状態の保持及び迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、災害廃棄物処理計画に基づき、適切な処理を実施する。

《応急対策の流れ》

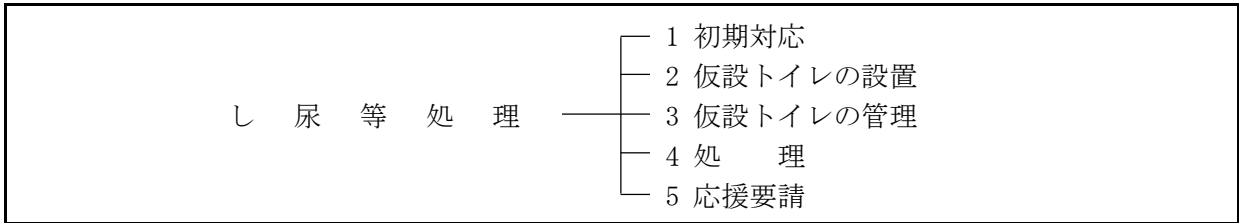


1. し尿等処理

《実施担当機関》

救助部（衛生班）、環境部（清掃班）

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 初期対応

救助部衛生班は仮設トイレの必要数を把握し、速やかに仮設トイレを設置する。

- ① 水道・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域における、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- ② し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- ③ 被災者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

(2) 仮設トイレの設置

① 仮設トイレ設置の基準

仮設トイレを次の基準を目安として設置する。

【仮設トイレの設置基準】

仮設トイレ設置箇所数：5箇所／1,000世帯

仮設トイレ設置台数：1台／50人

② 仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために、関係業者等と早急に連絡をとるとともに、府に協力を要請する。

また、同時に次の手配も行う。

- ア トイレットペーパー
- イ 清掃用品
- ウ 屋外設置時の照明施設

③ 仮設トイレの設置

- ア 仮設トイレは、避難所等公共施設に優先的に設置する。
- イ 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、関西電力送配電株式会社と協議のうえ、照明施設を設置する。

④ 設置期間

水道・下水道施設等の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

(3) 仮設トイレの管理

救助部衛生班は、関係業者等と協力し、仮設トイレの管理を行う。

- ① し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、くみ取り消毒を行う。
- ② 設置場所の管理者及び自主防災組織等の住民に対して、日常の清掃等の管理を要請する。

(4) 処 理

環境部清掃班は、処理場の被害状況に応じてし尿等の処理の体制を確定する。

(5) 応援要請

環境部清掃班は、市単独でし尿等の処理が困難な場合は、必要に応じ府、他の市町村、関係団体に応援を要請する。

【関連協定】

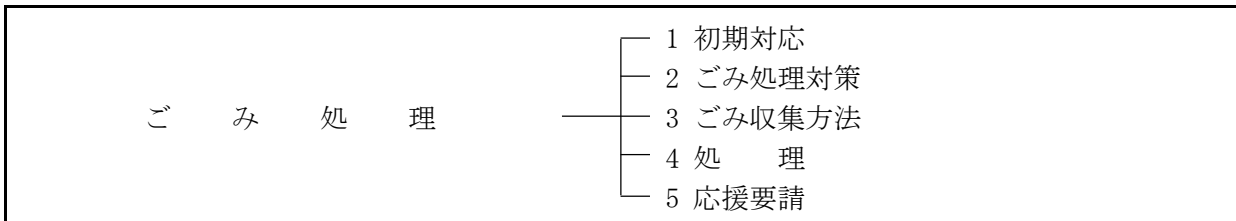
災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る無償団体救援協定（京都府・京都府環境整備事業協同組合）

2. ごみ処理

《実施担当機関》

環境部（清掃班）

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 初期対応

環境部清掃班は、ごみの処理に必要となる情報を把握する。

- ① 避難所をはじめ被災地域におけるごみの処理見込み量を把握する。
- ② ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) ごみ処理対策

環境部清掃班は、災害廃棄物を、なるべく早く収集・処分するよう努める。

① 一般廃棄物の処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分の基準）に基づき、災害発生の日からなるべく早く収集・運搬し、処分する。

② 塵芥、汚泥等の収集及び処理

塵芥、汚泥等については、焼却処分若しくは最終処分する。

(3) ごみ収集方法

- ① 防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高い可燃ごみは、災害対策本部の収集計画に基づき、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。
- ② ごみの分別は燃やすごみ、埋立ごみ、資源ごみ（空カン・空ビン・ペットボトル）、可燃性粗大ごみ、有害ごみの7区分とする。

(4) 処理

- ① 処理施設は、速やかに点検を行い稼働できるよう措置を講じる。
- ② 処理施設での処理能力を上回る大量ごみが発生した場合は、周辺の環境に留意し、公有地等を仮置場として利用するとともに、他の市町村に対し、ごみ処理についての協力を要請する。

(5) 応援要請

環境部清掃班は、市単独でごみの処理が困難な場合は、必要に応じ府、他の市町村、関係団体に応援を要請する。

【関連協定】

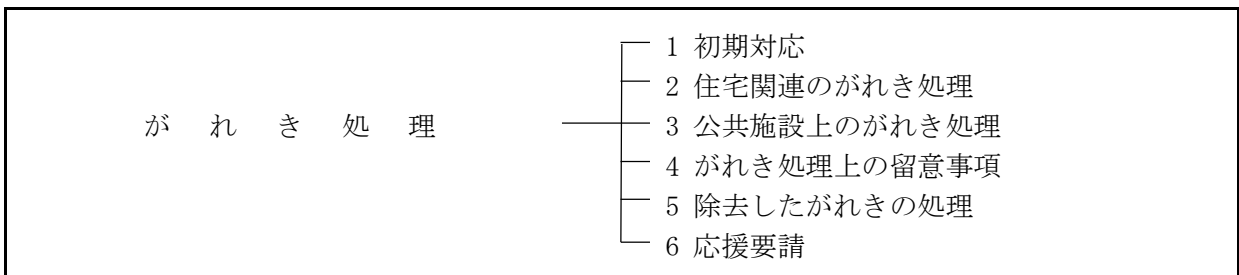
災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定（京都府・公益社団法人京都府産業資源循環協会）

3. がれき処理

《実施担当機関》

土木部、環境部（清掃班）、関係機関

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 初期対応

関係各部及び関係機関はがれき処理に必要となる情報を把握し、応急対策を実施する。

- ① がれきの発生量を把握する。
- ② がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

(2) 住宅関連のがれき処理

関係各部及び関係機関は、環境部清掃班と連携して、住家及びその周辺に発生したのがれきを、速やかに処理する。

(3) 公共施設上のがれき処理

【関連協定】

大規模災害発生時における緊急対応に関する協定（亀岡建設業協会）

① 主要道路上のがれき処理

土木部土木管理班は、災害時における道路の巡視を行い、道路に障害を及ぼしているがれきについて、関係団体等の協力を得て除去・処理する。

② 河川関係のがれき処理

土木部土木管理班は、災害時における管内河川等の巡視を行うとともに、流水に支障を来たしているがれきについて、関係団体等の協力を得て除去・処理する。

③ 鉄軌道上のがれきの処理

西日本旅客鉄道株式会社は、鉄軌道上のがれきを除去・処理する。

(4) がれき処理上の留意事項

がれきの除去・処理を実施するにあたっては、次の点について十分留意する。

① 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。

② 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

③ がれきの適正な分別・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

④ アスベスト等有害ながれきについては、飛散のおそれのある箇所について、飛散・ばく露の防止措置を行うとともに、適切処理に関する知識を有する者に処理を委託し、市民の健康管理に十分配慮する。

(5) 除去したのがれきの処理

① 多量のがれきが発生した場合は、公共地等を仮置場として選定する。

② 倒壊家屋等からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、不燃、可燃等に分別して、仮置場へ直接搬送する。

なおアスベスト等有害ごみについては、適切処理に関する知識を有する者によって処理する。

③ 可燃物で再使用不能のものは、環境部清掃班において焼却する。

④ 必要に応じ、仮置場に、がれきの選別、焼却施設等を廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づき設置し、最終処分の円滑化を図る。

(6) 応援要請

環境部清掃班は、市単独でがれきの除去・処理が困難な場合は、必要に応じ府、他の市町村、関係団体に応援を要請する。

【関連協定】

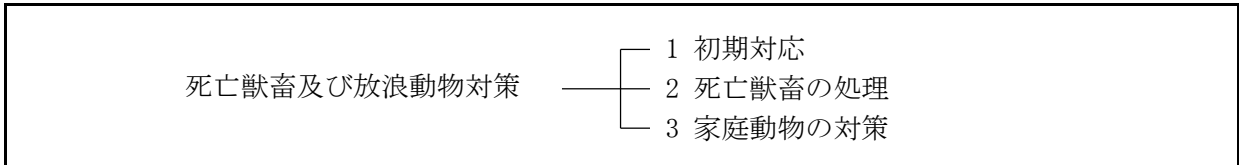
災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定（京都府・公益社団法人京都府産業資源循環協会）

4. 死亡獣畜及び家庭動物対策

《実施担当機関》

救助部（衛生班）、関係機関

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 初期対応

死亡獣畜及び家庭動物の発生状況を把握する。

(2) 死亡獣畜の処理

① 処理責任者

災害によって死亡し、放置された犬猫等は、救助部衛生班が収集・処理を行う。

② 処理方法

ア 救助部衛生班は、死亡獣畜発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集する。救助部衛生班は、消毒その他の衛生処理を行う。

イ 収集された死亡獣畜は、定めた方法に基づき焼却する。

(3) 家庭動物の対策

災害発生後、被災によって、飼育されていた犬等の放浪による市民への危害発生を防止するため、これら家庭動物の保護収容等の対策については、府健康福祉部、府獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、そのつど関係機関と協議して決めるが、概ね次を目安として行う。

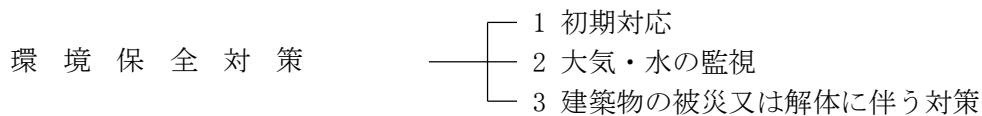
- ① 家庭動物の保護収容
- ② 避難所で飼育されている動物に対する餌の配布
- ③ 負傷している動物の収容・治療
- ④ 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し
- ⑤ 特定動物が逃走した場合の措置
- ⑥ その他動物に関する相談の受付

5. 環境保全対策

《実施担当機関》

| |
|-----------------|
| 救 助 部 （ 衛 生 班 ） |
|-----------------|

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 初期対応

救助部衛生班は、被災によって有害物質が漏洩した場合、大きな環境汚染のおそれがある主要工場については、災害発生後できる限り速やかに電話、現地調査その他の方法によって緊急汚染源調査を行う。

また、必要に応じて適切な措置を講じるよう指導する。

(2) 大気・水の監視

災害が発生した場合の環境調査についてそのつど国・府・関係機関等と協議して決める。

(3) 建築物の被災又は解体に伴う対策

① 粉塵飛散防止対策

救助部衛生班は、土木部建築住宅班と協力して、建築物の解体作業現場における粉塵飛散防止対策を指導する。

② アスベスト飛散防止対策

ア 特定粉じん排出作業を伴う建設工事の発注者は自主施工者に対し、大気汚染防止法第18条の15の規定による特定粉じん排出等作業実施届を事前に京都府南丹保健所あてに届けるよう指導する。

イ 吹付けアスベスト使用建築物、又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、次の対策を講じるよう指導する。

1) 事前に除去できる場合は、事前に除去するなどの補修対策を実施する。

2) 事前に除去できない場合及び使用の有無が確認できない場合は、薬剤の散布による固化又は散水の実施のうえで作業を行う。

3) 全壊した建物で、飛散のおそれがある場合は、直ちにシートによる囲い込みを行う。

ウ 吹付けアスベスト使用建築物、又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、解体・撤去工事を行う業者に対して工事完了後の報告を求める。

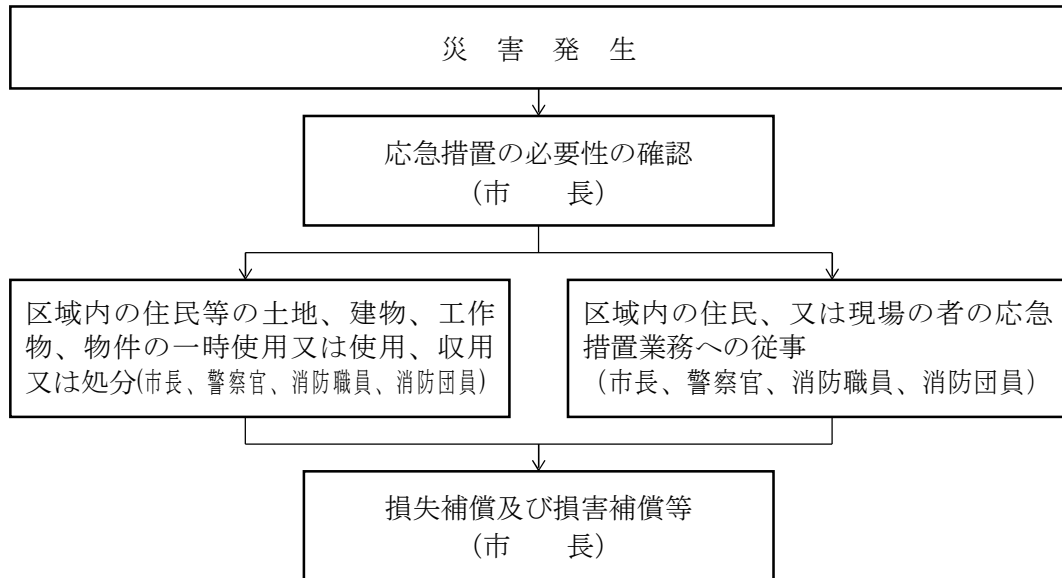
③ がれき等の搬出時の飛散防止対策

がれき等の搬出を行う車両については、運搬時の荷台シートカバーを義務づけるとともに、その他知事が定める作業基準が守られるよう必要な措置を講じる。

第14節 応急公用負担等

災害が発生し、又は発生する可能性が高い場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認められるとき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第64条の規定に基づいて一定の区域内の土地、建物又は工作物等を使用又は収用し、さらには区域内の住民等を応急措置の業務に従事させること等により、必要な措置を行う。

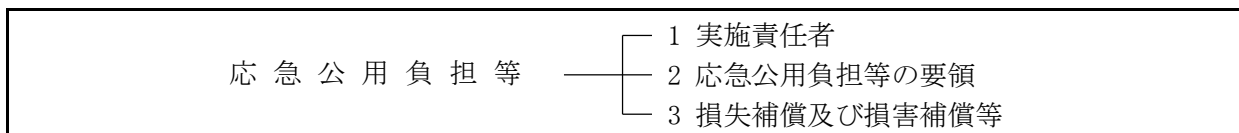
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

市長（市長の権限を行使する市の職員）、警察官、消防職員、消防団員

《対策の体系》



《対策の展開》

1. 実施責任者

- (1) 応急公用負担等の権限の行使は市長が行うものとする。
- (2) 市長若しくは、市長の権限を行使する市の職員が現場にいないとき、又は市長等から要求があったときは、警察官が応急公用負担等の権限を行使するものとする。
- (3) 消防のため、緊急の必要がある場合の応急公用負担の権限の行使は、消防団員が行うものとする。

(4) 水防のため、緊急の必要がある場合の応急公用負担の権限の行使は、水防管理者又は消防機関の長もしくはこれらの者の委任を受けたものが行うものとする。

① 公用負担権限証明書

水防管理者又は消防機関の長はその職を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者はその証明書を携行し、必要な場合はこれを提示すべきものとする。

② 公用負担命令書

公用負担を命じる権限を行使する際は、原則として、公用負担命令書を目的物の所有者、管理者又はこれらに準じた者に手渡して行うものとする。

2. 応急公用負担等の要領

(1) 災害が発生し、又は発生する可能性が高い場合において、応急措置を実施するための応急公用負担等の対象及び内容は次のとおりとする。

① 市長

ア 区域内の住民、応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置業務に従事させること。

イ 区域内の他人の土地、建物、その他工作物を一時使用すること。

ウ 区域内の他人の土地、竹木、その他の物件を使用又は収用し、処分すること。

② 消防職・団員等

ア 消防職員・消防団員

1) 火災が発生し、又は発生しようとしている消防対象物及びこれらのものの存在する土地を使用し、処分又は使用を制限すること。

2) 緊急の必要があるとき、火災現場付近にいる者を、消火若しくは延焼の防止、又は人命の救助その他の消防活動に従事させること。

イ 消防長、消防署長

延焼のおそれのある消防対象物及びこれらのものの存在する土地を使用し、処分又はその使用を制限すること。

ウ 水防管理者、消防機関の長

1) 水防の現場における必要な土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資材を使用し、若しくは収用し、車その他の運搬具若しくは、器具を使用し、又はその他の障害物を処分すること。

2) 水防のため、やむを得ない場合には、水防管理団体の区域内の住民、又は水防の現場にいる者を水防活動に従事させること。

③ 手続き

ア 人的公用負担は、相手方に口頭で指示するものとする。

イ 物的公用負担は、次により行うものとする。

1) 工作物等の使用、収用

i) 使用又は収用を行うときは、対象となる土地、建物等の占有者、所有者、その他土地、建物等について権限を有する者に対して、その土地、建物等の名称又は種類、形状、数量、所在した場所、その処分の期間又は期日その他必要な事項を通知するものとする。

ただし、緊急の場合は、事後において速やかに通知するものとする。

ii) 通知すべき占有者等の氏名及び住所が不明の場合は、対象となる土地、建物等の名称、種類等の通知すべき事項を、市又は亀岡警察署に掲示し、通知に代えるものとする。

2) 工作物等の障害物の除去

i) 市長、警察官が障害物（災害を受けた工作物等）を除去した場合、市長、警察署長は、適正な方法で保管するものとする。

ii) 保管した場合、当該工作物等の占有者、所有者、その他権限を有する者に対して、返還するため必要な事項を公示するものとする。

iii) 保管した工作物等が、滅失又は破損のおそれがある場合、若しくは保管に不相当な費用や手数料を要する場合は、売却し、その代金を保管するものとする。

iv) 工作物等の保管、売却、公示等に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき占有者、所有者等が負担するものとする。

v) 工作物等の保管に関する公示の日から起算して、6ヵ月を経過しても当該工作物等、又は売却した代金を返還する相手方が不明の場合、市長が保管する工作物等は市に、警察署長が保管する工作物等は府に帰属する。

3. 損失補償及び損害補償等

(1) 区域内において物的公用負担により、通常生ずべき損失があった場合には、損失補償を行うものとする。

(2) 区域内の住民、又は現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合について、実費弁償は行わないものとする。

ただし、応急措置業務に従事したことにより、負傷等をしたときは、条例の定めに従い損害補償するものとする。

(資料編 風水2-3-14-1・2)

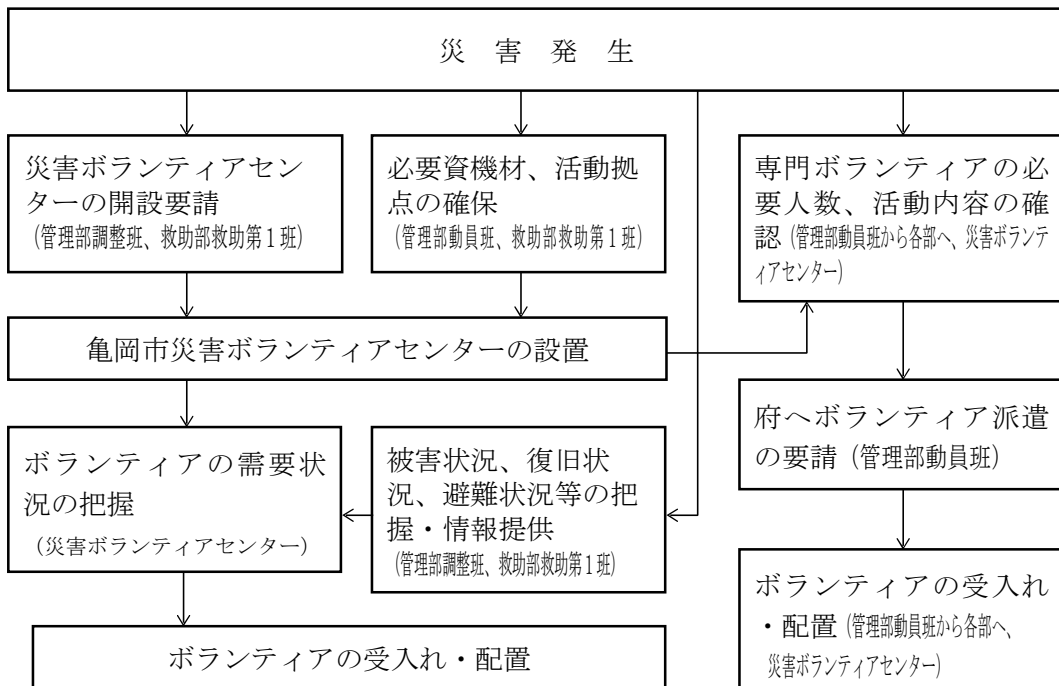
第15節 自発的支援の受入れ

各地から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関との連携を密にし、適切に対処するよう努める。

1. ボランティアの受入れ

府、日本赤十字社京都府支部、京都府社会福祉協議会、亀岡市社会福祉協議会、亀岡市災害ボランティアセンター、その他ボランティア活動推進機関と相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

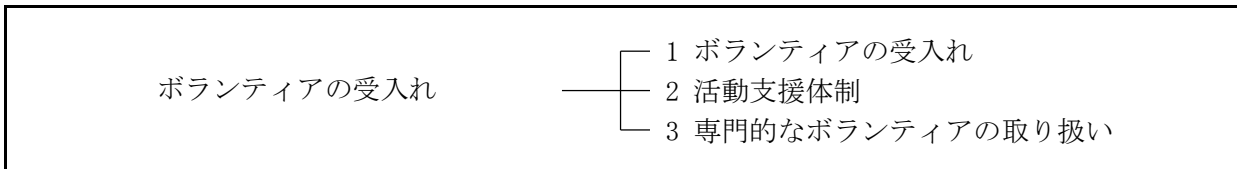
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》

管理部（調整班、動員班、調達班）、救助部（救助第1班）、関係機関

《対策の体系》



《対策の展開》

(1) ボランティアの受入れ

① 活動内容

亀岡市災害ボランティアセンター及び各部は、次のような活動内容のボランティアの協力を得る。

- ア 被災住民のニーズに応じた支援
- イ 救助物資の仕分け・配付
- ウ 高齢者・障がい者など要配慮者の介助
- エ 避難所内における給食・清掃などの運営補助
- オ 要配慮者などのニーズ把握や安否確認
- カ その他被災者に対する支援活動

② 人材の確保

亀岡市災害ボランティアセンターは、ボランティアの需要情報を把握し、ボランティアを受け入れ、配置する。

また、災害の状況により、多くのボランティアが必要な場合等は、府災害ボランティアセンターと連携し、人材の確保を図る。

【ボランティアの需要情報】

- | |
|--------------|
| ① 活動分野 |
| ② 活動場所 |
| ③ 活動期間 |
| ④ 必要人数 |
| ⑤ 活動場所への移動手段 |
| ⑥ 受入れ窓口等 |

(2) 活動支援体制

① 必要資機材、活動拠点の提供

管理部動員班・調達班、救助部救助第1班は、亀岡市災害ボランティアセンターと連携し、ボランティア活動に必要な資機材及び活動拠点の整備を行う。

② 災害情報の提供

亀岡市災害ボランティアセンターは、亀岡市災害対策本部（救助部救助第1班、管理部調整班）と互いに情報を共有し、ボランティア関係団体に対して災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供するとともに、ボランティアからもたらされる情報についても積極的に受入れる。

(3) 専門的なボランティアの取り扱い

① 人材の確保

医療救護や障害物の除去、建築物の被災度判定等の災害応急対策において、市単独では人材が不足する場合、各部が必要とする災害応急対策活動の内容、人数等を把握し、府を通じ、府災害時等応援協定ネットワーク会議等との連携を図りながら人材を確保する。

災害救助法第24条の業務指示命令で定められた内容は次のとおりである。

- ア 医師、歯科医師又は薬剤師

- イ 保健師、助産師又は看護師
- ウ 土木技術者又は建築技術者
- エ 大工、左官又はとび職
- オ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者
- カ 鉄道事業者及びその従業者
- キ 軌道経営者及びその従事者
- ク 自動車運送事業者及びその従事者

【参考 京都府災害時等応援協定ネットワーク会議構成団体 (45団体)】

(公社) 京都府助産師会、(公社) 京都府看護協会、(公社) 京都府食品衛生協会、(公社) 京都府栄養士会、(公社) 京都府獣医師会、(公社) 京都市獣医師会、京都府警友会、(一社) 京都府建築士会、(一社) 京都府建築士事務所協会、京都府漁業協同組合、(一社) 日本アマチュア無線連盟京都府支部、(一社) 京都府医師会、(一社) 京都府薬剤師会、(公社) 隊友会京都府隊友会、(一社) ジャパンケネルクラブ、(N) 日本レスキュー協会、(N) 全国災害救助犬協会、(一社) 京都府警備業協会、(一社) 日本自動車連盟関西本部京都支部、京都府環境整備事業協同組合、(公社) 京都府産業資源循環協会、(一社) 全国霊柩自動車協会、(一社) 京都府トラック協会、(一社) 京都府建設業協会、(一社) 京都府バス協会、(一財) 全国福祉輸送サービス協会近畿支局京都支部、(一社) 京都電業協会、京都中央葬祭業協同組合、(公社) 京都府柔道整復師会、(一社) 京都府自動車整備振興会、(一社) 京都府建物解体協会、(一社) 京都府解体工事業協会、(N) 災害救助犬ネットワーク、全京都建設協同組合、(公社) 日本青年会議所近畿地区京都ブロック協議会、京都瓦工事組合連合会、(一社) 日本希少難病患者災害支援対策機構、(公社) 京都ビルメンテナンス協会、(一社) 京都府歯科医師会、(一社) 全国地質調査業協会連合会、京都倉庫協会、(公社) 京都府宅地建物取引業協会、(公社) 全日本不動産協会、(公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会、(公財) 日本賃貸住宅管理協会

(オブザーバー)

京都府災害ボランティアセンター、京都市災害ボランティアセンター

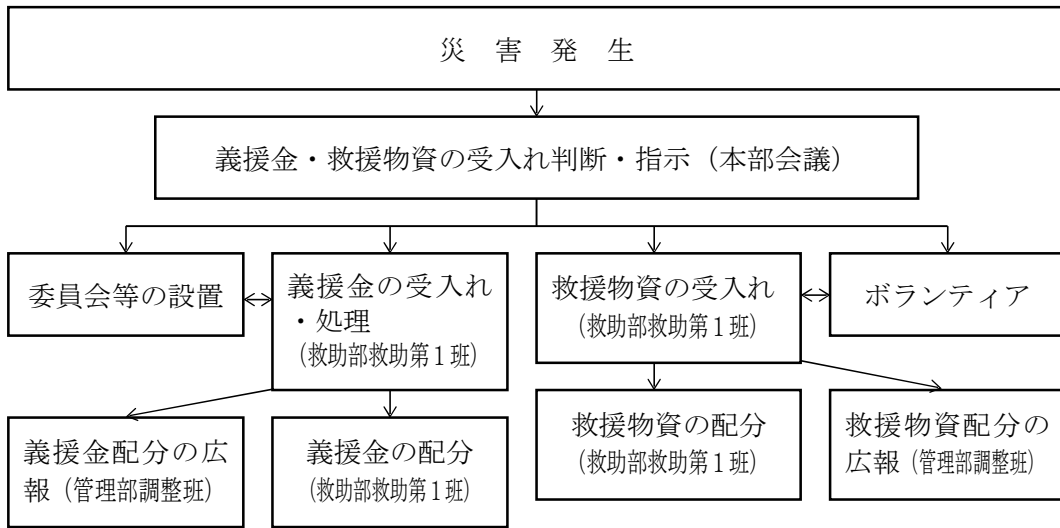
② 受入れ及び配置

受入れ及び配置については、管理部動員班が行う。

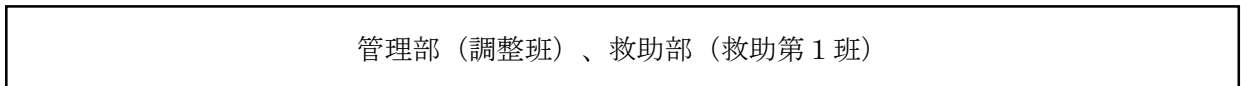
2. 義援金・救援物資の受入れ及び配分

寄託された義援金・救援物資の受入れ及び配分を行う。

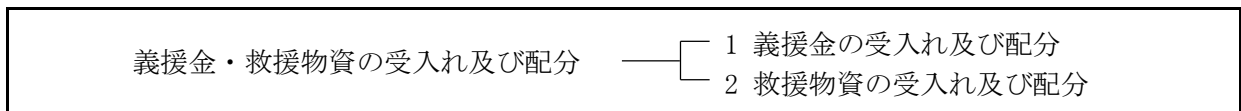
《応急対策の流れ》



《実施担当機関》



《対策の体系》



《対策の展開》

(1) 義援金の受入れ及び配分

① 受入れ

救助部救助第1班は、義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。

② 配分

ア 義援金の配分については、救助部及び関係部長協議の上、配分計画を決定する。

イ 救助部救助第1班は、定められた方針、所定の手続きを経て被災者に情報を提供し、配分する。

(2) 救援物資の受入れ及び配分

① 受入れ

ア 救助部救助第1班は、市役所等に救援物資の受付場所を開設し運営を行う。

イ 救助部救助第1班は、仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。

ウ 救援物資の申し出があった場合は次のことを要請する。

- 1) 救援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量がわかるように表示すること。
- 2) 複数の品目を梱包しないこと。
- 3) 近隣で協力者のある場合はその方々と連携を図り、小口の救援物資を避けること。
- 4) 腐敗する食料は避けること。

② 救援物資の配分

救援物資の配分については要配慮者を優先し、救助部救助第1班が実施する。

③ 救援物資の搬送

ア 府及びその他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた一時集積所に受け入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

イ 搬送は、管理部調達班の管理のもと、ボランティアの協力を得て実施する。

第3編 風水害等災害復旧計画

第1章 民生安定のための緊急措置に関する計画

第1節 生活確保対策計画

風水害等災害により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起・更生するように、被災者に対する職業のあっ旋、資金の融資等について定め、被災者の生活を確保することについての対策を定める。

《実施担当機関》

救 助 部

《対策の展開》

1. 職業あっ旋計画

救助部は、風水害等災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、被災者の被災状況等を勘案の上、公共職業安定所と緊密な連絡をとり、公共職業安定所を通じ、速やかにそのあっ旋を図り、あわせて府との連絡調整を行い雇用の安定を図る。

2. 融資計画

風水害等災害により被害を受けた生活困窮者等に対して、次に示す生業資金等を貸し付けることにより生活の安定を図る。それぞれの融資要領は、「府防災計画 一般計画編第4編第1章第4節」に準拠する。

- (1) 災害救助法による生業資金の貸与（別途災害援護資金貸付制度及び生活福祉資金貸付制度が設けられているので、原則としてのこの制度による資金の活用を図る。）
- (2) 「災害弔意金の支給等に関する法律」による災害援護資金の貸付
- (3) 生活福祉資金の緊急貸付
- (4) 母子・寡婦福祉資金の緊急貸付

3. 弔意金支給計画

「災害弔意金の支給等に関する法律」により災害弔意金を支給するものであり、その支給要領は、「府防災計画 一般計画編第4編第1章第5節」に準拠する。

4. 被災者生活再建支援金支給計画

- (1) 「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給

① 制度の対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市区町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、

5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

オ ア～ウの区域に隣接し、

5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、

5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

② 制度の対象となる被災世帯

①の対象災害により

- ア 住宅が「全壊」した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

③ 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

| 住宅の被害程度 | 全壊 (②アに該当) | 解体 (②イに該当) | 長期避難 (②ウに該当) | 大規模半壊 (②エに該当) |
|---------|---------------|---------------|-----------------|------------------|
| 支給額 | 100万円 | 100万円 | 100万円 | 50万円 |

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

| 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修 | 賃借 (公営住宅以外) |
|---------|-------|-------|----------------|
| 支給額 | 200万円 | 100万円 | 50万円 |

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

④ 支援金の支給申請

- ア 申請窓口 市町村
- イ 申請時の添付書面
 - 1) 基礎支援金 災証明書、住民票 等
 - 2) 加算支援金 契約書（住宅の購入、賃借等） 等
- ウ 申請期間
 - 1) 基礎支援金 災害発生日から13月以内
 - 2) 加算支援金 災害発生日から37月以内

⑤ 基金と国の補助

- ア 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し支援金を支給
- イ 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助

(2) 「大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金交付制度」に基づく被災者生活再建支援補助金の支給

① 制度の対象となる自然災害

被災者生活再建支援法第2条第1号に規定する自然災害で次のいずれかに該当するもの

- ア 支援法第2条第2号に規定する政令で定める自然災害を生じさせた異常な自然現象により住宅の被害（その被害が住宅の床上に達しない程度の浸水により生じたものである場合における当該被害を除く。以下同じ。）が発生した場合における、当該自然現象により生じた自然災害（市内における住宅の被害に限る。イにおいて「支援法適用等災害」という。）であって、イの自然災害に該当しないもの

イ 支援法適用等災害による住宅の被害及び当該支援法適用等災害を生じさせた異常な自然現象と異なる異常な自然現象により生じた自然災害による住宅の被害が、同時に若しくは連続して発生し、又は近接した期間内に発生した場合であって、これらの自然災害に対する関係行政機関による一体的な災害応急対策及び災害復旧の実施状況その他の事情を勘案してこれらの自然災害を一の自然災害として取り扱うことが適当であると市長が認めたときにおけるこれらの自然災害（市内における住宅の被害に限る。）

② 制度の対象となる被災世帯

①の対象災害により、

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

ウ 住宅が「半壊」した世帯

エ 住宅の被害が半壊に達しない程度のもので、床上浸水程度の被害を生じた世帯（一部破損世帯）

オ 住宅の床上以上に達した程度の浸水によって土砂、竹木等が堆積したこと等により、その住宅に一時的に居住することができなくなった世帯（床上浸水世帯）

③ 制度の対象となる経費

ア ①の対象災害により②の被害を受けた世帯が支出する住宅の再建に要する経費

イ ①の対象災害により②の被害を受けた世帯が支出する住宅の再建に関連する経費

④ 補助金の限度額（再建に関連する経費の額を含む）

| 再建の方法 | 対 象 者 | 補助限度額 | | | |
|-------|-----------------|-------|------------|-------|--------------|
| | | 全 壊 | 大規模 半 壊 | 半 壊 | 一部破損 床上浸水 |
| 新築・購入 | 支援金を受け取ることができる者 | 150万円 | 100万円 | | |
| | その他の者 | 300万円 | 250万円 | 150万円 | 50万円 |
| 補 修 | 支援金を受け取ることができる者 | 100万円 | 60万円 | | |
| | その他の者 | 200万円 | 150万円 | 150万円 | 50万円 |
| 賃 借 | 支援金を受け取ることができる者 | 75万円 | 40万円 | | |
| | その他の者 | 150万円 | 100万円 | | |

⑤ 補助金の支給申請

ア 申請窓口 市町村

イ 申請時の添付書面 り災証明書 等

ウ 申請期間 市長が別に定める期間

⑥ 府の補助

府の大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業補助金を活用して実施

(3) 「亀岡市被災者住宅修繕等支援事業」に基づく被災者生活再建支援補助金の支給

① 制度の対象となる自然災害

次の全ての要件を満たす自然災害

ア 平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震以後に発生した自然災害

イ 京都府の補助制度の対象とならない自然災害

ウ 次のいずれかに該当する自然災害

(ア) 市内において、次のいずれかの被害が発生した自然災害

① 全壊1棟以上かつ一部破損・床上浸水が合わせて20棟以上

② 半壊（大規模半壊を含む）2棟以上かつ一部破損・床上浸水が合わせて20棟以上

③ 一部破損・床上浸水が合わせて25棟以上

(イ) (ア) の要件に該当しない自然災害であって、(ア) の要件を満たす自然災害と連続し、又は近接して発生した自然災害であるため一体的な自然災害とみなすことが適当であると市長が認めた自然災害、その他自然災害の被害の程度が(ア) の要件に相当すると市長が認めた自然災害

② 制度の対象となる被災世帯

次の全ての要件を満たす世帯

(1) 自ら居住している市内の住宅が全壊・大規模半壊・半壊・一部破損又は床上浸水の被害を受けた世帯

(2) 被災した住宅に代わる住宅を市内で建て替えし、購入し、若しくは賃借し、又は被災した住宅の補修を行って引き続き居住しようとする世帯

③ 制度の対象となる経費

ア ①の対象災害により②の被害を受けた世帯が再建に要した経費の1/3に相当する経費

イ ①の対象災害により②の被害を受けた世帯の再建に関連する経費

④ 補助金の限度額（再建に関連する経費の額を含む）

| 再建の方法 | 補助限度額 | | |
|-------------------|--------|------------------|--------------|
| | 全 壊 | 半 壊 (大規模半壊) | 一部破損 床上浸水 |
| 新 築 購 入 補 修 | 100 万円 | 50 万円 (50 万円) | 10 万円 |
| 賃 借 | | | — |

※ 関連経費は被害程度に関わらず5万円を上限とする（補助金の限度額に含む）

⑤ 支援金の支給申請

ア 申請窓口 亀岡市自治防災課

イ 申請時の添付書面 見積書、被害状況がわかる写真 等

ウ 申請期間 自然災害が発生した日から37月以内

(4) 被災者の住宅再建に係る融資制度の周知

府の大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅支援融資、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資については、府及び関係金融機関と協力し、速やかにその周知徹底を図る。

また、亀岡市被災者住宅修繕等支援事業についても、市広報紙、ホームページ、SNS等を活用して広く周知を行う。

5. 金融措置計画

現地における風水害等災害状況、資金の需給状況等を的確に把握し、府及び関係機関と連絡協調の上、実情に応じて適切な金融上の措置を講じる。

(1) 近畿財務局（京都財務事務所）の措置

① 金融機関の被害状況を調査し、被災店舗などについては、速やかに復旧及び仮営業所の設置等の措置をとらせる。

② 金融上の措置

ア 手形交換の臨時措置

イ 休日営業の措置

ウ 預貯金の払い戻し及び中途解約

エ 現金確保の措置

オ 保険金の支払い及び保険料の払込み猶予

(2) 日本銀行（京都支店）の措置

① 通貨の円滑な供給の確保

市内の金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ市内の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導・援助を行う。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な処置を講ずる。

② 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信の確保を図る。

③ 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるようあっ旋、指導等を行う。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

④ 金融機関による非常金融措置の実施

被災者の便宜を図るため、必要に応じ関係行政機関と協議の上、金融機関に対し、次のような非常措置をとるようあっ旋、指導を行う。

ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取り扱いを行うこと。

イ 被災地に対し定期預金、定期積立等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

ウ 被災関係手形につき、提示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分等の特別措置をとること。

エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

⑤ 各種金融措置に関する広報

金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等については、金融機関と協力し、速やかにその周知徹底を図る。

6. リ災証明書

被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給が迅速かつ的確に行われるよう、住家の被害状況の調査の結果に基づき、早期に被災者にリ災証明書を交付する。

第2章 公共土木施設復旧計画

第1節 計画の方針

災害により被害を受けた公共土木施設の復旧を促進し、復興に寄与するものとする。

《実施担当機関》

土木部、上下水道部、府、関係機関

《対策の展開》

土木部及び上下水道部は、それぞれの所管する公共土木施設等の復旧について、国及び府との連携を図りながら、迅速かつ適切な復旧に努めるものとする。

また、災害復旧事業に必要な資機材等については、あらかじめ関係団体並びに関係業界と「覚書」等を交換し、資材需給、資機材の安定的な供給を受け、被災箇所の早期復旧に努める。

以下に関連する国土交通省及び京都府の復旧計画を記す。

第2節 国土交通省の計画

1. 災害復旧・復興の基本方針

地方公共団体が、地域の災害復旧・復興の基本方針を検討、又は復興計画を作成する場合、公共施設管理者は適切な指導、助言を行うものとする。

被災地方公共団体より、災害復旧・復興対策推進のため、職員の派遣その他の協力を求められた場合は速やかに検討の上、適切に対処するものとする。

2. 災害復旧の実施

(1) 査定の早期実施

災害発生後、河川、道路、都市施設等の早期復旧のため、できる限り速やかに査定を実施して事業費を決定し、早期復旧に努めるものとする。また、民生の安定、交通の確保、施設の増破の防止等のため、特に必要がある場合には、応急本工事を実施するものとする。

広域にわたる大災害の場合、災害査定官は現地において災害発生時の気象、水理及び被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧方針樹立の指導にあたるものとする。

災害査定事務の合理化と、適正かつ迅速な事業の執行を図るため、事前協議の制度を活用し、あらかじめ復旧工法等について査定前に協議調整を行い、現地における査定の迅速な処理、手戻りの防止を図るものとする。

総合単価の適用が可能な場合は、できる限りその活用を図る等、災害査定事務の合理化・簡素化を図るものとする。

(2) 緊急事業の決定

事業費の決定に際しては、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、緊急事業を定めて適切な復旧を図るものとする。

(3) 災害復旧の促進

災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。また、復旧に当たっては、周辺環境の保全へも配慮するものとする。

年度別の復旧進捗度については、事業の規模・難易度、事業の施行能力、地方公共団体の財政状況等を勘案して、早期に、かつ円滑に事業を実施し得るよう国庫負担金の支出等の財政措置について配慮するものとする。

災害復旧の推進のため、被災地方公共団体からの求めにより必要に応じて助言・指導のため職員を派遣するものとする。

所管公共土木施設の被災により生じたがれきの処理に当たっては、災害復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止、又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講ずるものとする。

(4) 再度災害の防止

河川、砂防設備、道路、都市施設等の被災施設の復旧に当たっては、原形復旧を基本にしつつも、再度災害の防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

河道の埋塞の著しい場合は、再度災害の発生箇所等について、応急対策を実施するとともに、災害関連緊急事業等により再度災害の防止を図るものとする。

3. 復旧・復興資機材の安定的な確保

災害復旧・復興に必要な資機材について、その需給・価格動向を調査し、資材需給、資機材の安定的な確保に資するものとする。

復興建築用資材の値上がり防止について、関係団体に周知、要請するものとする。

4. 都市の復興

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、災害復旧等の進捗状況を見極めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、計画的に都市の復興を進めるものとする。

復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するものとする。

復興まちづくりにおいては、地方公共団体が行う専門家の派遣等、住民が参加するまちづくり活動を支援するものとする。

住民の早急な生活再建の観点から、住民の合意を得るように努めつつ、市街地の面的整備や防災に資する各種都市施設の総合的・一体的整備等により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

第3節 京都府の計画

1. 概要

災害により被害を受けた、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」並びに「同法施行令」に規定する建設交通部及び文化環境部所掌の公共土木施設（河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、下水道、公園）並びに街路、都市排水施設等の都市施設の復旧をするに当たっては、次に示す事業を行い、迅速かつ適切な復旧を図る。

また、災害復旧事業に必要な資機材等について、あらかじめ関係団体並びに関係業界と「覚書」等を交換し、資材需給、資機材の安定的な供給を受け、被災箇所の早期復旧に努める。

2. 復旧事業の計画

(1) 査定の早期実施

災害発生後、公共土木施設の早期復旧のため、できるだけ速やかに査定を実施して復旧のための事業費を決定する。民生の安定、交通の確保、施設の増破防止等のため、特に必要がある場合には応急工事を実施する。

(2) 応急工事の実施

被災施設の重要度、被災状況等を勘案のうえ、応急仮工事または応急本工事を実施し、被害を最小限にとどめ、民生の安定、交通の確保を図る。

(3) 災害復旧の促進

① 公共土木施設災害復旧事業

本事業の施行は、河川等災害復旧工事及び河川等災害関連工事は3箇年、災害復旧助成工事は4箇年（但し、災害復旧助成工事が30億円以上の大規模なものは5箇年以内）に完了するよう必要な措置を講ずる。

本事業の標準進捗率は、初年度85%、第2年度14%、第3年度1%である。なお、再度災害を防止するため、河川等災害関連工事等を積極的に導入する。

② 単独災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とならない災害復旧事業については、単独災害復旧事業として復旧の促進を図る。

なお、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用を受ける小災害（1か所当たり80万円以上120万円未満）については、小災害復旧事業として復旧の促進を図る。

(4) 再度災害の防止

地形や地盤の変動等被災後の状況の変化、被災原因等を勘案のうえ、被災施設を原形に復旧することが不可能な場合、または原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合には、これに代わるべき必要な施設を設けて、再度災害の防止を図る。

さらに、再度災害の防止を図る観点から、災害復旧事業とあわせて、施設の新設又は改良を行うことが必要と認められるものについては、災害関連事業等を積極的に導入する。

また、災害関連事業等については、災害復旧事業と並行して進捗しうるよう必要な措置を講ずる。

第3章 農林業施設復旧計画

第1節 計画の方針

「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」及び「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき災害復旧事業に対して補助を行い農林家の経営の回復、安定を図る。

第2節 計画の内容

1. 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(1) 補助の対象となる施設

1 箇所の事業費が40万円以上の次の施設

- ① 農地
- ② 農業用施設 公共的かんがい排水施設、農業用道路等
- ③ 林業用施設 公共的な次の施設
 - ア 林地荒廃防止施設（地方公共団体の維持管理に属するものを除く。）
 - イ 林道
- ④ 共同利用施設 農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会の所有する共同利用施設

(2) 補助率

① 一般災害

| 区 分 | | 普通補助率 | 高率補助率 | | |
|-------------|-----------|--------|-------|------|------|
| | | | 1 次 | 2 次 | |
| 農地農業用施設 | 農 地 | 50% | 80% | 90% | |
| | 農 業 用 施 設 | 65% | 90% | 100% | |
| | 関 連 事 業 | 50% | — | — | |
| 林業用施設 | 林地荒廃防止施設 | 65% | — | — | |
| | 林道 | 奥地幹線林道 | 65% | 90% | 100% |
| | | その他林道 | 50% | 75% | 85% |
| 漁 業 用 施 設 | | 65% | 90% | 100% | |
| 共 同 利 用 施 設 | | 20% | — | — | |

高率補助率は次の要領により適用される。

ア 農地農業用施設

一戸当たりの事業費が8万円を超え、15万円以下の部分には1次高率、15万円を超える部分には2次高率がそれぞれ適用される。

イ 林道

被災林道の既設延長1m当たりの事業費が1,000円を超え、1,200円以下の部分には1次高率、1,200円を超える部分には2次高率がそれぞれ適用される。

② 連年災害

ア 農地農業用施設

その年を含む過去3箇年の合計事業費が1戸当たり100,000円以上で、かつその年の事業費が1戸当たり40,000円以上となる場合は、前項アの高率補助率を適用する。

イ 林道

その年を含む過去3箇年の合計事業費が1m当たり1,100円を超え、かつその年の事業費が1m当たり500円以上となる場合は、前項(2)イと比較して有利な方を適用する。

2. 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律

激甚災害に指定された災害の復旧事業については次の特別措置がある。

(1) 農地農業用施設

第1の補助率の適用後の1戸当たりの事業負担額が20,000円以上の場合はその負担額について次の補助率が嵩上される。

| 一戸当たりの負担額 | 嵩上補助率 |
|------------------------|-------|
| 10,000円を超え20,000円以下の部分 | 70% |
| 20,000円を超え60,000円以下の部分 | 80% |
| 60,000円を超える部分 | 90% |

(2) 林道

第1の補助率適用後の事業費負担額が1m当たり180円を超える場合はその負担額について次の補助率を嵩上する。

| 1m当たりの負担額 | 嵩上補助率 |
|------------------|-------|
| 110円を超え200円以下の部分 | 70% |
| 200円を超え500円以下の部分 | 80% |
| 500円を超える部分 | 90% |

(3) 共同利用施設

次の補助率が適用される。

| 区分 | 一箇所当たりの工事 | 補助率 | |
|-------|-----------|-----------|------------|
| | | 40万円までの部分 | 40万円を超えた部分 |
| 激甚地域内 | 13万円以上 | 40% | 90% |
| 激甚地域外 | 40万円以上 | 30% | 50% |

3. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

(1) 補助の対象となる施設

1箇所の事業費が60万円以上の次の施設（但し、都道府県及び指定市の場合は120万円以上）

① 林地荒廃防止施設：山林砂防施設（立木を除く。）又は海岸砂防施設（防潮堤を含み立木を除く。）

② 地すべり防止施設：地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設

(2) 国庫負担率

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第4条の規定による

第4章 教育及び文化財等の復旧計画

第1節 計画の方針

災害により被害を受けた学校等の施設等の迅速な復旧を図るとともに、学校等における教育活動の早期再開に努める。

また、被災地に存在する文化財については、現地調査に基づいて復旧計画を定め実施する。

第2節 学校等の施設の復旧計画

災害発生後、できる限り速やかに現地調査を実施し、復旧計画を策定の上、迅速かつ円滑な復旧事業の実施に努める。復旧事業計画の策定に当たっては、原形復旧を基本とするが再度の災害を防止する観点から耐震性の向上等可能な限り改良復旧に努める。

1. 市の学校等及び附属機関

市が行う復旧事業について、府は計画策定に関して指導助言を行うとともに、文部科学省と連絡調整を行う。また市の要請に基づき、必要に応じて技術職員の派遣等技術的支援を行う。

2. 府立学校その他の教育機関

小被害の復旧については、府教育庁の指示により府立学校等において実施し、大災害の復旧については、直接府教育庁において実施する。

第3節 教育活動の再開

1. 被災地域の学校等においては、被災後、可能な限り早期に教育活動を再開できるよう努める。
また、学校等が避難所となった場合においては、管理部と密接に連携をとり、避難者の状況に十分配慮しつつ、教育活動が早期に再開できるよう努める。
2. 学校教育活動が正常に実施されるまでの間、教育委員会と密接な連携をとり、被害の状況や地域の実情等を踏まえて休校や短縮授業等の適切な応急教育を実施する。また、学校施設等が使用できない場合は近傍の学校施設等を利用することも考慮する。
3. 教育活動の再開に当たって、児童生徒等及び教職員に対する援助を行うため、次の事項について適切な措置を講じる。
 - (1) 災害に伴う「就学困難な児童及び生徒に係る就学援助についての国の援助に関する法律（昭

和31年法律第40号)」、「学校保健法(昭和33年法律第56号)」、「学校給食法(昭和29年法律第160号)」による補助金に関すること。

- (2) 災害に伴う「特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)」による就学奨励費に関すること。
- (3) 災害を受け、就学困難になった生徒に対する「日本育英会法(昭和59年法律第64号)」による学資貸与金に関すること。
- (4) 被災教職員に対する救済措置に関すること。

4. 児童生徒等及び教職員の健康管理

被災後、外傷後ストレス障がい等児童生徒等や教職員の心身の健康状態を把握するとともに、心身の健康が保てるよう努める。

また、被災により、精神的に大きな被害を受けた児童生徒等の心の健康の問題に対応するため、心の健康相談活動等の支援体制を整備する。

第4節 文化財等の復旧計画

被災地に存在する文化財については、文化財担当部署等により現地調査を行い、被害状況、復旧に要する経費、復旧方法等を調査するとともに、調査結果に基づいた復旧計画を定め実施する。

また、埋蔵文化財包蔵地上に位置する建物、道路等が被害を受けた場合、復旧時には埋蔵文化財包蔵地の保護に留意する。

第5章 災害復旧上必要な金融その他資金調達計画

第1節 計画の方針

市町村に対する財政措置並びに農林漁業者及び団体に対する資金融資等について定める。

第2節 市町村に対する措置

市町村が災害にかかった施設を原形に復旧するにあたり、府は市町村に対し次に掲げる災害復旧事業債及び地方交付税を中心とする財政措置を行うものとする。

1. 災害復旧事業費

- (1) 補助災害復旧事業債
- (2) 単独災害復旧事業債
- (3) 公営企業等災害復旧事業債
- (4) 火災復旧事業費
- (5) 災害による特別措置債
 - ア 歳入欠かん等債
 - イ 公共土木等小災害債
 - ウ 農地等小災害債

2. 災害を受けた市町村のする一次借入金の借入れあっ旋

災害を受けた市町村が一時に多額の資金を必要とする場合、府は市町村のする一時借入金の借入れについて近畿財務局、大阪郵便局及び各種金融機関に対し速やかな金融措置を要請するとともに、市町村に対しそれらの資金の効果的使用を指導するものとする。

第3節 農林業関係融資

1. 天災融資法に基づく融資

- (1) 経営資金
 - ① 貸付対象者

天災により著しい被害を受けた専業又は第1種兼業等の農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体

② 貸付限度

ア 原則

| | |
|----------------|---------|
| 個人 | 200万円 |
| (激甚災害の場合) | 250万円 |
| 法人(政令で指定されたもの) | 2,000万円 |

| | |
|----------------------------------|---------|
| イ 果樹栽培者、家畜等飼養者、水産養殖業者、漁船購入の場合等個人 | 500万円 |
| (激甚災害の場合) | 600万円 |
| 法人(政令で指定されたもの) | 2,000万円 |

| | |
|-----------|---------|
| ウ 漁具の購入資金 | 5,000万円 |
|-----------|---------|

③ 償還期限

6年以内(激甚災害の場合7年以内)

④ 貸付利率

| | |
|------------------|-------------|
| 特別被害地域の特別被害農林漁業者 | 年3パーセント以内 |
| 3割被害農林漁業者 | 年5.5パーセント以内 |
| その他一般被害農林漁業者 | 年6.5パーセント以内 |

(2) 事業資金

① 貸付対象者

天災により著しい被害を受けた農協、漁協、森林組合及びその連合会

| | | |
|---------|---------|---------|
| ② 貸付限度額 | 一般の場合 | 激甚災害の場合 |
| 組合 | 2,500万円 | 5,000万円 |
| 連合会 | 5,000万円 | 7,500万円 |

③ 償還期限

3年以内

④ 貸付利率

年6.5パーセント以内

(3) 事務手続

- ① 当該府広域振興局長は天災発生後速やかに被害を受けた管内市町村における農林業者等の融資希望額をとりまとめ府農林水産部長に報告するとともに特別被害地域に該当すると認められるときはその資料を提出する。
- ② 知事は国と協議し国から融資限度額の割当てを受け、特別被害地域指定の承認を受けたときは、速やかに当該地域を告示し、当該府広域振興局長に管内市町村における融資枠を通知する。
- ③ 当該市町村長は、融資枠の配分を受けたときは、融資機関とこの事業の運営に必要な契約を結び、農林業者等の被害認定等貸付けに必要な措置をとる。
- ④ なお、事業資金の貸付けの対象となる組合、連合会の被害認定については当該府広域振興局長が行う。

2. 株式会社日本政策金融公庫の融資

| 貸付対象者 | 貸付金の種類 | 貸付けの条件 | | | |
|--------------------------|----------------|---|-------------------------|------|------------------------------|
| | | 貸付金の限度 | 償還期間 | 据置期間 | 利率(年利) |
| 認定農業者、一定の所得要件を満たすその他の農業者 | 農林漁業セーフティネット資金 | 600万円 (簿記記帳を行っている者に限り、「特認」による所定の範囲内での拡大あり) | 10年以内 (据置期間を含む。) | 3年以内 | 0.30～0.45% (平成27年1月22日現在) |

(1) 事務手続き

借入に当たっては、希望者は借入申込書、経営安定計画書その他添付書類（市発行のり災証明書等）を公庫京都支店又は農協等（府信農連等が受諾金融機関）に提出する。

3. 農業近代化資金に対する上乗せ利子補給

| | |
|--------|--|
| 貸付対象者 | 知事が指定した天災により被害を受けた農業者及びその組織する団体 |
| 貸付限度額 | 個人1,800万円～共同利用施設15億（農業近代化資金と同じ） |
| 償還期限 | 個人7～18年、共同利用施設7～20年（農業近代化資金と同じ） |
| 対象事業 | 農業近代化資金の内、農業近代化資金助成法施行令第2条の表第1号から第4号に掲げる資金（災害の都度、知事が定める） |
| 貸付利率 | 借入当初5年間無利子（以後は農業近代化資金と同じ） |
| 補助金交付先 | 市町村（市町村が金融機関に利子補給） |
| 利子補給期間 | 5年間（以後の貸付利率は、近代化資金と同じ） |
| 負担割合 | 府 50%、市町村50% |

(1) 事務手続き

- ① 知事は、当該天災による被害が著しく、農家経済に及ぼす影響が大であると認めた場合、資金の対象となる天災である旨の指定を行う。
- ② 指定を受けた天災によって損失を受けた農業者等は、融資機関に借入申込書を提出し、融資機関は利子補給承認申請書を市町村に提出する。
- ③ 市町村は、融資に係る意見書を添付して知事に提出する。

第6章 住宅復興計画

第1節 京都府の計画

1. 一般民間住宅について

災害時において一般民間住宅については独立行政法人住宅金融支援機構が実施する災害復興関連融資制度に係る業務を行う。

また、状況に応じて、独立行政法人住宅金融支援機構の協力を得て「住宅相談窓口」を設置し、被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に応じるとともに、復興に資する情報を提供する。

2. 災害公営住宅の整備について

一定規模の災害が発生した場合、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に賃貸するため災害公営住宅の整備を行う場合は公営住宅法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律の規定により国はその整備に要する費用の一部について補助することになっている。

(1) 対象

公営住宅法第8条の規定により

- ① 地震、暴風雨、洪水、高潮その他異常天然現象により住宅が滅失した場合、被災全域でその戸数が500戸以上又は一市町村の区域内で200戸以上若しくはその区域内の住宅戸数の1割以上であるとき。
- ② 火災により住宅が滅失した場合、その戸数が被災全地域で200戸以上又は1市町村の区域内の住宅戸数の1割以上であるときの災害の場合に対象となる。

(2) 整備戸数の限度

滅失住宅戸数の3割以内

(3) 補助率

建設・買取費の2/3（建設又は買取りの場合）

住宅共用部分工事費及び施設工事費の2/5（借上げの場合）

(4) 整備の手順

- ① 住宅災害速報の提出（災害発生後10日以内）
- ② 住宅災害現況の現地調査
- ③ 災害公営住宅整備計画書の提出
- ④ 住宅滅失戸数の査定

(5) 激甚法適用の場合

（災害対策基本法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）

① 対象

激甚法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合に対象となる。

- ② 整備戸数の限度
滅失住宅戸数の5割以内
- ③ 補助率
建設・買取費の3/4（建設又は買取りの場合）
住宅共用部分工事費及び施設工事費の2/5（借上げの場合）
- ④ 整備の手順
公営住宅法の場合と同じ。

第2節 独立行政法人 都市再生機構の計画

台風等の異常な自然災害により、賃貸住宅及び分譲住宅等の譲渡物件（建設中のものを含む。）に被害を受けた場合、災害によって滅失又は毀損したものを原形に復旧することを原則とする。

ただし、将来の災害に対して住宅等の敷地、構造又は設備が保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認められる場合においては予算の範囲内かつ必要最小限において原形復旧を超える改良措置又は新たな危険防止措置を講ずる。なお分譲住宅について譲渡前は賃貸住宅に準じ譲渡後は譲受人の負担において復旧処理を行わせる。

第7章 中小企業復興計画

第1節 計画の方針

被災中小企業の再建を促進するため、その事業の再建に必要な資金の円滑な融通等について定める。

第2節 計画の内容

1. 近畿経済産業局の計画

- (1) 資金需要の把握
- (2) 政府関係金融機関等の貸付手続、条件等の配慮
- (3) 金融の特別措置についての周知徹底

2. 京都府の計画

災害を受けた中小企業に対してその状況に応じてその都度判断し対策を講じてゆく。

その内容としては、

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等政府関係金融機関及び地元金融機関に対し復旧融資の金融措置並びに借入金の返済及び手形不渡処置の延期ができるように依頼する。
- (2) 特に必要な場合にあつては、保証料、利子補給等を行い、制度融資の促進を図る。
- (3) 府産業支援センター（府中小企業技術センター、府織物・機械金属振興センター、（公財）京都産業21）、各広域振興局に災害復旧に係る緊急相談窓口を設け、融資相談等に応じ、復旧資金の金融円滑化に対処する。

第8章 激甚災害の指定に関する計画

第1節 計画の方針

府は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

第2節 激甚災害に関する調査

《実施担当機関》

府、各部

《対策の展開》

1. 市町村の被害状況

知事は、市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせる。

2. 調査の協力

市は、府が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

3. 調査の迅速化

関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

第3節 激甚災害指定の促進

知事が激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係部長は国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図る。

第9章 租税の徴収猶予及び減免の措置並びに郵便関係補助

第1節 租税等の徴収猶予及び減免の措置

国、府及び市は、風水害等災害により被災者の納付すべき国税及び地方税の納付が困難な場合に、特別な措置を講じる。

《実施担当機関》

調査部、国、府

《対策の展開》

1. 期限の延長

納税者が地震災害により申告、申請、請求、その他書類の提出、又は納付若しくは納入に関する期限までこれらの行為をすることができないと認めるときは、知事及び市長は当該期限の延長を認めるものとする。（地方税法第20条の5の2、京都府府税条例第17条、亀岡市税条例18条の2）

2. 徴収の猶予

納税者又は特別徴収義務者がその財産について風水害等災害を受けた場合、その地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、知事及び市長は1年以内の期間に限り、その徴収を猶予するものとする。（地方税法第15条）

3. 減免

風水害等災害の実情に応じて、知事は、事業税、自動車税等の減免措置を、市長は、市民税、固定資産税等の減免措置を速やかに講ずるものとする。（京都府府税条例第42条の20の2、第43条の2の3、第56条、第63条の3、亀岡市税条例第51条、第68条）

第2節 郵便関係補助

災害が発生した場合、被災状況及び被災地の実情に応じて、郵便事業に係る災害特別事務扱い及び援護対策を実施する。

《実施担当機関》

管理部、国、関係機関

《対策の展開》

1. 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、郵便法第19条及び郵便法施行規則（平成15年総務省令第5号）第4条に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

2. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、郵便法第18条に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

3. 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、郵便法第18条及び郵便法施行規則第3条に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

亀岡市地域防災計画
風水害等対策計画編

編集発行 亀岡市防災会議

事務局 亀岡市総務部自治防災課
〒621-8501
亀岡市安町野々神8番地
電話 0771(25)5097
